

# 家計調査のしくみと見方

総務省統計局



## はしがき

少子高齢化や女性の社会進出、長期にわたる景気の低迷や雇用環境の変化など、近年、我が国の経済社会情勢は大きく変動しています。

こうした状況の下、サービス化、多様化、国際化等、国民の消費生活にも様々な変化がみられます。

家計調査は、このような国民生活の実態を把握するため、昭和21年7月から50有余年毎月実施されているもので、その結果は、国や地方公共団体の各種施策の基礎資料や消費者物価指数のウエイトの算定資料として使用されるほか、大学、研究機関、企業、労働団体などで広く利用されています。

この小冊子は、家計調査の結果をよりよく理解し、正しく使っていただけるよう、調査のしくみと見方について分かりやすく解説したものです。

なお、本書について、疑問点や説明の不十分な点など、お気づきのことがありましたら、総務省統計局統計調査部消費統計課(電話(03)5273-1174)に御連絡いただければ幸いです。

平成17年11月

総務省統計局

## 目次

|                      |    |
|----------------------|----|
| 第1 家計調査のしくみ          | 1  |
| 1) 家計調査の目的とその対象      | 1  |
| 2) 調査世帯の選び方          | 3  |
| 3) 調査の流れと法的根拠        | 4  |
| 4) 調査票と調査事項          | 5  |
| 5) 秘密の保護             | 9  |
| 6) 集計の仕方             | 9  |
| 7) 調査結果及びその公表        | 10 |
| 第2 家計調査の家計収支編の見方     | 13 |
| 1 二人以上の世帯の家計収支       |    |
| 1) 家計収支の表し方          | 13 |
| 2) 消費支出の分類           | 23 |
| 3) 世帯区分と地域区分         | 24 |
| 4) 結果表の種類            | 31 |
| 2 単身世帯及び総世帯の家計収支     |    |
| 1) 単身世帯の家計収支の見方      | 32 |
| 2) 総世帯の家計収支の見方       | 36 |
| 第3 家計調査の貯蓄・負債編の見方    | 38 |
| 第4 家計調査結果の利用に当たって    | 43 |
| 1) 結果表を利用する際の一般的注意   | 43 |
| 2) 世帯を対象とする消費に関連する統計 | 51 |
| 3) 供給側からみた消費に関連する統計  | 53 |

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 4) 個人消費動向関連指標として       | 55  |
| 5) 消費水準を測る指標として        | 56  |
| 6) 消費構造の分析             | 58  |
| 第5 家計調査の利用状況           | 63  |
| 第6 家計調査の歴史             | 68  |
| 1) 戦前の家計調査             | 68  |
| 2) 戦後の家計調査             | 69  |
| 3) 戦前と戦後の調査方法の差異       | 72  |
| 4) 戦後の家計調査結果           | 73  |
| ○ 家計消費指数のしくみ           | 75  |
| 付録1 標本調査と標本誤差          | 82  |
| 付録2 比推定                | 84  |
| 付録3 二人以上の世帯の結果の推計方法    | 87  |
| 付録4 単身世帯の結果の推計方法       | 89  |
| 付録5 季節調整               | 91  |
| 付録6 回帰計算と世帯人員調整及び支出弾力性 | 93  |
| 付録7 食料の購入数量と平均価格の推定    | 99  |
| 付録8 調査票様式              | 100 |
| 付録9 結果表一覧              | 108 |
| 付録10 家計調査収支項目分類表       | 111 |
| 付録11 家計調査に関する刊行物       | 172 |
| 付録12 家計調査に関する資料        | 175 |

## 第1 家計調査のしくみ

### 1) 家計調査の目的とその対象

**家計調査は全国の世帯の収入や支出、貯蓄・負債を調査し、社会・経済政策のための基礎資料を提供します**

家計調査は世帯の収入や支出、貯蓄・負債を調査するものです。この調査結果によって、世帯がどのようなものについていくら支出し、収入、貯蓄・負債、世帯人員、職業などの違いによってその支出

の仕方がどう異なっているかなどが毎月明らかにされます。このように家計調査は、国民の生活の実態とその変化を家計の面から明らかにし、いろいろな社会・経済政策の立案や評価の基礎資料として役立っています。

なお、貯蓄・負債については、平成12年までは、貯蓄動向調査によって、毎年12月末現在の貯蓄や負債を家計調査の調査世帯の一部などを対象として調査していましたが、平成14年からは家計調査として調査しています。

**家計調査の調査対象は全国の消費者世帯です**

家計調査の調査対象は全国の消費者世帯（単身の学生などの世帯を除く。）で、平成12年国勢調査によると、調

査対象世帯は約4,557万世帯で世帯総数の約96.8%を占めています。

なお、料理飲食店、旅館又は下宿屋を営む併用住宅の世帯、賄い付の同居人のいる世帯、住込みの営業使用人が4人以上いる世帯、世帯主が長期間不在の世帯、外国人世帯は、世帯としての収入と支出を正確に調べるのが難しいことなどの理由により調査から除外しています。

家計調査の調査対象については、農林漁業を営む世帯が平成11年7月から、単身世帯が14年1月から（13年以前は単身世帯収支調査で把握）調査対象となっています。

## 平成14年1月の家計調査の見直し

平成14年1月から、次の2点を主な改正点として家計調査の見直しを行いました。

### 単身世帯が調査対象に含まれました

平成13年までは、家計調査は二人以上の世帯を調査対象とし、単身世帯の家計収支は平成7年から開始した「単身世帯収支調査」によって把握されてきました。しかし、個人消費動向をよりの確に把握する上で、単身世帯の収支動向の把握がますます重要となってきたことから単身世帯収支調査を家計調査に統合しました。公表される結果の内容はそれまでと変わりませんが、単身世帯と総世帯(単身世帯と二人以上の世帯を合わせたもの)の結果も家計調査の結果として公表されることになりました。

### 貯蓄・負債に関する調査を開始しました

世帯の貯蓄・負債の現在高などは昭和33年から「貯蓄動向調査」によって調査されてきました。しかし、消費動向を把握する上で世帯の貯蓄・負債の状況を家計収支と一体的に把握することがより重要になってきていることから、貯蓄動向調査を廃止し、家計調査の中で世帯の貯蓄・負債の保有状況などを調査することとしました。これにより、貯蓄・負債の状況と家計収支を関連付けた結果が利用できます。なお、貯蓄・負債に関する調査結果は四半期ごとに公表されています。

### 最近の家計調査の変遷

| 集計区分      | 家計収支            |                 | 貯蓄・負債                         | 備考                               |
|-----------|-----------------|-----------------|-------------------------------|----------------------------------|
| 世帯区分      | 単身世帯            | 二人以上の世帯         |                               |                                  |
| 平成7年      | 単身世帯収支調査の開始     |                 | 貯蓄動向調査<br>(12月31日現在)<br><br>↓ | 増加している単身世帯の家計収支の実態把握のため調査対象を拡大した |
| 平成11年(7月) | 農林漁家世帯を調査対象に含める | 農林漁家世帯を調査対象に含める |                               |                                  |
| 平成12年(1月) | 寮・寄宿舍世帯の調査開始    |                 |                               | 若年単身世帯の家計収支のよりの確な把握のため           |
| 平成12年     |                 |                 |                               |                                  |
| 平成14年(1月) | 家計調査に統合される      |                 | 家計調査に統合される                    | 家計調査として、国民全体の家計収支や貯蓄・負債の一体的把握のため |

## 2) 調査世帯の選び方

**調査世帯の選び方は、まず市町村(168市町村)を選び、次の中から調査地区を選び、最後に調査地区から調査世帯(約9,000世帯)を選ぶという層化3段抽出法をとっています**

家計調査は標本調査ですが、調査世帯の選定は次の三つの段階に分けて行っています。

まず第1の段階では直近の国勢調査の結果を用いて、全国の市町村を、地理的位置、人口の大きさ、農林漁家世帯の割合、人口増加率、人口集中地区人

口比率、産業的特色などを考慮してできるだけ同じ性質のグループになるように分けます(これを層化といいます。)。このとき、各都道府県庁所在市はそれぞれ1市で1グループ(1層)とします。そして、各グループから一つずつ合計168の調査市町村を選びます。

次に第2の段階では、各調査市町村から調査地区(単位区と呼んでいます。))を選びます。各市町村内に設けられている国勢調査の調査区(国勢調査における調査員の担当区域で約50世帯含みます。))のうち原則として隣接する二つの調査区をまとめて1単位区とし、全国で合計約1,400の単位区を無作為に選びます。1単位区には約100世帯が含まれています。

第3の段階は、選ばれた単位区の中から調査世帯を選びます。そのため単位区ごとにそこに住むすべての世帯の名簿を作り、調査対象外の世帯を除外した世帯の中から、二人以上の世帯を1単位区から6世帯、単身世帯を2単位区から1世帯、乱数表を使って無作為に選び出します。このような層化を伴う3段階の選定方法を層化3段抽出法といっています。

また、单身専用の大きな寮・寄宿舍に居住する単身世帯については別に全国で12の単位区を設定し、1単位区から6世帯を無作為に選び出します。

こうして、全国で合計約9,000世帯を選びます。

**調査世帯のうち二人以上の世帯は6か月間、単身世帯は3か月間調査します。また、一般の単位区は1年間、寮・寄宿舍の単位区は6か月間経つと、他の単位区に交替します**

こうして選ばれた調査世帯のうち、二人以上の世帯は6か月間、単身世帯は3か月間継続して家計簿を記入してもらい、その後、他の世帯と交替します。この場合、新しく交替する世帯も無作為に選びます。

このように、調査世帯は定期的に交替していきますが、この交替を全国一斉に行うと、交替前の調査結果と交替後の調査結果との間に断層が生じるおそれがあります。そこで、二人以上の世帯が毎月6分の1ずつ、単身世帯が3分の1ずつ交替し、単位区については一般の単位区が毎月12分の1ずつ、寮・寄宿舍の単位区が6分の1ずつ交替していきます。なお、調査市は継続性を重視しつつ、5年ごとに見直しを行っていますが、規模が小さい調査町村は2～6年ごとに所定の方法で交替します。

### 3) 調査の流れと法的根拠

**調査は都道府県を通じて行われ、全国で約110人の指導員と約700人の調査員が調査に従事しています**

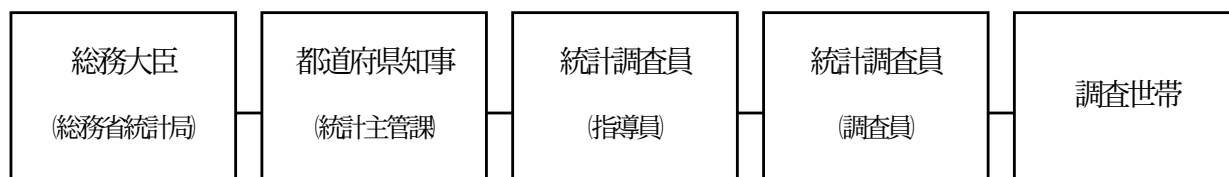
家計調査の調査世帯は全国に及ぶため、実際の調査は都道府県を通じて行われます。総務省統計局では家計調査の企画及び実地調査の方法の説明を行い、また都道府県から送られてきた記

入済み調査票は独立行政法人統計センターで集計されます。都道府県統計主管課には全国で約110名の指導員がおり、調査員の調査事務の指導に当たっています。調査員は全国で約700名いますが、1人の調査員が2単位区を受け持ち、二人以上の世帯を各単位区から6世帯ずつ、単身世帯を両単位区から3か月ごとに交互に1世帯、合計13世帯を担当して実地調査に当たっています。



なお、単身の寮・寄宿舍単位区については、1人の調査員が1単位区を受け持ち、単身世帯6世帯を担当しています。

#### <調査の流れ図>



**家計調査は統計法の規定に基づく指定統計(指定統計第56号)を作成するための調査です**

家計調査は、国の行う重要な統計調査として、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計第56号を作成するための調査(指定統計調査)になっています。具体的な調査方法等は、家計調査規則(昭和50年総理府令第71号)によって定められています。

#### 4) 調査票と調査事項

**調査は家計簿、年間収入調査票、世帯票、貯蓄等調査票の4種類の調査票によって行われます**

調査票には、家計簿、年間収入調査票、世帯票、貯蓄等調査票の4種類があります。このうち、家計簿は毎月前半と後半の2期に分けて記入するようになっており、各調査世帯は二人以上の世帯は6か月間、単身世帯は3か月間継続して記入します。記入の済んだ家計簿は半月ごとに調査員が集めます。

年間収入調査票は、家計簿記入開始月の後半に、調査世帯が記入開始月を含めた過去1年間の収入をまとめて記入し、封筒に入れ密封して調査員に

提出します。

世帯票は、家計簿の記入開始前に調査員が各世帯に質問し、それに基づいて調査員が記入します。

貯蓄等調査票は、二人以上の世帯のみ記入します。調査は、家計簿記入開始後3か月目の前半に、調査世帯がその月1日現在の貯蓄・負債の現在高を記入し、封筒に入れ密封して調査員に提出します。

密封されて提出された年間収入調査票と貯蓄等調査票は、そのまま都道府県に届けられます。

**家計簿には調査世帯が収入と支出を毎日記入します**

家計簿には毎日の収入と支出を記入しますが、個人営業世帯などでは支出のみを記入します。収入は、世帯主の

収入ばかりでなく、その世帯の収入すべてについて、その種類と金額を記入します。また、支出は毎日の買物や料金支払いなど一つ一つについて、品名と用途、金額、数量(二人以上の世帯のみ)を記入します。なお、食料品の購入数量については、家計簿記入開始の1か月目のみ記入します(平成13年以前は全記入期間(6か月間)としていました。)(付録7参照)。

家計調査に使われる家計簿は、一般に家庭で使われているものとは異なっています。第1の違いは、一般の家計簿の多くは支出欄に主食、副食、嗜好品、住居費、被服費などの区分があらかじめ設けられていますが、家計調査の家計簿にはこのような区分がなく、購入した品物や支払った料金など一つ一つを具体的に記入するようになっていることです。このような家計簿を用いているのは、区分ごとに合計金額を計算する手間がかからないことや、品目を細かく分類した調査結果が必要なためです。

第2の違いは、二人以上の世帯は一部の品目について、支出金額だけでなく、購入した数量も記入することです。これは、食料品の購入動向については

数量面からもとらえる必要があるとともに、他の品目についても、平均的な購入単価の変化が高級志向や低価格志向といった消費者の嗜好の変化をみる重要な指標となるためです。

調査世帯が勤労者世帯(世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯)及び無職世帯(世帯主が無職である世帯)の場合は、収入と支出の両方を記入しますが、それ以外の世帯(個人営業の世帯や自由業者の世帯など)では支出面だけを調査し、収入は調査していません。これは商店などの場合、月々の収入を営業上の収入と家計収入に切り離してとらえることが難しいためです。ただし、年間収入の調査は行っています。

**年間収入調査票で過去1年間の収入を調査します。年間収入はすべての世帯について調べます**

家計簿から得られる収入については、次の二つの問題があります。①個人営業の世帯などについては毎月の収入の調査が困難なこと、②夏、冬の賞与などがあり、所得水準をみるには調査期日に家計簿に記入された収入だけでは十分でないことです。これらを補うために昭和37年7月以降、年間収入調査票によって世帯全体の過去1年間の収入を調査しています。その結果は、家計調査の分類で最も基本的な所得階層別の結果を作成するために用いています。世帯は年間収入額を念頭において月々の家計費の支出を行っている面もあるため、月々の家計費の動きを年間収入額と関連づけてみることは、家計分析上重要です。

**世帯票では、世帯員の年齢、職業や住宅の状況などを調べます**

世帯票では家計の消費行動に関連する世帯及び世帯員の属性を調べます。すなわち、各世帯員の年齢、性別、勤め先の事業内容とその企業規模、仕事の内容(職業)などのほか、住居の面積や

所有関係などの調査を行います。この世帯票と家計簿や貯蓄等調査票とを組み合わせて、例えば世帯主の年齢、世帯人員によって家計費や貯蓄や負債の保有状況がどのように異なっているかを分析することができます。

**二人以上の世帯については、貯蓄等調査票で調査開始後3か月目の1日現在の貯蓄及び負債を調査します**

貯蓄や負債の保有状況は家計の消費行動に大きな関連があると考えられることから、平成14年からは家計調査の二人以上の世帯すべてに貯蓄等調査票を用いて調査することとなりました。

貯蓄等調査票によって、調査開始(家計簿の記入開始)後3か月目に、貯蓄・負債の現在高及び住宅・土地などの購入計画に関する調査を行います。これにより、貯蓄や負債の保有状況と消費との関連性も明らかになることから、家計の実態をより多角的に把握することが可能となります。

**家計簿による調査ができなかった世帯については、準調査世帯票によって、その理由などを調査します**

調査世帯として選定された世帯のうち、やむを得ない事情から家計簿による調査ができなかった世帯については、上に述べた世帯票の調査事項の一部のほかに、調査ができなかった理由と、二人

以上の世帯については1か月の家計費総額を調査員が準調査世帯票により質問調査します。この準調査世帯票による調査の目的は、家計調査の結果全体が受ける影響、偏りの大きさを測ることにあります。なお、家計簿による調査ができなかった場合は、これに代わる世帯を再度、無作為に選び出します。

## 5) 秘密の保護

**調査事項の内容については統計法によって秘密が保護されています**

以上述べたように家計調査では、家計上の細かいことを調べるため、その内容が他人に漏れるようなことがないよう、統計法によって、調査員をはじめとする

調査従事者が、調査世帯について知り得たことを他人に漏らすことを固く禁じており、記入内容が他人に知られるという心配はありません。総務省統計局に送られてきた調査票は、倉庫に厳重に保管され、集計が終了した後は溶解しています。

さらに、調査票は、統計上の目的以外に使用してはならないということも統計法に定められています。

## 6) 集計の仕方

**調査の終わった調査票は総務省統計局に送られて集計されます**

各世帯が記入し終えた調査票は、調査員が収集し、都道府県で審査した後、総務省統計局へ送られてきます。毎月

約9,000の調査世帯が記入した家計簿は膨大な量になります。そのため毎月前半と後半の2期に分けて収集し、集計しています。集計は独立行政法人統計センターで行われます。

家計簿に記入された収入と支出、1行1行の記入について、金額、数量(二人以上の世帯のみ)及びその品目に対応した「収支項目符号」を入力し、迅速に集計されます。なお、収支項目は付録10に掲げたように約550項目にのぼっています。一方、貯蓄等調査票に記入された貯蓄・負債現在高は光学式文字読み取り装置(OCR)で読み取られ集計されます。

こうしてまとめられた各世帯の収入と支出及び貯蓄・負債現在高を、世帯票から得られた世帯の属性(世帯人員、住居の所有関係、世帯主の年齢、職業

など)や年間収入調査票から得られた年間収入による所得階層区分のデータと組み合わせて、例えば、所得階層別、貯蓄現在高階級別、世帯主の年齢階級別、世帯人員別、世帯主の職業別、世帯主の勤め先企業規模別などの結果を集計しています。

## 7) 調査結果及びその公表

**集計結果はさまざまな区分に分けて集計されます**

調査結果には、家計収支編と貯蓄・負債編の2つの大きな区分があります(貯蓄現在高階級別の収入と支出の集計は、貯蓄・負債編に区分されます)。

家計収支編はさらに、二人以上の世帯、単身世帯、総世帯の3つの区分に分かれます。二人以上の世帯の結果については、昭和38年から比較可能な「農林漁家世帯を除く」結果と平成12年からの系列として「農林漁家世帯を含む」結果の2つの系列があります。総世帯の結果は、家計調査のすべての調査対象(二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)と単身世帯)を統合した結果です。貯蓄・負債編は二人以上の世帯のみ調査・集計しています。

なお、二人以上の世帯、単身世帯、総世帯の各区分は、さらにその内訳として、「勤労者世帯」、「勤労者以外の世帯」に区分されています。

**二人以上の世帯の結果は調査月の翌月の末に「速報」として公表し、その詳細は「月報」及び「年報」として刊行します**

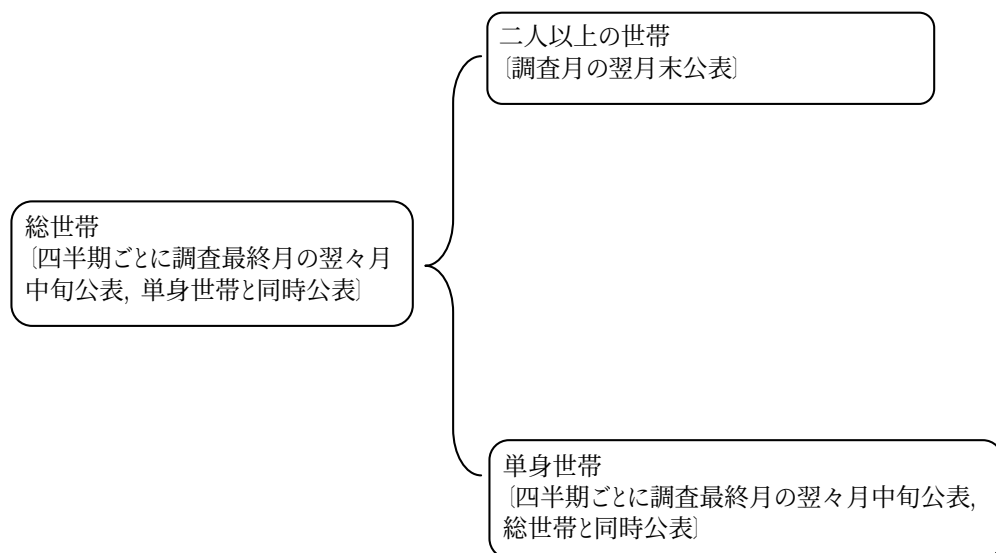
家計調査の家計収支編の結果は、二人以上の世帯の結果については原則として調査月の翌月（例えば1月調査分の結果は2月）の末に「速報」結果を公表し、「確報」は印刷物として公表します。また、単身世帯及び総世帯の結果については原則として四半期ごとの調査最終月の2か月後の中旬に四半期結果を公表します。貯蓄・負債に関する調査の結果は四半期ごとの調査最終月のおおむね4か月後に四半期結果を公表します。

刊行物としては、月別の二人以上の世帯の家計収支の結果を中心に収録する「家計調査報告」（月報）、年平均の結果を収録する「家計調査年報<<家計収支編>>」及び「家計調査年報<<貯蓄・負債編>>」を刊行しています。

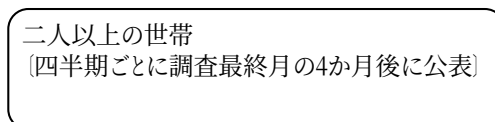
なお、公表と同時にインターネットでの結果提供も行っています。

## 図 家計調査の集計区分と公表体系

### 家計収支編



### 貯蓄・負債編





## 第2 家計調査の家計収支編の見方

### 1 二人以上の世帯の家計収支

ここでは主に農林漁家世帯を除く結果を用いて説明します。

#### 1) 家計収支の表し方

**家計調査の結果表で最も基本的な表章事項は家計収支に関するもので、どのような収入が家計に入り、それが何に使われたかが分かるようになっています**

家計調査の結果は世帯の属性別や年間収入階級別など種々の結果表にまとめられていますが、基本となる表章事項は、家計収支に関するものです。その一例を次のページに掲げました。実際の結果表は内容が細かいのですが、

全体像が分かるように、大まかにまとめた表にしてあります。

結果表の数字を見る場合は、収支の1か月当たりの平均の金額だけでなく、欄外に例示してある世帯人員、有業人員、世帯主の平均年齢などにも注意する必要があります。次のページの表では、1世帯当たりの世帯人員を平均すると3.48人であるということ、有業人員を平均すると1.63人ということ、世帯主の年齢を平均すると46.4歳になるということが分かります。したがって、この表の数字を家族構成の異なる個々の世帯の家計費と比較したり、世帯単位でなく個人単位の調査、例えば、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」で調べている収入の数字と比較したりする場合には、十分注意する必要があります。

さて、次のページの表にある項目及びこの表から簡単な計算で導き出せる統計数値について、説明しましょう。

表 1世帯当たり1か月間の収入と支出(平成16年平均 全国・勤労者世帯)

|            |           |           |           |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 世帯人員       | 3.48人     |           |           |
| 有業人員       | 1.63人     |           |           |
| 世帯主の年齢     | 46.4歳     |           | (単位:円)    |
| 収入         |           | 支出        |           |
| 実収入        | 530,028   | 実支出       | 415,899   |
| 経常収入       | 520,749   | 消費支出      | 330,836   |
| 勤め先収入      | 501,122   | 食料        | 72,025    |
| 世帯主収入      | 436,616   | 住居        | 20,804    |
| 定期収入       | 369,417   | 光熱・水道     | 20,909    |
| 臨時収入       | 2,050     | 家具・家事用品   | 10,419    |
| 賞与         | 65,149    | 被服及び履物    | 14,893    |
| 世帯主の配偶者の収入 | 55,507    | 保健医療      | 11,531    |
| 他の世帯員収入    | 8,999     | 交通・通信     | 47,218    |
| 事業・内職収入    | 2,902     | 教育        | 19,714    |
| その他の経常収入   | 16,725    | 教養娯楽      | 33,710    |
| 特別収入       | 9,279     | その他の消費支出  | 79,613    |
|            |           | 非消費支出     | 85,063    |
|            |           | 勤労所得      | 16,842    |
|            |           | 個人住民税     | 12,411    |
|            |           | 他の所得税     | 7,618     |
|            |           | 社会保険料     | 48,036    |
|            |           | その他の非消費支出 | 155       |
| 収入以外の収入    | 403,957   | 支出以外の支出   | 521,571   |
| 預貯金引出      | 362,364   | 預貯金       | 405,830   |
| 保険取金       | 4,144     | 保険掛金      | 35,318    |
| 有価証券売却     | 301       | 有価証券購入    | 1,338     |
| 借入金        | 9,228     | 借金返済      | 39,223    |
| 分割・一括購入    | 26,994    | 分割・一括購入   | 24,815    |
| 財産の売却      | 481       | 財産の購入     | 14,142    |
| その他        | 445       | その他       | 904       |
| 繰入金        | 74,133    | 繰越金       | 70,649    |
| 収入総額       | 1,008,118 | 支出総額      | 1,008,118 |

注) 農林漁家世帯を除く

第1の4) (5ページ) で述べたように、勤労者世帯及び無職世帯以外の世帯については月々の収入を調査していないため、消費支出とその内訳のみが集計されています。したがって、勤労者世帯と勤労者以外の世帯を合わせた全世帯についての結果表も消費支出とその内訳のみが集計されています。

## ＜世帯に関するもの＞

世帯人員…… 世帯主及びその家族のほか、食事と住居を共にする親戚の子供など家計を共にしている者を世帯員とみなします。しかし、家族であっても、遊学中の子女、長期間入院している人、また、間借人のように家計が別になっている人は世帯員に含めません。

有業人員…… 世帯員の中で勤めている人、自営業を営んでいる人及び家族従業者を有業者とします。

世帯主……… 名目上の世帯主ではなく、その世帯の家計上の主たる収入（年金なども含む。）を得ている人で、必ずしも戸籍上の世帯主と一致するとは限りません。

## ＜収入の部＞

実収入……… 一般に言われる税込み収入で、世帯員全員の現金収入を合計したものです。経常収入と特別収入から成り、経常収入には勤め先収入（世帯主収入、世帯主の配偶者の収入及び他の世帯員収入）、事業・内職収入、農林漁業収入、他の経常収入（財産収入、社会保障給付及び仕送り金）が含まれ、特別収入には受贈金及びその他の実収入が含まれます。

なお、給与などの銀行振込みについては、給与を現金でもらってすぐに預貯金したとみなし、金額を家計収入として計上し、その後、銀行などへ預け入れたとみなします。

実収入以外の収入… いわば見せかけの収入で、預貯金引出、財産売却、保険取金（保険金など）、借入金など、現金が手元に入るが、一方で資産の減少、負債の増加を伴うものです。月賦や掛買いでの購入額（借入金の部分）もここに含まれます。

繰入金…………… 前月から持ち越した世帯の手持ち現金です。

収入総額…………… 収入総額は、実収入のほかに、実収入以外の収入、前月からの繰入金など見せかけの収入を含んでいます。したがって、世帯の実際の収入の動向をみるのには実収入ないし可処分所得（18ページ参照）を使わなければなりません。収入総額は、以下の支出総額に一致します。

## ＜支出の部＞

実支出…………… 消費支出と非消費支出を合計した支出です。

消費支出…………… いわゆる生活費のことで、食料、衣料、電気・ガスなど日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額をいいます。ただし、月賦又は掛買いの場合、購入時に一括して支払ったとみなします。消費支出は、食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽及び「その他の消費支出」の10大費目に大別されます。

なお、各項目の金額には、消費税が含まれています。

### ＜カード類の扱い＞

用途が明確なカード類（テレホンカード、ビール券など）は、消費をその都度把握するのが困難なため、購入時に消費したものとみなします。また、汎用性のある商品券などは、現金とみなし、使用時に消費したものとします。

また、クレジットカードでの購入は月賦又は掛買いとして取り扱っています。

非消費支出…………… 税金（勤労所得税、住民税、固定資産税などの直接税や登録免許税など）や社会保険料（厚生年金掛金、健康保険料、共済

組合掛金など) など消費者の自由にならない支出です。

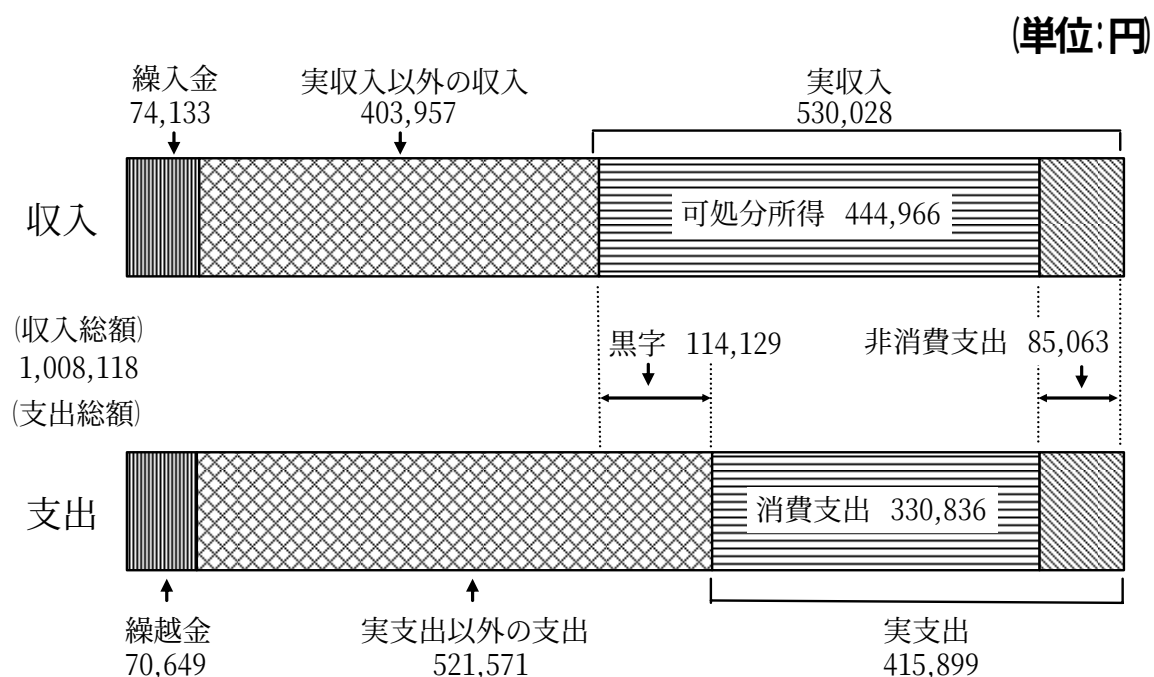
実支出以外の支出… いわば「見せかけの支出」で、預貯金、投資、財産購入、借金返済など、手元から現金が支出されるが、一方で資産の増加あるいは負債の減少を伴うものです。例えば、住宅の購入や住宅ローンの返済などはここに含まれます。

また、給与の金融機関への振込みは、一度、全額をもらって(実収入) から、金融機関へ預け入れ(実支出以外の支出の預貯金) したとします。

繰越金…………… 月末における世帯の手持ち現金残高です。

支出総額…………… 支出総額は実支出、実支出以外の支出、翌月への繰越金を合計したものです。支出総額には翌月への繰越金を含んでいるので、家計支出を分析するには支出総額でなく、実支出あるいは消費支出をみなければなりません。

**図 1世帯当たり1か月間の家計収支バランス**  
(平成16年平均 全国・勤労者世帯)



注) 農林漁家世帯を除く

## ＜可処分所得, 黒字など＞

可処分所得＝実収入－非消費支出

実収入から税金, 社会保険料などの非消費支出を差し引いた額で, いわゆる手取り収入のことです。これは, 実収入のうち実際に消費や貯蓄に回ることができる(可処分)部分で, 購買力の強さが測れます。

黒字＝実収入－実支出＝可処分所得－消費支出

実収入と実支出との差が黒字です。マイナスの場合は赤字ということになります。これは可処分所得から消費支出を差し引いた額とも同じです。さらに, 黒字は預貯金, 保険, 財産, 有価証券, 繰越金などの純増額と借金, 月賦, 掛買いなどの純減額との合計としても表されます。

これは,

実収入＋実収入以外の収入＋繰入金

＝実支出＋実支出以外の支出＋繰越金

という等式が成立しているので,

実収入－実支出

＝(実支出以外の支出－実収入以外の収入)＋(繰越金－繰入金)

となるためです。

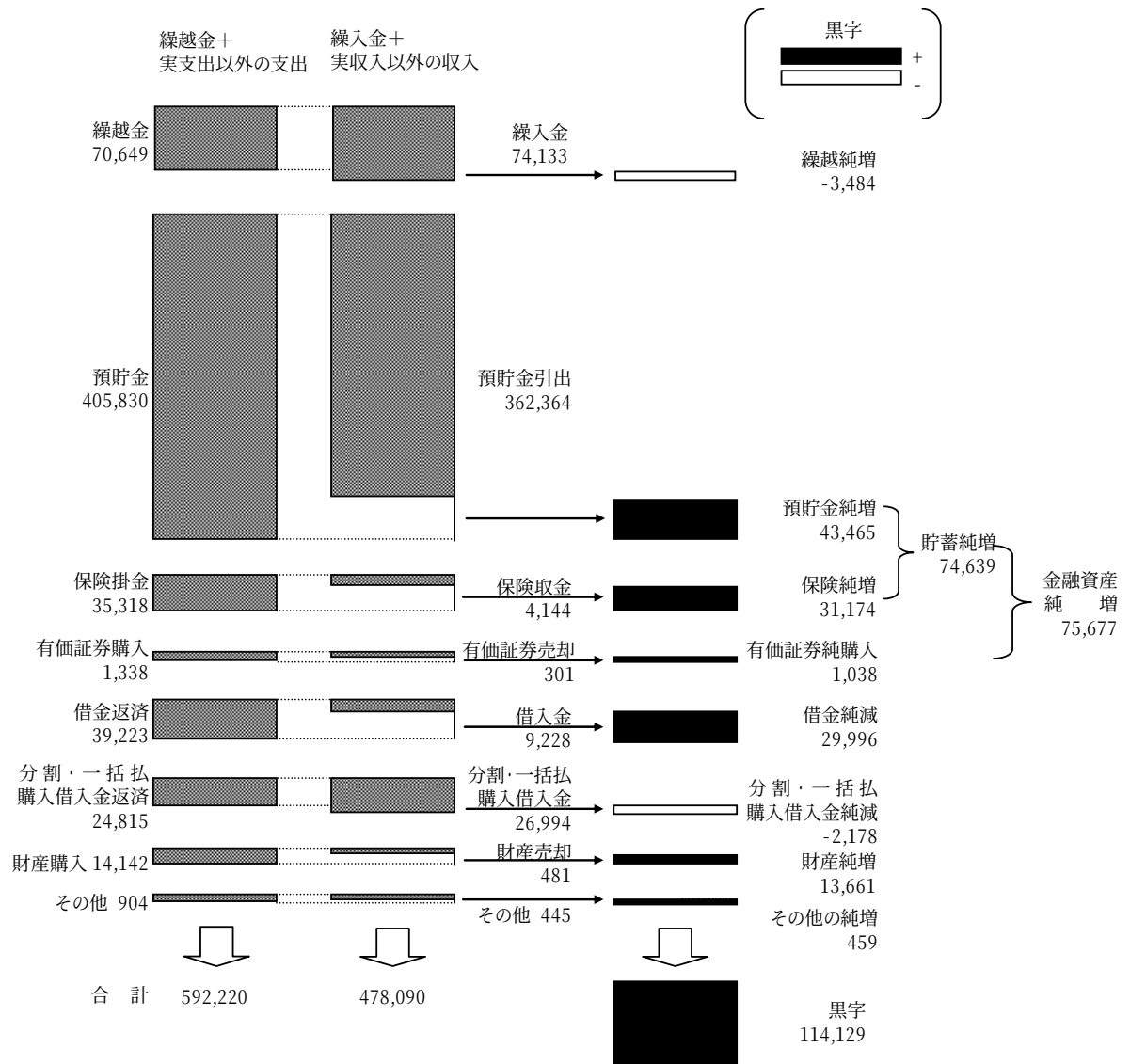
貯蓄純増＝(預貯金－預貯金引出)＋(保険掛金－保険取金)

黒字は家計の余裕を示す指標だといえますが, そのうち預貯金と保険の純増減を合わせて貯蓄純増と呼んでいます。

家計収支編では, その世帯における一定期間の貯蓄の純増減が得られますが, 現在高は分かりません。世帯の貯蓄現在高は貯蓄・負債編をみる必要があります(38ページ参照)。

図 1世帯当たり1か月間の黒字の内訳  
(平成16年平均 全国・勤労者世帯)

(単位:円)



注) 農林漁家世帯を除く

## <各種比率>

エンゲル係数… 消費支出に占める食料費の割合で、生活水準を表す一つの指標と考えられています。

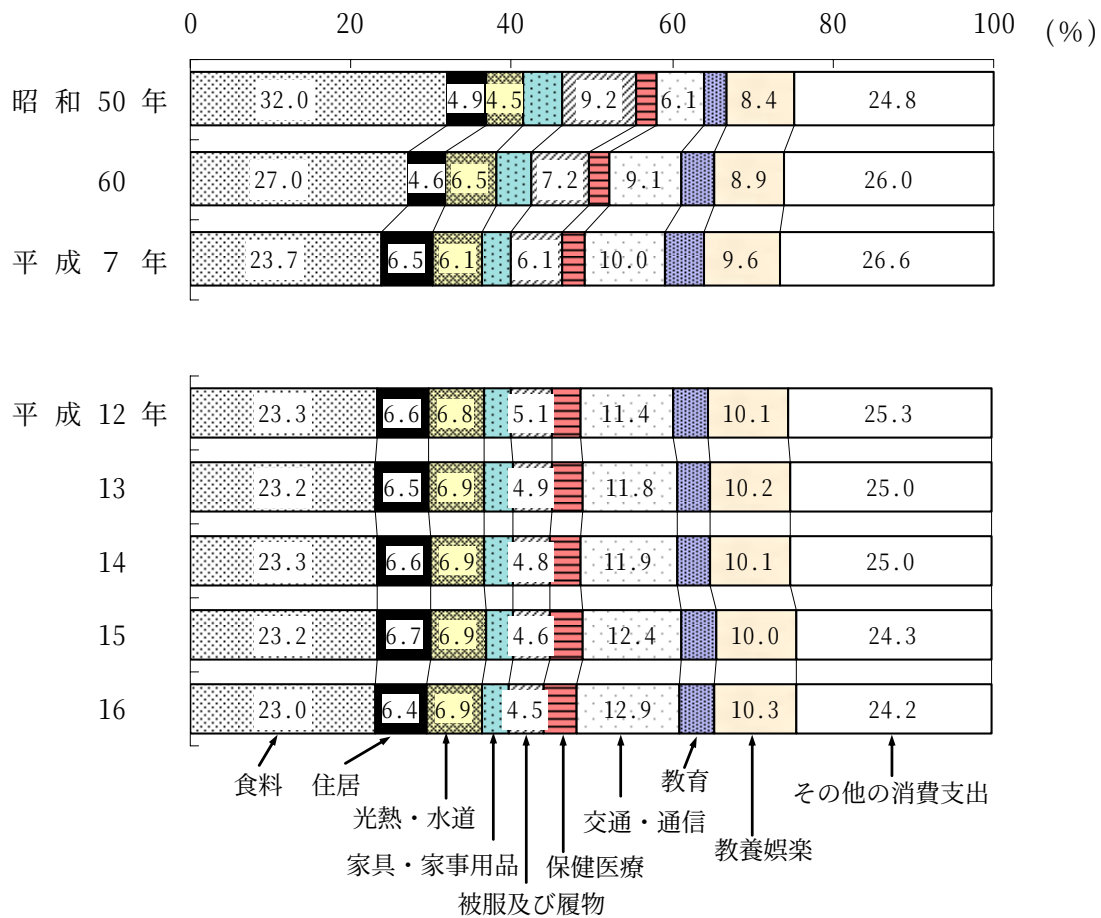
$$\text{エンゲル係数 (\%)} = (\text{食料} \div \text{消費支出}) \times 100$$

一般にエンゲル係数が低いほど生活水準が高いとされます。例えば、全国・全世帯の平成16年平均の年間収入五分位階級別(29ページ参照)の結果では、収入の最も低い第Ⅰ階級が27.5%, 最も高い第Ⅴ階級が20.2%となっています。しかし、この係数を単身世帯と比較する場合や、地域別や諸外国と比較する場合には、食料消費やその他の習慣が異なることや、食料の物価と食料以外の物価などとの関係を考慮して使う必要があります。

構成比…………… エンゲル係数と同様にして、食料のほか、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、「その他の消費支出」及びそれらの内訳項目の消費支出に対する割合(構成比)を求めて、家計の分析に使います。この結果を時系列的に見ると、国民生活の変化を反映して、食料の割合(エンゲル係数)や被服及び履物などの割合が低下し、交通・通信、教養娯楽の割合が上昇傾向を示していることがわかります。構成比は実収入についても計算して、収入の分析に使います。



図 消費支出内訳の構成比の推移 (全国・全世帯)



注) 農林漁家世帯を除く

黒字率…………… 黒字率 (%) = (黒字 ÷ 可処分所得) × 100

平均貯蓄率… 家計調査では可処分所得に対する貯蓄純増の割合を平均貯蓄率としています。

平均貯蓄率 (%) = (貯蓄純増 ÷ 可処分所得) × 100

金融資産純増率… 貯蓄純増に有価証券購入と有価証券売却との差 (有価証券純購入) を加えたものを金融資産純増といい、これを可処分所得で除して得た値を金融資産純増率としています。

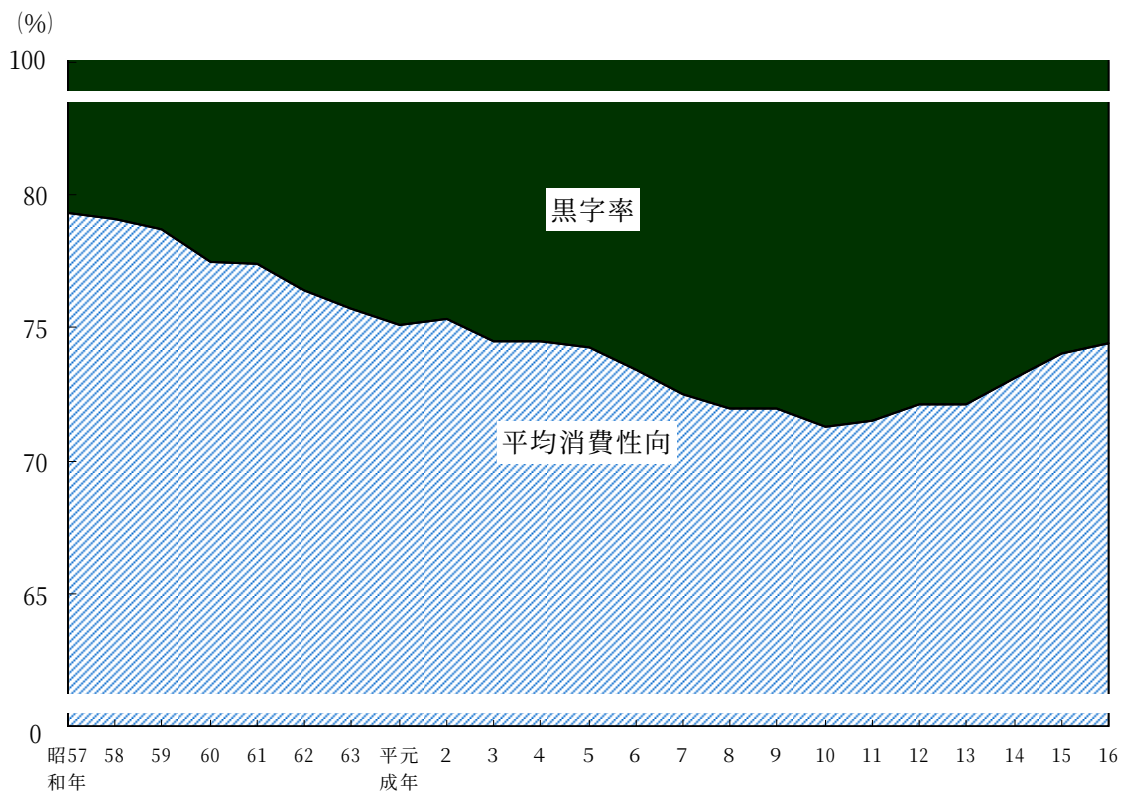
$$\text{金融資産純増率(\%)} = (\text{金融資産純増} \div \text{可処分所得}) \times 100$$

平均消費性向… 可処分所得に対する消費支出の割合を平均消費性向といいます。

$$\text{平均消費性向(\%)} = (\text{消費支出} \div \text{可処分所得}) \times 100$$

平均消費性向は、第1次石油ショックの後、昭和57年以降長期間にわたり低下傾向にありましたが、平成11年以降、上昇傾向がみられます。

**図 平均消費性向と黒字率の推移 (全国・勤労者世帯)**



注) 農林漁家世帯を除く

## 2) 消費支出の分類

**消費支出の分類には、用途分類と品目分類があります**

家計調査では、分析の目的に応じた結果の利用ができるように、消費支出の内訳について購入した財(商品)やサー

ビスを二つの異なった分類で集計しています。すなわち、用途分類と品目分類です。

### 〔用途分類〕

購入した財(商品)やサービス用途に従って分類する方法です。

例えば、世帯で購入する酒類は、世帯内で消費する場合と贈答品として使う場合があります、それぞれ違う目的をもっています。そこで、家計調査の用途分類では、財(商品)あるいはサービスを購入目的に応じて分類する方法をとり、交際のための費用(世帯外の人に対して支出する贈答、接待費)だけをまとめて交際費とし、交際費以外については、付録10の収支項目分類に基づいて分類しています。

### 〔品目分類〕

用途に関係なく同じ商品は同じ項目に分類する方法です。

例えば、贈答用として購入した菓子は、用途分類では交際費の中に分類されますが、品目分類ではその用途のいかんにかかわらず食料の中に分類されます。

**家計収支に関する主な結果表は用途分類を用いて集計され、支出に関する詳しい表は品目分類によって結果がまとめられています**

用途分類の結果表では、肉類なら生鮮肉と加工肉までで、それ以上細かい品目については結果が示されていません。しかし、品目分類の表では、消費支出を更に品目別に詳しく分けてその購入数量、支出金額、平均価格を掲げて

います。例えば、肉類なら牛肉、豚肉、鶏肉、合いびき肉、他の生鮮肉、ハム、ソーセージ、ベーコン、他の加工肉というように細かく分類されて結果数字が出されています。品目分類では約550の項目に分類されています（付録10参照）。

なお、食料品の購入数量については、前述のように平成14年からは家計簿記入開始の1か月目の世帯だけを調べています。そのため、食料品における平均購入数量は、1か月目の世帯から得られる平均価格から推計しています（付録7参照）。

**家計収支の実態を分析するには用途分類、需要分析や需要予測には品目分類のデータを用います**

家計収支の実態を分析する場合には、用途分類によるデータが適しており、地域や世帯区分に関して詳しい結果がまとめられています。

一方、各財（商品）やサービスなどの消費量の推計、需要分析、需要予測などには品目分類によるデータが適しています。

### 3) 世帯区分と地域区分

**基本的な結果表は地域別、都市階級別、収入階級別、職業別などいろいろな区分によってまとめられています**

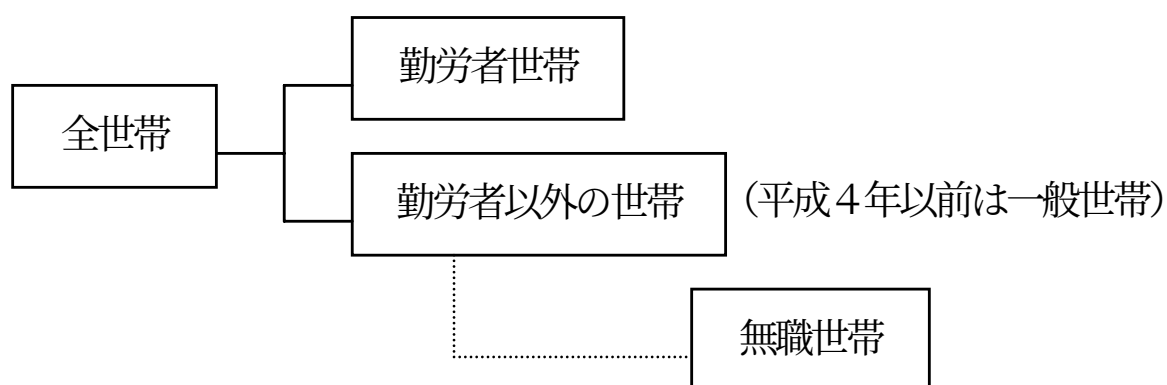
基本的な結果表の構成については前項で触れましたが、実際にはこれを更に詳しく区分する必要があります。例えば、大都市と町村では家計の内容も異なりますし、また、同一収入でも少人数

の世帯と多人数の世帯とでは家計支出やその構成が違ってきます。そのほか、世帯主の職業や年齢、収入の大きさが異なってくると家計支出の仕方が相当違ってきます。そのため、家計調査の結果表もいろいろな区分にまとめられて

います。その主なものは次のとおりです。

## ① 世帯区分

世帯区分…… 家計調査の調査対象世帯は、世帯主の職業によって大きく分けて次のように区分されています。

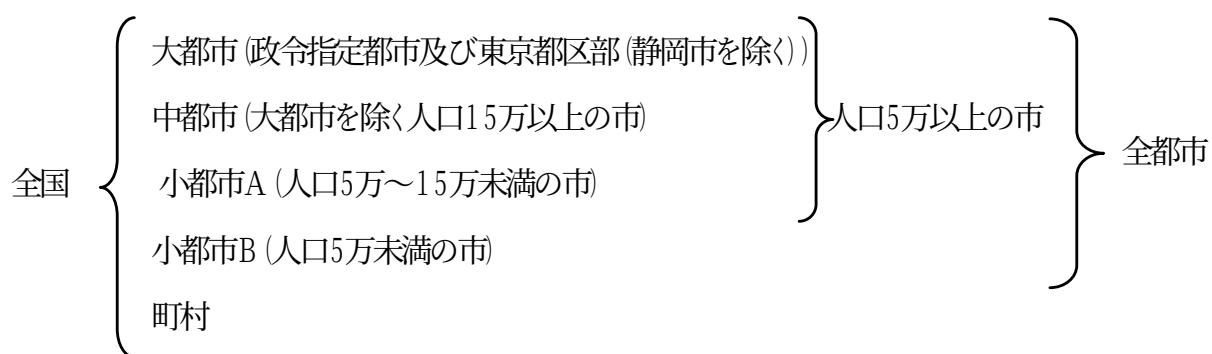


このうち、家計収支のバランスに関する表は勤労者世帯及び無職世帯について集計され(無職世帯については昭和61年から)、その他の世帯については支出のみ集計されているので注意を要します。

「勤労者世帯」は、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯をいいます。ただし、世帯主が社長、取締役、理事など会社・団体の役員である世帯は、「勤労者以外の世帯」に区分されます。また、「勤労者以外の世帯」には世帯主が商人、職人、個人経営者、農林漁業従事者、法人経営者、自由業者、無職などの世帯が区分されます(28ページ③参照)。

## ② 地域区分

都市階級…… 家計調査の結果は、全国平均のほかに人口規模によって次のような区分で表章されています。人口数は平成12年の国勢調査によるものです。



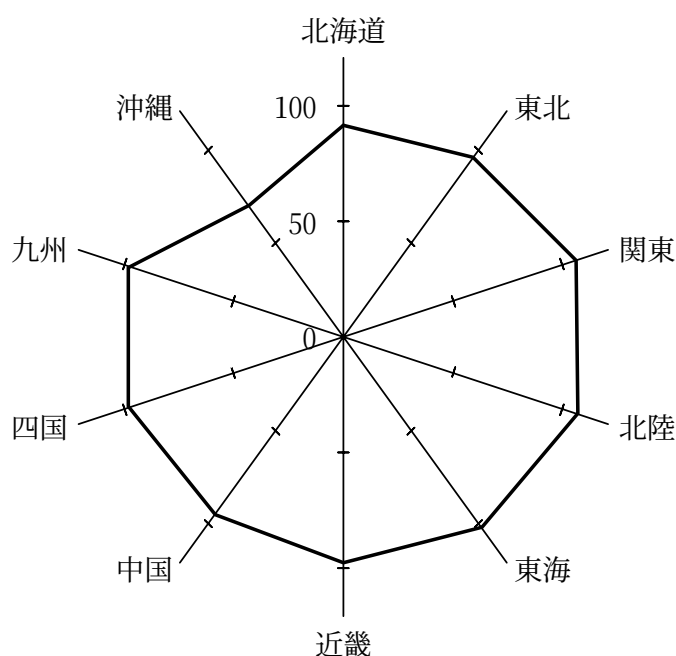
このうち、人口5万以上の市の結果は、家計調査結果を昭和37年以前にさかのぼって時系列的に比較する際に用いられます。「第6 家計調査の歴史」で述べるように昭和37年に調査対象を拡大改正しましたが、改正以前の調査では、人口5万以上の都市のみを調査していました。

大都市とは札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都区部、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市であり、中都市とは大都市を除いた人口15万以上の市、小都市Aとは人口5万以上15万未満の市、小都市Bとは人口5万未満の市です。したがって、「人口5万以上の市」は、大都市、中都市及び小都市Aをまとめたものであり、全都市は人口5万以上の市に小都市Bを合わせて平均したものです。また、全国は全都市に町村を合わせ平均したものになります。なお、平成14年以前は仙台市、さいたま市、千葉市は中都市に含まれていました。

地方区分…… 全国を北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄の10地方に区分して結果を出しています。また、関東、東海、近畿及び九州地方については、関東、中京、京阪神及び北九州・福岡の4つの大都市圏の結果も出しています。

図 消費支出の地方間格差 (平成16年平均 全世帯)

(全国=100)



注) 農林漁家世帯を除く

なお, 各地方に含まれる都道府県は次のとおりです。

北海道地方…北海道

東北地方……青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県

関東地方……茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都,

神奈川県, 山梨県, 長野県

北陸地方……新潟県, 富山県, 石川県, 福井県

東海地方……岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県

近畿地方……滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県

中国地方……鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県

四国地方……徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県

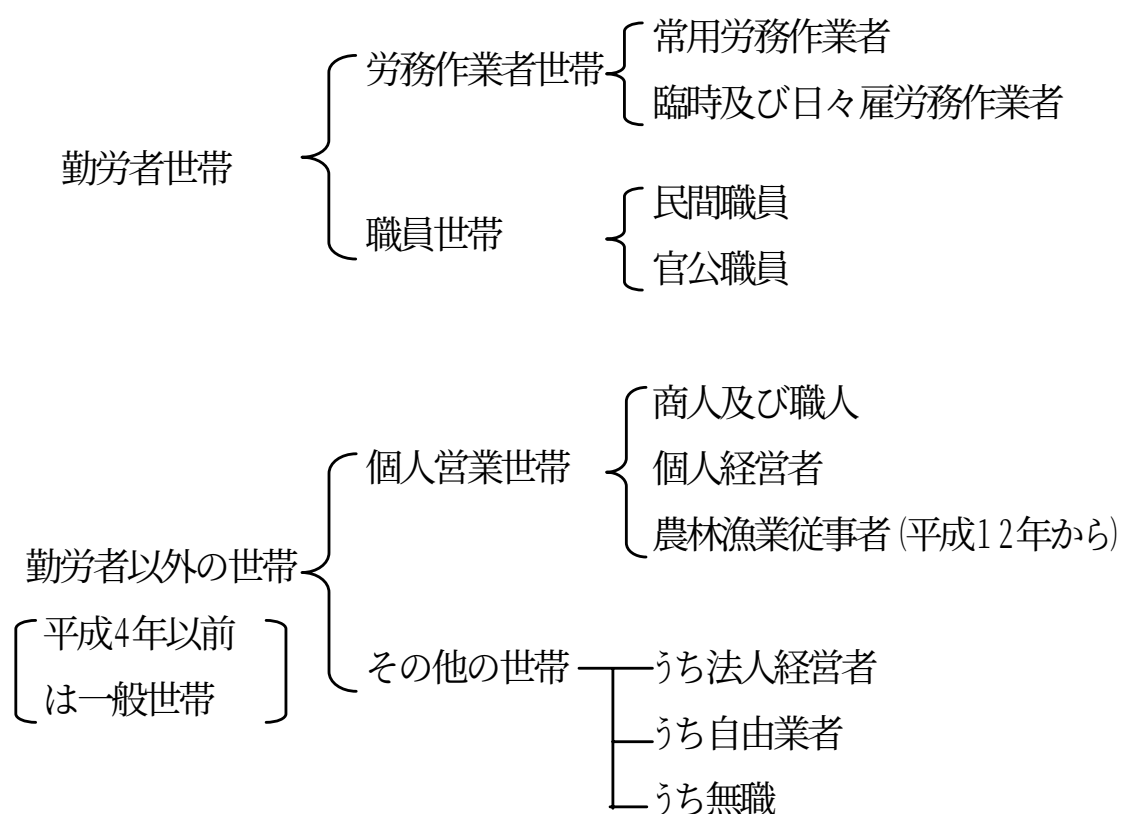
九州地方……福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県

沖縄地方……沖縄県

県庁所在市及び調査市町村別… 利用の便を図るために、以上に述べた都市階級別、地方別の区分のほかに全国47都道府県庁所在市並びに川崎市及び北九州市について個別に結果を表章しています。また、このほか家計調査の調査市町村すべてについてそれぞれ市町村別に年平均の主要な結果をまとめていますが、利用する場合は1市町村当たりの調査世帯数が少ないので注意を要します。

### ③ 世帯属性区分

世帯主の職業別… 次のように世帯主の職業を区分しています。





年間収入階級別… 家計収支を所得階層別にみるために、年間収入の大きさによって区分して表章しています。

年間収入五分位階級別… 所得を相対的水準によって区分した所得階層による家計の違いをみるために考案されたものが年間収入五分位階級です。これは、すべての世帯を収入の低い方から高い方へと順番に並べ、それを世帯数の上で5等分して5つのグループを作り、収入の低いグループから順に、第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲ、第Ⅳ、第Ⅴ五分位階級と呼んでいます。そして、それぞれの階級について収入と支出をまとめたものが年間収入五分位階級別の結果です。所得水準は消費支出や消費支出の構成に影響する最も基本的な要因であるため、家計分析を行う上で欠くことのできない結果表です。なお、この年間収入五分位階級別結果のほかに、年間収入十分位階級別の結果も作成しています。また、標準世帯(夫婦と子供2人の4人で構成される世帯のうち、有業者が世帯主(夫)1人だけの世帯)についての年間収入五分位階級別の結果は、税制改革に伴う家計への影響などの試算にも利用されています。

世帯人員別… 世帯規模の大きさによる家計収支の違いをみるもので、2人から5人までのそれぞれと、6人以上の合計5区分について結果がまとめられています。

世帯主の年齢階級別… 世帯のライフステージに応じて家計収支がどう変化するかをみるために作成しており、年齢5歳階級別(11区分)及び10歳階級別(5区分)の結果がまとめられています。

世帯主の産業別… 世帯主が勤める企業の産業によって、世帯の家計収支の違いをみるもので、①建設業、②製造業、③情報通信業、④運輸業、⑤卸売・小売業、⑥金融・保険業、⑦飲食店、宿泊業、

⑧医療、福祉、⑨教育、学習支援業、⑩他のサービス業(複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)、⑪公務及び⑫その他(農業、林業、漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、不動産業及び分類不能の産業を含む。)の12区分別の結果がまとめられています。

世帯主の勤め先企業規模別… 世帯主が勤める企業の規模の大きさにより区分したもので、①1～4人、②5～9人、③10～29人、④30～99人、⑤100～299人、⑥300～499人、⑦500～999人、⑧1,000人以上、⑨官公及び⑩不明の10区分別の結果がまとめられています。

住居の所有関係別… 持家世帯と借家世帯、借家世帯のうちでも民営借家の世帯と給与住宅の世帯などでは消費構造が大きく違います。このような住居の条件の違いによる家計分析に用いるため、①持家、②民営借家、③公営借家及び④給与住宅の4区分別の結果がまとめられています。

現金実収入階級別… 当該月の現金実収入で区分するもので、18区分に分かれています。

世帯主の定期収入階級別… 消費は年間収入だけでなく毎月決まって入る恒常性のある収入の水準も影響するといわれています。世帯主の定期収入は、恒常性のある月々の収入の主要部分です。世帯主の定期収入階級は18区分に分かれています。

世帯類型別… 核家族世帯、3世代世帯など世帯の構成によって区分したもので、大きくは5区分別の結果がまとめられています。また、このほかに平成3年1月から夫婦共働きの世帯及び高齢者のいる世帯の集計も行われています。

#### 4) 結果表の種類

以上の地域区分や世帯区分を使って、結果表を作成しています(付録9参照)。

なお、結果表は1世帯当たりの1か月間の収入と支出を基本としていますが、この他にも日別の支出に関する結果表があります。この表は平成12年1月から集計を開始(平成7年まで遡及)したもので、消費支出やその内訳について、1日ごとの支出金額を集計したものです。これにより母の日やクリスマスなどの時期の消費行動や、曜日による消費行動の違いについても把握することができます。

また、世帯分布に関する表は、各区分に該当する世帯数の割合を調整集計世帯数を使って表したものです。

調整集計世帯数… 調査世帯の抽出率は全国一律でないため、抽出率の違いを調整しています。基準となる抽出率(1/352:平成12年国勢調査結果による。)を設定し、すべての抽出倍率をそれに合わせて直すために、各地域ごとに係数(調整係数といいます。)を乗じて集計しています。この調整した世帯数が調整集計世帯数です。

なお、平成12年1月から始まった農林漁家世帯を含む集計では、地方別、世帯人員別の世帯数の分布を補正するために、比推定という手法を用いて調整係数を更に補正しています(付録2参照)。

## 2 単身世帯及び総世帯の家計収支

単身世帯及び総世帯の家計収支の見方は、基本的には二人以上の世帯の家計収支と同じですので、「1 二人以上の世帯の家計収支」を参照してください。以下では、単身世帯及び総世帯に特有な点を記しています。

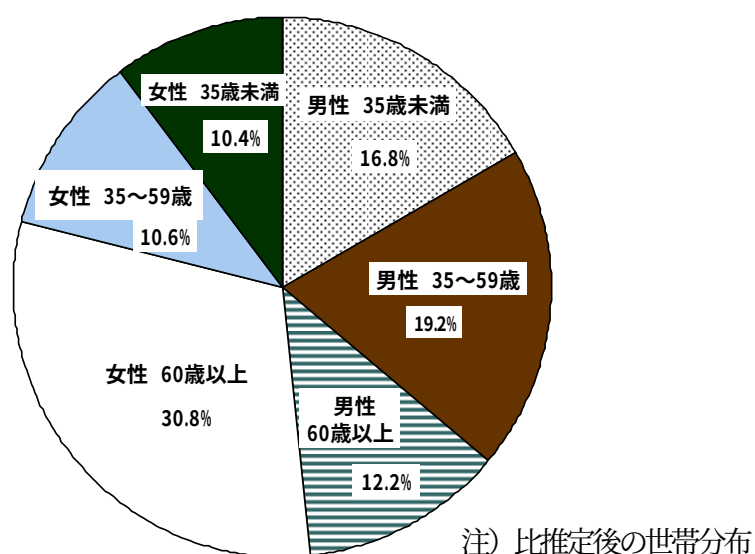
### 1) 単身世帯の家計収支の見方

#### 四半期ごとに結果を公表

二人以上の世帯の結果は、毎月約8,000世帯を調査していることから、毎月公表していますが、単身世帯の結果は、調査世帯数が毎月約750世帯と少ないため、四半期ごとに公表しています。

単身世帯といっても、若年と高齢、男性と女性で消費行動が大きく異なります。単身世帯の世帯分布をみると、男女が約半々となっており、男女を併せた60歳以上の高齢単身者は単身世帯の約4割を占めており、世帯分布の状況を把握した上で利用することが大切です。

図 単身世帯の男女、年齢階級別世帯数構成比  
(平成16年平均 全国・全世帯)



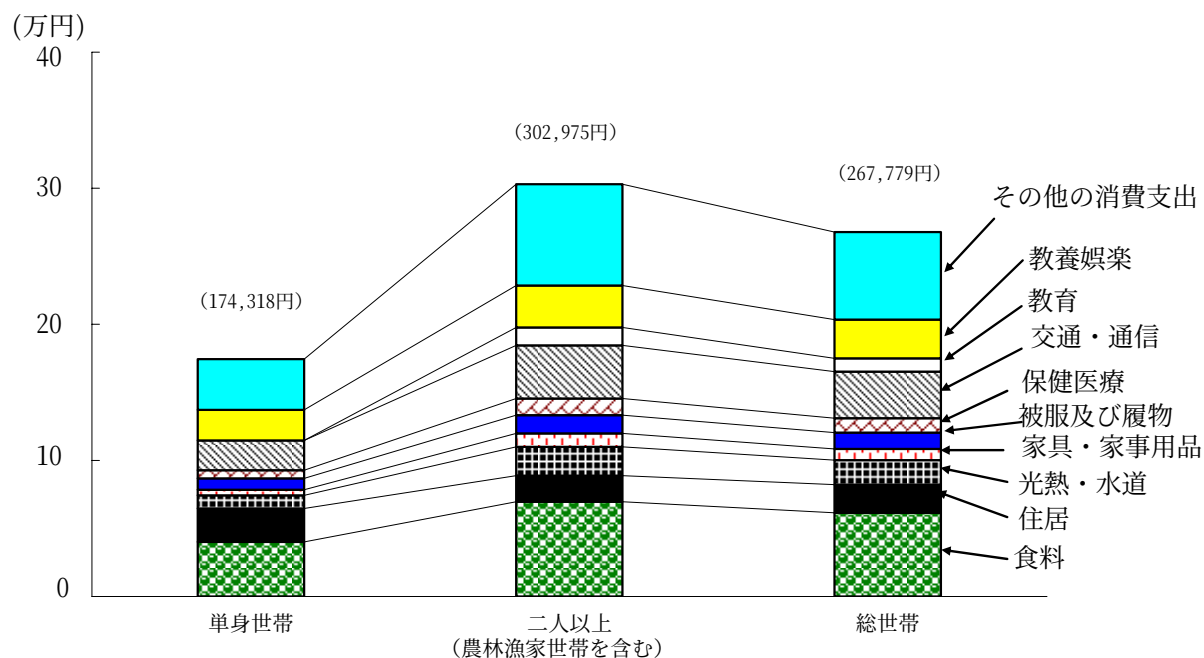
単身世帯の家計収支は、平成13年以前の結果も単身世帯収支調査結果として公表されていますが、現在の単身世帯の結果と比較できるのは、12年以降の結果です。単身世帯収支調査が開始された平成7年から11年までは、農林漁家世帯と大規模な寮・寄宿舎に住む単身世帯が調査されていなかったため、利用に当たっては注意が必要です。

また、平成12年以降公表している四半期結果と年平均結果は、推計方法が異なるため、単純に四半期結果を合算しても年平均結果と一致しない点に注意が必要です（付録2及び4参照）。

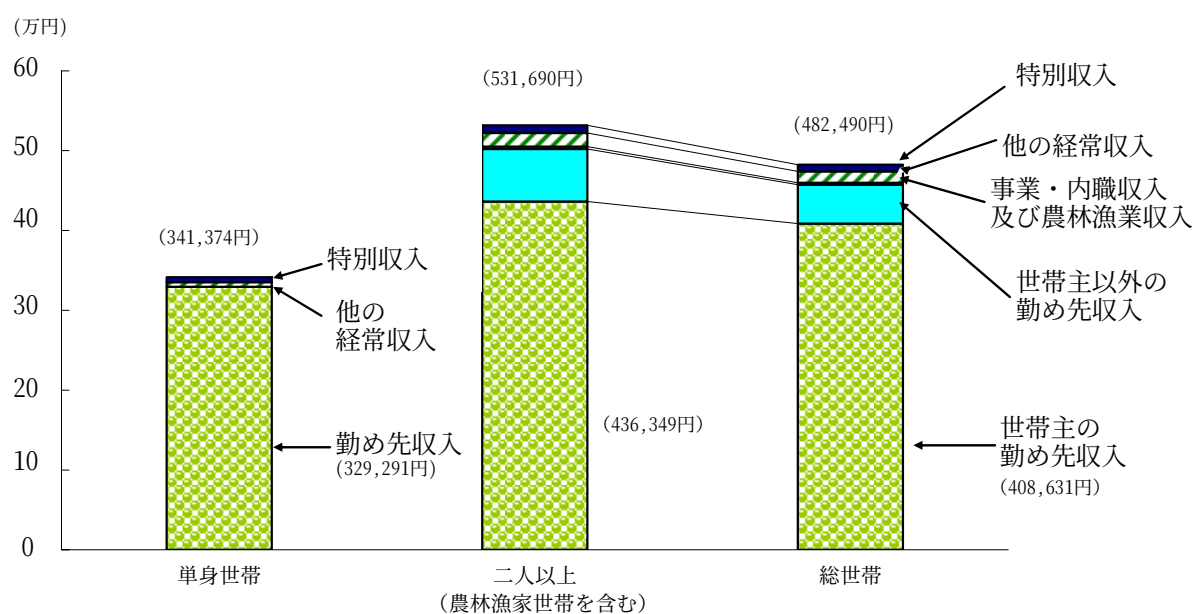
単身世帯の家計収支の特徴は、二人以上の世帯と比較して、支出面では、外食費の割合が高いこと、借家率が高いため住居費の割合が高くなること、学生の単身者は調査対象となっていないため教育費がほとんどないことなどが挙げられます。収入面では、本人のみの収入で世帯員収入がないため、世帯全体の収入は少なくなっています。

このような点にも注意して結果をみる必要があります。

**図 1 世帯当たり1か月間の費目別消費支出の内訳**  
(平成16年平均 全国・全世帯)



**図 1 世帯当たり1か月間の実収入の内訳**  
(平成16年平均 全国・勤労者世帯)



## 結果表の種類

単身世帯であることや調査世帯数の制約などによる、二人以上の世帯の結果表との主な違いは以下のとおりです（付録9及び10参照）。

- ・ 単身世帯は男女や年齢によって消費行動が異なると考えられることから、男女年齢階級別の結果表を作成しています。なお、年齢階級は35歳未満、35～59歳及び60歳以上の3区分を基本としています。
- ・ 地方区分は、二人以上の世帯における10地方を、北海道・東北、関東、東海・北陸、近畿、中国・四国及び九州・沖縄の6地方にまとめています。
- ・ 単身世帯は本人一人であるため、世帯員の構成に関連する結果表はありません。
- ・ 収支項目分類では、寮・寄宿舍などが調査対象となっていることから、賄い費を集計しています。

なお、単身世帯については、主として、報告者負担の軽減の観点から家計簿による数量の調査や貯蓄等調査票による調査を行っていません。その他、調査世帯数の制約から詳細な区分の結果表は作成していません。

## 2) 総世帯の家計収支の見方

**総世帯の結果は我が国のほぼすべての家計の状況を反映しています**

総世帯の結果は、単身世帯と二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)、つまり家計調査で調査されたすべての世帯を対象に集計した結果であり、我が国の

ほぼすべての家計の状況を反映したものになっています。

労働力調査の結果から得られる世帯数分布を基準とした比推定により、単身世帯及び二人以上の世帯を加重平均し、算出しています(付録2参照)。

**四半期ごとに結果を公表**

総世帯の結果は、単身世帯を含んだ結果となっているため、単身世帯の公表

と同時期に総世帯の結果を公表しています。

総世帯の結果は、平成12年から四半期ごとに公表しており、世帯主の基本的属性による用途分類、品目分類及び世帯分布を集計しています。

総世帯の結果は、単身世帯の割合が拡大し、二人以上の世帯の世帯人員が減少傾向にあることから、1世帯当たりの結果とともに、1人当たりの結果も見る必要があります。

## 結果表の種類

総世帯の結果表は、単身世帯と二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)を統合した結果となることから、以下のような特徴があります(付録9参照)。

- ・ 世帯人員別結果では、世帯人員が1人の世帯には単身世帯の結果が、2人、3人、4人、5人及び6人以上の世帯には二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)の結果が表章されています。
- ・ 年間収入五分位階級又は十分位階級の結果は、家計調査のすべての対象世帯(単身世帯と二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む))を年間収入の



低い方から高い方へ並べ5等分又は10等分したものであることから、単身世帯及び二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)の五分位階級又は十分位階級の各々の区分に含まれている世帯とは異なります。

- ・ 単身世帯については、家計簿による数量の調査や貯蓄等調査票による調査を行っていないため、総世帯についても数量に関する結果や貯蓄・負債編の結果はありません。

### 第3 家計調査の貯蓄・負債編の見方

ここでは主に農林漁家世帯を含む結果を用いて説明します。

**二人以上の各世帯について、調査開始後3か月目の1日現在の保有額を調査しています**

貯蓄・負債の保有状況などについては、二人以上の世帯を対象に調査開始（家計簿を記入開始）後3か月目の1日現在で貯蓄等調査票により調査を行います。

家計調査の調査世帯は、1つの世帯を6か月間調査し、毎月6分の1の世帯が交替することになっていますので、貯蓄等調査表も、毎月6分の1の世帯が記入することになります。集計においては、1つの世帯の貯蓄及び負債額は6か月間大きく変化しないものとみなし、1つの調査世帯に6か月間同じ貯蓄等調査票のデータ（3か月目の1日現在で調査された。）が用いられ、四半期ごとに公表が行われます。

貯蓄・負債編には、貯蓄・負債現在高階級別の家計収支、世帯属性別や年間収入階級別の貯蓄・負債現在高など、種々の結果表が含まれています（付録9参照）。

なお、貯蓄・負債については、平成12年まで貯蓄動向調査結果として公表されていますが、これは年末時点の調査結果であるため、家計調査の年平均結果（各年の1月～12月に家計調査の対象となった世帯の貯蓄・負債額）との時系列比較はできません。

**貯蓄には、生命保険や株式なども含まれています**

貯蓄の範囲には、普通預金などいつでも手軽に引き出せる通貨性預貯金、定期預金やスーパー定期などの定期性

預貯金、掛け捨てを除く生命保険・積立型損害保険、株式や貸付信託、利付金融債、国債、公社債投資信託などの有価証券、さらに社内預金などの金融機関外への貯蓄が含まれます。

貯蓄・負債編の結果表の基本的な表章項目は、貯蓄現在高、負債現在高とその内訳になります。

## ＜貯 蓄＞

貯蓄現在高… 郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託などの有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計現在高。

なお、貯蓄は世帯全体のものであり、世帯主の貯蓄だけでなく、その家族の分も含みます。また、個人営業世帯などの貯蓄には家計用と区分ができない事業用も含まれています。

金融機関…… 郵便局、銀行などへの預貯金のほか、生命保険、積立型損害保険に対する払込総額、有価証券の保有額の合計。

通貨性預貯金… 通常貯金、普通預金、当座預金、通知預金及び納税準備預金など。

定期性預貯金… 定額貯金、積立貯金、定期預金、定期積金など。

生命保険など… 民間の保険会社が販売している積立型の生命保険、損害保険（積立型）のほか、農業協同組合などが取り扱っている各種の共済、郵便局で取り扱っている簡易保険（保険商品、年金商品）など。

なお、掛け捨ての生命保険は貯蓄には含めません。

有価証券…… 株式（時価）、債券（額面）、株式投資信託（時価）、公社債投資信託（時価）、貸付信託（額面）、金銭信託（額面）など。

金融機関外…… 金融機関以外への貯蓄のことで、社内預金、勤め先の共済組合への預金など。

（再掲）年金型貯蓄… 郵便局で取り扱っている簡易保険のうち年金商品、信託銀行の個人年金信託、生命保険会社の個人年金保険、勤労

者財産形成年金貯蓄など。

ただし、公的年金や企業年金などは含めません。

(再掲) 外貨預金・外債… 外貨による預金, 外貨建ての生命保険, 損害保険,  
外国株式, 外貨建て債券・投資信託。

## **<負 債>**

負債現在高… 郵便局, 銀行, 生命保険会社, 住宅金融公庫などの金融機関  
からの借入金のほか, 勤め先の会社・共済組合, 親戚・知人から  
などの金融機関外からの借入金の合計現在高。

住宅・土地のための負債… 住宅などの建物や土地のために借り入れた金  
額。

住宅・土地以外の負債… 生活又は事業に必要な資金などのために借り入  
れた金額。

公的金融機関… 郵便局, 住宅金融公庫, 国民生活金融公庫などの政府系  
金融機関のほか, 都道府県や市町村の住宅供給公社などから  
の借り入れ。

民間金融機関… 銀行, 信用金庫, 農業協同組合, 生命保険会社などから  
の借り入れ。

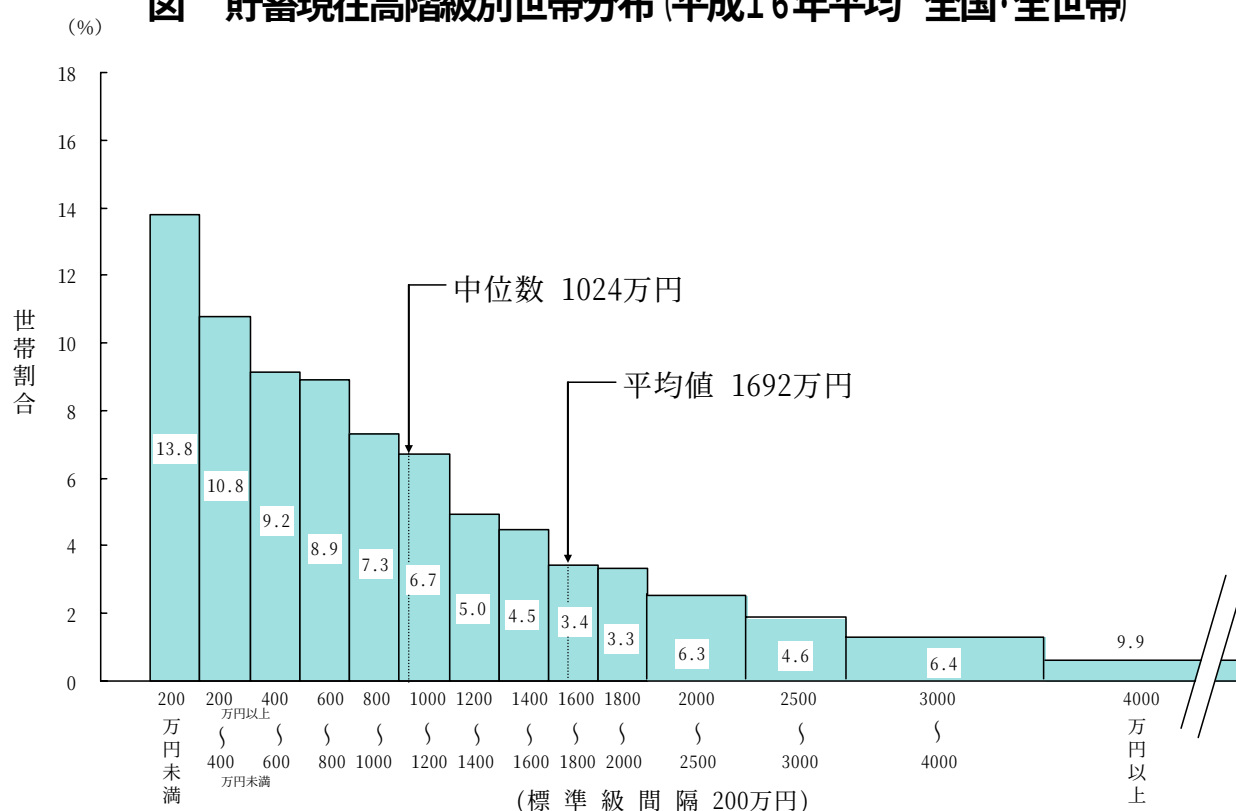
金融機関外…… 社内貸付, 勤め先の共済組合, サラリーマン金融, 質屋,  
親戚・知人などからの借り入れ。

**貯蓄，負債の結果は，平均値だけでなく世帯分布にも十分留意して利用する必要があります**

貯蓄，負債の結果は貯蓄，負債のない世帯も含めたすべての世帯についての1世帯当たりの平均保有額で表されています。家計の現金実収入階級別の世帯分布は平均値よりやや低い方に偏った分布になっています（45ページ参照）が，世帯の貯蓄，負債現在高階級別の世帯分布はより一層低い方に偏った分布になっています。全国・全世帯の平成16年平均の貯蓄現在高についてみると，1世帯当たり平均の貯蓄現在高は1,692万円ですが，貯蓄現在高が200万円未満の世帯が全体の13.8%を占めて最も多くなっています。また，中位数（すべての世帯の真中に位置する世帯の貯蓄現在高）は1,024万円となっています。

貯蓄，負債の結果は貯蓄，負債のない世帯も含めたすべての世帯についての1世帯当たりの平均保有額で表されています。家計の現金実収入階級別の世帯分布は平均値よりやや低い方に偏った分布になっています（45ページ参照）が，世帯の貯蓄，負債現在高階級別の世帯分布はより一層低い方に偏った分布になっています。全国・全世帯の平成16年平均の貯蓄現在高についてみると，1世帯当たり平均の貯蓄現在高は1,692万円ですが，貯蓄現在高が200万円未満の世帯が全体の13.8%を占めて最も多くなっています。また，中位数（すべての世帯の真中に位置する世帯の貯蓄現在高）は1,024万円となっています。

**図 貯蓄現在高階級別世帯分布（平成16年平均 全国・全世帯）**



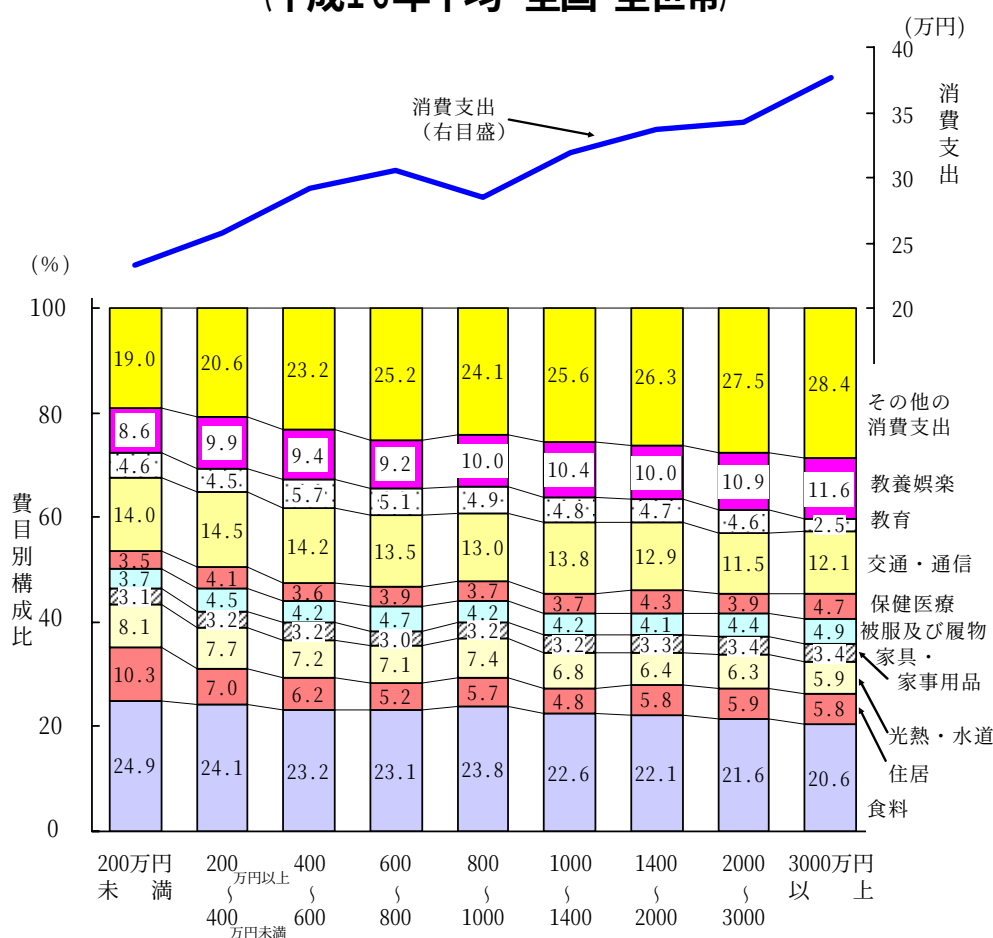
注) 農林漁家世帯を含む

## 貯蓄，負債と家計収支との関係 もみることができます

貯蓄・負債編には貯蓄・負債現在  
高階級別の家計収支を用途分類で集  
計した結果表もあり，金融資産残高と

家計収支の関係を分析できるようになっています。例えば，貯蓄現在高階級別に消費支出をみると，貯蓄が多くなるにしたがって消費支出も多くなっています。費目別の構成比をみると，食料や光熱・水道の割合は貯蓄が多くなるほどおおむね低くなっていますが，教養娯楽や「その他の消費支出」の割合は貯蓄が多くなるほどおおむね高くなっています。

図 貯蓄現在高階級別消費支出及び費目別構成比  
(平成16年平均 全国・全世帯)



注) 農林漁家世帯を含む

## 第4 家計調査結果の利用に当たって

ここでは家計収支編の二人以上の世帯(農林漁家世帯を除く)の結果を中心に、注意事項や関連する事項について説明します。

### 1) 結果表を利用する際の一般的注意

家計調査の場合に限らず、一般に統計表を利用するに当たって、その表が持つ意味あるいは制約というものははっきりつかねておかないと、誤った理解をすることにもなります。そこで、家計調査の結果表を利用する際に、特に注意しなければならない点をいくつか説明しましょう。

**結果表の数字のうち、調査世帯数の少ない項目や、購入頻度の少ない品目の数字は標本誤差が大きくなります**

前に述べたように、家計調査は標本調査ですから、その結果数字は世帯を全部調査して得られる場合のものとは必ずしも一致せず、大なり小なり標本誤差が生じます。例えば、標本数の小さい市町村別あるいは購入の回数が非常に少ない個別の品目(例えば自動車や一部の家具のような耐久消費財)の購入数量や支出金額を利用する場合は、標本誤差が大きいということを念頭に入れておく必要があります。報告書には表ごとに集計世帯数又は購入頻度を掲げてあるので、利用の際はこれらを勘案して見る必要があります(付録1参照)。

**結果表の数字は通常平均値です。平均値は集団全体の代表値として用いられますが、個々の数値の分布状況に留意する必要があります**

家計調査の結果は、調査世帯数などを除けば平均値の結果です。どうして平均値を使うのかということを考えてみましょう。例えば、ここに平均値ではなく個々の世帯の実収入をそのまま一つ残らず網羅した表があるとします。しかし、この

ままの表から実収入について何かの判断を得るということは、おそらく非常に困難なことでしょう。そこで、この表の内容を代表する値(代表値)を工夫することが必要となります。この代表値としては、算術平均値のほか最頻値、中位数、幾何平均値などがあり、通常、算術平均値を用いています。これは、算術平均値が分析する場合に計算が容易で理解し易く、また数学的に便利な点があるからです。

しかし、算術平均値にも問題がないわけではありません。そこで、この平均値の性質について家計調査の結果を例に考えてみます。

前に述べたように、平均値はあくまでも集団全体を一つの数値で代表させたものですが、例えば、全国・勤労者世帯の平成16年4月の実収入は1世帯当たり平均で487,026円で、この平均値以上の世帯数と平均値以下の世帯数は半々でなく、全体の約55.8%の世帯が平均値よりも低くなっています。世帯数を二等分する中位数は455,560円となっています。このように中位数が平均値を下回る場合平均値は実感よりも高めに感じられる傾向があります。

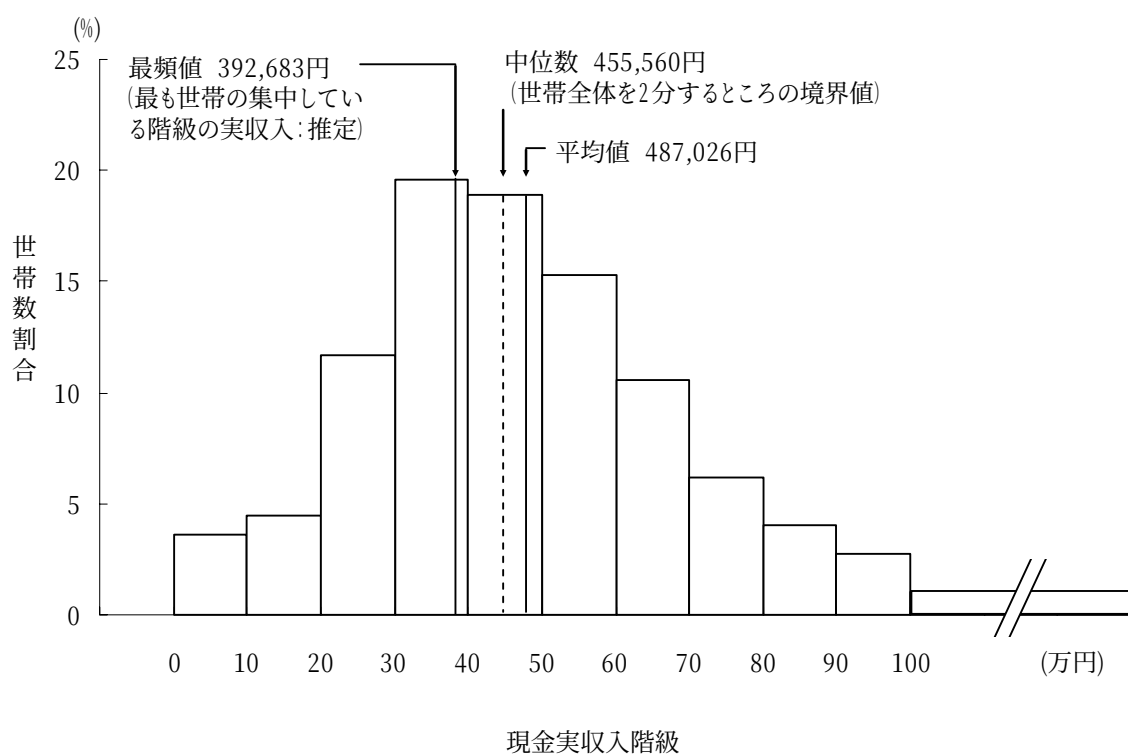
前述とは逆に、平均値が個々の実感より低めに計算される例を述べてみます。例えば、全国・全世帯の平成16年4月の家賃地代は1世帯当たり平均で11,991円となっています。しかし、民間の借家に住んでいる世帯にとっては大変低く感じられると思います。これは、持家や家賃の低い給与住宅に住んでいる世帯も含めた全部の世帯の平均だからです。民間の借家の家賃をみるには、住居の所有関係別の結果表をみる必要があります。このような関係は家



賃に限らず、教育費、電気冷蔵庫の購入金額など数多くあります。学校へ行っている世帯員がいる世帯、電気冷蔵庫を購入した世帯にとっては、それらの数字はかなり低いと感じるのは以上のような理由から生じています。

平均値は、以上のような留意点がありますが、家計調査の本来の目的であるグループ相互の比較や月々、年々の比較には、欠くことのできないものです。

**図 1か月間の現金実収入階級別世帯数分布**  
(平成16年4月 全国・勤労者世帯)



注) 農林漁家世帯を除く

**家計調査のデータは1世帯当たりの結果です**

以上述べたように、家計調査の結果表に表章されている数値のほとんどは、1世帯当たりの平均値です。したがって、

例えば、厚生労働省で行っている「毎月勤労統計調査」(指定統計第7号)の現金給与総額などのように1人当たり、すなわち個人単位の結果と単純に比較することはできません。もちろん、勤め先収入のうちの世帯主収入は比較できるように考えられますが、これも世帯を単位として得られる結果であって、「毎月勤労統計調査」の結果と完全に一致するものではありません。というのは、二人以上の世帯の世帯主というのはその世帯の家計を主に支えている人ですから、世帯主以外の世帯員で働いている人よりも収入が高く、家計調査の世帯主収入は、「毎月勤労統計調査」のデータに比べて高い数字になります。

また、1世帯当たりの消費支出を用いた場合、世帯人員の増減が反映されます。

このため、場合によっては、以下のように加工した結果をみることも必要です。

世帯人員1人当たり…平均世帯人員で除したもの

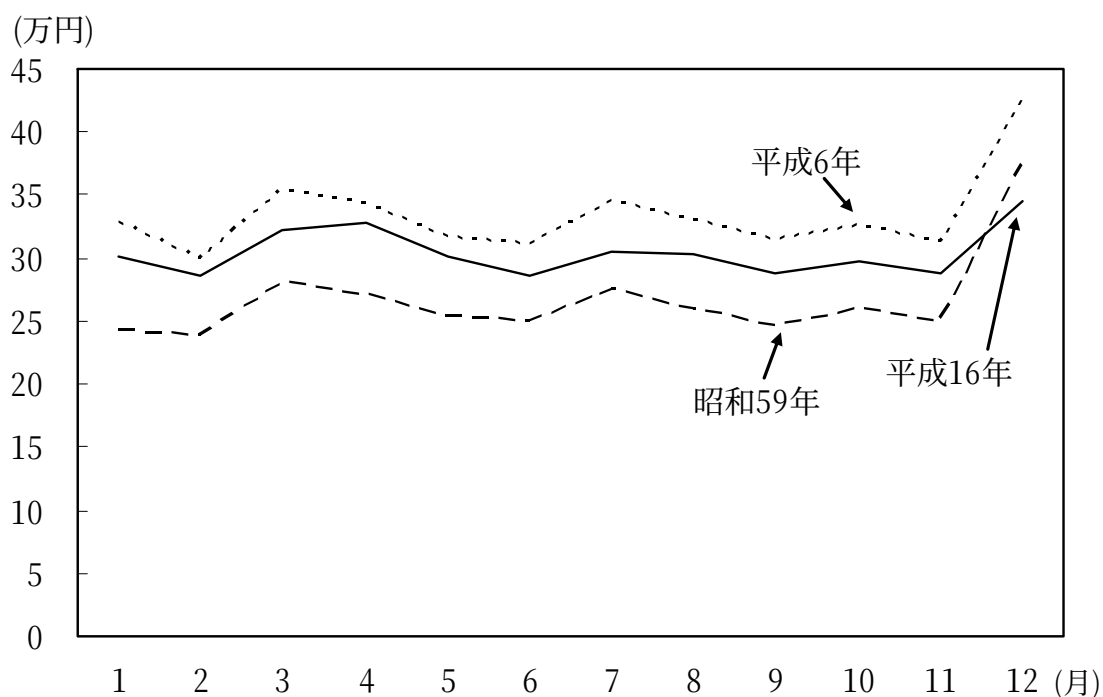
消費水準指数……4人世帯及び30.4日の額に調整して実質化したもの

(「5)消費水準を測る指標として」及び付録6参照)

**家計は月によって賞与が支給されたり、また消費も季節の移り変わりによってかなり変動しますから注意する必要があります**

勤労者の場合、6月あるいは7月そして12月にボーナスが支給され、それに伴って収入、支出も増えるというように月々の収入あるいは支出は必ずしも一定していません。勤労者以外の場合でも同様です。次のグラフは全国・全世帯の月別の消費支出の動きを示したもので、季節的な変動パターンを明瞭に読み取ることができます。

図 月別消費支出の変動 (全国・全世帯)



注) 農林漁家世帯を除く

したがって、増減率の変化をみる場合、12月分と1月分というような比較をしたり、1～3月期の結果を年平均の結果と比べたりする場合には注意が必要です。そこで、家計調査で増減率をみる場合、例えば、12月なら前年の12月と、1～3月期なら前年の1～3月期と比較するようにしており、それぞれ対前年同月増減率、対前年同期増減率という言葉を使っています。

なお、このように季節的な変動を消去して前月との比較などができるように、昭和51年家計調査年報から主要項目について季節調整値 (付録5参照) も計算して掲載しています。

**収入や支出の本当の伸びをみるためには、消費者物価の変動分を取り除いて実質化する必要があります**

全国・全世帯の平成15年平均の消費支出は302,623円で、前年の14年平均の306,129円に比べ1.1%減少しています。しかし、この数字から消費支出の実質的な水準が1.1%低下したと

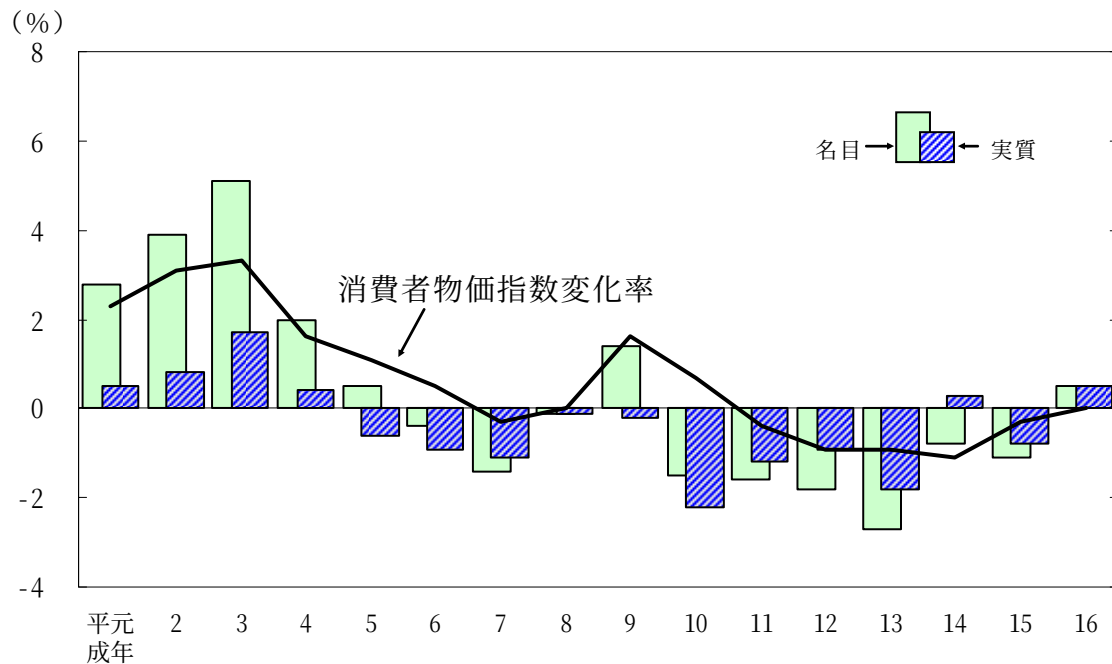
判断することはできません。それは、消費者物価がこの間に0.3%下落しているからです。収入や支出の実質的な伸びをみるためには、消費者物価の変動分を取り除いた実質増減率でみる必要があります。上の例では、平成15年の消費支出、消費者物価は、14年に比べてそれぞれ0.989倍、0.997倍になっているので、消費支出の実質倍率は、

$$0.989 \div 0.997 = 0.992$$

ですから0.992倍となり、実質的には0.8%の減少となります。

家計調査において支出金額が増加(減少)したということは、物価の値上(下)がりと消費支出の実質的な水準の向上(低下)の2つの要素を表していることになり、実質増減率はこのうち、消費支出の水準が実質的に向上(低下)した度合いを示しています。

図 消費支出の対前年増減率の推移（全国・全世帯）



注) 農林漁家世帯を除く

**収入階級別の結果には、現金実収入階級別、年間収入階級別、そしてそれらの五分位階級や十分位階級別の結果があり、それらの結果表の意味を理解して使う必要があります**

我々の家計は収入の大小に大きく影響されますから、収入階級別の結果は非常に重要です。家計調査では、この収入階級別の結果表として、①現金実収入階級別、②年間収入階級別、③現金実収入五分位階級別、④年間収入五分位階級別、⑤年間収入十分位階級別、⑥世帯主の定期収入階級別、⑦世帯主の定期収入五分位階級別の7種類があります。したがって、これらを効果的に使うには、それぞれの結果表の意味を十分理解しておく必要があります。

まず、現金実収入階級と年間収入階級との違いですが、現金実収入階級は各月の実際に得た現金実収入の額によって分類しているのに対し、年間収入階級は過去1年間に得た現金収入の額によって分類していることです。

現金実収入階級別の結果では、同じ世帯でも月々の現金実収入の額によってその世帯が属する収入階級が移動し、特に6、7月及び12月にはボーナス支給などのため高額の階級に移る世帯が多くなります。このような各月の結果から年平均を求めてもあまり意味がありません。そこで、昭和38年以降は、年間収入を調べ年間収入階級別の結果を集計するようにしました。この年間収入階級の区分は、過去1年間の収入で分類しているので、現在の収入とは必ずしも同じではありませんが、現金実収入階級別の結果に比べ安定しています。また、世帯主の定期収入は、世帯に毎月決まって入るもので、これによる世帯主の定期収入階級区分の結果も安定しています。

次に、実額による収入階級と五分位階級や十分位階級との違いですが、例えば、現在、年間収入300～350万円の階級の世帯と、10年前に年間収入が300～350万円の階級に入っていた世帯とは実質的な所得水準が異なり、したがって家計の内容も違ってきますから、それらの階級を直接比較しても意味のある結果は得られないおそれがあります。そこで、長期にわたる所得階層別の結果を比較するために、収入の相対的な大きさにより区分した五分位階級や十分位階級別の結果表が用いられます。

家計調査の結果を分析する場合、世帯主の職業別や世帯人員別といった世帯属性別の結果表も欠くことのできないものです。

## 2) 世帯を対象とする消費に関連する統計

平成12年国勢調査の結果によると、一般世帯のうち1人で1戸を構えている単身世帯が約1,170万世帯、世帯員が二人以上の世帯が約3,387万世帯あります。このほかに施設等の世帯、単身の学生などの世帯が約149万世帯あります。これらの世帯についての消費に関連した政府の統計調査には次のようなものがあります。

**表 政府の消費関連統計**

| 統計調査     | 対象                                             | 調査機関   |
|----------|------------------------------------------------|--------|
| 家計調査     | 単身の学生を除く一般世帯<br>(家計の毎月の収入・支出, 年間収入などを調査(毎月))   | 総務省統計局 |
| 全国消費実態調査 | 単身の学生を除く一般世帯<br>(家計調査の規模を大きく, 詳細に調査(5年ごと))     |        |
| 家計消費状況調査 | 一般世帯<br>(世帯における購入頻度の少ない高額商品・サービスへの支出などを調査(毎月)) |        |
| 消費動向調査   | 単身の学生を除く一般世帯                                   | 内閣府    |

注) 一般世帯とは,

- ・住居と生計を共にしている人の集まり
- ・1戸を構えて住んでいる単身者
- ・間借り, 下宿などの単身者
- ・会社などの独身寮の単身者

**家計調査ではほぼすべての世帯(総世帯数の約96.8%)をカバーしています**

家計調査は単身の学生を除く一般世帯約4,557万世帯(平成12年国勢調査より)を調査対象とし、月々の家計収支等を調べるものです。家計調査対象世帯は世帯総数の約96.8%を占めています。

家計調査は、平成11年6月までは農林漁家世帯を除く二人以上の世帯が調査対象でしたが、11年7月から農林漁家世帯についても調査対象に含め、12年1月からはこれまでの農林漁家世帯を除く結果に加え農林漁家世帯を含む結果も公表しています。また、単身世帯については、平成7年から単身世帯収支調査により調査を行い、12年からは二人以上の世帯と合わせた家計総世帯集計を開始、二人以上の世帯の貯蓄や負債の保有高、増減に関しては、昭和34年以降平成12年まで、毎年1回、貯蓄動向調査を家計調査の附帯調査として行ってきました。平成14年からは、単身世帯の家計収支や二人以上の世帯の貯蓄や負債の保有高を家計調査に含めて調査しています。

また、平成13年10月からは、購入頻度の少ない高額商品・サービスや近年増加が著しい情報関連の消費などの実態を明らかにするため、家計消費状況調査(調査世帯数約30,000)を開始しました(76ページ参照)。

これらの経常的に行われている調査のほか、昭和34年以降、5年ごとに行われている全国消費実態調査(調査世帯数約60,000、直近は平成16年調査)があります。調査期間が9月から11月という限定がありますが、家計収支や貯蓄・負債の保有高のほか、耐久消費財や土地・住宅資産の保有高など家計の実態を詳細かつ包括的にとらえたデータが得られます。以上は総務省統計局が所管している調査です。

これら、家計の実態を把握する調査のほかに、消費者の意識を把握することを目的とした調査として、消費動向調査(調査世帯数約6,700)が、内閣府によって毎月行われています。



このように、我が国では家計に関する統計調査の整備が進んでおり、これらの調査結果を種々関連させて使うことができますが、その場合、各統計調査の調査対象や調査方法などを理解して使う必要があります。

### 3) 供給側からみた消費に関連する統計

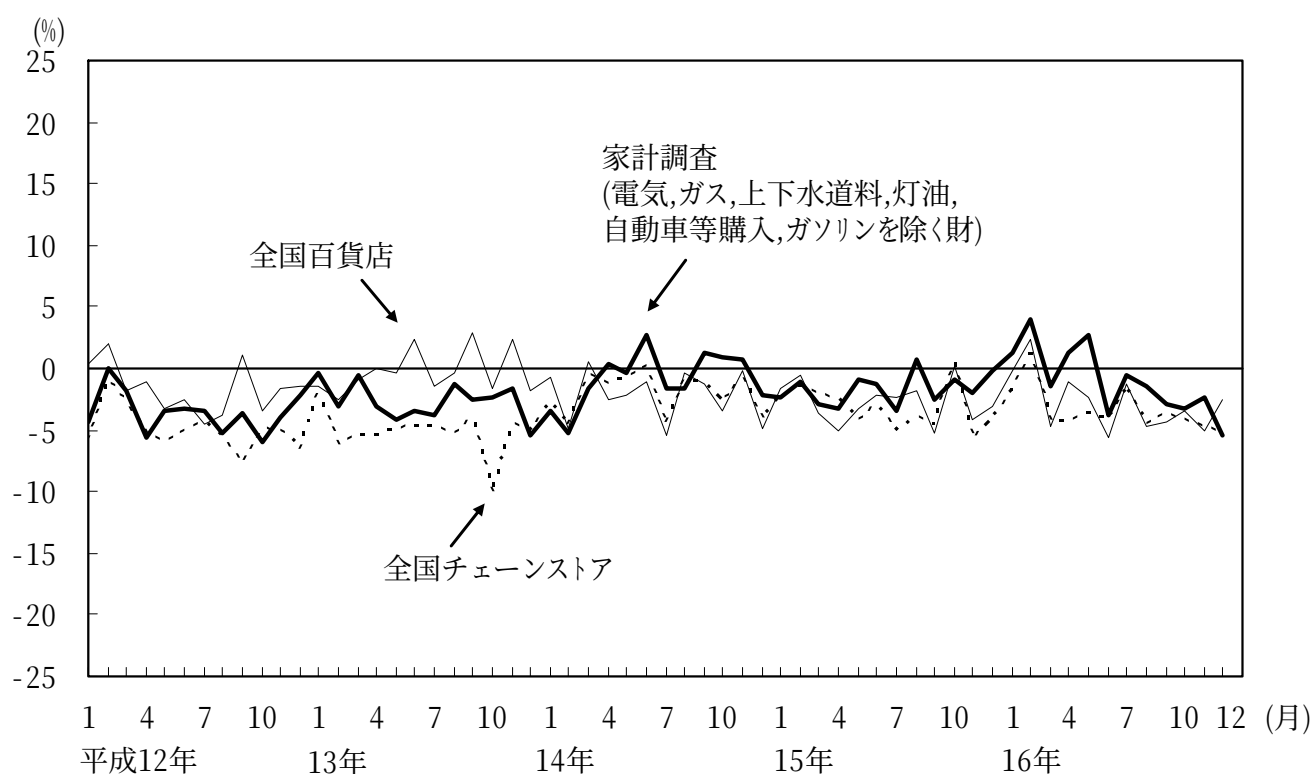
以上の世帯を対象とする統計調査からは、需要側としての世帯における消費活動に関する統計が得られますが、一方、供給側からみた消費に関連する統計としては、次のようなものがあります。

**表 供給側からみた消費関連統計**

| 統計名              | 調査機関            |
|------------------|-----------------|
| 商業販売統計           | 経済産業省           |
| 主要旅行業者50社の旅行取扱状況 | 国土交通省           |
| 全国百貨店売上高         | 日本百貨店協会         |
| チェーンストア販売統計      | 日本チェーンストア協会     |
| コンビニエンスストア統計調査   | 日本フランチャイズチェーン協会 |
| 外食産業売上動向調査       | 外食産業総合調査研究センター  |
| 新車販売(登録車)台数      | 日本自動車販売協会連合会    |
| 中古車登録台数          |                 |
| 軽自動車販売(登録車)台数    | 全国軽自動車協会連合会     |

これらの統計のうち、家計調査との関連でよく取り上げられる全国百貨店売上高やチェーンストア販売統計と家計調査の全国・全世帯の物品の購入の対前年同月増減率の動きを比べてみると、次のようになります。

**図 家計調査(全国・全世帯)と全国百貨店売上高,  
全国チェーンストア販売統計の対前年同月名目増減率**



注 家計調査は「二人以上の世帯(農林漁家世帯を除く)」の結果

上の図は家計調査で調べている「財(商品)」の購入のうち、百貨店やチェーンストアで購入する機会の少ない電気, ガス, 灯油, 上下水道料, 自動車等購入及びガソリンを除く財(商品)を, 全国百貨店売上高及びチェーンストア販売統計と比較したものです。これをみると, 変動の幅は百貨店売上高やチェーンストア販売統計のほうが大きくなっているものの, 動きの方向性はほぼ一致しています。

一般に供給側の統計は、①法人の購入が含まれていること、②百貨店での購入は高額品の割合が高くなるなど商品の売上構成が平均的な家計の支出とは異なること、などの特徴があり、供給側の統計と需要側の統計との単純な比較には注意が必要です。

#### 4) 個人消費動向関連指標として

**消費支出、可処分所得、平均消費性向などは景気の動向を分析する上で重要な指標となっています**

家計調査から、月々の消費支出全体の変動が得られるので、景気動向を判断する指標の一つとして使われています。

可処分所得や消費支出の対前年同月増減率や季節調整値(付録5参照)の動き、平均消費性向の水準などが注目されています。

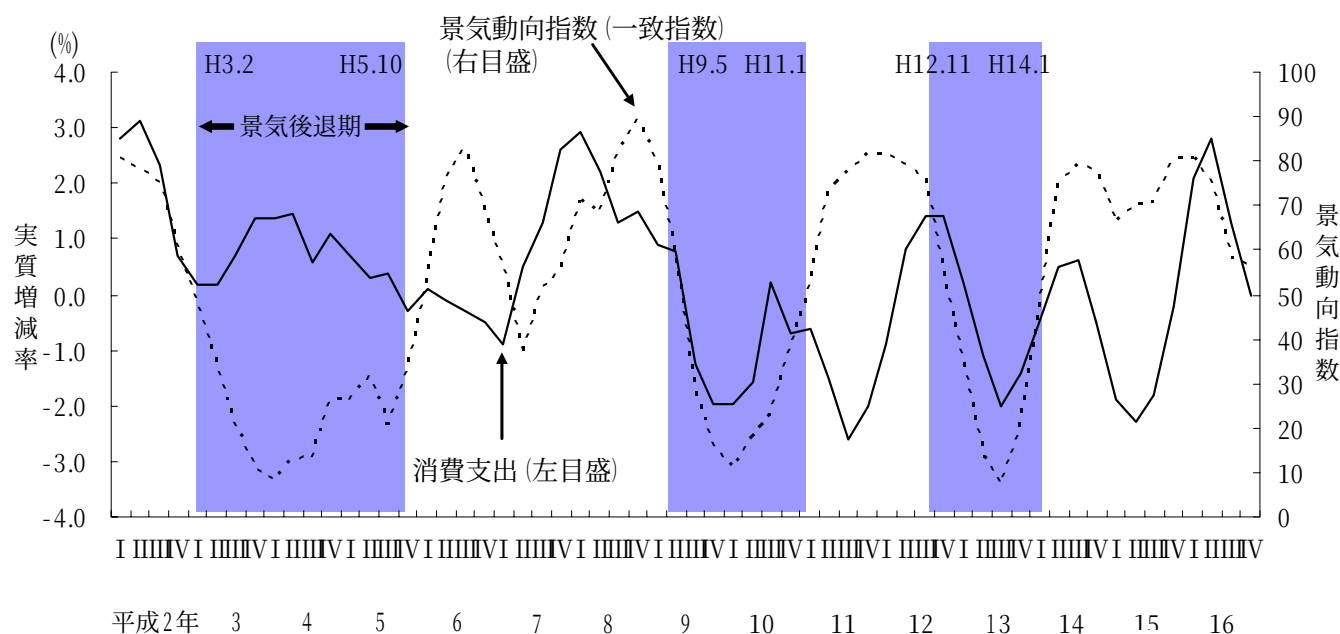
二人以上の世帯の消費支出を1人当たりに換算(平均世帯人員で除したもの)した後の対前年同期増減率と内閣府が作成している景気動向指数(一致指数:景気の動きと一致して動くとされている指標)を、同一の図に重ねてグラフにしたのが次のページの図です。

これをみると、1人当たり消費支出の動きは景気動向指数にある程度遅れて動いていることが分かります。

(注) 景気動向指数(一致指数)は、一般に50を上回ると景気の拡大を、50を下回ると景気の後退を表しています。

なお、家計調査の消費支出は景気動向指数(遅行指数)の構成系列の一つとして採用されています。

図 景気動向指数(一致指数)と1人当たり消費支出(全国・勤労者世帯)の  
四半期別動向



注) 農林漁家世帯を除く

## 5) 消費水準を測る指標として

**消費水準指数は、国民の生活水準が実質的にどれだけ向上したかを測るために計算されています**

世帯の消費支出は、消費者物価が上昇した場合、あるいは世帯人員が多くなった場合、それだけ支出が多くなりますが、このような支出金額の増加は生活水準の向上とは言えません。

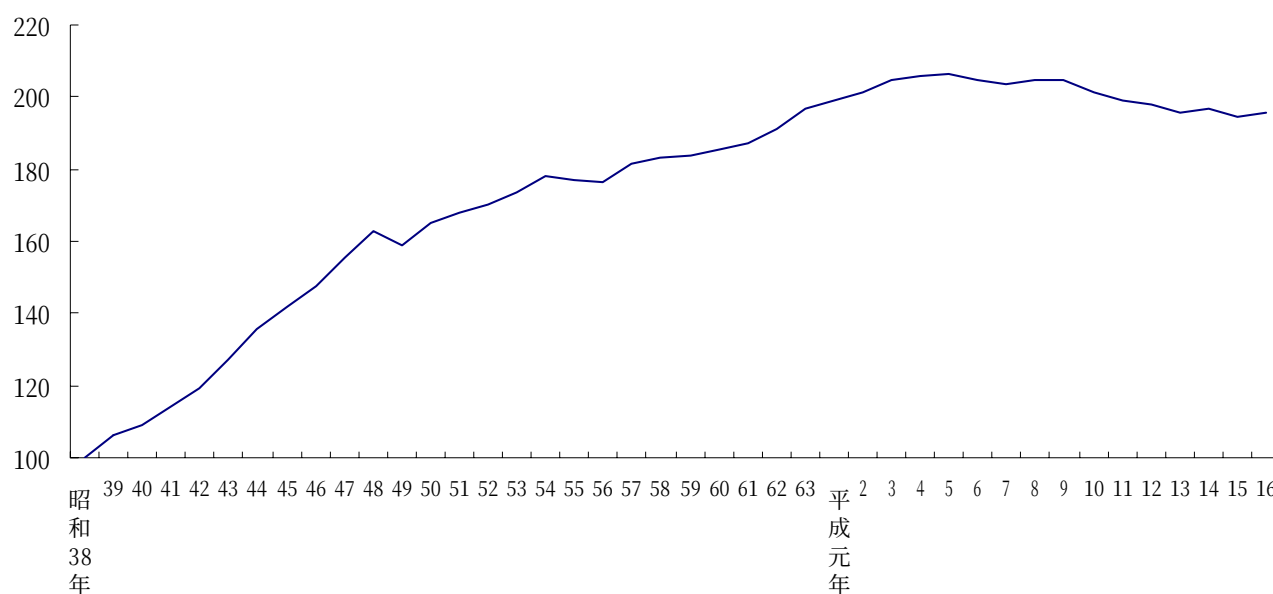
消費水準指数は、消費者物価の変化や世帯人員の変化などを調整して、世帯が消費する財(商品)とサービスの実質的な水準を示す指標であり、生活水準をこの消費の大きさによって測定しようとするものです。総務省統計局では消費水準指数を、家計調査の消費支出金額から、毎月、次のように計算し、公表しています。

第1に、世帯人員と支出額の関係から、世帯人員調整係数を用い支出額を4人世帯のものに換算します(付録6参照)。第2に、各月の支出額がその月の日数に比例しているとして、1月を30.4日(365日÷12か月)として1月当たりの支出額を換算します。第3に、これをある年の年平均を基準にして指数化した上、その間の消費者物価の上昇分を取り除いて実質化します。こうして得られた指数が消費水準指数です。

図は昭和38年以降の消費水準指数(年平均)の推移を表しています。これによれば、平成16年の消費水準は昭和38年の約2倍になっています。

**図 消費水準指数(全国・全世帯)**

**(昭和38年=100)**



注) 農林漁家世帯を除く

## 6)消費構造の分析

**消費支出の構成比の変化や各項目の増加率の変化などにより、消費動向や地域差をとらえることができます**

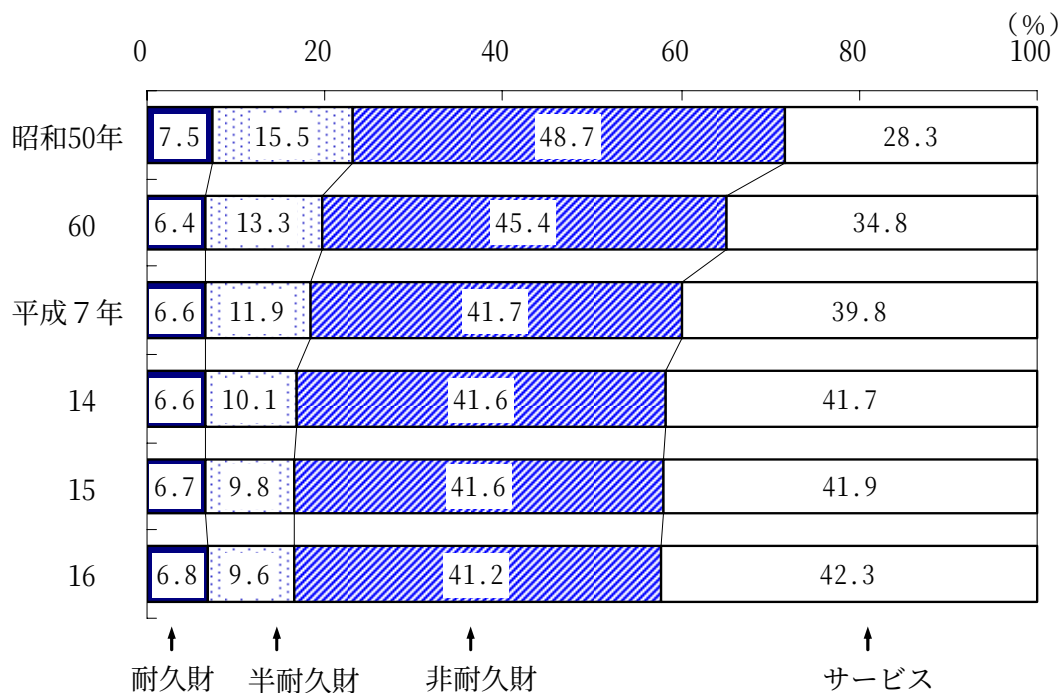
戦後の消費構造の変化を概括すると、昭和20年代前半は消費支出総額に占める食料費の割合(エンゲル係数)は60%を超える状態でしたが、その後、生活水準の向上に伴いエンゲル係数は

低下し、38年には38.7%、54年には29.2%と30%を下回り、平成16年は23.0%となっています。

また、昭和30年代になるとテレビ、電気洗濯機、電気冷蔵庫(いわゆる「3種の神器」)や電気炊飯器、電気掃除機などが急速に普及し、世帯における耐久財への支出割合も拡大しました。昭和40年代も引き続き高度経済成長の下で、カラーテレビ、自動車、冷暖房用器具などの大型耐久消費財が普及し、世帯におけるモノ(財)の充足が進みました。

昭和40年代後半には第1次石油危機に伴う大幅な物価上昇(いわゆる狂乱物価)の影響を受け、実質家計消費は一時的に伸びが減少するということもありましたが、50年代になると安定経済成長下で、モノの割合が縮小しサービスの割合が拡大するという大きな変化がみられました。この傾向はバブル崩壊後もおおむね続いています。消費支出を財(商品)とサービスに区分して、その構成比をグラフにして推移を見ることで、その動向を読み取ることができます。

図 財・サービス区分の支出構成比(全国・全世帯)



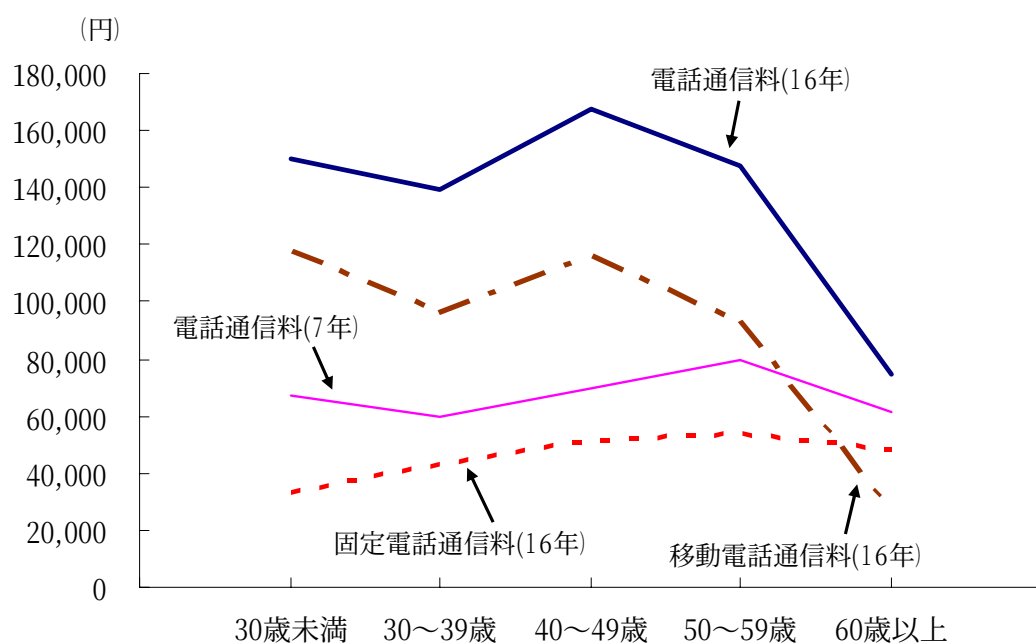
注) 農林漁家世帯を除く

次に、年齢階級別と地域別に消費構造の分析をした例を見ましょう。

電話通信料(平成12年以降の分類では、固定電話通信料と移動電話通信料の合計に相当する)の年間支出金額を世帯主の年齢階級別に見ると、平成7年は50～59歳の世帯が最も多いものの、年齢階級による差が比較的小さかったのですが、その後の移動電話の普及に年齢差があったことから、16年は40～49歳未満の世帯が最も多くなり、60歳以上の世帯は60歳未満の各年齢階級の世帯に比べ際立って少なくなっていることが分かります。

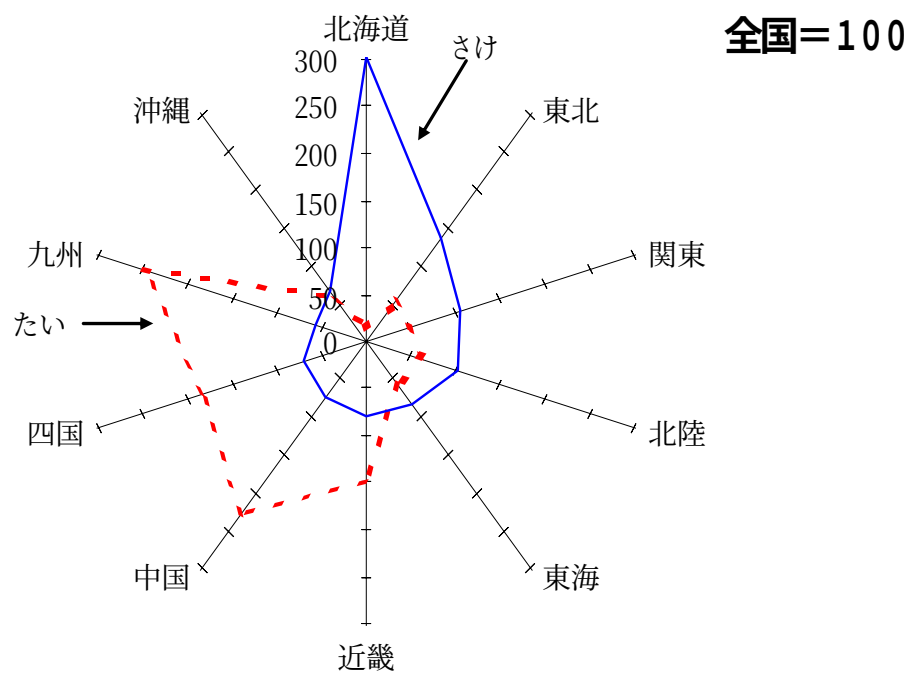
もう一つの例として、食品購入における地域差を見るために、全国平均の年間購入数量を100として、地方別の年間購入数量を指数化してみると、例えば、魚類については、西日本では「たい」が多く、東日本では「さけ」が多く購入されていることが分かります。

図 電話通信料の支出金額 (全国・全世帯)



注) 農林漁家世帯を除く

図 「たい」と「さけ」の購入数量の地方別比較 (平成16年 全世帯)



注) 農林漁家世帯を除く



**消費構造を変化させる要因としては、所得の上昇、価格の変化、人口構成の変化、生活様式の変化、新製品の出現などが挙げられます。このうち所得の上昇による変化は、家計調査の結果を使って求める弾力性で測ることができます**

一般的に用いられる所得弾力性とは、所得の1%の増加に対して、ある費目の支出が何%増加するかを計数的に表した指標です。一般に、この数値が1以上の費目は、所得水準の上昇につれてその費目への支出が大きく増加するのでし好品とみることができます。また、0～1の間の値をとる費目は所得水準が上昇しても、所得の増加分ほどはその費

目への支出が伸びないので、必需品とみることができます。そして、マイナスの値をとっているものは、所得水準の上昇につれて支出が減少していく経済学でいう劣等財とみることができます。

家計調査では、所得弾力性の代わりに支出弾力性を計算しています。それは、所得の伸びが消費支出に含まれない住宅購入など他の支出にも振り向けられるため消費支出総額と費目別支出の関係の方がより強いと考えられるためです。

所得弾力性と同じように、一般に、支出弾力性が1以上の費目への支出は選択的支出(し好品)、1未満の費目への支出は基礎的支出(必需品)とみることができます。平成16年の消費支出に対する10大費目別の支出弾力性をみると、教育、被服及び履物、その他の消費支出などへの支出が選択的支出となっており、光熱・水道、保健医療、食料などへの支出は基礎的支出となっています。

家計調査では、年間収入階級別の結果から最も単純な方法で消費支出に対する支出弾力性(付録6参照)を主要項目について算出し、報告書等に掲載しています。

分析上、弾力性1以上をし好品としていますが、支出は家族の年齢、家族構

成にも依存するため、弾力性の使用には注意を要します。例えば、教育費は世帯主の年齢が40歳代が最も多くなりますが、40歳代は所得も多い年齢層でもあります。このため、年齢層の違いを考慮しない単純な計算方法による教育の支出弾力性は高めに表れている可能性があります。

## 第5 家計調査の利用状況

**家計調査の結果は、経済政策の基礎資料、需要予測、給与ベース算定、国民経済計算、公共料金改定、消費者物価指数のウェイトの算定など広く利用されています**

家計調査の結果は、政府だけでなく民間の会社や研究所あるいは労働組合などで広く利用されています。その際、発表された数字がそのまま利用される場合もありますし、いろいろな加工や分析がなされて使われる場合もあります。

また、集計結果は月、年、年度平均別等に発表されます。毎月の結果は、主要な数値についてその動向を早期に利用することが中心となり、年平均結果等は世帯属性別結果等の詳細な分析に利用されます。このほか、月別結果を四半期ごとにまとめて利用することもあります。主な利用状況は次のとおりです。

### (1) 経済政策の基礎資料として

家計調査の結果から、全国の世帯の収入や支出がどのくらいあるか、また、それが月々どのくらい増加しているかを知ることができます。したがって、経済政策や経済分析の基礎資料として各方面に利用されています。

### (2) 生産計画の資料として

生活水準の上昇と共に、世帯が消費する商品の種類が変化しますが、調査結果からその変化の傾向を計数的に知ることができます。したがって、将来の政府の経済政策などと共に企業の販売計画や生産計画にも利用されています。

### (3) 標準生計費・賃金算定などの基礎資料として

家計調査の結果から、国民の標準的な生活費の構成が分かるので、標準的な生計費や賃金の算定、その他交通事故の損害賠償額や生活保護基準の算定の基礎に利用されています。

#### (4) 国民経済計算の基礎データとして

国全体の経済活動の規模を推計する国民経済計算において、四半期別速報(QE)の推計に直接使われるほか、産業連関表における最終需要の民間消費支出の部門分割に利用され、それに基づき生産物接近法により推計される国民経済計算の年計の推計にも役立っています。

なお、家計調査の結果と国民経済計算の四半期別GDP速報(QE)の民間最終消費支出の動きは、必ずしも一致しません。その差異の原因としては、次のような概念上の相違などが挙げられています。

- ① 家計調査では、消費支出を1世帯当たりでとらえていますが、国民経済計算では、我が国全体の消費支出の総額を推計しています。
- ② 家計調査では、実際に支払った借家・借間の家賃等のみが計上されますが、国民経済計算では、持家についても持ち主が借家と同様のサービスを受けたものとみなしてその対価（帰属家賃）を金額として推計し、民間最終消費支出に含めています。

また、国民経済計算の民間最終消費支出の速報推計においては、家計調査などが用いられていますが、次のような処理が行われています。

- ③ 家計調査では、贈与金、仕送り金等の移転支出を消費支出に含めていますが、国民経済計算の四半期別GDP速報(QE)の推計ではこれらを除外しています。
- ④ 家計調査では、リフォームなど住宅の設備修繕の支出は消費支出に直接計上されますが、国民経済計算では住宅の設備修繕の支出は概念上帰属家賃に含まれていることから、家計調査の設備修繕費は除外して推計されます。
- ⑤ 国民経済計算の四半期別GDP速報(QE)では、乗用車への支出は乗用車新車新規登録台数を用いて推計しています。

また、国民経済計算の家計部門の所得支出勘定に掲げられている貯蓄率

(家計調査でいうところの黒字率) の水準は家計調査による黒字率の水準より低く、また両者の動きについては、必ずしも一致しません。

その差異の原因としては、次のような概念上の相違などが挙げられています。

- ① 国民経済計算では「持ち家の帰属家賃」を計算し、最終消費支出に計算すると同時に、受取側に「持ち家の営業余剰」として加えていますが、家計調査ではこれが含まれていないこと
- ② 家計調査では支払利子が借入金元本返済と分離されておらず可処分所得と貯蓄に含まれていますが、国民経済計算では利子是他部門への支払いとして元本返済と分けられ可処分所得から除かれていること
- ③ 家計調査では「仕送り金」、「贈与金」が消費支出に含まれていますが、国民経済計算では経常移転として扱われ、可処分所得から除外されていること

以上のような概念上の相違のほか、家計調査の黒字率は勤労者世帯及び無職世帯に限定されているのに対し、国民経済計算の貯蓄率は個人営業世帯や法人経営者などを含んだすべての世帯についてのものであることも影響していると考えられます。

(注)

$$\text{黒字率} = \frac{\text{黒字}}{\text{可処分所得}} \times 100 = \frac{\text{可処分所得} - \text{消費支出}}{\text{可処分所得}} \times 100$$

また、平成14年8月から、四半期別GDP速報(QE)の推計方法が変更され、主として家計調査などから推計した需要側推計値と、供給側推計値を加重平均し、民間最終消費支出を推計しています。こうした概念や範囲の違い、あるいは推計方法の違いがありますので、家計消費をみる上で

はそれぞれの統計の特徴を考慮して利用する必要があります。

(5) 国民生活の実態の把握のために

家計調査のデータから、レジャー行動なども含め家計面における国民の生活行動の実態が把握できます。そのため、国民生活に密着した種々の施策の基礎資料として利用されています。

(6) 消費者物価指数のウェイト算定のデータとして

消費者の購入する商品やサービスの物価指数(消費者物価指数)を計算するために、個々の商品の値段やサービス料金の変化を、その商品の家計費総額に占める割合(ウェイト)によって加重平均します。家計調査の結果は、消費者物価指数のウェイトの計算に欠かすことができません。

なお、各府省庁等で利用されている事例を挙げると次のとおりです。

内閣府 : 国民生活の分析(経済財政白書, 国民生活白書, 月例経済報告), 国民経済計算の推計, 経済見通しの作成, 消費者行政の基礎資料, 景気動向指数など

財務省 : 各種税率や所得控除など各種税額控除の検討のための基礎資料など

厚生労働省: 生活保護基準の算定, 各種年金制度の検討, 医療費等の各種厚生関係料金の算定, 勤労者家計の分析(労働経済白書), 労働問題調整の基礎資料など

農林水産省: 農家・非農家の生活水準の比較, 生産食料品の需給関係の分析など

経済産業省: 我が国経済の分析(通商白書), 中小企業への需要分析(中小企業白書), 各種産業ビジョン策定の基礎資料など

人事院 : 標準生計費の算定, 給与基準改定, 暫定手当・寒冷地手当算定の基礎資料など

裁判所 : 各種補償額の算定など

都道府県 : 県民経済計算, 給与基準の改定など

大学・研究所 : 家計収支の計量経済分析など

民間会社 : 地域別, 階層別, 商品別などの消費実態の分析及び将来需要  
の予測など

労働団体 : 賃金算定の資料など

## 第6 家計調査の歴史

### 1) 戦前の家計調査

**大正5年に高野岩三郎が主宰して近代的家計調査が初めて行われました**

明治後半より、我が国の産業革命が進展するに伴い、いろいろな社会・経済問題が発生し、そのなかで貧民の救済や労働問題に対する関心が高まりました。

そこで、まず国民生活の実態をつかむことの必要性が痛感され各種の生活実情調査が行われました。中でも、大正5年に高野岩三郎が主宰して実施した「東京ニ於ケル二十職工家計調査」は最初の家計調査ともいえるもので、このときに初めて家計簿に世帯自身が記入する自計申告方式が採用されました。

**大正15年に内閣統計局が全国規模で家計調査を実施し、その後、昭和6年から18年まで毎年行いました**

高野岩三郎の調査は調査世帯数が20と規模も小さく、1か月という短期間でしたが、もっと長期間、全国的な規模の調査が必要とされました。我が国最初の家計調査は大正15年、内閣

統計局（現在の総務省統計局）によって労働力問題、その他社会問題解決のための基礎資料を得ることを目的に実施されました。調査世帯数は約6,500に及び、期間も1年間継続して調査を行いました。

その後、昭和6年に米穀法の改正により、米価を決める基礎資料の一つとして家計費が用いられるようになったこともあり、同年9月から内閣統計局によって、約2,000世帯について家計調査が再開されました。この調査は昭和15年まで続けられ、調査結果は毎年9月分から翌年の8月分までをまとめて「家計調査報告」として刊行されました。また、昭和16年10月からは戦時下におけ



る消費生活の合理化、戦時割当制のための基礎資料を得るため家計調査が実施されました。調査の規模は、それまでの2,000世帯から8,060世帯に拡大され、第2次世界大戦のさなかの昭和18年まで継続調査されました。昭和16年10月以降の結果は、戦争中の混乱で製表されず、戦後になって16年の10月分の結果のみが刊行されています。また、昭和52年には、保存されていた原表を基に16年10月～17年9月の主要結果が刊行されました。

## 2) 戦後の家計調査

**戦後は、昭和21年から「消費者価格調査」として開始され、25年から本格的な家計調査となりました**

戦後の家計調査はGHQの指令に基づき昭和21年7月に始められた「消費者価格調査」（当時は Consumer Price Survey の頭文字をとって CPS と呼ばれていました。）から再開されたといえます。

この調査は、公定価格とヤミ価格が混在するインフレ下で消費者物価指数を作成するために、全国から選ばれた28都市、約5,600世帯について、消費者が実際に購入した商品の価格を調査するという目的で始められたものです。しかし、その調査から家計の支出金額が得られたため、家計の調査としても大いに利用されました。この調査は家計の支出面に限定して調べており、昭和23年7月からは「消費者価格調査」とは別に「勤労者世帯収入調査」を行って、家計の収入面も合わせて調べることとなりました。この二つの調査は、それぞれ異なった世帯について独立して行われたため、家計収支を正しく比較できないという欠点を持っていました。昭和25年頃になると、戦後経済も落ちつき、ヤミ市場や物々交換も次第に下火となってきたため、物価についての調査は小売店舗から調査することとし、小売物価統計調査を新たに開始しました。それに伴い昭和25年9月には同一世帯について収入、支出の両面を同時に調べる現在の家計調査の方式に切り替え、26年11月から名称を「消費実態調

査」としました。ここに戦後の家計調査が本格的に始まりました。

**昭和28年4月から名称を「家計調査」に改め、その後37年に拡大改正を行いました**

「消費実態調査」は、全国の28都市、約4,200世帯について実施していましたが、名称は昭和28年4月に現在の「家計調査」に改めました。その後、我が

国経済の回復に伴い、国民の生活水準の向上が緊要の課題とされ、その実現のため、職業別あるいは地域別による生活の違いなど、家計について時宜に適した資料を提供するよう強く要請されるようになりました。そこで、昭和37年7月に家計調査の設計を全面的に改正し、それまでは主要都市だけを対象としていたのを全国の市町村に拡大し、調査市町村を170、調査世帯も約8,000としました。それ以降は、昭和47年7月に沖縄復帰に伴って沖縄県を調査地域に加え、53年1月からは168市町村、約8,000世帯で調査を行うこととなりました。

**昭和56年1月から10大費目分類体系に移行しました**

家計調査の前身である消費者価格調査以来、消費支出（いわゆる生活費のこと）は、食料費、住居費、被服費、光熱費

及び雑費の5大費目に分類し発表してきました。これは、生活に必須の衣食住、これらに關係する光熱及びそれ以外という分け方によったものであり、衣食住のウエイトの高かった時期には、これが非常に有用な分類方法でした。しかし、戦後の高度成長の中で生活水準が向上するに従い、生活必需項目外として表章されていた雑費のウエイトが徐々に増大して、結果の分析に当たり種々の不都合が生じてきました。このため、分類体系全般について見直しを行い、雑費に含まれていたもののうち重要度が増してきていると考えられる項目を大費目として表章することとし、併せて購入する財（商品）・サービスの使用目的

に応じた分類の整備を行いました。

この結果、昭和56年1月から消費支出は食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽及び「その他の消費支出」の10大費目分類に改正され、現在はこの分類で結果がまとめられています。なお、昭和55年以前の5大費目による結果も主要なものについては10大費目に組み替えた集計が行われ、時系列比較にも便宜が図られています。

また、収支項目分類の改正に当たっては国際比較も可能なように、国際労働機関（ILO）、国際連合等で採用している国際標準分類との整合性も勘案されています。

### **平成7年から単身世帯の調査を開始しました**

高齢化や結婚年齢の上昇による単身世帯の増加に伴い、単身世帯の消費動向が無視できないものとなってきました。

そこで、家計調査とは別に、単身世帯を対象にした単身世帯収支調査を、平成7年1月から調査世帯数約700世帯で開始しました。12年からは、それまで調査されていなかった大規模な寮・寄宿舎に居住する単身世帯を追加し、毎月約750世帯を調査することとし、それまで半期ごとに公表していた結果を、四半期ごとに公表することとなりました。

### **平成11年7月から農林漁家世帯、14年1月から単身世帯を調査対象に含め、貯蓄及び負債の保有状況を調査項目として追加しました**

家計調査は平成11年6月までは農林漁家世帯を除く二人以上の世帯を調査していましたが、7月から農林漁家世帯を調査対象に含めることとし、12年1月から従来の農林漁家世帯を除く結果に加え、農林漁家世帯を含

めた結果も公表しています。

単身世帯の家計収支については、平成7年1月から単身世帯収支調査として別途調査を行っていましたが、14年1月からは、単身世帯を家計調査の対象世帯に含めることとしました。その他、二人以上の世帯のみ調査している購入数量のうち食料の数量の記入期間について、家計簿の記入期間である6か月間から記入開始の1か月間のみに短縮しました。

また、それまで家計調査世帯の一部などについて、毎年12月末現在で実施してきた貯蓄動向調査に替えて、二人以上の世帯に対して新たに貯蓄及び負債の保有状況を調査項目として追加しました。

### 3) 戦前と戦後の調査方法の差異

**戦前は調査世帯を応募者の中から指名して選定しましたが、戦後は標本調査法に基づいて無作為に選んでいます**

戦前と戦後の家計調査の大きな相違は調査世帯の選び方にあります。戦前の家計調査では、一定の条件を持った世帯を一般から募集し、その中から調査世帯を選びました。例えば、昭和6年～

16年の家計調査では、①世帯主が給料生活者であること、②月収50円以上100円未満であること、③借家又は借間に住む世帯であることなどの条件を付けて家計簿記入世帯を募集し、その中から長期間記入できるような世帯を選びました。このような方法で世帯を選定すると世帯に偏りが生じるおそれがあり、また、募集条件をいろいろ付けているので、全部の世帯を代表したことになりません。

これに対し戦後の家計調査では、標本調査法の技術を取り入れて無作為抽出によって世帯を選んでいます。この方法は、乱数表を使って全体から偏りなく世帯を選び出す方法です。したがって、特に高所得者層が多く抽出されたり、

また低所得者層に偏ったりするようなこともなく、調査世帯は日本全国の世帯のありのままの縮図となるように選ばれています。このため、戦前と戦後の調査結果を比較する際には、この点に十分注意する必要があります。なお、標本調査法に関する簡単な説明が「第1の2)」と「付録1」にありますので、参考にしてください。

#### 4) 戦後の家計調査結果

**農林漁家世帯を除くデータは昭和38年1月から、農林漁家世帯を含むデータは平成12年1月から、単身世帯及び総世帯のデータは12年1～3月期から、貯蓄・負債額のデータは14年1～3月期から利用できます**

戦後の家計調査は幾度もの改正を経て今日の形となりましたが、その調査結果はこれらの改正を超えて利用できるようになっています。全国平均の結果は、昭和38年1月以降、毎月のデータが連続して利用できます。それ以前のデータは都市世帯についてのもので、これは、38年以降の調査結果における人口

5万以上の都市にほぼ見合います。したがって、人口5万以上の都市については、支出のデータは昭和21年8月から、収入のデータは25年9月から、現在まで引き続いて月別のデータが利用できます。

ただし、前述したように、昭和56年から収支項目分類が改正されており、現在の分類体系に基づく結果が利用できる範囲は制約されます。

これらの農林漁家世帯を除く二人以上の世帯のデータとは別に、平成12年1月以降、農林漁家世帯を含めたデータが利用できます。

また、単身世帯と総世帯は平成14年1～3月期以降のデータが利用でき、それぞれ12年1～3月期から13年10～12月期にかけての単身世帯収支調査、家計総世帯集計と接続できます。

## 諸外国の家計調査

**家計調査は多くの国で実施されていますが、我が国のように大きな規模で経常的に調査し毎月結果を早期に集計・公表している国はありません。**

我が国の家計調査は、長い期間にわたって継続して毎月実施されており、国内における利用ばかりでなく、国際的な研究にも貴重なデータを提供し続けています。多くの国では、家計調査を物価指数ウエイトの資料を得るために行っており、調査の周期も5年又は10年おき、あるいは不定期というのが通常です。例えば、アメリカ、イギリス、イタリア、カナダは毎年調査を行っていますが、ドイツ(旧西ドイツ)、フランスでは5年おきに行っているにすぎません。

**表 諸外国の家計調査**

| 国 名<br>項 目    | アメリカ  | イギリス  | イタリア   | カナダ    | ドイツ    | フランス   | 日本    |
|---------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 調査開始年         | 1888  | 1957  | 1968   | 1953   | 1962   | 1965   | 1946  |
| 調査周期          | 四半期   | 毎年    | 毎年     | 毎年     | 5年     | 5年     | 毎月    |
| 調査世帯数         | 9,000 | 6,500 | 38,600 | 20,000 | 60,000 | 12,000 | 9,000 |
| うち家計簿<br>記入調査 |       |       |        |        |        |        |       |
| 世帯数           | 540   | 400   | 1,100  | なし     | なし     | なし     | 9,000 |
| 記入期間          | 14日間  | 14日間  | 10日間   |        |        |        | 毎月    |

## ○ 家計消費指数のしくみ

### 1) 家計消費指数の作成目的

**家計消費の動向をより安定的に把握することを目的としています**

家計消費指数は、家計消費の動向をより安定的に把握することを目的としています。家計消費指数は、家計調査結果のうち購入頻度が少なく結

果が安定しにくい高額消費部分について、家計調査とは別に大サンプルの「家計消費状況調査」で調査し、家計調査の結果を家計消費状況調査の結果で補完して新たな結果を作成した後、指数化したものです。これにより、家計調査の高額消費部分の振れを小さくし、家計消費の動向をより安定的に把握することが可能となります。

### 2) 家計消費指数の作成方法

**家計調査と家計消費状況調査の結果を合成して作成します**

家計調査の品目のうち家計消費状況調査と対応する品目（約50品目）については、両調査の結果を用いて合

成することにより作成した品目別支出金額（以下「合成金額」という。）を、これ以外の品目（約450品目）については、家計調査の品目別支出金額を用いて、新たな品目別支出金額（約500品目）を作成します。

その後、この新たな品目別の支出金額から、消費支出及び10大費目別支出を計算し、平成14年平均を100として指数化することにより、家計消費指数を作成します。

## ＜参考＞ 家計消費状況調査の概要

**家計消費状況調査には、家計調査の補完と、IT関連支出の把握という2つの目的があります**

「家計消費状況調査」は平成13年10月から調査を開始し、14年1月分から結果を公表しています。この調査には二つの目的があります。一つ目は、消費動向の更なる的確な把握及び四半期別GDP速報(QE)の推計

精度を向上させるため、家計調査において購入頻度が少ないために結果が安定しない高額商品等への支出について家計調査を補完することです。二つ目は、個人消費動向把握の観点から近年増加が著しく今後の消費動向を左右するIT関連の商品・サービスへの世帯における支出等を的確に把握することです。

**全国・全世帯のうち、毎月30,000世帯が調査対象世帯です**

調査は、全国の全世帯の中から、30,000世帯(うち単身世帯3,000)を抽出し、毎月実施します。調査世帯は12か月間調査されます。調査の実

施及び集計は、民間の調査機関に委託して行います。調査票の配布は調査員により行い、回収は調査員による回収と郵送による回収を併用しています。



## 2種類の計算式を用いて合成金額を作成します

家計調査では、調査世帯はすべての支出を家計簿に記入し、それを独立行政法人統計センターにおいて分

類しています。一方、家計消費状況調査では、あらかじめ決められた約50品目についてのみ、調査世帯が分類した上で調査票に記入しています。このように調査方法が異なるため、両調査の結果に水準の差が生じる可能性があります。

そこで、基本的には支出金額の水準については、家計調査結果を用いることとし、①式を用いて支出金額を作成します。しかし、電気冷蔵庫、電気洗濯機、エアコンディショナー、自動車及びテレビの5品目については、品目分類から考えて他の品目と混合して分類されるおそれが少ないと考えられることから、支出金額の水準については、家計消費状況調査を用いることとし、②式を用いて算出します。

記号の定義は以下のとおりです。

$X_{n,m}$  : ある品目の  $n$  年  $m$  月の合成金額

$Y_{n,m}$  : ある品目の  $n$  年  $m$  月の家計調査結果における支出金額

$Z_{n,m}$  : ある品目の  $n$  年  $m$  月の家計消費状況調査結果における支出金額

$N_Y, N_Z$  : 家計調査と家計消費状況調査を加重平均するための比

家計調査又は家計消費状況調査の支出金額に、ある一定の係数  $\alpha$  を乗じて支出金額レベルを調整して合成します。(基準金額は、平成14年計の金額を用いています。)

$$Y_0 = \sum_i^{12} Y_{0,i} \quad , \quad Z_0 = \sum_i^{12} Z_{0,i} \quad (0 \text{ は基準年を意味する。}) \text{ とすると,}$$

- ① 家計調査と家計調査にレベル調整した家計消費状況調査を加重平均した金額を利用

$$X_{n,m} = \frac{Y_{n,m} \cdot N_y + \alpha_0 \cdot Z_{n,m} \cdot N_z}{N_y + N_z}$$

$$\alpha_0 = \frac{Y_0}{Z_0}$$

- ② 家計消費状況調査にレベル調整した家計調査と家計消費状況調査を加重平均した金額を利用

$$X_{n,m} = \frac{\alpha_0 \cdot Y_{n,m} \cdot N_y + Z_{n,m} \cdot N_z}{N_y + N_z}$$

$$\alpha_0 = \frac{Z_0}{Y_0}$$

上記の式において、 $N_y$  及び  $N_z$  の比は以下のように二人以上の世帯、単身世帯、総世帯ごとに別々の数値とします。

家計調査  $N_y$  と家計消費状況調査  $N_z$  の比

|         |        |
|---------|--------|
| 二人以上の世帯 | 80:200 |
| 単身世帯    | 7: 20  |
| 総世帯     | 87:220 |

なお、以上の①式及び②式を用いて合成金額を作成し、これ以外の品目については、家計調査の品目別支出金額を用いて、消費支出等の金額を再計算した新たな品目別支出金額を作成、公表しています。

**消費支出と10大費目について、家計消費指数を作成します**

新たに作成された品目別の支出金額を用いて、消費支出及び10大費目別支出について、平成14年を100と

して名目金額指数及び実質金額指数を作成します。また、これらの指数の対前年同月(期・年・年度)変化率も作成します。

記号の定義は以下のとおりです。

$I_{n,m}$  : ある項目の  $n$  年  $m$  月の合成指数

$X_{n,m}$  : ある項目の  $n$  年  $m$  月の合成支出金額

$X_0$  : ある項目の基準年の合成支出金額

$P_{n,m}$  : ある項目の  $n$  年  $m$  月の消費者物価指数

$P_0$  : ある項目の基準年の消費者物価指数

とすると

①名目金額指数

$$I_{n,m} = \frac{X_{n,m}}{X_0} \times 100$$

②実質金額指数

$$I_{n,m} = \frac{X_{n,m} / P_{n,m}}{X_0 / P_0} \times 100$$

③変化率( $R_{n,m}$ )

$$R_{n,m} = \left( \frac{I_{n,m}}{I_{n-1,m}} - 1 \right) \times 100$$

### 3) 家計消費指数の見方

#### **速報値と確報値があります**

調査月の翌々月5日前後に家計調査の二人以上の世帯(農林漁家世帯を除く)の全世帯の結果と同時に公表される家計消費指数(二人以上の世帯(農林漁家世帯を除く))速報結果は、家計消費状況調査の速報値を使用した結果です。

また、調査月の翌々月中旬頃に公表する家計消費指数(二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む))結果は、家計消費状況調査の確報値を使用した結果です。なお、同時に、すでに5日頃に公表していた家計消費指数(二人以上の世帯(農林漁家世帯を除く))の速報結果も、家計消費状況調査の確報値を使用した結果に置換えられます。

また、単身世帯と総世帯の家計消費指数は、家計消費状況調査の確報値を用いて作成し、家計調査の単身世帯及び総世帯の結果と同時に公表します。

#### **家計消費指数は、品目分類から作成しています**

家計消費指数は、家計調査の品目分類による支出金額を基に作成しています。一方、家計調査で通常公表している名目増減率や実質増減率は用途分類から算出していますので、10大費目別に家計消費指数と家計調査の増減率を比較する際は注意が必要です。

# 付 録

## 付録1 標本調査と標本誤差

統計調査を行ってデータを集める場合、データを全調査対象から集める全数調査と、対象の一部を取り出して調査する標本調査があります。

家計調査は標本調査ですが、標本調査の結果数字は、国全体の世帯を全部調査して得られる結果数字とは必ずしも一致せず、大なり小なり「標本誤差」を伴っています。そこで、「標本誤差」とはどのような性質のもので、どのくらいの大きさのものかということを知った上で結果数字を使うことが大切です。

ここでは、二人以上の世帯の場合について説明します。

家計調査の二人以上の世帯については、日本全国の世帯から単身世帯を除いた約3,400万世帯を対象にしていますが、そのうちから、標本世帯として約8,000世帯を選び出して日々の収入と支出を家計簿記入方式で調査しています。そして、例えば食料についていえば、その約8,000世帯の食料の平均を出して、全国約3,400万世帯の平均食料の推定値としています。したがって、標本世帯が全国の縮図となるように偏りなく選ぶことが、正しい平均値を推定する鍵になるわけです。

家計調査では、標本世帯を選ぶときに、人口の多い地区からも少ない地区からも、山に近い地区からも海に近い地区からも、工業地区からも住宅地区からも、北の地方からも南の地方からも、公平に選んでいます。そして、その実際の手続が、第1の2)で述べた層化3段抽出法です。

通常標本調査は、統計学の理論を使って標本誤差が推定でき、次のようなことが言えます。

「全体の平均値と標本の平均値のズレは、ほとんどの場合、ある幅(標本誤差)よりも小さい。標本誤差は標本数が多いほど小さくなる。」

次のページの表は、家計調査結果(二人以上の世帯(農林漁家世帯を除く))の都市階級別標準誤差率の一部を示したものです。

具体的に一つの例でいうと、平成16年10月の全国・全世帯の1世帯当たり

の食料費は70,749円で、その標準誤差率は0.9%となっています。この場合、全国の本当の1世帯当たりの食料費と標本の1世帯当たりの食料費70,749円とのズレは、±0.9%の2倍(1,273円)以下であるということが95%の確からしさで言えます。すなわち、全国のすべての世帯を調査した場合に得られる1世帯当たりの食料費は、69,476円～72,022円の範囲内にあるということが、95%の確からしさで言えるわけです。

次の表は16年10月の結果の標準誤差率を示したのですが、年平均の場合では大体その1/3程度になることが見込まれます。

**表 収支金額の標準誤差率(平成16年10月)**

(%)

| 都市階級 | 全 世 帯      |      |     | 勤 労 者 世 帯  |     |      |     |
|------|------------|------|-----|------------|-----|------|-----|
|      | 集 計<br>世帯数 | 消費支出 | 食 料 | 集 計<br>世帯数 | 実収入 | 消費支出 | 食 料 |
| 全国   | 7,739      | 1.7  | 0.9 | 4,427      | 1.4 | 2.1  | 1.1 |
| 大都市  | 1,771      | 2.4  | 1.3 | 1,004      | 2.0 | 3.3  | 1.6 |
| 中都市  | 4,004      | 3.0  | 1.5 | 2,299      | 2.3 | 3.8  | 1.8 |
| 小都市A | 1,026      | 3.9  | 2.0 | 607        | 3.5 | 4.6  | 2.3 |
| 小都市B | 445        | 6.7  | 3.2 | 250        | 4.8 | 10.1 | 3.9 |
| 町村   | 493        | 5.6  | 2.7 | 267        | 3.9 | 5.9  | 3.6 |

注) 農林漁家世帯を除く結果

## 付録2 比推定

家計調査において、全国の市町村を168層に分割していますが、各層に配分している調査世帯数(標本数)の各層の調査対象世帯数(母集団数)に対する比(以下「抽出率」という。)は一定ではありません。集計に当たって、この抽出率を無視すると、抽出率の低い地域が過小評価されることとなります。そこで、国勢調査を基に、168層ごとに抽出率の逆数を比率化したものを調整係数とし、これをウェイトとして、各世帯を加重平均することによって1世帯当たりの支出金額等を算出しています。ただし、抽出率の違いを調整した場合、長期的傾向をみる時に問題となる面を防ぐことができる一方、標本誤差を大きくしてしまう面もあります。そこで、標本数が少ない単身世帯の四半期別結果については、抽出率の違いを無視し、すべての世帯の調整係数を1としています(付録4参照)。

平成12年からは、総世帯結果も公表していますが、単身世帯と二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)の世帯比率を上記の方法を用いて集計を行うと、国勢調査の結果に基づいて抽出率を求めているために5年ごとに断層を生じることとなります。そこで、単身世帯と二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)の世帯数の比率が断層を生じないように調整するために、労働力調査の世帯分布を用いて比例補正を行っています。このように、何らかの信頼性の高いデータを利用して比例補正する方法を比推定といいます。

比推定の方法は、二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)と単身世帯別に以下の手順で計算します。

- ① 労働力調査の過去1年間の結果を用いて、基準となる世帯数(ベンチマーク世帯数)を算出します。
- ② 調整係数の合計値を算出します。
- ③ ベンチマーク世帯数を調整係数の合計値で除した比率(比推定比)を求めます。



- ④ 比推定比を各世帯の調整係数に乗じたものをウエイトとして各世帯を加重平均して1世帯当りの金額等を算出します。

一つの例でみてみましょう。

労働力調査の世帯分布を A とし、家計調査の調整係数の合計値(調整集計世帯数)を B とすると、比推定比 C は  $A/B$  で求まります。ここで求まった比推定比を、その該当する家計調査のすべての世帯の調整係数に乗じることにより調整済調整係数を求めます。この調整済調整係数をウエイトとして支出金額等の平均値を求めます。

|                        |       | 労働力調査の世帯分布 | 家計調査の調整集計世帯数 | 比推定比        |
|------------------------|-------|------------|--------------|-------------|
|                        |       | A          | B            | C(A/B)      |
| 総世帯                    |       | 1000000    | —            | —           |
| 単身世帯                   | (年平均) | 275861     | 310901       | 0.887295313 |
|                        | (四半期) |            | 750          | 367.8146667 |
| 二人以上の世帯<br>(農林漁家世帯を含む) |       | 724139     | 900409       | 0.804233409 |

なお、実際には、このような調整係数の調整を以下の該当する区分ごとに行います。

|        |           | 二人以上の世帯             | 単身世帯    |                  | 総世帯     |         |
|--------|-----------|---------------------|---------|------------------|---------|---------|
|        |           |                     | 四半期     | 年平均              | 四半期     | 年平均     |
| 家計収支編  | 農林漁家世帯を除く | 比推定なし               | —       | —                | —       | —       |
|        | 農林漁家世帯を含む | 世帯人員4区分<br>地方区分10区分 | 男女年齢6区分 | 男女年齢6区分<br>地方6区分 | 左記による集計 | 左記による集計 |
| 貯蓄・負債編 | 農林漁家世帯を除く | 比推定なし               | —       | —                | —       | —       |
|        | 農林漁家世帯を含む | 世帯人員4区分<br>地方区分10区分 | —       | —                | —       | —       |

二人以上の世帯（農林漁家世帯を含む）については、世帯人員（2, 3, 4, 5人以上）別の地方10区分（北海道, 東北, 関東, 北陸, 東海, 近畿, 中国, 四国, 九州, 沖縄）の合計40区分ごとに比推定を行います。単身世帯は、男女別の年齢階級（35歳未満, 35～60歳未満, 60歳以上）の6区分ごとに比推定を行います。ただし、単身世帯の年平均結果は、男女年齢6区分に加え、地方6区分（北海道・東北, 関東, 東海・北陸, 近畿, 中国・四国, 九州・沖縄）をクロスした合計36区分を用いて比推定を行っています。

以上の、二人以上の世帯（農林漁家を含む）と単身世帯の結果から総世帯の結果が集計されています。

### 付録3 二人以上の世帯の結果の推計方法

基本的に加重平均によって算出しますが、二人以上の世帯の結果を推計する際、農林漁家世帯を除く結果と含む結果で使用するウエイトが異なります。農林漁家世帯を除く結果は、調整係数をそのままウエイトとして用いて集計しますが、農林漁家世帯を含む結果は単身世帯を含めた総世帯結果も作成するため、調整係数を労働力調査結果で比推定したウエイトを用いて集計します。以下、それぞれ月平均結果の推計について説明します。(年平均、年度平均や四半期平均は月平均の単純平均として算出しますが、昭和42年及び43年の農林漁家世帯を除く年平均結果は月別の調整集計世帯数に基づく加重平均により算出しています。)

#### 1. 二人以上の世帯(農林漁家世帯を除く)結果の推計方法

全国平均や地方別平均の推計は、市町村(層)別に調査世帯の抽出率が異なるため、世帯数が母集団の大きさの352分の1になるように定められた市町村別調整係数を集計世帯の収支項目ごとに乗じて行います。

推定式は次のように表されます。

$$\bar{x} = \frac{\sum_i \sum_j \alpha'_i \cdot x_{ij}}{\sum_i \alpha'_i \cdot n'_i} \quad \alpha'_i = \alpha_i \frac{n_i}{n'_i}$$

ここで  $i$  : 調査市町村

$j$  : 世帯

$\bar{x}$  : ある品目の全国平均支出金額

$x$  :        "       ある世帯での支出金額

$\alpha$  : 調整係数                       $\alpha'$  : 調整済調整係数

$n$  : 調査世帯数                    $n'$  : 集計世帯数

## 2. 二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む) 結果の推計方法

市町村別調整係数(母集団の大きさの376分の1)に対して地方10区分, 世帯人員4区分で比推定を行います。比推定のベンチマークには労働力調査の1年前の同じ月から始まる12か月分の平均値を用います。

推定式は次のように表されます。

$$\bar{x} = \frac{\sum_k \sum_l \sum_i \sum_j \alpha'_i \cdot C_{kl} \cdot x_{klij}}{\sum_k \sum_l \sum_i \alpha'_i \cdot C_{kl} \cdot n'_{kli}}$$

ここで  $k$  : 地方10区分  
 $l$  : 世帯人員4区分  
 $i$  : 調査市町村  
 $j$  : 世帯

$$\alpha'_i = \alpha_i \frac{n_i}{n'_i}$$

$$C_{kl} = \frac{W_{kl}}{\sum_k \alpha'_i \cdot n'_{kli}}$$

$\bar{x}$  : ある品目の全国平均支出金額  
 $x$  : " ある世帯の支出金額  
 $\alpha$  : 調整係数  
 $\alpha'$  : 調整済調整係数  
 $n$  : 調査世帯数  
 $n'$  : 集計世帯数  
 $W$  : 調査対象世帯数(労働力調査の世帯分布)  
 $C$  : 比推定比

## 付録4 単身世帯の結果の推計方法

単身世帯については、世帯数が少ないことから、年平均及び年度平均と四半期平均及び半期平均の結果の推計法が異なります。

なお、年平均と年度平均及び四半期平均と半期平均はそれぞれの推計による月平均の単純平均として算出します。

### 1. 年平均及び年度平均結果の推計方法

各調査世帯のデータを、地方、都市（寮・寄宿舍含む。）階級別の調整係数と、地方6区分、男女年齢階級6区分別の比推定比の積をウェイトとして加重平均することにより全国平均値を求めています。

推計式は次のように表されます。

$$\bar{X} = \frac{\sum_k \sum_l \sum_i \sum_j \alpha'_i \cdot C_{kl} \cdot x_{klij}}{\sum_k \sum_l \sum_i \alpha'_i \cdot C_{kl} \cdot n'_{kli}}$$
$$\alpha'_i = \alpha_i \cdot \frac{n_i}{n'_i} \quad C_{kl} = \frac{W_{kl}}{\sum_i \alpha'_i \cdot n'_{kli}}$$

ここで  $k$  : 地方6区分

$l$  : 男女年齢階級6区分

$i$  : 都市階級、寮・寄宿舍  $j$  : 世帯

$\bar{X}$  : ある品目の全国平均支出金額

$x$  : // ある世帯の支出金額

$\alpha$  : 調整係数  $\alpha'$  : 調整済調整係数

$n$  : 調査世帯数  $n'$  : 集計世帯数

$W$  : 調査対象世帯数

$C$  : 比推定比

## 2. 四半期平均及び半期結果の推計方法

比推定については、年平均では6地方別に男女×年齢階級別世帯数分布をベンチマークに合せていますが、きめ細かく比推定を行うことが、特に調査世帯数が少ない属性について、該当世帯数の変動により、比推定比を大きく変動させ、むしろフレを大きくしている場合もあるため、比推定を全国一律で行うこととしました。

また、調整係数についても、各地域の消費支出などの変化率は、統計的にみるとおおむね同程度であることを利用して、調整係数を一定とすることにより、推計値の偏りは十分小さく、しかも、標本誤差をより小さくできることから、地域ごとの調整係数を一定としました。

推定式は次のように表されます。

$$\bar{x} = \frac{\sum_l \sum_j \alpha_i \cdot C_l \cdot x_{lj}}{\sum_l \alpha_i \cdot C_l \cdot n_l}$$
$$\alpha_i = 1 \qquad C_l = \frac{W_l}{\sum_l \alpha_i \cdot n'_l}$$

ここで  $l$  : 男女年齢階級6区分       $j$  : 世帯  
 $\bar{x}$  : ある品目の全国平均支出金額  
 $x$  :     //     ある世帯の支出金額  
 $\alpha$  : 調整係数                       $n'$  : 集計世帯数  
 $W$  : 調査対象世帯数(労働力調査の世帯分布)  
 $C$  : 比推定比

## 付録5 季節調整

調査結果を月別あるいは四半期別に集計したデータ（原数値といいます。）は季節的な変動を含んでいるため、異なる月の結果どうしを直接比較できない場合があります。このような場合に、なんらかの方法で原数値から季節変動を取り除くことを季節調整といいます。

概念的には、原数値の変動 (O) は、傾向変動 (T)、循環変動 (C)、季節変動 (S)、不規則変動 (I) が重なり合っていると考えます。

傾向変動……長期にわたる連続的規則的な変化のこと。構造的変化や長期にわたる発展に伴うものと考えられます。

循環変動……周期が一定しない1年を超える上下変動。経済データでは景気循環に相当します。

季節変動 ……1年周期の規則的な変動。

不規則変動……上記3変動によって説明できない変動のことで、突発的な変化や原因が明瞭には定められない不規則な変化など。

一般に、これらの4変動は乗法的に結びついていると考え、

$$O = T \times C \times S \times I$$

と表します。季節調整とは、この式の季節変動Sの影響を取り除くことです。

季節調整の方法はいろいろありますが、対前年同月増減率もその一つです。対前年同月増減率は、例えば支出額の場合、ある月の支出額を1年前の同じ月の支出額と比べ、その増加分を前年同月の支出額に対する百分率で示したものです。季節変動Sのパターンが本年と前年で変わりがないとすれば、対前年同月増減率をみることは、季節変動の影響を取り除いた見方になります。

しかし、季節変動のパターンは長期的にみると必ずしも一定ではありません。そこで過去何年間かのデータを用いて平均的な季節変動パターンをとらえる必要があります、それにはいくつかの方法があります。

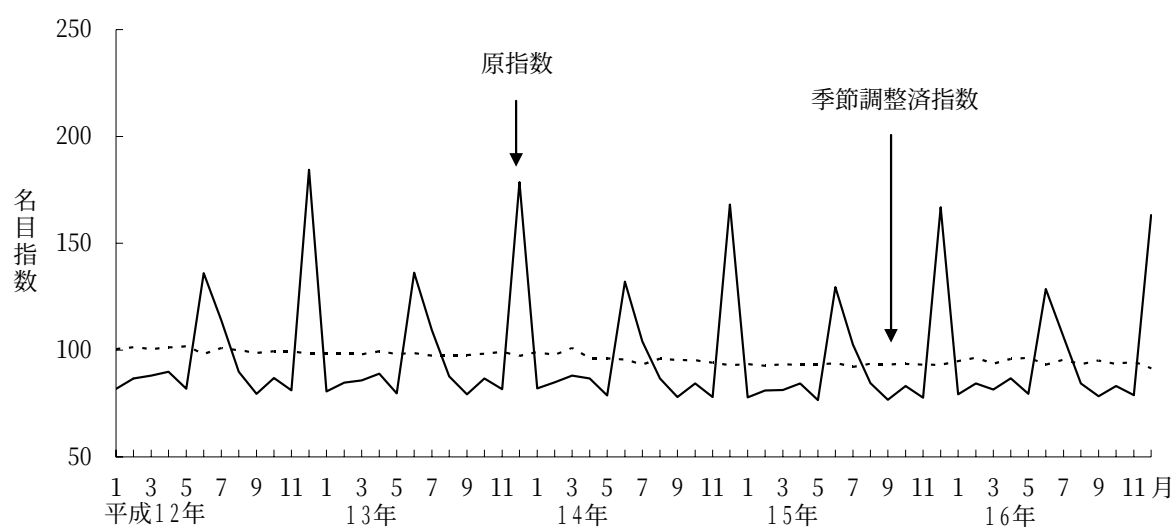
月別平均法、連環比率法、移動平均法などがそれです。また、コンピュータ

の計算能力を利用して、きめの細かい季節調整法も開発されています。例えば、アメリカ合衆国商務省センサス局が開発したセンサス局法があります。これは、季節変動のパターンが年々変化することを考慮しているところが特徴です。家計調査の結果については、センサス局法Ⅱ(X-11) (オプションは管理限界 下限=2.0 上限=3.0のみを使用) によって季節変動を調整した結果も参考として発表しています。

図は、実収入をセンサス局法により季節調整して求めた季節調整値(TCI値)と原数値を平成12年を基準年として指数化した数値を図示したものです。

**図 実収入の原指数と季節調整済指数(全国・勤労者世帯)**

(平成12年=100)



注) 農林漁家世帯を除く

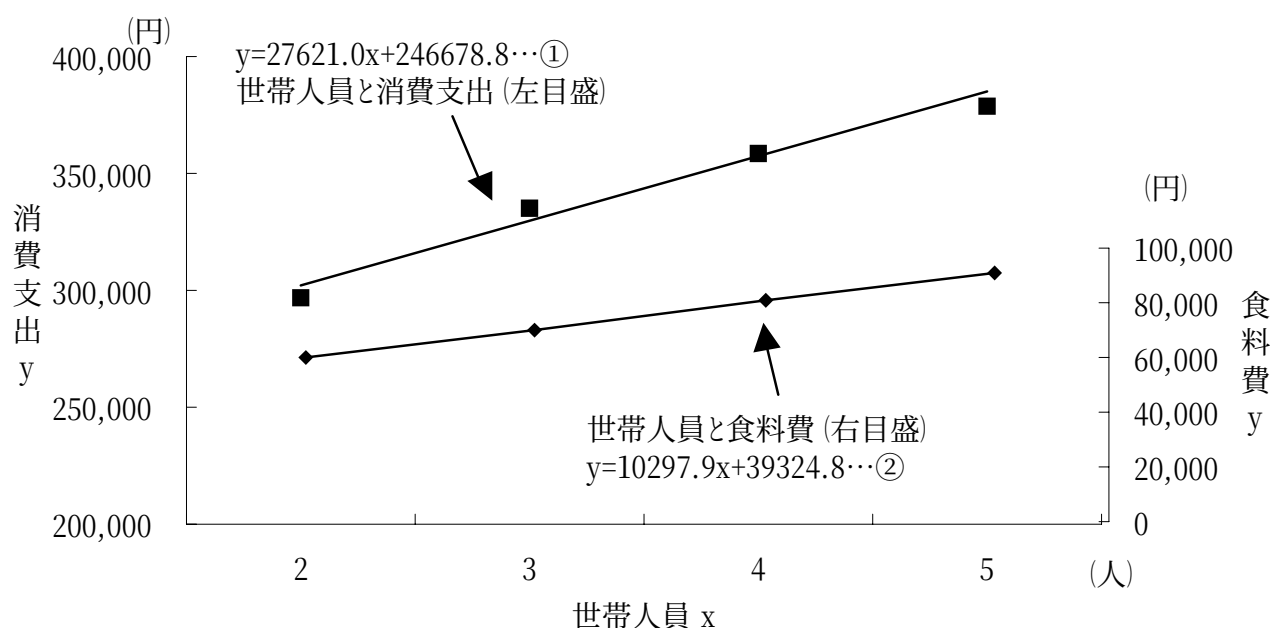


## 付録6 回帰計算と世帯人員調整及び支出弾力性

### <回帰計算>

家計調査では、世帯人員別の結果を公表しています。これを見ると世帯人員が増えるごとに消費支出も増えていくことが分かります。ところで統計学には回帰計算という手法があります。この方法を用い、二人以上の世帯の世帯人員と消費支出の関係を直線で近似することができます。

図 世帯人員と消費支出及び食料との関係  
(平成12年平均 全国・勤労者世帯)



注) 農林漁家世帯を除く

回帰計算によると、世帯人員 (x) と消費支出 (y) の関係は次の式となります。

$$y = 27621.0 x + 246678.8 \dots \textcircled{1}$$

これは「家計は消費支出の固定費として約24万7千円かかり、世帯人員が一人増えるたびに約2万8千円消費支出が増える」ということを示しています。

上記の図を見て分かるように、必ずしも回帰直線はすべての点を通るということではなく、各点と回帰直線の間には残差があります。回帰直線とは、各点と直線との間の残差が最も小さくなるように最小二乗法を用いて引いた直線です。

### <回帰計算>

|       | 2人世帯  | 3人世帯  | 4人世帯  | 5人世帯  |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 世帯人員  | $X_2$ | $X_3$ | $X_4$ | $X_5$ |
| 消費支出  | $Y_2$ | $Y_3$ | $Y_4$ | $Y_5$ |
| 世帯数分布 | $F_2$ | $F_3$ | $F_4$ | $F_5$ |

このデータに基づいて、世帯人員 $x$ 、消費支出 $y$ に関する回帰式

$$y = ax + b$$

の $a$ 、 $b$ は、以下の手順で計算されます。

世帯数分布の和  $F = \sum F_i = F_2 + F_3 + F_4 + F_5$

世帯人員の平均  $\bar{X} = (\sum F_i X_i) / F$

消費支出の平均  $\bar{Y} = (\sum F_i Y_i) / F$

ここで出てくる記号 $\Sigma$  (シグマ) は、世帯数分布の和 $F$ の式に出ているように、和を求めることを表した記号です。これらの文字を使って、 $a$ 、 $b$ は

$$a = \frac{\sum F_i (X_i - \bar{X}) (Y_i - \bar{Y})}{\sum F_i (X_i - \bar{X})^2}$$

$$= \frac{F \sum F_i X_i Y_i - (\sum F_i X_i) (\sum F_i Y_i)}{F \sum F_i X_i^2 - (\sum F_i X_i)^2}$$

$$b = \bar{Y} - a \bar{X}$$

で求められます。

表の回帰直線係数は、世帯人員が2人世帯から5人世帯の結果を用いて計算しています。したがって、①式の適用範囲は、  
 $2 \leq \text{世帯人員} x \leq 5$   
 の場合に限られます。

なお、①式から推計された4人世帯消費支出を  $\hat{Y}$  (4) と表しますが、これは実際の4人世帯の平均消費支出である  $Y_4$  とは異なることに注意してください。

### <世帯人員調整>

家計調査では、世帯人員調整係数算出の回帰計算を5年ごとに行っています。最近では、平成12年の一年間の平均データを用いて算出した結果を、平成12年家計調査年報「参考表3 世帯人員に対する収入及び支出の回帰直線係数」に掲載しており、その一部を表に掲げました。これをみると、「実数」及び「消費支出」の欄に、さきほどの①式の係数がa、bとしてそのまま載っています。

**表 世帯人員に対する支出の回帰直線係数**  
**(平成12年平均 全国・勤労者世帯)**

| 項 目  | 実 数      |           | 4人世帯 Y=100 |       |
|------|----------|-----------|------------|-------|
|      | a        | b         | a          | b     |
| 消費支出 | 27,621.0 | 246,678.8 | 7.73       | 69.07 |
| 食 料  | 10,297.9 | 39,324.8  | 12.79      | 48.84 |

また、「実数」のところの「食料」の数字を見ると、家計の食料支出の固定費は39324.8円で、世帯人員が一人増えるごとに10297.9円支出が増えるということが分かります。これを式で表すと、次のようになります。

$$y = 10297.9x + 39324.8 \quad \cdots \cdots \textcircled{2}$$

「実数」では回帰直線の係数は何万という大きな数値になるわけですが、

扱いやすいように直線の式の係数を変換したものが、表の右半分「4人世帯 Y=100」に掲げられています。ここでは「4人世帯の消費支出」が100になるように式を調整してあります。

例えば、消費支出についてみると、

$$y = 7.73x + 69.07 \quad \dots\dots \textcircled{1}'$$

となっています。「実数」からなる①式と「4人世帯 Y=100」に換算した①'式は、傾きと切片の比が同じなので、それらの係数を用いて描かれる直線は相似(縮尺を換えれば2者は一致する。)です。

なお、①式と①'式の関係は次の式で表せます。

$$\frac{27621.0}{\hat{Y} (4)} \times 100 = 7.73$$

$$\frac{246678.8}{\hat{Y} (4)} \times 100 = 69.07$$

ただし、

$$\begin{aligned} \hat{Y} (4) &= 4人世帯の回帰直線における消費支出 \\ &= 27621.0 \times 4 + 246678.8 \\ &= 357162.8 \end{aligned}$$

世帯人員調整係数とは、この「4人世帯 Y=100」の回帰式で、ある世帯人員数をxに代入して得られたyの値を言います。

では、実際に平成12年12月の消費支出を4人世帯に換算しましょう。

12年12月の全国・勤労者世帯の1世帯当たりの消費支出は420,503円で、平均世帯人員は3.46人です。

①'式のxに3.46を代入すると、消費支出の世帯人員調整係数は

$$7.73 \times 3.46 + 69.07 = 95.82$$

となります。これより、平成12年12月の全国平均の消費支出を、同じ月の4人世帯の消費支出 $\hat{Y}_1(4)$ に換算することができます。

$$\hat{Y}_1(4) : 100 = 420,503 : 95.82$$

より、

$$\hat{Y}_1(4) = 420,503 \times \frac{100}{95.82} = 438,846$$

4人世帯に換算した平成12年12月の消費支出は、438,846円とわかります。

### <支出弾力性>

以上では、x軸に世帯人員を、y軸に消費支出を取ったときの回帰直線を考察しました。今度はx軸として消費支出、y軸に食料の支出金額を取った場合を考えてみます。この場合も、消費支出が増えれば、食料支出は増える傾向があり、回帰直線の方程式が

$$y = ax + b$$

と求められたとすれば、この式はこう解釈されます。

「消費支出が1円増えれば、食料支出はa円増える」

傾きaは限界性向と呼ばれています。

ところで、消費支出と食料支出は金額のレベルが大きく違うので、両者の相対的な大きさの違いも考慮に入れて増加の程度を分析するには、支出弾力性 $\eta$ （イータ）が用いられます。支出弾力性とは、

「消費支出の伸びが1%の時、食料支出の伸びは $\eta$ %である」

ということを表しています。

支出弾力性は、 $x$  の値で量りますが、消費支出の平均値 $\bar{x}$  のところでの数値を使うこととしており、それは次の式で計算されます。

消費支出、食料支出の平均値をそれぞれ $\bar{X}$ 、 $\bar{Y}$ とすると

$$\begin{aligned}\text{支出弾力性 } \eta &= \frac{\text{消費支出が1\%伸びたときの食料支出の増加額}}{\text{食料支出額}} \times 100 \\ &= \frac{a \times 0.01 \bar{X}}{\bar{Y}} \times 100 \\ &= \frac{a \bar{X}}{\bar{Y}}\end{aligned}$$

家計調査では、年間収入階級別の結果から、消費支出 (X) に対する各用途分類項目の支出金額 (Y) の回帰式を利用して、弾力性 $\eta$ 、限界性向 $a$ 、切片 $b$ を計算し、それぞれの値を家計調査年報<<家計収支編 (二人以上の世帯)>>「付表4 用途分類項目の支出弾力性」に掲載しています。

## 付録7 食料の購入数量と平均価格の推定

二人以上の世帯では、支出金額に加え一部の品目について購入数量を調査しています。この支出金額と購入数量から各々調整係数をウェイトとした加重平均により平均支出金額と平均購入数量を算出しています。さらに、平均支出金額を平均購入数量で除して平均購入単価を算出しています。

なお、平成14年1月からの調査方法の変更に伴い、食料の購入数量は調査開始の1か月目だけ調査することとなりました。したがって、食料の購入数量は毎月6分の1の世帯だけ調査することになります。

そこで、平成14年1月以降の食料の平均購入数量及び平均購入単価は以下のように算出しています。

まず、数量を調査した6分の1の世帯の金額と数量を用いて平均購入単価を算出します。次にすべての世帯(6分の6の世帯)を用いて平均支出金額を算出し、これを先に算出した平均購入単価で除して平均購入数量を算出しています。

このため、食料の平均購入数量は内訳の合計とその上位項目の数量は必ずしも一致しません。

# 付録8 調査票様式

(表紙)



指定統計第56号

家計調査

## 家計簿

(二人以上の世帯用)

総務省統計局



平成 年 月 期分

(1期 1日～15日)  
(2期 16日～月末)

●この家計簿の内容は、統計以外の目的、  
例えば徴税の資料などには絶対に使用  
いたしません。

| 農林・非農林の別   | 世帯区分                    | 市町村番号 | 単位区符号 | 調査世帯番号 | 一連世帯番号 | 記入開始<br>からの月数 | 世帯人員 | 就業人員 |
|------------|-------------------------|-------|-------|--------|--------|---------------|------|------|
| 農林漁<br>家世帯 | 農林漁<br>家世帯<br>以外の<br>世帯 |       |       |        |        | か月日           | 人    | 人    |
|            | 勤労<br>以外 無職             |       |       |        |        |               |      |      |



(中)

|                      |              |                           |     |              |
|----------------------|--------------|---------------------------|-----|--------------|
| 日 ( 曜日 )             |              | 前期からの繰越金<br>( 手 持 ち 現 金 ) |     | 円            |
| I 現金収入又は現金支出         |              |                           |     |              |
| (1) 収入の種類又は支出の品名及び用途 | (2) 現金収入 (円) | (3) 数 量                   | 単 位 | (4) 現金支出 (円) |
| 1                    |              |                           |     |              |
| 2                    |              |                           |     |              |
| 3                    |              |                           |     |              |
| 4                    |              |                           |     |              |
| 5                    |              |                           |     |              |
| 6                    |              |                           |     |              |
| 7                    |              |                           |     |              |
| 8                    |              |                           |     |              |
| 9                    |              |                           |     |              |
| 10                   |              |                           |     |              |
| 11                   |              |                           |     |              |
| 12                   |              |                           |     |              |
| 13                   |              |                           |     |              |
| 14                   |              |                           |     |              |
| 15                   |              |                           |     |              |
| 合 計                  |              |                           |     |              |
|                      |              | 本日の現金残高                   |     | 円            |

II クレジットカード、掛買い、月賦による

購入又は現物(もらい物(現物給与を含む。)、自家産、自分の店の商品)

★ 掛買いで購入したときは、「1」一括払い購入、月賦で購入したときは、「2」分割払い購入を○で囲みます。

★ 現物とは、よそからもらい物をしたり、勤め先から定期券等を支給されたりした場合、また、自家産のものを家計に取り入れたり、自分の店の商品を家計にまわしたりした場合をいいます。

★ それらの品物を入手した際に必ず記入します。

|                                            |        |        |      |     |         |         |                                                   |
|--------------------------------------------|--------|--------|------|-----|---------|---------|---------------------------------------------------|
| (1) 品 名 及 び 購 入 方 法<br>右の該当するものを○で囲んでください→ | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       | (2) 数 量 | (3) 金 額<br>(もらい物(現物給与を含む)自家産 自分の店の商品は見積り額)<br>(円) |
|                                            | 一括払い購入 | 分割払い購入 | もらい物 | 自家産 | 自分の店の商品 |         |                                                   |
| 1                                          | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       |         |                                                   |
| 2                                          | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       |         |                                                   |
| 3                                          | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       |         |                                                   |
| 4                                          | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       |         |                                                   |
| 5                                          | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       |         |                                                   |
| 6                                          | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       |         |                                                   |
| 7                                          | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       |         |                                                   |
| 8                                          | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       |         |                                                   |
| 9                                          | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       |         |                                                   |
| 10                                         | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       |         |                                                   |

備 考 ( )

(表紙)



指定統計第56号

家計調査

# 家計簿

(単身世帯用)

総務省統計局



平成 年 月 期分

( 1 期 1 日 ~ 15 日 )  
( 2 期 16 日 ~ 月末 )

●この家計簿の内容は、統計以外の目的、  
例えば徴税の資料などには、絶対に使用  
いたしません。

| 世帯区分 |          |    |
|------|----------|----|
| 勤労   | 勤労<br>以外 | 無職 |

| 市町村番号 | 単位区符号 | 一連世帯番号 |
|-------|-------|--------|
|       |       |        |

| 記入開始から<br>の月数 |
|---------------|
| か月目           |

(中)

日 ( 曜日)

I 現金収入又は現金支出

前期からの繰越金  
(手持ち現金)

円

| (1) 収入の種類又は支出の品名及び用途 | (2) 現金収入 (円) | (3) 数量 | 単位 | (4) 現金支出 (円) |
|----------------------|--------------|--------|----|--------------|
| 1                    |              |        |    |              |
| 2                    |              |        |    |              |
| 3                    |              |        |    |              |
| 4                    |              |        |    |              |
| 5                    |              |        |    |              |
| 6                    |              |        |    |              |
| 7                    |              |        |    |              |
| 8                    |              |        |    |              |
| 9                    |              |        |    |              |
| 10                   |              |        |    |              |
| 11                   |              |        |    |              |
| 12                   |              |        |    |              |
| 13                   |              |        |    |              |
| 14                   |              |        |    |              |
| 15                   |              |        |    |              |
| 合 計                  |              |        |    |              |

本日の現金残高

円

II クレジットカード、掛買い、月賦による

購入又は現物〔もらい物(現物給与を含む。)、自家産、自分の店の商品〕

★ 掛買いで購入したときは、「1」一括払い購入、月賦で購入したときは、「2」分割払い購入を○で囲みます。

★ 現物とは、よそからもらい物をしたり、勤め先から定期券等を支給されたりした場合、また、自家産のものを家計に取り入れたり、自分の店の商品を家計にまわしたりした場合をいいます。

★ それらの品物を入手した際に必ず記入します。

| (1) 品名及び購入方法<br>右の該当するものを○で囲んでください→ | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       | (2) 数量 | 単位 | (3) 金額<br>(もらい物(現物給与を含む)自家産 自分の店の商品は見積り額)<br>(円) |
|-------------------------------------|--------|--------|------|-----|---------|--------|----|--------------------------------------------------|
|                                     | 一括払い購入 | 分割払い購入 | もらい物 | 自家産 | 自分の店の商品 |        |    |                                                  |
| 1                                   | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       |        |    |                                                  |
| 2                                   | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       |        |    |                                                  |
| 3                                   | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       |        |    |                                                  |
| 4                                   | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       |        |    |                                                  |
| 5                                   | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       |        |    |                                                  |
| 6                                   | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       |        |    |                                                  |
| 7                                   | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       |        |    |                                                  |
| 8                                   | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       |        |    |                                                  |
| 9                                   | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       |        |    |                                                  |
| 10                                  | 1      | 2      | 3    | 4   | 5       |        |    |                                                  |

備考

|           |           |                                          |             |                  |
|-----------|-----------|------------------------------------------|-------------|------------------|
| 市 町 村 番 号 | 単 位 区 符 号 | 調 査 世 帯 番 号<br><small>世帯主以上の世帯のみ</small> | 一 連 世 帯 番 号 | 記 入 開 始 月        |
| □ □ □ □ □ | □ □ □     | □ □ □                                    | □ □ □       | □ □ □ □ □<br>年 月 |



指定統計  
第 56 号

## 家 計 調 査 年 間 収 入 調 査 票 総 務 省 統 計 局

| 世 帯 の 別 |         |
|---------|---------|
| 単 身     | 二 人 以 上 |
| 1       | 2       |

●この調査票にお答えいただいた内容は、統計以外の目的、例えば徴税の資料などには、絶対に使用しませんのでありのままを記入してください。

記入済みの調査票は、別にお配りした封筒に入れ密封の上調査員にお渡しください。

〔記入のしかた〕

- 記入の際には、「用語の説明」を参照してください。
- 記入は、□の枠内に1文字ずつ下の記入例のように記入してください。
- 記入には必ず黒鉛筆を使用してください。書き間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。

数字の記入例

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

縦線1本、すきまを開ける、上につきぬける、角をつける、閉じる、はねない

あなたの世帯の過去1年間の収入は、税込みでだいたいどのくらいになりますか  
世帯主の分か他の世帯員の分かはっきりしないものは、世帯主の欄に記入してください

|                                                      |         | (世 帯 主) |   |   |     | (他の世帯員) |   |   |   |    |    |
|------------------------------------------------------|---------|---------|---|---|-----|---------|---|---|---|----|----|
|                                                      |         | 千       | 百 | 十 | 一   | 千       | 百 | 十 | 一 |    |    |
| (1) 勤め先<br>年間収入                                      | 定期収入…   | □       | □ | □ | □   | 万円…     | □ | □ | □ | □  | 万円 |
|                                                      | 賞与・その他… | □       | □ | □ | □   | 万円…     | □ | □ | □ | □  | 万円 |
|                                                      | の臨時収入   | □       | □ | □ | □   | 万円…     | □ | □ | □ | □  | 万円 |
| (2) 営 業 年 間 利 益…                                     | □       | □       | □ | □ | 万円… | □       | □ | □ | □ | 万円 |    |
| (3) 内 職 年 間 収 入…                                     | □       | □       | □ | □ | 万円… | □       | □ | □ | □ | 万円 |    |
| (4) 公 的 年 金 ・ 恩 給…                                   | □       | □       | □ | □ | 万円… | □       | □ | □ | □ | 万円 |    |
| (5) 農 林 漁 業 収 入…                                     | □       | □       | □ | □ | 万円… | □       | □ | □ | □ | 万円 |    |
| (6) その他の年間収入…                                        | □       | □       | □ | □ | 万円… | □       | □ | □ | □ | 万円 |    |
| (7) 現物消費の見積り額…<br>(自家産物や自分の店の商品を)<br>(家計で消費した分の見積り額) | □       | □       | □ | □ | 万円  |         |   |   |   |    |    |

この調査票は機械にかかけますので汚したり折ったり丸めたりしないでください

秘  
指定統計  
第 56 号

指定統計  
第 56 号

(調查員用)

|                                  |                   |                    |               |               |
|----------------------------------|-------------------|--------------------|---------------|---------------|
| 秘                                | 家計調査<br>世帯票       | 指定統計<br>番号<br>第56号 | 総務省統計局        |               |
|                                  |                   |                    | 1 単身          | 2 二人以上        |
| 1 農林漁家世帯                         | 2 農林漁家世帯以外<br>の世帯 | 1 労働               | 2 勤労以外        | 3 無職          |
| 市町村番号                            | 住 所               | 市 区 部              | 町 村           | 電話            |
| 単位区区符号                           | 調査世帯番号            | 丁目                 |               |               |
| 抽出区分<br>1 最初に抽出された世帯<br>2 その他の世帯 | 調査員印              | 指導員印               | 記入開始<br>年 月 日 | 記入終了<br>年 月 日 |

※二人以上の世帯について

[illegible]

上の世帯について

[illegible]

※單身世帯について

|                                              |   |                                                           |
|----------------------------------------------|---|-----------------------------------------------------------|
| 29別居している子の有無(60歳以上の者のみ)<br>＜最も近くに住んでいる子の居住地＞ | 有 | 1 回数<br>2 近隣地域(徒歩で15分未満程度)<br>3 一市区町村内<br>4 その他の地域<br>5 無 |
|----------------------------------------------|---|-----------------------------------------------------------|

(注)坪を㎡に換算する場合は3.3倍する。

備考(特に説明を要する事項、例えは無償家賃の事情などを記入します。)

|         |        |     |
|---------|--------|-----|
| 調查世帯番号  | 一連世帯番号 |     |
| 主世帯氏名   |        |     |
| 記入終止年月日 | 年      | 月 日 |

いて記入します。

(第1面)

秘

指定統計  
第 56 号

家計調査

貯蓄等調査票

総務省統計局

1

【記入の仕方】

○記入の際には、「用語の説明」を参照してください。

○記入は、□の枠内に1文字ずつ下の記入例のように記入してください。

○記入には必ず黒鉛筆を使用してください。書き間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。

この調査票にお答えいただいた内容は、統計以外の目的、例えば徴税の資料などには、絶対に使用しませんのでありのままを記入してください。

【記入例】

○ ⇒ ●

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
はなわい

1 貯蓄現在高について

あなたの世帯では 今月1日現在で貯蓄はいくらありますか

- 次の貯蓄の種類ごとに現在高を記入してください。
- ここでいう貯蓄には、家計用だけではなく個人営業のための分も含めます。
- 勤労者財産形成貯蓄に加入している場合は、それぞれ該当する貯蓄の種類に含めて記入してください。

|                                                                   |             |                             |                               |
|-------------------------------------------------------------------|-------------|-----------------------------|-------------------------------|
| (1) 郵便局                                                           | 定額・定期・積立貯金  | <input type="checkbox"/> あり | (億) 千 百 十 一<br>● ● ● ● ● ● 万円 |
|                                                                   |             | <input type="checkbox"/> なし |                               |
|                                                                   | 通常貯金        | <input type="checkbox"/> あり | (億) 千 百 十 一<br>● ● ● ● ● ● 万円 |
|                                                                   |             | <input type="checkbox"/> なし |                               |
| (2) 銀行<br>信用金庫・信用組合<br>農協 協同組合<br>労働金庫<br>その他の金融機関                | 定期預金・定期積金   | <input type="checkbox"/> あり | (億) 千 百 十 一<br>● ● ● ● ● ● 万円 |
|                                                                   |             | <input type="checkbox"/> なし |                               |
|                                                                   | 普通・当座預金 その他 | <input type="checkbox"/> あり | (億) 千 百 十 一<br>● ● ● ● ● ● 万円 |
|                                                                   |             | <input type="checkbox"/> なし |                               |
| (3) 生命保険・損害保険・簡易保険 (保険商品・年金商品)<br>(加入してからの払込総額)<br>※掛け捨ての保険は含めません |             | <input type="checkbox"/> あり | (億) 千 百 十 一<br>● ● ● ● ● ● 万円 |
|                                                                   |             | <input type="checkbox"/> なし |                               |
| (4) 株式・株式投資信託 (時価)                                                |             | <input type="checkbox"/> あり | (億) 千 百 十 一<br>● ● ● ● ● ● 万円 |
|                                                                   |             | <input type="checkbox"/> なし |                               |
| (5) 貸付信託・金銭信託 (額面)                                                |             | <input type="checkbox"/> あり | (億) 千 百 十 一<br>● ● ● ● ● ● 万円 |
|                                                                   |             | <input type="checkbox"/> なし |                               |
| (6) 債券 (額面) ・公社債投資信託 (時価)                                         |             | <input type="checkbox"/> あり | (億) 千 百 十 一<br>● ● ● ● ● ● 万円 |
|                                                                   |             | <input type="checkbox"/> なし |                               |
| (7) 社内預金 その他の預貯金                                                  |             | <input type="checkbox"/> あり | (億) 千 百 十 一<br>● ● ● ● ● ● 万円 |
|                                                                   |             | <input type="checkbox"/> なし |                               |
| (8) 合 計                                                           |             |                             | (億) 千 百 十 一<br>● ● ● ● ● ● 万円 |
|                                                                   |             |                             |                               |
| (9) 上記(8)のうち年金制度が組み込まれている貯蓄                                       |             | <input type="checkbox"/> あり | (億) 千 百 十 一<br>● ● ● ● ● ● 万円 |
|                                                                   |             | <input type="checkbox"/> なし |                               |
| (10) 上記(8)のうち外貨預金・外債                                              |             | <input type="checkbox"/> あり | (億) 千 百 十 一<br>● ● ● ● ● ● 万円 |
|                                                                   |             | <input type="checkbox"/> なし |                               |

裏面へつづく

(第2面)

2

2 借入金について

あなたの世帯では 今月1日現在で借入金あるいは月賦・年賦の未払残高がありますか

- 借入金の種類ごとに残高を記入してください。
- ここでいう借入金には、家計用だけではなく個人営業のための分も含めてください。

|                                    | 公 的 機 関<br>(住宅金融公庫、都市再生機構、国民生活金融公庫、郵便局など)         | 民 間 機 関<br>(銀行、信用金庫、農業協同組合、生命・損害保険会社など)    | そ の 他<br>(社内貸付、勤め先の共済組合、親戚・知人、サラリーマン金融など)  |
|------------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| (1) 住宅の購入・建築・増改築<br>土地の購入のための借入金残高 | (億) 千 百 十 一<br>.<br>.<br>.<br>.<br>.<br>万円        | (億) 千 百 十 一<br>.<br>.<br>.<br>.<br>.<br>万円 | (億) 千 百 十 一<br>.<br>.<br>.<br>.<br>.<br>万円 |
| (2) 住宅・土地のための借入金以外<br>の借入金残高       | (億) 千 百 十 一<br>.<br>.<br>.<br>.<br>.<br>万円        | (億) 千 百 十 一<br>.<br>.<br>.<br>.<br>.<br>万円 | (億) 千 百 十 一<br>.<br>.<br>.<br>.<br>.<br>万円 |
| (3) 月賦・年賦の未払残高                     | 総 額<br>(億) 千 百 十 一<br>.<br>.<br>.<br>.<br>.<br>万円 |                                            |                                            |

3 住宅などの建物・土地について

住宅などの建物や土地を購入したり 建物を新築する計画がありますか

次の当てはまる ☐ を塗りつぶしてください。

|                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |       |                                                                                                                               |         |                                                                                |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 今後3年以内に購入する計画あり | <input type="checkbox"/> 1 住宅の購入又は新築<br><input type="checkbox"/> 2 土地の購入<br><input type="checkbox"/> 3 土地の購入及び住宅の購入又は新築                                                                                                                                                                                        |       |                                                                                                                               |         |                                                                                |
| <input type="checkbox"/> 3年以上先に購入する計画あり  | ※ 1,2 共に当てはまる場合は時期の早いものを選んでください                                                                                                                                                                                                                                                                                |       |                                                                                                                               |         |                                                                                |
| <input type="checkbox"/> 特に購入する計画なし      | <table><tbody><tr><td>持ち家の方</td><td><input type="checkbox"/> 1 今後3年以内に増改築を予定<br/><input type="checkbox"/> 2 今後3年以内に設備工事、修繕等工事を予定<br/><input type="checkbox"/> 3 その他</td></tr><tr><td>持ち家以外の方</td><td><input type="checkbox"/> 4 将来、住宅・土地を相続・贈与の予定<br/><input type="checkbox"/> 5 その他</td></tr></tbody></table> | 持ち家の方 | <input type="checkbox"/> 1 今後3年以内に増改築を予定<br><input type="checkbox"/> 2 今後3年以内に設備工事、修繕等工事を予定<br><input type="checkbox"/> 3 その他 | 持ち家以外の方 | <input type="checkbox"/> 4 将来、住宅・土地を相続・贈与の予定<br><input type="checkbox"/> 5 その他 |
| 持ち家の方                                    | <input type="checkbox"/> 1 今後3年以内に増改築を予定<br><input type="checkbox"/> 2 今後3年以内に設備工事、修繕等工事を予定<br><input type="checkbox"/> 3 その他                                                                                                                                                                                  |       |                                                                                                                               |         |                                                                                |
| 持ち家以外の方                                  | <input type="checkbox"/> 4 将来、住宅・土地を相続・贈与の予定<br><input type="checkbox"/> 5 その他                                                                                                                                                                                                                                 |       |                                                                                                                               |         |                                                                                |

記入済みの調査票は、下の調査員記入欄が「提出用封筒」の窓から見えるように入れ、密封の上調査員にお渡しください。

| 調査員記入欄                |                  |                  |                  |                                                  |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------------------------------|
| 市町村番号                 | 単位区符号            | 調査世帯番号           | 一連世帯番号           | 記入年月                                             |
| .<br>.<br>.<br>.<br>. | .<br>.<br>.<br>. | .<br>.<br>.<br>. | .<br>.<br>.<br>. | .<br>.<br>.<br>.<br>.<br>年 .<br>.<br>.<br>.<br>月 |

## 付録9 結果表一覧

家計収支編（二人以上の世帯）

| 表番号<br>(原表)                             | 集 計 区 分                              | 世帯区分   | 地 域 区 分 |             |                  |                  |        |                                                |
|-----------------------------------------|--------------------------------------|--------|---------|-------------|------------------|------------------|--------|------------------------------------------------|
|                                         |                                      |        | 全<br>国  | 全<br>都<br>市 | 人口5<br>万以上の<br>市 | 都<br>市<br>階<br>級 | 地<br>方 | 都<br>道<br>府<br>県<br>庁<br>所<br>在<br>市<br>村<br>町 |
| (農林漁家世帯を除く集計, 農林漁家世帯を含む集計共通)            |                                      |        |         |             |                  |                  |        |                                                |
| <用途分類> 1世帯当たり 1 か月間の収入と支出               |                                      |        |         |             |                  |                  |        |                                                |
| ※ 1-1                                   | 都市階級・地方・都道府県庁所在市別                    | 全・勤・個  | ◎       | ◎           | ◎                | ◎                | ◎      |                                                |
| 1-2                                     | 都市階級・地方別（構成比）                        | 〃      | ◎       | ◎           | ◎                | ◎                | ◎      |                                                |
| 1-3                                     | 市町村別                                 | 全・勤    |         |             |                  |                  |        | ▲                                              |
| ※ 2-1                                   | 現金実収入階級別                             | 勤      | ○       |             | ○                |                  |        |                                                |
| 2-2                                     | 現金実収入階級別（構成比）                        | 〃      | ○       |             | ○                |                  |        |                                                |
| 2-3                                     | 現金実収入五分位階級別                          | 〃      | ○       |             | ○                |                  |        |                                                |
| 2-4                                     | 世帯主の定期収入階級別                          | 〃      | ◎       |             |                  |                  |        |                                                |
| 2-5                                     | 世帯主の定期収入五分位階級別                       | 〃      | ◎       |             |                  |                  |        |                                                |
| 2-6                                     | 年間収入階級別                              | 全・勤・個  | ◎       | ●           | ●                | ●                | ●      |                                                |
| ※ 2-7                                   | 年間収入五分位階級別                           | 全・勤    | ◎       | ●           | ●                | ●                | ●      |                                                |
| 2-7                                     | 年間収入五分位階級別（うち住宅ローン返済世帯）              | 勤      | ◎       | ●           | ●                | ●                | ●      |                                                |
| 2-8                                     | 年間収入十分位階級別                           | 全・勤    | ◎       |             |                  |                  |        |                                                |
| 2-9                                     | 住居の所有関係、年間収入階級別                      | 〃      | ●       |             |                  |                  |        |                                                |
| 2-10                                    | 4人世帯（有業者 1 人）一年間収入階級別                | 勤      | ●       |             | ●                |                  |        |                                                |
| 2-11                                    | 4人世帯（有業者 1 人）一年間収入五分位階級別             | 全・勤    | ○       |             |                  |                  |        |                                                |
| 2-11                                    | 4人世帯（有業者 1 人）一年間収入五分位階級、住居の所有関係別     | 〃      | ●       |             |                  |                  |        |                                                |
| ※ 3-1                                   | 世帯人員別                                | 〃      | ◎       |             |                  |                  |        |                                                |
| 3-2                                     | 世帯主の年齢階級別                            | 〃      | ◎       |             | ●                |                  |        |                                                |
| ※ 3-3                                   | 世帯主の職業別                              | 全      | ◎       | ●           | ◎                | ●                | ●      |                                                |
| 3-4                                     | 世帯主の産業別                              | 勤      | ◎       |             |                  |                  |        |                                                |
| 3-5                                     | 世帯主の勤め先企業規模別                         | 〃      | ◎       |             |                  |                  |        |                                                |
| 3-6                                     | 世帯類型別                                | 全・勤・個  | ◎       |             |                  |                  |        |                                                |
| ※ 3-7                                   | 住居の所有関係別                             | 全・勤    | ◎       | ◎           | ◎                | ◎                | ●      |                                                |
| 3-8                                     | 4人世帯（有業者 1 人）一世帯主の年齢階級別              | 勤      | ●       |             |                  |                  |        |                                                |
| 3-9                                     | 有業人員別                                | 全・勤    | ◎       |             |                  |                  |        |                                                |
| 3-9                                     | 有業人員別（うち核家族世帯）                       | 〃      | ◎       |             |                  |                  |        |                                                |
| 3-10                                    | 住宅ローン返済世帯一世帯主の年齢階級別                  | 勤      | ●       |             |                  |                  |        |                                                |
| 3-11                                    | 妻の就業状態、世帯類型別                         | 〃      | ◎       |             |                  |                  |        |                                                |
| 3-12                                    | （高齢者のいる世帯）世帯主の就業状態別                  | 全      | ◎       |             |                  |                  |        |                                                |
| 6-5                                     | 用途分類による四半期平均                         | 全・勤・勤外 | △       |             |                  |                  |        |                                                |
| 6-6                                     | 用途分類による都市階級・地方別・1～6月期、7～12月期平均及び年度平均 | 〃      | *       | *           | *                | *                | *      |                                                |
| <品目分類> 1世帯当たり 1 か月間(年間)の支出金額、購入数量及び平均価格 |                                      |        |         |             |                  |                  |        |                                                |
| ※ 4-1                                   | 都市階級・地方・都道府県庁所在市別                    | 全・勤    | ◎       | ◎           | ◎                | ◎                | ◎      | ◎                                              |
| 4-1                                     | 都市階級・地方・都道府県庁所在市別                    | 〃      | △       | △           | △                | △                | △      | △                                              |
| 4-2                                     | 年間収入階級別                              | 〃      | ●       |             | ●                |                  |        |                                                |
| 4-3                                     | 年間収入五分位階級別                           | 〃      | ●       |             |                  |                  |        |                                                |
| 4-6                                     | 世帯主の年齢階級別                            | 〃      | ●       |             |                  |                  |        |                                                |
| 6-8                                     | 品目分類による1～6月期、7～12月期計及び年度計            | 〃      | *       |             |                  |                  |        |                                                |
| <日別支出>                                  |                                      |        |         |             |                  |                  |        |                                                |
| 6-15                                    | 用途分類による日別支出                          | 全・勤    | □       |             |                  |                  |        |                                                |
| 6-16                                    | 品目分類による日別支出                          | 〃      | □       |             |                  |                  |        |                                                |
| <世帯分布>                                  |                                      |        |         |             |                  |                  |        |                                                |
| 5-1                                     | 都市階級・地方・都道府県庁所在市別（抽出率調整済実数）          | 全・勤    | ◎       | ◎           | ◎                | ◎                | ◎      | ◎                                              |
| 5-2                                     | 世帯人員別（抽出率調整済実数・10万分比）                | 〃      | ●       |             |                  |                  |        |                                                |
| 5-3                                     | 現金実収入階級別（抽出率調整済実数）                   | 勤      | ○       |             |                  |                  |        |                                                |
| 5-4                                     | 現金実収入五分位階級別（抽出率調整済実数・10万分比・万分比）      | 〃      | ○       |             |                  |                  |        |                                                |
| 5-5                                     | 世帯主の定期収入五分位階級別（抽出率調整済実数・10万分比・万分比）   | 〃      | ●       |             |                  |                  |        |                                                |
| 5-6                                     | 年間収入階級別（抽出率調整済実数）                    | 全・勤    | ●       |             |                  |                  |        |                                                |
| 5-7                                     | 年間収入五分位階級別（抽出率調整済実数・10万分比・万分比）       | 〃      | ●       |             |                  |                  |        |                                                |
| 5-8                                     | 年間収入十分位階級別（抽出率調整済実数・10万分比）           | 〃      | ●       |             |                  |                  |        |                                                |
| 5-10                                    | 世帯主の職業・産業別（抽出率調整済実数・10万分比）           | 全      | ◎       |             |                  |                  |        |                                                |
| 5-10                                    | 世帯主の職業・産業・勤め先企業規模別（抽出率調整済実数・10万分比）   | 勤      | ◎       |             |                  |                  |        |                                                |

- 注1) 世帯区分の「全」は全世帯, 「勤」は勤労者世帯, 「個」は個人営業世帯, 「勤外」は勤労者以外の世帯を表す。  
2) 地域区分の「◎」は月平均及び年平均(年計), 「○」は月平均, 「●」は年平均(年計), 「△」は四半期平均(四半期計), 「\*」は1～6月期, 7～12月期平均(1～6月期, 7～12月期計)及び年度平均(年度計), 「□」は日別, 「▲」は10大費目のみの年平均を表す。  
3) 表番号「2-6」の個人営業世帯については, 年平均(全国)のみの集計である。  
4) 表番号「4-1」の勤労者世帯の地域区分は, 「全国」及び「人口5万以上の市」のみである。  
5) 「品目分類」の結果表には, 財・サービス区分(消費支出を財(商品)とサービスに分けたもの)を掲載している。  
6) ※印は, 「家計調査報告」に掲載している結果表である。  
7) ※印以外の結果表については, 当局(統計図書館統計相談室)で閲覧できる。



家計収支編（単身世帯・総世帯）

| 表番号<br>(原表) | 集 計 区 分 | 世帯区分 | 地 域 区 分 |             |                                      |                  |        |                                      |        |
|-------------|---------|------|---------|-------------|--------------------------------------|------------------|--------|--------------------------------------|--------|
|             |         |      | 全<br>国  | 全<br>都<br>市 | 人<br>口<br>5<br>万<br>以<br>上<br>の<br>市 | 都<br>市<br>階<br>級 | 地<br>方 | 都<br>道<br>府<br>県<br>庁<br>所<br>在<br>市 | 町<br>村 |

家計収支編（単身世帯）

| <用途分類> 1世帯当たり1か月間の収入と支出 |                            |        |   |  |  |   |   |  |  |
|-------------------------|----------------------------|--------|---|--|--|---|---|--|--|
| ※ 1                     | (実数, 構成比, 増減率)             | 全・勤・勤外 | ◎ |  |  |   |   |  |  |
| ※ 2                     | 男女, 年齢階級別                  | 全・勤    | ◎ |  |  |   |   |  |  |
| ※ 3                     | 都市階級・地方別                   | 〃      | ◎ |  |  | ◎ | ◎ |  |  |
| ※ 4                     | 年間収入五分位階級別                 | 〃      | ● |  |  |   |   |  |  |
| ※ 5                     | 年間収入階級別                    | 〃      | ● |  |  |   |   |  |  |
| ※ 6                     | 職業別                        | 〃      | ● |  |  |   |   |  |  |
| ※ 7                     | 産業・勤め先企業規模別                | 全・勤    | ● |  |  |   |   |  |  |
| ※ 8                     | 住居の所有関係別                   | 全      | ● |  |  |   |   |  |  |
| <品目分類> 1世帯当たりの品目別支出金額   |                            |        |   |  |  |   |   |  |  |
| ※ 9                     | 支出金額及び購入頻度                 | 全・勤    | ◎ |  |  |   |   |  |  |
| ※ 10                    | 男女, 年齢階級別                  | 〃      | ● |  |  |   |   |  |  |
| ※ 11                    | 年間収入五分位階級別                 | 〃      | ● |  |  |   |   |  |  |
| ※ 12                    | 年間収入階級別                    | 〃      | ● |  |  |   |   |  |  |
| ※ 13                    | 男女, 年齢階級別 1世帯当たりの財・サービス区分別 | 〃      | ● |  |  |   |   |  |  |
| <世帯分布>                  |                            |        |   |  |  |   |   |  |  |
| ※ 14                    | 男女, 年齢階級, 世帯属性別            | 全・勤    | ● |  |  |   |   |  |  |
| ※ 15                    | 都市階級・地方, 世帯属性別             | 〃      | ● |  |  | ● | ● |  |  |

家計収支編（総世帯）

| <用途分類> 1世帯当たり1か月間の収入と支出 |                             |        |   |   |   |   |   |   |  |
|-------------------------|-----------------------------|--------|---|---|---|---|---|---|--|
| ※ 1                     | (実数, 構成比, 増減率)              | 全・勤・勤外 | ◎ |   |   |   |   |   |  |
| ※ 2                     | 都市階級・地方・都道府県庁所在市別           | 全・勤・勤外 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ● |  |
| ※ 3                     | 年間収入五分位・十分位階級別              | 全・勤    | ◎ |   |   |   |   |   |  |
| ※ 4                     | 世帯人員・世帯主の年齢階級別              | 〃      | ◎ |   |   |   |   |   |  |
| ※ 5                     | 世帯主の職業別                     | 全      | ● |   |   |   |   |   |  |
| ※ 6                     | 世帯主の産業・勤め先企業規模別             | 全      | ● |   |   |   |   |   |  |
| ※ 7                     | 住居の所有関係別                    | 全・勤    | ● |   |   |   |   |   |  |
| ※ 8                     | (住宅ローン返済世帯) 世帯主の年齢階級別       | 全・勤    | ● |   |   |   |   |   |  |
| ※ 9                     | (高齢者のいる世帯) 世帯主の就業状態別        | 全      | ● |   |   |   |   |   |  |
| <品目分類> 1世帯当たりの品目別支出金額   |                             |        |   |   |   |   |   |   |  |
| ※ 10                    | 年間収入五分位階級別                  | 全・勤    | ◎ |   |   |   |   |   |  |
| ※ 11                    | 都市階級・地方・都道府県庁所在市別           | 全      | ● | ● | ● | ● | ● | ● |  |
| ※ 12                    | 都市階級・地方・都道府県庁所在市別の財・サービス区分別 | 全・勤    | ● | ● | ● | ● | ● | ● |  |
| <世帯分布>                  |                             |        |   |   |   |   |   |   |  |
| ※ 13                    | 世帯人員・世帯主の年齢階級, 世帯属性別        | 全・勤    | ● |   |   |   |   |   |  |

- 注1) 世帯区分の「全」は全世帯, 「勤」は勤労者世帯, 「勤外」は勤労者以外の世帯を表す。  
 2) 地域区分の「◎」は四半期, 半期, 年及び年度平均(計), 「●」は年平均(年計)を表す。  
 3) 「品目分類」の結果表には, 財・サービス区分(消費支出を商品(財)とサービスに分けたもの)を掲載している。  
 4) ※印は, 「家計調査年報」に掲載している結果表である。  
 5) ※印以外の結果表については, 当局(統計図書館統計相談室)で閲覧できる。

貯蓄・負債編

| 表番号<br>(原表) | 集 計 区 分 | 世帯区分 | 地 域 区 分 |             |                                      |                  |        |                                      |             |
|-------------|---------|------|---------|-------------|--------------------------------------|------------------|--------|--------------------------------------|-------------|
|             |         |      | 全<br>国  | 全<br>都<br>市 | 人<br>口<br>5<br>万<br>以<br>上<br>の<br>市 | 都<br>市<br>階<br>級 | 地<br>方 | 都<br>道<br>府<br>県<br>庁<br>所<br>在<br>市 | 市<br>町<br>村 |

貯蓄・負債編（農林漁家世帯を除く集計，農林漁家世帯を含む集計共通）

|                         |                        |     |   |   |   |   |   |   |  |
|-------------------------|------------------------|-----|---|---|---|---|---|---|--|
| ＜用途分類＞1世帯当たり1か月間の収入と支出  |                        |     |   |   |   |   |   |   |  |
| ※ 7-1                   | 貯蓄・純貯蓄・負債現在高階級，年間収入階級別 | 全・勤 | ★ |   |   |   |   |   |  |
| ※ 7-2                   | 住宅・土地の購入・建築計画の有無別      | 全・勤 | ★ |   |   |   |   |   |  |
| 貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高        |                        |     |   |   |   |   |   |   |  |
| ※ 8-1                   | 都市階級・地方・都道府県庁所在市別      | 全・勤 | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ |  |
| ※ 8-2                   | 年間収入階級別                | 全・勤 | ★ |   |   |   |   |   |  |
| ※ 8-3                   | 年間収入五分位・十分位階級別         | 全・勤 | ★ |   |   |   |   |   |  |
| ※ 8-4                   | 世帯主の職業別                | 全   | ★ |   |   |   |   |   |  |
| ※ 8-5                   | 世帯主の年齢階級別              | 全・勤 | ★ |   |   |   |   |   |  |
| ※ 8-6                   | 住居の所有関係別               | 全・勤 | ☆ |   |   |   |   |   |  |
| ※ 8-7                   | 世帯主の勤め先企業規模別           | 勤   | ☆ |   |   |   |   |   |  |
| ※ 8-8                   | 世帯類型別                  | 全・勤 | ☆ |   |   |   |   |   |  |
| ※ 8-9                   | 妻の就業状態，世帯類型別           | 勤   | ☆ |   |   |   |   |   |  |
| ※ 8-10                  | （高齢者のいる世帯）世帯主の就業状態別    | 全   | ☆ |   |   |   |   |   |  |
| ※ 8-11                  | 貯蓄・純貯蓄・負債現在高階級別        | 全・勤 | ☆ |   |   |   |   |   |  |
| ※ 8-12                  | 住宅・土地の購入・建築計画の有無別      | 全・勤 | ★ |   |   |   |   |   |  |
| 持家世帯：貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高   |                        |     |   |   |   |   |   |   |  |
| ※ 8-20                  | 住宅の建築時期別               | 全・勤 | ☆ |   |   |   |   |   |  |
| ※ 8-21                  | 住宅の建築時期，世帯主の年齢階級別      | 全・勤 | ☆ |   |   |   |   |   |  |
| 負債保有世帯：貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高 |                        |     |   |   |   |   |   |   |  |
| ※ 8-22                  | 年間収入五分位・十分位階級別         | 全・勤 | ☆ |   |   |   |   |   |  |
| ※ 8-23                  | 世帯主の職業別                | 全   | ☆ |   |   |   |   |   |  |
| ※ 8-24                  | 世帯主の年齢階級別              | 全・勤 | ☆ |   |   |   |   |   |  |
| 各種世帯属性別世帯分布             |                        |     |   |   |   |   |   |   |  |
| ※ 8-30                  | 貯蓄現在高，貯蓄・負債現在高の差額階級別   | 全・勤 | ■ |   |   |   |   |   |  |
| ※ 8-31                  | 負債現在高階級別               | 全・勤 | ■ |   |   |   |   |   |  |

- 注1) 世帯区分の「全」は全世帯，「勤」は勤労者世帯，「個」は個人営業世帯，「勤外」は勤労者以外の世帯を表す。
- 2) 地域区分の「◎」は月平均及び年平均(年計)，「○」は月平均，「●」は年平均(年計)，「△」は四半期平均(四半期計)，「※」は1～6月期，7～12月期平均(1～6月期，7～12月期計)及び年度平均(年度計)，「□」は日別，「▲」は10大費目のみの年平均，「★」は四半期平均，半期平均，年平均及び年度平均(年度計)，「☆」は年平均及び年度平均(年度計)，「■」は四半期平均，半期平均及び年平均を表す。
- 3) 表番号「2-6」の個人営業世帯については，年平均(全国)のみの集計である。
- 4) 表番号「4-1」の勤労者世帯の地域区分は，「全国」及び「人口5万以上の市」のみである。
- 5) 「品目分類」の結果表には，財・サービス区分(消費支出を財(商品)とサービスに分けたもの)を掲載している。
- 6) ※印は，「家計調査報告」に掲載している結果表である。
- 7) ※印の結果表のうち農林漁家世帯を含む集計に係る年平均集計の結果表は，「家計調査年報＜貯蓄・負債編＞」に掲載している。ただし，表番号「7-1」の年間収入階級別の結果表については掲載していない。
- 8) 報告書に掲載していない結果表については，当局(統計図書館統計相談室)で閲覧できる。

# 付録 10 家計調査収支項目分類表

| 符 号                        | 項 目 名                  | 内 容 例 示                                                                                                                                                           |
|----------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (010～052)                  | <b>収 入 総 額</b>         | 「実収入」,「実収入以外の収入」及び「繰入金」から成る。                                                                                                                                      |
| (010～039)                  | <b>実 収 入</b>           | 世帯主を含む世帯員全員の現金収入(税込み)を合計したもので、主として勤労や事業の対価として新たに家計へ入る収入であり、「経常収入」と「特別収入」から成る。                                                                                     |
| [ 010～030 ]<br>[ 033～035 ] | <b>経 常 収 入</b>         | 家計の消費行動に大きな影響を与える定期性あるいは再現性のある収入であり、「勤め先収入」,「事業・内職収入」,「農林漁業収入」及び「他の経常収入」から成る。                                                                                     |
| (010～014)                  | <b>勤 め 先 収 入</b>       | 世帯主を含む世帯員が、勤め先から報酬として受けた諸手当を含む一切の収入。なお、互助会の契約又は社会保障制度により受けたものは含まれない。                                                                                              |
| (010～012)                  | 世 帯 主 収 入              | 世帯主の勤め先収入。副業による勤め先収入も含む。                                                                                                                                          |
| 010                        | 定 期 収 入                | 労働契約、就業規則、団体協約などによりあらかじめ定められている支給条件、算出方法によって基本的に毎月決まって支給される現金給与。住居手当、地域手当などの生活手当及び課長手当、技術手当などの役職能力給も含む。<br>本給 日給基準額 扶養手当 住宅手当 通勤手当 管理職手当 役付手当<br>超過勤務手当 深夜手当 夜勤手当 |
| 011                        | 臨 時 収 入                | その月に限って支給される収入で報奨金、奨励手当など報奨的に受けた収入及び一時的突発的理由に基づいてあらかじめ定められた契約や規則によらないで支払われた現金給与。<br>報奨金 奨励金 創立記念祝金 昇給差額 給与ベース改定差額                                                 |
| 012                        | 賞 与                    | 賞与(ボーナス) 年末手当(期末手当) 賞与の差額 勤勉手当 決算手当                                                                                                                               |
| 013                        | 世 帯 主 の<br>配 偶 者 の 収 入 | 世帯主の配偶者が勤め先から得た定期収入、臨時収入、賞与などの収入。                                                                                                                                 |
| 014                        | 他 の 世 帯 員 収 入          | 世帯主及びその配偶者以外の世帯員が勤め先から得た定期収入、臨時収入、賞与などの収入。                                                                                                                        |
| (020～022)                  | <b>事 業 ・ 内 職 収 入</b>   | 世帯主を含む世帯員が事業及び内職から得た収入のうち、家計補助のため家計に繰り入れた収入。                                                                                                                      |
| 022                        | 家 賃 収 入                | 土地以外の不動産を賃貸して得た収入。<br>家賃・間代収入                                                                                                                                     |
| 020                        | 他 の 事 業 収 入            | 原則として、事業所を構えて事務を営んで得た収入。<br>たばこ商・雑貨商・菓子商などによる収入 倉庫業の収入<br>珠算・書道・生花・裁縫などの塾をひらいている場合の月謝などの収入                                                                        |
| 021                        | 内 職 収 入                | 原則として、事業所を構えずに請け負い契約に基づいて得た収入。<br>和洋服仕立賃 編賃 製本手間代 筆稿料 原稿料 翻訳料 講演料 講師料<br>家庭教師・珠算・書道・生花・裁縫教授などによる報酬 勤め先不明のアルバイト収入                                                  |
| (023)                      | <b>農 林 漁 業 収 入</b>     | 1年を通じて農業、林業、漁業を営んで得た収入。                                                                                                                                           |
| 023                        | 農 林 漁 業 収 入            | 農業収入(米作収入 野菜・果物収入 花き収入 酪農収入)<br>林業収入(育林栽培収入 素材生産収入 天然きのこ採取収入)<br>漁業収入(底びき網、刺網、地びき網漁などで得た収入 貝藻採取で得た収入)                                                             |
| (030・033～035)              | <b>他 の 経 常 収 入</b>     | 勤め先収入、事業・内職収入及び農林漁業収入以外の経常収入。                                                                                                                                     |
| 030                        | 財 産 収 入                | 金融資産、土地及び無形資産(著作権・特許権など)の賃貸によって発生する収入。<br>預貯金利子 貸金利子 株式配当金 公社債利子 立看板(広告)の賃地料<br>土地の権利金収入                                                                          |
| (034・035)                  | 社 会 保 障 給 付            | 各種の社会保障的性格を有する法律により支給される給付金。                                                                                                                                      |
| 034                        | 公 的 年 金 給 付            | 国庫負担を伴う各種年金給付。<br>厚生年金 国民年金 国家公務員等共済年金 地方公務員等共済年金<br>農林漁業団体職員共済年金(農林年金) 私立学校教職員共済年金<br>老齢年金 障害年金 遺族年金 普通恩給 傷病恩給                                                   |

| 符 号           | 項 目 名                  | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 035           | 他の社会保障給付               | 034の項目に分類されない社会保障給付。<br>国家公務員等共済組合法, 地方公務員等共済組合法, 私立学校教職員共済組合法に基づく各種給付(高額療養費 傷病手当金 出産費 出産手当金 埋葬料 休業手当金 弔慰金 結婚手当金 災害見舞金)<br>健康保険法, 国民健康保険法, 労働者災害補償保険法, 国家・地方公務員災害補償法に基づく各種給付<br>生活保護法に基づく各種扶助(生活扶助 教育扶助 住宅扶助 医療扶助 出産扶助 生業扶助 葬祭扶助)<br>雇用保険法に基づく各種給付 老人保険法に基づく各種給付<br>児童手当 児童育成手当(育成手当 障害手当) 児童扶養手当 特別児童扶養手当 重度心身障害者(児)手当 重度障害者福祉手当 心身障害者福祉手当 障害者住宅手当 |
| 033           | 仕 送 り 金                | 生活費の補助として世帯外の者から継続的に受け取った現金収入。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (032・039)     | <b>特 別 収 入</b>         | 定期性又は再現性のない特別な収入。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 032           | 受 贈 金                  | 一般社会の慣行により他の世帯及び団体などから自発的に贈られた現金。<br>持参金 結納金 財産相続金 遺産相続金<br>見舞金 祝金 せん別 香典 謝礼金 チップ                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 039           | そ の 他                  | 032の項目に分類されない特別収入。<br>自家菜園でできた野菜などの売却代 民生委員手当 示談金 弁償金 立退料 慰謝料<br>退職金 愛がん用動物・衣類・家具・貴金属・古新聞・あき瓶などの売却代<br>掛け捨ての火災・災害・傷害保険などの契約期間完了後における余剰配当金<br>競輪・競馬・宝くじ・福引などの配当金・賞金 拾得金                                                                                                                                                                              |
| (040～049・052) | <b>実 収 入 以 外 の 収 入</b> | 預貯金引出し, 財産売却, 保険取金, 借入金など手元に現金が入るが, 一方で資産の減少又は負債の増加を生じるものであり, 分割払いや一括払い購入での購入額も含む。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 040           | 預 貯 金 引 出              | 銀行, 郵便局, 信用金庫などの金融機関からの引出金。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (048・052)     | 保 険 取 金                | 貯蓄的要素のある掛け捨てでない保険取金。個人, 企業年金も含む。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 048           | 個 人 ・ 企 業 年 金 保 険 取 金  | 個人が原資をすべて拠出する私的年金の取金及び個人と勤務先の企業, 団体が原資を共同で拠出する私的年金の取金。<br>個人年金 厚生年金基金(調整年金) 確定拠出年金                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 052           | 他 の 保 険 取 金            | 048の項目に分類されない貯蓄的要素のある掛け捨てでない保険の取金。<br>生命保険・簡易保険など貯蓄的要素のある保険の取金・保険解約金                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 045           | 有 価 証 券 売 却            | 株式, 債券, 信託の売却金。<br>国債・地方債の売却代 株券・投資信託・貸付信託の売却代                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 047           | 土 地 家 屋 借 入 金          | 土地, 家屋購入のための借入金。<br>住宅金融公庫借入金 住宅資金借入金                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 042           | 他 の 借 入 金              | 047の項目に分類されない借入金。<br>借入金 質入金 奨学金(日本学生支援機構) 生活資金借入金                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 043           | 分 割 払 購 入 借 入 金        | 商品及びサービスの購入に伴う借入金で, 返済が2回以上に分割されているもの。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 044           | 一 括 払 購 入 借 入 金        | 商品及びサービスの購入に伴う借入金で, 返済がある一定期間経過後, 一括であるもの。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 046           | 財 産 売 却                | 土地, 家屋など不動産の売却金。<br>土地・家屋・山林など不動産の売却代                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 049           | そ の 他                  | 040～048, 052の項目に分類されない実収入以外の収入。<br>敷金・貸金及び立替金などの戻り金 貸家の保証金・入院保証金などの戻り金<br>金の延べ棒・金貨の売却代                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (050)         | <b>繰 入 金</b>           | 前月からの手持ち現金の繰入金。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 050           | 繰 入 金                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

| 符 号                            | 項 目 名        | 単位  | 財・サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾 力 性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------|--------------|-----|---------------|---------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| [102～981]<br>[070～092]         | 支 出 総 額      |     |               |                     |                   | 「実支出」、「実支出以外の支出」及び「繰越金」から成る。                                                                                                                                                                                    |
| [102～981]<br>[070～079]         | 実 支 出        |     |               |                     |                   | 「消費支出」及び「非消費支出」から成る。                                                                                                                                                                                            |
| (102～981)                      | 消 費 支 出      |     |               |                     |                   | 原則として、日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して支払った現金支出、カード、商品券などを用いた支出であるが、仕送り金や贈与金などの移転的支出も含まれる。                                                                                                                            |
| [102～398]<br>[39X・39A<br>・39B] | 1 食 料        |     |               |                     |                   | 飲食に供される食品及びこれに伴うサービスに対する支出。                                                                                                                                                                                     |
| (102～160)                      | 1.1 穀 類      |     |               |                     |                   | イネ科植物などのうち、種子を食用とするもの及びこれらを主原料とした主食的食品。ただし、穀類に工業的加工以外の一般的に家庭や飲食店で行うような調理の全部又は一部を行った食品であって、簡便な調理をし、又はしないで食用に供されるものは「1.9調理食品」に分類する。                                                                               |
| (102)                          | 1.1.1 米      |     |               |                     |                   | 米としての原形をとどめたもので、強化米入りも含む。なお、米に加工を加えたものは除く。                                                                                                                                                                      |
| 102                            | 米            | 1kg | ND            | 基                   | ●                 | ○ こしひかり ササニシキ あきたこまち<br>○ ○○県指定標準米<br>○ 無洗米<br>○ 玄米 はい芽米 もち米<br>○ インディカ米などの外国産米                                                                                                                                 |
| (120・129)                      | 1.1.2 パ ン    | 1g  |               |                     |                   | 小麦粉又はライ麦その他の穀粉を主原料とし、これに酵母種、食塩、砂糖、脂肪などを加えて水などでね、醗酵させてから焼きあげたもの及びパンの基本的な原料にあん、野菜、ハムなどを加えて焼きあげたもの。                                                                                                                |
| 120                            | 食 パ ン        | 1g  | ND            | 基                   | ●                 | パンのうち、基本的な原材料(穀粉、酵母種、食塩、砂糖、脂肪)のみでできているもの。<br>○ サンドウィッチブレッド ソフトブレッド<br>バターブレッド<br>○ バターロール<br>○ コッペパン フランスパン<br>○ ハンバーガー用パン ホットドッグ用パン<br>× ジャム・バター・チョコレート付食パン→129<br>× 調理パン→361                                  |
| 129                            | 他 の パ ン      | 1g  | ND            | 基                   | ●                 | パンのうち、基本的な原材料以外の材料を加え、初めから一つに成形されたパン。原材料としてハム、卵、チーズなどが使われていてもよい。<br>○ アップルパン あんパン ココアパン コロネ<br>ジャムパン ぶどうパン メロンパン<br>○ カレーパン ピロシキ ピザパン<br>○ ジャム・バター・チョコレート付食パン<br>○ ほうれん草食パン 人参食パン<br>× 乾パン→359<br>× 中華まんじゅう→363 |
| (130～139)                      | 1.1.3 め ん 類  | 1g  |               |                     |                   | 小麦粉、そば粉などの穀類の粉を原料として、線状、板状、棒状などに成形し、工業的加工を施したもの。                                                                                                                                                                |
| 130                            | 生 う どん ・ そ ば | 1g  | ND            | 基                   | ●                 | 冷凍・半生も含む。<br>○ 玉うどん 玉そば<br>○ きしめん ほうとう                                                                                                                                                                          |
| 131                            | 乾 う どん ・ そ ば | 1g  | ND            | 基                   | ●                 | ○ 冷麦 そうめん 干そば                                                                                                                                                                                                   |

| 符 号       | 項 目 名                | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                        |
|-----------|----------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 134       | ス パ ゲ ッ テ ィ          | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 生も含む。<br>○ ゆでスパゲッティ<br>○ マカロニ<br>× 冷凍スパゲッティ→363                                                                                                                                                |
| 133       | 中 華 め ん              | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 小麦粉に鶏卵、塩、かん水、水を加えめん状にしたもの並びに成形後蒸す又は揚げる加工をしたもの。冷凍も含む。<br>○ 生中華そば<br>○ むし中華そば玉 揚げ中華そば<br>○ チャンポン玉<br>○ 韓国めん                                                                                      |
| 135       | カ ッ プ め ん            | 1g | ND                | 基                 | ●                 | カップ状のものにめんや具材が入り、お湯を注ぐだけで飲食できるもの。主食的に食べるもの。<br>○ カップラーメン カップそば カップうどん                                                                                                                          |
| 132       | 即 席 め ん              | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 製造過程において調理味付けされ、保存可能な状態に加工されたもの。(メンマ、あげ玉、わかめ程度を付加したものも含む。カップめんは除く。)<br>○ 即席うどん 即席そば 即席ワンタン<br>○ 即席ラーメン インスタント焼きそば                                                                              |
| 139       | 他 の め ん 類            | 1g | ND                | 選                 | ●                 | 130～135の項目に分類されないめん類。<br>○ ワンタンの皮 シューマイの皮 ギョーザの皮 春巻の皮<br>○ 焼ビーフン ビーフン                                                                                                                          |
| (140～160) | <b>1.1.4 他 の 穀 類</b> | 1g |                   |                   |                   | 穀類を粉化したもの及び米、パン、めん類以外の穀類。パン、めん類以外の穀類に工業的加工を施したものも含む。                                                                                                                                           |
| 140       | 小 麦 粉                | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 小麦粉の(ビタミン入り)精製品も含む。<br>○ 薄力粉 中力粉 強力粉<br>○ 天ぷら粉                                                                                                                                                 |
| 150       | も ち                  | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 豆、あわ、のり入りなども含む。<br>○ あわもち かがみもち 小もち なまこもち(豆入りのり入り) のしもち ひしもち 平もち<br>× くじらもちなどの和菓子的もち→342<br>× かきもち→350                                                                                         |
| 160       | そ の 他                | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 140、150の項目に分類されない他の穀類。<br>○ 白麦米 平麦<br>○ 大麦 小麦 丸麦<br>○ あわ きび ひえ<br>○ おもゆの素<br>○ アルファ米<br>○ カップ雑煮<br>○ パン粉<br>○ そば粉 米粉 うき粉 上新粉(しん粉) 白玉粉<br>○ 寒梅粉 道明寺粉 春雪粉<br>○ ホットケーキの素<br>○ お好み焼の素<br>× 片栗粉→279 |
| (170～217) | <b>1.2 魚 介 類</b>     |    |                   |                   |                   | 原則として、海水、淡水産魚介類及び魚類の卵並びにこれらを主原料として工業的加工を施したもの。                                                                                                                                                 |
| (170～194) | <b>1.2.1 生 鮮 魚 介</b> | 1g |                   |                   |                   | 採取されたままのもので、保存などのための加工がされていないもの。冷凍、洗浄、切断、不要物の除去などの最小限の加工を加えたものも含む。                                                                                                                             |

| 符 号       | 項 目 名 | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                             |
|-----------|-------|----|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------|
| (170～189) | 鮮 魚   | 1g |                   |                   |                   | 刺身, 切身(フィレ)を問わない。                                                   |
| 170       | ま ぐ ろ | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ きわだ びんなが めばち<br>○ かじき めかじき<br>× まぐろのあら→189                        |
| 172       | あ じ   | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ しまあじ まあじ めあじ むろあじ<br>○ まるあじ ひらあじ<br>× あきあじ→176                    |
| 173       | い わ し | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ まいわし<br>○ うるめいわし きびなご<br>× たたみいわし→202                             |
| 174       | か つ お | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ そうだがつお まがつお<br>○ かつおのたたき<br>× まながつお→189                           |
| 175       | か れ い | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ いしがれい まこがれい めいたがれい<br>○ おひょう                                      |
| 176       | さ け   | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ ぎんざけ べにさけ<br>○ あきあじ<br>○ キングサーモン<br>○ ます<br>× にじます ひめます→189       |
| 177       | さ ば   | 1g | ND                | 基                 | ●                 | × しめさば→213                                                          |
| 178       | さ ん ま | 1g | ND                | 基                 | ●                 |                                                                     |
| 180       | た い   | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ きだい 黒だい ちだい へだい まだい<br>○ ちぬ はなだい<br>○ 小鯛<br>× あこうだい あまだい→189      |
| 181       | ぶ り   | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ かんばち ひらまさ<br>○ はまち いなだ<br>× ぶりのあら→189                             |
| 182       | い か   | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ゆでも含む。<br>○ けんさきいか ほたるいか 文甲いか やりいか                                  |
| 183       | た こ   | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ゆでも含む。<br>○ いいだこ まだこ<br>× 味付たこ 酢だこ→213                              |
| 185       | え び   | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ゆで, 蒸しも含む。<br>○ いせえび しばえび 車えび<br>○ 大正えび ロブスター ブラックタイガー<br>× 桜えび→202 |
| 186       | か に   | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ゆで, 蒸しも含む。<br>○ ずわいがに<br>○ 毛がに<br>○ たらばがに<br>× さわがに→189             |

| 符 号       | 項 目 名                | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------|----------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 189       | 他 の 鮮 魚              | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 170～186の項目に分類されない鮮魚。<br>○ あこうだい あまだい 姫だい 丸だい きんめだい<br>○ とび魚 いとより さより<br>○ ひらめ ほんがれい<br>○ あなご かわはぎ きす たら さわら にしん<br>白魚 ほっけ あんこう まながつお<br>○ 生うに なまこ ほや<br>○ あゆ はや やまめ<br>○ にじます ひめます<br>○ 川えび さわがに<br>○ 生すじこ 生たらこ<br>○ たらの白子<br>○ シーフードミックス |
| 187       | さ し み 盛 合 わ せ        | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 魚と貝のさしみ盛合わせ。つま入りも含む。<br>○ 皿鉢 鉢盛<br>× 仕出し料理→394                                                                                                                                                                                            |
| (190～194) | 貝 類                  | 1g |                   |                   |                   | 殻付、むき身、ゆで物、蒸し物含む。                                                                                                                                                                                                                         |
| 190       | あ さ り                | 1g | ND                | 基                 | ●                 |                                                                                                                                                                                                                                           |
| 192       | し じ み                | 1g | ND                | 基                 | ●                 |                                                                                                                                                                                                                                           |
| 191       | か き                  | 1g | ND                | 基                 | ●                 |                                                                                                                                                                                                                                           |
| 194       | ほ た て 貝              | 1g | ND                | 基                 | ●                 |                                                                                                                                                                                                                                           |
| 193       | 他 の 貝                | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 190～192, 194の項目に分類されない貝類。<br>○ 青柳 赤貝 あげまき 平貝 つぶ貝 とり貝 蛤<br>ほっき<br>○ あわび さざえ とこぶし<br>× エスカルゴ→229                                                                                                                                            |
| (195～202) | <b>1.2.2 塩 干 魚 介</b> | 1g |                   |                   |                   | 保存などのため、乾燥又は塩を付加したもの。生鮮魚介の塩漬、塩物も含む。                                                                                                                                                                                                       |
| 195       | 塩 さ け                | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ 新巻(一塩もの) 塩ます 塩引                                                                                                                                                                                                                         |
| 196       | た ら こ                | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 塩たらこに限る。<br>○ めんたいこ<br>× 生たらこ たらの白子→189                                                                                                                                                                                                   |
| 197       | し ら す 干 し            | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ ちりめんじゃこ                                                                                                                                                                                                                                 |
| 198       | 干 し あ じ              | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ひと干、塩干も含む。<br>○ あじのくさや                                                                                                                                                                                                                    |
| 199       | 干 し い わ し            | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ひと干、塩干も含む。<br>○ 丸干 めざし ほおざし<br>○ いわしの素干 ひらき干 目つなぎ きびな干<br>× いわしの焼干→200<br>× たたみいわし→202<br>× みりん干→202                                                                                                                                      |
| 200       | 煮 干 し                | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ いりこ<br>○ 焼干<br>× 煮干し粉→210                                                                                                                                                                                                               |



| 符 号       | 項 目 名                      | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|----------------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 202       | 他 の 塩 干 魚 介                | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 195～200の項目に分類されない塩干魚介。<br>○ 干さば 干だら 棒だら<br>○ 干かれい 蒸かれい 干柳かれい 干ささかれい<br>○ 干ほっき 干とこぶし<br>○ 塩干するめ 塩干いか<br>○ みりん干 素干 文化干<br>○ 身欠にしん たたみいわし<br>○ ちりめんいりこ ちりめんによし<br>○ ししゃも<br>○ 桜えび<br>○ いくら すじこ(すずこ)<br>○ 塩かずのこ くらげの塩漬<br>○ 田作り ごまめ 松前漬の素<br>○ 塩魚のあら・頭<br>× あじの塩干→198<br>× いわしの塩干→199<br>× さめの湯引き→217<br>× 焼うに ボイルたらこ からすみ→217 |
| (203～209) | <b>1.2.3 魚 肉 練 製 品</b>     |    |                   |                   |                   | 魚肉のすり身に調味料などを加えた後、蒸す、煮る、揚げるなどの工業的加工を施したもの。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 203       | 揚 げ か ま ぼ こ                | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 魚肉のすり身又は中に野菜などを入れ、油で揚げたもの。<br>○ 三角揚 利久揚 木の葉揚 オランダ揚<br>○ いか巻 げそ巻 ごぼう巻 きんぴら揚<br>○ 揚ボール                                                                                                                                                                                                                                       |
| 204       | ち く わ                      | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 魚肉のすり身を竹などに巻きつけて焼き上げたもの。ちくわにチーズなどを挿入したものも含む。<br>○ 焼ちくわ 豆ちくわ<br>○ 鯛ちくわ 白ちくわ<br>○ チーズちくわ                                                                                                                                                                                                                                     |
| 205       | か ま ぼ こ                    | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 魚肉のすり身を蒸すなどしたもの。チーズなどが混入したものも含む。<br>○ 板かまぼこ 焼かまぼこ(焼板) すまき ささかまぼこ<br>○ かにかまぼこ                                                                                                                                                                                                                                               |
| 209       | 他 の 魚 肉 練 製 品              | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 203～205の項目に分類されない魚肉練製品。<br>○ 半ぺん しんじょ つみれ だて巻<br>○ 厚焼<br>○ 魚肉のハム・ソーセージ<br>× おでん材料セット→375                                                                                                                                                                                                                                   |
| (210～217) | <b>1.2.4 他 の 魚 介 加 工 品</b> |    |                   |                   |                   | 生鮮魚介、塩干魚介、魚肉練製品以外の魚介に工業的加工を施したもの。中身の主成分が魚介である缶詰、瓶詰も含む。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 210       | かつお節・削り節                   | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 主として、だし汁をとるのに用いる魚肉のくん乾品。<br>○ 本節 亀節(土佐節)<br>○ おふし けずりこ いとがき<br>○ いわし・さば・むろあじ・まぐろの削り節<br>○ 黒粉(かつお節の削り屑)<br>○ かつおパック 上花 花かつお<br>○ あじ粉(あじこ あじ子)<br>× さば節(生ぶし)→217<br>× なまり節→217                                                                                                                                               |

| 符 号                | 項 目 名              | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾 力 性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                          |
|--------------------|--------------------|----|-------------------|---------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 213                | 魚 介 の 漬 物          | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 魚介類のみそ漬, しょう油漬, 味りん漬, 粟漬, 酢漬, 糠漬, 粕漬及びマリネ。<br>○ うの花漬 しめさば<br>○ 松前漬<br>○ うみたけ(貝)の粕漬<br>○ ぬかいわし ぬかにしん<br>○ 酢だこ 味付たこ                                                                                |
| 215                | 魚 介 の つ く だ 煮      | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 魚介類をしょう油, 砂糖などの調味料で味付けし, 煮詰めたもの。<br>○ 小女子・あさりのつくだ煮<br>○ 田作り・ごまめにつくだ煮<br>○ ふな・はぜの甘露煮<br>× 缶詰 瓶詰→216<br>× にこごり・でんぶ→217<br>× えびの鬼がら焼 たいのはま焼 やきはまぐり→376                                              |
| 216                | 魚 介 の 缶 詰          | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 中身の主成分が魚介である缶詰及び瓶詰。<br>○ かきくんせいの油漬 オイルサーディン さんまの蒲焼<br>○ シーチキン シーグルメ サケフレーク<br>× 魚介, 肉, 野菜との混合缶詰→376                                                                                              |
| 217                | 他の魚介加工品の<br>そ の 他  | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 210～216の項目に分類されない「他の魚介加工品」。主として鮮度を保つために一次加工したものも含む。<br>○ 魚介のくん製<br>○ 酒盗 塩辛<br>○ さめ・かれいの白焼 焼かれい<br>○ でんぶ たいの花 寿司の花 するめのでんぶ<br>○ にこごり<br>○ さきいか<br>○ なまり節 さば節(生ぶし)<br>○ いか数の子<br>○ 焼うに ボイルたらこ からすみ |
| [220～229<br>・ 22X] | <b>1.3 肉 類</b>     |    |                   |                     |                   | 魚介類以外の動物の食用肉及びこれらを主原料として工業的加工を施したもの。                                                                                                                                                             |
| [220～224<br>・ 22X] | <b>1.3.1 生 鮮 肉</b> | 1g |                   |                     |                   | 切断, 薄切りなど最小限の加工を加えたもの。臓もつ及び冷凍したものも含む。                                                                                                                                                            |
| 220                | 牛 肉                | 1g | ND                | 基                   | ●                 | 骨付きも含む。                                                                                                                                                                                          |
| 221                | 豚 肉                | 1g | ND                | 基                   | ●                 | 骨付きも含む。                                                                                                                                                                                          |
| 222                | 鶏 肉                | 1g | ND                | 基                   | ●                 | 骨付きも含む。                                                                                                                                                                                          |
| 22X                | 合 い び き 肉          | 1g | ND                | 選                   | ●                 | 牛肉, 豚肉などの合いびき肉。                                                                                                                                                                                  |
| 224                | 他 の 生 鮮 肉          | 1g | ND                | 基                   | ●                 | 220～222, 22Xの項目に分類されない鳥獣肉及び鳥獣の臓もつなど。<br>○ 馬肉(さくら肉)<br>○ かも(合がも)<br>○ 食用蛙 すっぽん<br>○ もつ(レバー はつ まめ がつ ひも ミノ)<br>がら すじ肉 皮<br>○ タン 尾 足                                                                |

| 符 号       | 項 目 名              | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|--------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (225～229) | <b>1.3.2 加 工 肉</b> |    |                   |                   |                   | 原則として、ハム、ソーセージ及びベーコンなどの加工肉、塩漬、みそ漬又はたれなどに漬けた肉製品。その他、生鮮肉などに工業的加工を施したもの。中身の主成分が肉類である缶詰、瓶詰も含む。                                                                                                               |
| 225       | ハ ム                | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 鳥獣肉を塩漬後、香付のためくん煙し、原則として湯煮などしたもの。<br>○ ロースハム<br>○ プレスハム<br>○ 生ハム<br>× 魚肉のハム→209                                                                                                                           |
| 226       | ソ ー セ ー ジ          | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 鳥獣肉のひき肉を腸詰めにし、乾燥後、くん煙などしたもの。野菜入りなども含む。<br>○ ウインナー フランクフルト スモークド<br>○ サラミ<br>○ 生ソーセージ<br>× 魚肉のソーセージ→209                                                                                                   |
| 227       | ベ ー コ ン            | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 鳥獣の腹肉などを塩漬後、くん製にしたもの。                                                                                                                                                                                    |
| 229       | 他 の 加 工 肉          | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 225～227の項目に分類されない加工肉。鳥獣肉のみそ漬、塩物又はたれなどに漬けたもの、干物、中身の主成分が肉である缶詰、瓶詰も含む。<br>○ ビーフジャーキー<br>○ いなご 蜂の子 さなぎ<br>○ ゆでもつ<br>○ コンビーフ<br>○ やきとりの缶詰<br>○ レバーペースト<br>× ミートローフ→376<br>× 焼肉 ローストチキン 焼豚→376<br>× 肉のつくだ煮→376 |
| (230～238) | <b>1.4 乳 卵 類</b>   |    |                   |                   |                   | 魚介類以外の動物の乳卵及びこれらを主原料として工業的加工を施したもの。                                                                                                                                                                      |
| (230)     | <b>1.4.1 牛 乳</b>   |    |                   |                   |                   | 牛乳(原則として液体状のもの)及び牛以外のほ乳動物の乳。缶入りも含む。                                                                                                                                                                      |
| 230       | 牛 乳                | 1l | ND                | 基                 | ●                 | 着香成分(果糖、コーヒー、色素、ビタミンなど)入りは除く。<br>○ ロングライフ(LL) 特濃牛乳<br>○ ローファット(低脂肪)<br>○ 牛乳以外の獣乳(山羊乳)など<br>× コーヒー牛乳 いちご牛乳→38A                                                                                            |
| (231～235) | <b>1.4.2 乳 製 品</b> |    |                   |                   |                   | 牛乳などを原料とした製品。                                                                                                                                                                                            |
| 231       | 粉 ミ ル ク            | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ 全粉乳<br>○ 脱脂粉乳<br>× 練乳→235                                                                                                                                                                              |
| 232       | ヨ ー グ ル ト          | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 果実入りなども含む。                                                                                                                                                                                               |
| 233       | バ タ ー              | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ 減塩バター<br>○ 無塩バター<br>× レーズン&バター→235<br>× マーガリン→321                                                                                                                                                      |

| 符 号       | 項 目 名                | 単位 | 財・<br>サービス<br>区分 | 支 出<br>弾力性<br>区分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                      |
|-----------|----------------------|----|------------------|------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 234       | チ ー ズ                | 1g | ND               | 基                | ●                 | 魚，野菜入りなども含む。<br>○ チーズスプレッド<br>○ 粉チーズ                                                                                                                         |
| 235       | 他 の 乳 製 品            | ※  | ND               | 基                | ●                 | 231～234の項目に分類されない乳製品。<br>○ 生クリーム ホイップクリーム(植物性は除く。)<br>○ コーヒー・紅茶用クリーム(植物性は除く。)<br>○ 練乳 無糖練乳<br>○ レーズン&バター<br>× 植物性コーヒー・紅茶用クリーム→339                            |
| (238)     | <b>1.4.3 卵</b>       |    |                  |                  |                   | 鳥類の卵。加工品，缶詰，瓶詰及び破卵も含む。                                                                                                                                       |
| 238       | 卵                    | 1g | ND               | 基                | ●                 | ○ 鶏卵<br>○ ヨード卵<br>○ 鶏卵以外の鳥卵<br>○ くんせい卵 ビータン<br>○ うずらの卵の水煮<br>○ ゆで卵 温泉卵                                                                                       |
| (240～299) | <b>1.5 野 菜 ・ 海 藻</b> |    |                  |                  |                   | 果物を除く植物性食品及びこれらを主原料として工業的加工を施したもの。                                                                                                                           |
| (240～269) | <b>1.5.1 生 鮮 野 菜</b> | 1g |                  |                  |                   | 野菜(きざみ野菜も含む。)，豆類の生。冷凍及び野菜の乾物を水に戻したもの，あくぬぎのためにゆがいたものも含む。                                                                                                      |
| (240～249) | 葉 茎 菜                | 1g |                  |                  |                   |                                                                                                                                                              |
| 240       | キ ャ ベ ツ              | 1g | ND               | 基                | ●                 | ○ レッドキャベツ(紫キャベツ)<br>○ グリーンボール<br>× 花キャベツ 芽キャベツ→249                                                                                                           |
| 241       | ほ う れ ん そ う          | 1g | ND               | 基                | ●                 |                                                                                                                                                              |
| 242       | は く さ い              | 1g | ND               | 基                | ●                 |                                                                                                                                                              |
| 243       | ね ぎ                  | 1g | ND               | 基                | ●                 | ○ わけぎ あさつき                                                                                                                                                   |
| 244       | レ タ ス                | 1g | ND               | 基                | ●                 | ○ サラダ菜 サンチュ<br>○ ちしゃ<br>○ サニーレタス                                                                                                                             |
| 247       | ブ ロ ッ コ リ ー          | 1g | ND               | 基                | ●                 |                                                                                                                                                              |
| 245       | も や し                | 1g | ND               | 基                | ●                 | 豆類を人為的に発芽させたもの。<br>○ アルファルファ<br>× 豆苗→249                                                                                                                     |
| 249       | 他 の 葉 茎 菜            | 1g | ND               | 基                | ●                 | 240～247の項目に分類されない葉茎類。<br>○ からし菜 京菜 小松菜 春菊 水菜<br>○ チンゲン菜 広島菜<br>○ クレソン チコリ 芽キャベツ ルッコラ<br>○ 大葉 しそ せり にら 葉たまねぎ 葉とうがらし<br>みょうが パセリ<br>○ 貝割菜 豆苗<br>○ カリフラワー 花キャベツ |

| 符 号               | 項 目 名     | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                           |
|-------------------|-----------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| [250～259]<br>・25X | 根 菜       | 1g |                   |                   |                   | ○ アスパラガス<br>○ 菜の花<br>○ おかひじき じゅんさい<br>○ ずいき ぜんまい ふき わらび<br>○ にんにくの芽 セロリ<br>× ちしゃ→244<br>× 菊の花→269                                 |
| 250               | か ん し ょ   | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ さつまいも                                                                                                                           |
| 251               | ば れ い し ょ | 1g | ND                | 基                 | ●                 |                                                                                                                                   |
| 252               | さ と い も   | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ 八つ頭(親芋)<br>○ セレベス(赤芽いも えびいも)<br>○ 京いも                                                                                           |
| 253               | だ い こ ん   | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ 桜島大根<br>○ 二十日大根(ラディッシュ)<br>○ 大根のかつらむき(刺身のけん, つま)<br>○ 大根おろし(生)<br>○ 丸干大根                                                        |
| 254               | に ん じ ん   | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ 金時にんじん(大阪にんじん)                                                                                                                  |
| 255               | ご ぼ う     | 1g | ND                | 基                 | ●                 |                                                                                                                                   |
| 256               | た ま ね ぎ   | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ ペコロス アーリーレッド(赤たまねぎ)<br>× 葉たまねぎ→249                                                                                              |
| 258               | れ ん こ ん   | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ はす<br>× からしれんこん→368<br>× 酢れんこん→376                                                                                              |
| 25X               | た け の こ   | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ゆでたけのこも含む。<br>× 干メンマ→279<br>× 塩メンマ→294<br>× 缶詰 瓶詰→299<br>× メンマの水もどし→299                                                           |
| 259               | 他 の 根 菜   | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 250～258, 25Xの項目に分類されない根菜。<br>○ かぶ<br>○ 自然薯(長芋) 大和芋(いちょう芋) つくね芋 くわい<br>いせ芋 やま芋<br>○ エシャロット しょうが 生らっきょう にんにく<br>わさび(根わさび 葉付わさび) 百合根 |
| (260～269)         | 他 の 野 菜   | 1g |                   |                   |                   |                                                                                                                                   |
| 260               | さ や ま め   | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ さやいんげん さやえんどう 十六ささげ ささげ<br>○ 枝豆 そら豆 グリンピース 五月豆 三度豆<br>とうろく豆<br>○ モロッコ                                                           |
| 261               | か ぼ ち ゃ   | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ ブッキーニ                                                                                                                           |

| 符 号       | 項 目 名                  | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                               |
|-----------|------------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 262       | き ゅ う り                | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ もろきゅうり 花きゅうり                                                                                                                        |
| 263       | な す                    | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ 白なす 米なす 加茂なす                                                                                                                        |
| 264       | ト マ ト                  | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ サンチェリー プチトマト<br>○ 赤なす                                                                                                               |
| 265       | ピ ー マ ン                | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ 西洋とうがらし(オランダパプリカ パプリカ トマピー)<br>○ ししとう 伏見甘とうがらし<br>× とうがらし→269                                                                       |
| 266       | 生 し い た け              | 1g | ND                | 基                 | ●                 |                                                                                                                                       |
| 267       | 他 の き の こ              | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 生しいたけ以外のきのこ類。<br>○ しめじ 味しめじ<br>○ マッシュルーム シャンピニオン<br>○ なめこ ひらたけ 舞たけ えのきだけ<br>○ まつたけ エリンギ                                               |
| 269       | 他の野菜のその他               | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 260～267の項目に分類されない「他の野菜」。<br>○ 生とうもろこし スイートコーン<br>○ 冬瓜 白瓜 ながうり 夕顔(生かんぴょう)<br>○ とうがらし たかのつめ(生)<br>○ おくら<br>○ 菊の花<br>○ 生梅<br>○ ミックスベジタブル |
| (273～279) | <b>1.5.2 乾 物 ・ 海 藻</b> |    |                   |                   |                   | 野菜、豆類を乾燥させたもの及び海藻類。                                                                                                                   |
| 273       | 豆 類                    | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 乾燥した豆類。<br>○ 小豆 緑豆<br>○ 大納言<br>○ うずら豆 えんどう グリンピース(青えんどう)<br>ささげ 白いんげん そら豆<br>○ 金時豆 花豆<br>○ 大豆 青大豆 白大豆 黒豆                              |
| 274       | 干 し し い た け            | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 生しいたけを乾燥させたもの。きざみも含む。                                                                                                                 |
| 276       | 干 し の り                | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 缶入、瓶入も含む。<br>○ 焼のり 味付のり 青のり<br>○ もみのり 粉のり<br>× 生のり→279<br>× お茶漬のり→336                                                                 |
| 277       | わ か め                  | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ 生わかめ 干わかめ<br>○ 粉わかめ<br>○ めかぶ(芽かぶ) 根わかめ くきわかめ                                                                                        |
| 278       | こ ん ぶ                  | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ だしこんぶ<br>○ とろろこんぶ 松葉とろろ<br>○ 糸こんぶ 切こんぶ きざみこんぶ<br>○ 蒸しこんぶ 煮しめ用こんぶ<br>○ 納豆こんぶ<br>○ 根こんぶ<br>× 塩こんぶ→295                                 |

| 符 号       | 項 目 名                                | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|--------------------------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 279       | 他 の 乾 物 ・ 海 藻                        | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 273～278の項目に分類されない乾物及び海藻。<br>○ かんぴょう<br>○ 干わらび 切干大根などの干野菜<br>○ ごま(すりごま) いりごま<br>○ 焼きふ 角ふ<br>○ 春雨 凍こんにゃく<br>○ かぼちゃの種 ひまわりの種<br>○ でん粉(片栗粉 葛粉)<br>○ 寒天(糸寒天 粉寒天) 葛きり<br>○ おきゅうと えご(えごま) 生のり もずく 松藻<br>ひじき 海藻サラダ<br>× パン粉→160<br>× おかひじき→249<br>× 凍豆腐 生・干湯葉→289<br>× アーモンド、カシューナッツなどの木の实→319 |
| (280～289) | <b>1.5.3 大 豆 加 工 品</b>               |    |                   |                   |                   | 大豆を主原料として工業的加工を施したもの。なお、みそ、しょう油等調味料及び大豆の煮物、つくだ煮などは除く。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 280       | 豆 腐                                  | 1丁 | ND                | 基                 | ●                 | 原料が大豆のものに限る。野菜などを混合したものも含む。<br>○ 焼豆腐<br>× 凍豆腐→289<br>× ごま豆腐 卵豆腐→376                                                                                                                                                                                                                    |
| 281       | 油 揚 げ ・<br>が ん も ど き                 | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 豆腐又は豆腐に野菜などを入れて油で揚げたもの。<br>○ 薄揚 すし揚<br>○ 生揚 厚揚 揚豆腐                                                                                                                                                                                                                                     |
| 282       | 納 豆                                  | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 大豆を蒸し、納豆菌で醗酵させたもの。<br><br>× 納豆こんぶ→278<br>× 浜納豆→289                                                                                                                                                                                                                                     |
| 289       | 他 の 大 豆 製 品                          | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 280～282の項目に分類されない大豆製品。<br>○ 浜納豆<br>○ おから<br>○ 凍豆腐<br>○ 生・干湯葉<br>○ きな粉<br>× おから煮→376                                                                                                                                                                                                    |
| (290～299) | <b>1.5.4 他 の 野 菜 ・<br/>海 藻 加 工 品</b> |    |                   |                   |                   | 野菜、豆類、海藻を主成分として工業的加工を施したもの。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 290       | こ ん に ゃ く                            | ※  | ND                | 基                 | ●                 | ごま入り、のり入りも含む。<br>○ さしみこんにゃく<br>○ 糸こんにゃく しらたき 玉こんにゃく                                                                                                                                                                                                                                    |
| 291       | 梅 干 し                                | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 梅の実を塩漬けたもの。原形をとどめないものは除く。瓶詰も含む。<br>○ 梅漬 小梅漬<br>○ 梅かつを<br>× 焼酎漬けの梅→294                                                                                                                                                                                                                  |
| 292       | だ い こ ん 漬                            | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 漬物と明記のものに限る。<br>○ 大根の浅漬<br>○ しそ巻たくあん こんぶたくあん<br>○ つぼ漬<br>○ べったら漬                                                                                                                                                                                                                       |

| 符 号       | 項 目 名                          | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾 力 性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|--------------------------------|----|-------------------|---------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 293       | は く さ い 漬                      | 1g | ND                | 基                   | ●                 | 漬物と明記のものに限る。<br>○ はくさいの朝鮮漬<br>○ 山東菜の漬物<br>× はくさいと野菜の混合漬物→294                                                                                                                                                                           |
| 294       | 他 の 野 菜 の 漬 物                  | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 291～293の項目に分類されない漬物。缶詰、瓶詰、樽詰も含む。<br><br>○ 奈良漬 わさび漬 福神漬<br>○ 風味漬 味なす 四川漬 山家漬<br>○ らっきょう漬 紅生姜 生姜漬 しその実漬<br>○ ふき塩漬 すももの塩漬 桜花の塩漬<br>○ 焼酎漬の梅<br>○ ザアサイ漬 ピクルス<br>○ 塩メンマ                                                                      |
| 295       | こ ん ぶ つ く だ 煮                  | 1g | ND                | 基                   | ●                 | 魚、野菜入りなどの混合つくだ煮及び缶詰、瓶詰も含む。<br>○ 塩こんぶ しいたけこんぶ あさりこんぶ<br>○ 茶漬こんぶ こんぶ巻<br>× 酢こんぶ→359<br>× こんぶ豆→376                                                                                                                                        |
| 296       | 他 の 野 菜 ・ 海 藻 の<br>つ く だ 煮     | ※  | ND                | 基                   | ●                 | こんぶつくだ煮以外の野菜・海藻のつくだ煮。缶詰、瓶詰も含む。<br>○ のり きゃらぶき 葉とうがらしのつくだ煮                                                                                                                                                                               |
| 299       | 他 の 野 菜 ・ 海 藻<br>加 工 品 の そ の 他 | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 290～296の項目に分類されない「他の野菜・海藻加工品」。冷凍品、缶詰、瓶詰も含む。<br>○ なめ茸茶漬 なめ茸<br>○ 梅ごのみ 梅の甘露煮 ねり梅<br>○ 鉄火みそ たいみそ なめみそ もろみみそ ひしおみそ<br>○ あくぬきのためでない水煮野菜・ゆで野菜<br>○ 野菜の缶詰(たけのこ ふき水煮 じゅんさい 水煮大豆 ヤングコーン アスパラガス グリンピース 松茸・なめこ・しめじなどのきのこ)<br>× 乾燥いも 焼いも ふかしいも→359 |
| (300～319) | <b>1.6 果 物</b>                 |    |                   |                     |                   | 木の実、草の実のうち主として甘味であるもの及びこれらを主原料として工業的加工を施したもの。                                                                                                                                                                                          |
| (300～316) | <b>1.6.1 生 鮮 果 物</b>           | 1g |                   |                     |                   | 冷凍品も含む。                                                                                                                                                                                                                                |
| 300       | り ん ご                          | 1g | ND                | 基                   | ●                 | ○ ふじ 王林 紅玉                                                                                                                                                                                                                             |
| 301       | み か ん                          | 1g | ND                | 基                   | ●                 | ○ 温州みかん(うんしゅう) 紀州みかん<br>× みかんの缶詰→319                                                                                                                                                                                                   |
| 314       | グ レ ー プ フ ル ー ツ                | 1g | ND                | 基                   | ●                 | ○ ホワイ ト ピンク ルビー                                                                                                                                                                                                                        |
| 315       | オ レ ン ジ                        | 1g | ND                | 基                   | ●                 |                                                                                                                                                                                                                                        |
| 304       | 他 の 柑 き つ 類                    | 1g | ND                | 基                   | ●                 | ○ なつみかん<br>○ レモン<br>○ 伊予かん 三宅柑 きんかん 金光寺みかん ザボン<br>はっさく ポンカン かぼす すだち ゆず<br>○ スイーティ                                                                                                                                                      |
| 305       | な し                            | 1g | ND                | 基                   | ●                 | ○ 二十世紀 幸水<br>○ 洋なし(ラフランス ル・レクチェ)                                                                                                                                                                                                       |



| 符 号                | 項 目 名                  | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                              |
|--------------------|------------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 306                | ぶ ど う                  | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ デラウェア マスカット                                                                                                                        |
| 307                | か き                    | 1g | ND                | 基                 | ●                 | × 干柿→319                                                                                                                             |
| 308                | も も                    | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ 黄桃 水蜜桃 白桃<br>× すもも 山桃→313<br>× 桃の缶詰→319                                                                                            |
| 309                | す い か                  | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 切り売りも含む。                                                                                                                             |
| 310                | メ ロ ン                  | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ アムス アンデス プリンスメロン                                                                                                                   |
| 311                | い ち ご                  | 1g | ND                | 基                 | ●                 |                                                                                                                                      |
| 312                | バ ナ ナ                  | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ モンキーバナナ<br>× 乾燥バナナ→319                                                                                                             |
| 316                | キ ウ イ フ ル ー ツ          | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ グリーンキウイ ゼスプリゴールド ゴールデンキウイ                                                                                                          |
| 313                | 他 の 果 物                | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 300～312, 314～316の項目に分類されない生鮮果物。<br>○ あんず さくらんぼ プラム 山桃 すもも<br>○ いちじく びわ 生栗<br>○ パイナップル<br>○ アボガド<br>○ パパイア マンゴー ライチー(レイシ)<br>○ 果物の盛合せ |
| (319)              | <b>1.6.2 果 物 加 工 品</b> |    |                   |                   |                   | 果物に乾燥, 砂糖煮などの処理をしたもの。缶詰, 瓶詰も含む。菓子として用いられるものは除く。                                                                                      |
| 319                | 果 物 加 工 品              | ※  | ND                | 基                 | ●                 | ○ 果物の缶詰・瓶詰<br>○ 乾燥バナナ 干あんず 干ぶどう 干柿<br>× ジャムの缶詰, 瓶詰 → 331                                                                             |
| [320～339]<br>・33X] | <b>1.7 油 脂 ・ 調 味 料</b> |    |                   |                   |                   | 原則として, 調理に補助的に用いられる材料であって, 調味を目的とするもの。卓上用も含む。缶・瓶・パック・チューブ入りも含む。                                                                      |
| (320・321)          | <b>1.7.1 油 脂</b>       | 1g |                   |                   |                   | 食用の油脂。液体, 固体を問わない。バターは除く。                                                                                                            |
| 320                | 食 用 油                  | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 植物性, 動物性油脂。香味油も含む。<br>○ 大豆油 菜種油 ごま油 オリーブオイル<br>○ にんにく油 ねぎ油<br>○ ヘット ラード<br>× ラー油 カキ油(オイスターソース)→339                                   |
| 321                | マ ー ガ リ ン              | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 原則として, 植物性油脂を原料とし水などを加えてバター状にしたもの。風味を加えたものも含む。動物性油脂が一部含まれたものも含む。                                                                     |
| [322～339]<br>・33X] | <b>1.7.2 調 味 料</b>     |    |                   |                   |                   | 調味を目的とするもの。食卓用も含む。                                                                                                                   |
| 322                | 食 塩                    | 1g | ND                | 基                 | ●                 | ○ 精製塩 並塩<br>○ アジシオ<br>× ごま塩→336                                                                                                      |

| 符 号 | 項 目 名                      | 単位  | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾 力 性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                |
|-----|----------------------------|-----|-------------------|---------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 323 | し ょ う 油                    | 1ml | ND                | 基                   | ●                 | だし入りも含む。<br>○ もろみしょう油 濃厚しょう油 たまり<br>○ さしみしょう油                                                                          |
| 324 | み そ                        | 1g  | ND                | 基                   | ●                 | だし入りも含む。<br>× もろみみそ→299<br>× ゆずみそ 酢みそ→339                                                                              |
| 325 | 砂 糖                        | 1g  | ND                | 基                   | ●                 | ○ 三温糖 グラニュー糖<br>○ 黒砂糖<br>○ 氷砂糖<br>○ 角砂糖<br>○ 粉砂糖<br>○ コーヒーシュガー                                                         |
| 327 | 酢                          | 1ml | ND                | 基                   | ●                 | ○ 米酢(ハトムギ酢 玄米酢)<br>○ 果実酢(ポン酢 りんご酢 ワイン酢)<br>○ 黒酢<br>○ ビネガー バルサミコ酢<br>× 合わせ酢(土佐酢 すし酢 らっきょう酢)→339                         |
| 328 | ソ ー ス                      | 1ml | ND                | 基                   | ●                 | 野菜又は果実の搾汁、煮出汁、ピューレを主体として、これらに糖類、食塩、香辛料などを加えたもの。液体のものに限る。<br>○ ウスターソース<br>○ ハンバーグソース<br>× オイスターソース→339<br>× タバスコソース→339 |
| 329 | ケ チ ャ ッ プ                  | 1g  | ND                | 基                   | ●                 | トマトを煮て裏ごしをし、砂糖、食塩、酢、香辛料などを加えたもの。<br>○ トマトピューレ<br>○ チリソース トマトソース<br>○ トマトペースト トマトルー                                     |
| 330 | マ ヨ ネ ー ズ ・<br>ド レ ッ シ ン グ | 1g  | ND                | 基                   | ●                 | 風味を加えたものも含む。<br>○ サラダドレッシング フレンチドレッシング                                                                                 |
| 331 | ジ ャ ム                      | 1g  | ND                | 基                   | ●                 | 果物、野菜を原料としたもの。<br>○ プレザープ(果物の形を完全につぶさずにのこしてあるジャム)各種<br>○ ピーナッツバター<br>○ マーマレード<br>× ねりごま→339                            |
| 333 | カ レ ー ル ウ                  | 1g  | ND                | 基                   | ●                 | カレー粉にその他の香辛料、油脂、調味料などを加えたもの。固形、か粒、半練のものも含む。<br>× カレー粉(缶・瓶)→339<br>× ドライカレーの素→339<br>× カレーのレトルトパック→376                  |
| 334 | 乾 燥 ス ー プ                  | ※   | ND                | 基                   | ●                 | スープ、ポタージュ、吸物、みそ汁などが湯をさすだけでできるように材料が配合されたもの。<br>× おでんの素、そばつゆ、割下など<br>味付を目的としたもの→33X<br>× 冷凍スープ→370<br>× スープの缶詰→376      |

| 符 号       | 項 目 名            | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 335       | 風 味 調 味 料        | ※  | ND                | 基                 | ●                 | かつおだしやいりこだしなどを濃縮又は乾燥したもの。か粒、粉末、液体も含む。<br>○ かつお風味だし 和風だし<br>○ ビーフコンソメ 味コンソメ                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 336       | ふ り か け          | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 原則として、ごはんにふりかけて食べるように調製されたもの。乾燥のものに限る。<br>○ のりたま<br>○ お茶漬のり お茶漬わかめ<br>○ ごま塩                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 33X       | つ ゆ ・ た れ        | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 液体のものに限る。<br>○ つゆの素<br>○ おでんのつゆ おでんの素<br>○ 焼肉のたれ しゃぶしゃぶのたれ<br>○ 味ぼん酢(しょう油入り)                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 339       | 他 の 調 味 料        | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 322～336, 33Xの項目に分類されない調味料。<br>○ こしょう<br>○ ガーリック 七味 マスタード<br>○ 味りん 料理酒<br>○ 合わせ酢(土佐酢 すし酢 らっきょう酢)<br>○ うま味調味料 化学調味料<br>○ ラー油 カキ油(オイスターソース) ねりごま<br>○ ミートソース タルタルソース ホワイトソース<br>タバスコソース<br>○ すしの素 ドライカレーの素 麻婆豆腐の素<br>カレー粉 蜂蜜<br>○ ゆずみそ 酢みそ<br>○ イースト ゼラチン<br>○ 浅漬の素 酒かす 食紅 各種エッセンス<br>植物性のコーヒー・紅茶用クリーム<br>× ビーナッツバター→331<br>× 重曹→709 |
| (340～359) | <b>1.8 菓 子 類</b> |    |                   |                   |                   | 原則として、食事以外で間食として食されるし好品。菓子として用いられる野菜、海藻、果物も含む。缶・瓶入り及び冷凍品も含む。                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 340       | よ う か ん          | ※  | ND                | 基                 | ●                 | あんに砂糖、寒天を加えて練り、又は蒸したもの。<br>○ 水ようかん 練ようかん むしようかん<br>× いもようかん→359                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 341       | ま ん じ ゅ う        | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 小麦粉、その他の穀類の粉で各種のねりあんを包んで蒸したもの。<br>○ 温泉まんじゅう 薄皮まんじゅう<br>○ 田舎まんじゅう 酒まんじゅう<br>× 栗まんじゅう もみじまんじゅう→342<br>× 中華まんじゅう(肉まん あんまん)→363                                                                                                                                                                                                       |
| 342       | 他 の 和 生 菓 子      | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 340, 341の項目に分類されない和生菓子。半生菓子も含む。<br>○ 大福もち 羽二重もち くずもち ゆべし<br>○ どら焼<br>○ あんきり おはぎ かしわもち 桜もち<br>○ くしだんご<br>○ 今川焼 たい焼 もみじまんじゅう<br>○ 栗まんじゅう 最中 桃山                                                                                                                                                                                      |

| 符 号 | 項 目 名           | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                          |
|-----|-----------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                 |    |                   |                   |                   | × スイートポテト→345<br>× おやき→363                                                                                                                       |
| 343 | カ ス テ ラ         | ※  | ND                | 基                 | ●                 |                                                                                                                                                  |
| 344 | ケ ー キ           | ※  | ND                | 選                 | ●                 | 原則として、小麦粉をスポンジ状、タルト状に焼きあげ、それに生クリーム、果物などを飾ったもの。<br>○ サバラン ショートケーキ モンブラン チーズケーキ<br>× バームクーヘン パウンドケーキ アップルパイ→345                                    |
| 347 | ゼ リ ー           | ※  | ND                | 基                 | ●                 | ゼラチン、寒天などに果汁や各種調味料を加えて凝固させたもの。<br>○ フルーツゼリー<br>× 袋入りのゼリー(こんにゃくゼリー)→359                                                                           |
| 348 | プ リ ン           | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 卵、牛乳などを原料として、各種調味料を加えて蒸したり固めたりしたもの。<br>○ カスタードプリン 抹茶プリン<br>× プリンの素→359                                                                           |
| 345 | 他 の 洋 生 菓 子     | ※  | ND                | 選                 | ●                 | 343, 344, 347, 348の項目に分類されない洋生菓子。<br>○ エクレア シュークリーム<br>○ ワッフル マドレーヌ クレープ<br>○ バームクーヘン<br>○ アップルパイ<br>○ ロールケーキ パウンドケーキ<br>○ パパロア ムース<br>○ スイートポテト |
| 350 | せ ん べ い         | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 米粉又は小麦粉を主原料として焼く又は揚げたもの。砂糖、卵、水あめなどを加えたものも含む。<br>○ かきもち 瓦せんべい あられ<br>× いもせんべい ひなあられ→359                                                           |
| 346 | ビ ス ケ ッ ト       | ※  | ND                | 基                 | ●                 | ビスケットにクリーム、ジャムなどをはさんだものや、ソフトビスケットも含む。<br>○ クッキー サブレ<br>○ カロリーメイト(固形)                                                                             |
| 357 | ス ナ ッ ク 菓 子     | ※  | ND                | 基                 | ●                 | ジャがいも、とうもろこし、小麦粉などを主原料とし焼きあげたもの。<br>○ ポテトチップス<br>○ ポップコーン<br>○ クラッカー                                                                             |
| 349 | キ ャ ン デ ー       | ※  | ND                | 基                 | ●                 | ソフトキャラメルも含む。<br>○ 水あめ ドロップ<br>○ キャラメル                                                                                                            |
| 352 | チ ョ コ レ ー ト     | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 原則として、チョコレート生地が60%以上のもの。<br>○ アーモンドチョコレート ムギチョコ                                                                                                  |
| 353 | チ ョ コ レ ー ト 菓 子 | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 原則として、チョコレート生地が40%以上60%未満のもの、もしくは準チョコレート生地が60%以上のもの。<br>○ コアラのマーチ こんがりショコラ<br>○ ポッキー                                                             |

| 符 号                    | 項 目 名                      | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾 力 性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------|----------------------------|----|-------------------|---------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 356                    | アイスクリーム・<br>シャーベット         | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 氷菓子も含む。<br>○ アイスクャンディー<br>○ ソフトクリーム アイスケーキ                                                                                                                                                                    |
| 359                    | 他 の 菓 子                    | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 340～357の項目に分類されない菓子類。<br>○ 袋入りのゼリー(こんにゃくゼリーなど)<br>○ ゼリービーンズ 金平糖<br>○ かりんとう<br>○ チューイングガム<br>○ 落花生<br>○ 甘納豆<br>○ いもせんべい いもようかん<br>○ 乾パン<br>○ こしあん つぶあん 生あん<br>○ 蜜豆 杏仁豆腐<br>○ プリンの素 ゼリーの素 シャーベットの素              |
| (360～376)              | <b>1.9 調 理 食 品</b>         |    |                   |                     |                   | 工業的加工以外の一般的に家庭や飲食店で行うような調理の全部又は一部を行った食品。冷凍調理食品，レトルトパウチ食品及び複数素材を調理したものも含める。                                                                                                                                    |
| [360～363]<br>・36A・36B] | <b>1.9.1 主 食 的 調 理 食 品</b> |    |                   |                     |                   | 米，めん類，パン類，もち類を含んでいるもの。                                                                                                                                                                                        |
| 360                    | 弁 当                        | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 飲食店以外の持ち帰りのもの。冷凍品は除く。<br>○ 幕の内弁当<br>○ 焼肉弁当<br>○ 折詰弁当 駅弁                                                                                                                                                       |
| 36A                    | す し （ 弁 当 ）                | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 飲食店以外の持ち帰りのもの。冷凍品は除く。<br>○ にぎりずし まきずし いなりずし<br>○ ちらしずし 折詰ずし                                                                                                                                                   |
| 36B                    | おにぎり・その他                   | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 弁当，すし(弁当)以外の単品の主食。冷凍品は除く。<br>○ おにぎり<br>○ 赤飯 山菜飯                                                                                                                                                               |
| 361                    | 調 理 パ ン                    | ※  | ND                | 選                   | ●                 | パンを材料として，それに加工食品，調理食品，野菜，果物などをはさんで調製されたもの。冷凍品も含む。<br>○ ハムサンド 野菜サンド<br>○ コロッケパン メンチパン 焼そばパン<br>○ ホットドッグ ハンバーガー<br>× カレーパン ピロシキ ピザパン→129                                                                        |
| 363                    | 他 の 主 食 的<br>調 理 食 品       | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 360，361，36A，36Bの項目に分類されない主食的調理食品。冷凍品も含む。<br>○ 中華まんじゅう(肉まん あんまん カレーまんなど)<br>○ お好み焼 たこ焼<br>○ 各種グラタン<br>○ レトルトパウチ食品(各種ピラフ 五目めし ドリア 白がゆ)<br>○ 冷凍食品(ミートソース ラザニア 焼おにぎりなど)<br>○ ピザパイ<br>○ 真空パックの赤飯・白飯<br>× カップ雑煮→160 |

| 符 号       | 項 目 名                    | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾 力 性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                    |
|-----------|--------------------------|----|-------------------|---------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (364～376) | <b>1.9.2 他 の 調 理 食 品</b> |    |                   |                     |                   | 主食的調理食品に分類されない調理食品及び食料に関するすべての加工賃。                                                                                                         |
| 364       | うなぎのかば焼き                 | ※  | ND                | 基                   | ●                 | × かば焼きの冷凍品→370                                                                                                                             |
| 365       | サ ラ ダ                    | ※  | ND                | 基                   | ●                 | × 海藻サラダ→279                                                                                                                                |
| 366       | コ ロ ッ ケ                  | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 生も含む。<br>○ かにコロッケ<br>× コロッケの冷凍品→370                                                                                                        |
| 367       | カ ツ レ ツ                  | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 肉に限る。生も含む。<br>○ トンカツ ビーフカツ チキンカツ<br>○ 一口カツ ささみフライ<br>× カツレツの冷凍品→370                                                                        |
| 368       | 天 ぶ ら ・ フ ラ イ            | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 生も含む。<br>○ 精進揚げ ポテトフライ えび天ぶら<br>○ からしれんこん<br>○ くしかツ ハムカツ メンチカツ<br>○ ささみチーズカツ<br>○ フライドドッグ スカイドッグ アメリカンドッグ<br>○ 各種からあげ<br>× 天ぶら・フライの冷凍品→370 |
| 369       | し ゅ う ま い                | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 生も含む。<br>○ 揚げしゅうまい<br>× しゅうまいの冷凍品→370                                                                                                      |
| 371       | ぎ ょ う ざ                  | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 生も含む。<br>× ぎょうざの冷凍品→370                                                                                                                    |
| 372       | や き と り                  | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 生も含む。<br>○ つくね レバー はつ<br>× やきとりの冷凍品→370                                                                                                    |
| 373       | ハ ン バ ー グ                | ※  | ND                | 基                   | ●                 | ひき肉を主原料として、つなぎ材料を加えて焼いたもの。生も含む。<br>○ ハンバーグステーキ<br>× ハンバーグの冷凍品→370                                                                          |
| 370       | 冷 凍 調 理 食 品              | ※  | ND                | 選                   | ●                 | 「他の調理食品」の冷凍品。<br>○ コロッケの冷凍品<br>○ かば焼きの冷凍品<br>○ しゅうまいの冷凍品                                                                                   |
| 375       | そ う ざ い<br>材 料 セ ッ ト     | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 店頭売り、宅配を問わない。<br>○ 夕食材料セット<br>○ ファミリーセット<br>○ おでん材料セット なべ料理の材料セット                                                                          |
| 376       | 他 の 調 理 食 品 の<br>そ の 他   | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 364～375の項目に分類されない「他の調理食品」。缶詰・瓶詰も含む。<br>○ 肉のつくだ煮 いなごのつくだ煮<br>○ 焼肉 焼豚 ローストチキン<br>○ 焼フランクフルト<br>○ 魚の照焼 さんまの蒲焼                                 |

| 符 号                             | 項 目 名                  | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------|------------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                 |                        |    |                   |                   |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ えびの鬼がら焼 たいのはま焼 やきはまぐり</li> <li>○ 煮豆</li> <li>○ きんぴら おから煮 ひじきの煮物</li> <li>○ 酢れんこん</li> <li>○ 折詰料理 調理食品の詰合せ おせち料理詰合せ</li> <li>○ レトルトパウチ食品 チルド食品</li> <li>○ ごま豆腐 卵豆腐</li> <li>○ 釜めしの素 五目ずしの素 茶わんむしの素</li> <li>○ 玉子焼 田楽 メンチボール ロールキャベツ</li> <li>○ 粉末ベビーフード(魚と野菜のフレークなど)</li> <li>○ 魚介, 肉, 野菜との混合缶詰</li> <li>○ 調理食品の缶詰(シチュー カレー コーンスープ)</li> <li>× 羊肉・ラム肉をジンギスカン用に漬けてあるもの→229</li> </ul> |
| [ 380～389<br>38X・38A<br>・38B ]  | <b>1.10 飲料</b>         |    |                   |                   |                   | 乳製品, 薬用品以外の飲み物(素材となる茶の葉やか粒・粉末なども含む。)で, アルコール分1%未満のもの。缶・瓶・パック・ペットボトル入りも含む。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| [ 380・381<br>・383・38X ]         | <b>1.10.1 茶 類</b>      |    |                   |                   |                   | 植物の葉や実などを主原料とし, 一般的に「茶」と呼称されるもの。粒, か粒, 粉末, 固体, 液体を問わない。茶葉にあられ, 玄米, こんぶなどを少量加えたものも含む。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 380                             | 緑                      | 茶  | 1g                | ND                | 基                 | ● 茶葉のみ。<br>○ 番茶 せん茶 玉露<br>○ 粉茶 抹茶<br>× 麦茶→383                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 381                             | 紅                      | 茶  | 1g                | ND                | 選                 | ● 茶葉のみ。<br>○ 日東 リプトン セイロン ダージリン<br>○ 中国茶(鉄観(冠)音 ウーロン茶 プーアル茶など)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 383                             | 他 の 茶 葉                | 茶  | 1g                | ND                | 基                 | ● 380, 381の項目に分類されない茶葉類。<br>○ 玄米茶 しいたけ茶 麦茶<br>○ はとむぎ茶 杜仲茶 どくだみ茶                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 38X                             | 茶 飲 料                  | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 液体のみ。自動販売機・駅・車内売りも含む。<br>○ 緑茶<br>○ 烏龍茶 紅茶 麦茶                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| [ 382・384<br>・386 ]             | <b>1.10.2 コーヒー・ココア</b> |    |                   |                   |                   | コーヒー豆, カカオ豆を主原料とするもの。粒, か粒, 粉末, 固体, 液体を問わない。ミルク・砂糖入りも含む。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 382                             | コ ー ヒ ー                | 1g | ND                | 基                 | ●                 | 粒, か粒, 粉末, 固体のもの。<br>○ トラジャ キリマンジャロ コロンビア モカ<br>○ カフェオーレ カプチーノ<br>○ インスタントコーヒー                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 384                             | コ ー ヒ ー 飲 料            | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 液体のみ。濃縮液も含む。自動販売機・駅・車内売りも含む。<br>× コーヒー牛乳→38A                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 386                             | コ コ ア ・<br>コ コ ア 飲 料   | ※  | ND                | 基                 | ●                 | か粒, 粉末, 固体, 液体のもの。濃縮液も含む。自動販売機・駅・車内売りも含む。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| [ 385・387<br>～389・38A<br>・38B ] | <b>1.10.3 他 の 飲 料</b>  |    |                   |                   |                   | 茶類, コーヒー, ココア以外の飲料。自動販売機・駅・車内売りも含む。缶・瓶・パック・ペットボトル入りも含む。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

| 符 号                | 項 目 名                | 単位  | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾 力 性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                            |
|--------------------|----------------------|-----|-------------------|---------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 385                | 果 実 ・ 野 菜<br>ジ ュ ー ス | ※   | ND                | 基                   | ●                 | 果実、野菜の液汁を10%以上含有するもので、含有物に炭酸ガス、乳酸又は乳酸菌を含まないもの。粉末は除く。<br>○ 濃縮ジュース 生ジュース<br>○ トマトジュース<br>○ 離乳食用果汁    |
| 387                | 炭 酸 飲 料              | ※   | ND                | 基                   | ●                 | 主原料を問わず、炭酸を圧入したもの。<br>○ 炭酸入りジュース<br>○ ラムネ 炭酸水<br>○ 炭酸入りスポーツドリンク                                    |
| 388                | 乳 酸 菌 飲 料            | ※   | ND                | 基                   | ●                 | 乳酸又は乳酸菌が添加された飲料で、炭酸が圧入されていないもの。果汁、果肉が添加されたもの及び粉末も含む。                                               |
| 38A                | 乳 飲 料                | ※   | ND                | 基                   | ●                 | 生乳や乳製品を原料として、乳製品以外の成分（果汁、コーヒー、香料、カルシウム、鉄など）を加えたもの。<br>○ いちごオーレ コーヒー牛乳                              |
| 38B                | ミ ネ ラ ル<br>ウ ォ ー タ ー | ※   | ND                | 基                   | ●                 | 飲用適の水を容器につめたもの。炭酸が圧入されたものや栄養素や果汁を加えたものを除く。<br>○ ナチュラルウォーター ミネラルウォーター                               |
| 389                | 他の飲料のその他             | ※   | ND                | 基                   | ●                 | 385, 387, 388, 38A, 38Bの項目に分類されない「他の飲料」。<br>○ 甘酒 甘酒の素<br>○ 豆乳<br>○ ミルクセーキ<br>○ スポーツドリンク(炭酸を含まないもの) |
| [3X1～3X9<br>・ 3XX] | 1.11 酒 類             |     |                   |                     |                   | アルコール分を1%以上含む飲料。薬用酒やみりんは除く。缶・瓶・パック・樽入りも含む。自動販売機・駅・車内売りも含む。                                         |
| 3X1                | 清 酒                  | 1ml | ND                | 基                   | ●                 |                                                                                                    |
| 3X3                | 焼 ち ゅ う              | 1ml | ND                | 基                   | ●                 | ○ 泡盛                                                                                               |
| 3X4                | ビ ー ル                | 1l  | ND                | 基                   | ●                 | 麦芽、ホップ及び水を主原料としてアルコール発酵させたもの。<br>○ ラガービール<br>○ 黒ビール 生ビール<br>× 発泡酒→3X7                              |
| 3X5                | ウ イ ス キ ー            | 1ml | ND                | 基                   |                   |                                                                                                    |
| 3X9                | ぶ ど う 酒              | 1ml | ND                | 選                   | ●                 | ぶどう又はぶどうの果汁を発酵させたもので、甘味入り及び蜂蜜入りも含む。                                                                |
| 3X7                | 発 泡 酒                | 1l  | ND                | 基                   | ●                 | 麦芽を原料の一部とした酒類で発泡性を有する雑酒。                                                                           |
| 3XX                | 他 の 酒                | ※   | ND                | 基                   | ●                 | 3X1～3X9の項目に分類されない酒類。<br>○ ウォッカ<br>○ ブランデー<br>○ リキュール<br>○ 果実酒(梅酒 杏酒など)<br>○ 中国酒(老酒 紹興酒など)          |



| 符 号                            | 項 目 名                 | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                   |
|--------------------------------|-----------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| [390～398]<br>・39A・39B<br>・39X] | <b>1.12 外 食</b>       |    |                   |                   |                   | 原則として、飲食店における飲食費。飲食店より提供された飲食物は、出前、持ち帰りの別にかかわらず、すべて「外食」に分類する。また、学校給食も含む。                                                  |
| [390～398]<br>・39A・39B]         | <b>1.12.1 一 般 外 食</b> |    |                   |                   |                   |                                                                                                                           |
| [390～396]<br>・39A・39B]         | 食 事 代                 |    |                   |                   |                   |                                                                                                                           |
| 390                            | 日本そば・うどん              | ※  | S                 | 基                 | ●                 |                                                                                                                           |
| 391                            | 中 華 そ ば               | ※  | S                 | 基                 | ●                 | 屋台も含む。                                                                                                                    |
| 392                            | 他 の め ん 類 外 食         | ※  | S                 | 選                 |                   | 390, 391の項目に分類されないめん類の外食。<br>○ スパゲッティ マカロニグラタン                                                                            |
| 393                            | す し ( 外 食 )           | ※  | S                 | 基                 | ●                 |                                                                                                                           |
| 394                            | 和 食                   | ※  | S                 | 選                 | ●                 | ○ 懐石料理 点茶料理 精進料理 しっぽく料理<br>○ なべ料理<br>○ 親子丼 うな丼 カツ丼<br>○ カレーライス ハヤシライス チキンライス ピラフ<br>○ 仕出し料理                               |
| 39A                            | 中 華 食                 | ※  | S                 | 選                 | ●                 | 中華そばは除く。<br>○ 八宝菜 飲茶 炒飯 ぎょうざ                                                                                              |
| 395                            | 洋 食                   | ※  | S                 | 選                 | ●                 | ○ 西洋風の料理(フランス・イタリア・スペイン・ロシア料理など)<br>○ ディナーフルコース 洋風ランチ パーベキュー<br>○ ビーフステーキ ハンバーグステーキ<br>○ エスニック料理(タイ・メキシコ・韓国料理など)          |
| 39B                            | ハ ン バ ー ガ ー           | ※  | S                 | 基                 | ●                 | セットも含む。                                                                                                                   |
| 396                            | 他 の 主 食 的 外 食         | ※  | S                 | 選                 | ●                 | 390～395, 39A, 39Bの項目に分類されない外食。食事を目的とした会費及び積立も含む。<br>○ ドーナツセット<br>○ お好み焼<br>○ ピザパイ(宅配を含む。)<br>○ お子様ランチ<br>○ 給食センター、会社での食事代 |
| 397                            | 喫 茶 代                 | ※  | S                 | 基                 | ●                 | 飲物(酒類は除く。), 菓子及び果物の外食。                                                                                                    |
| 398                            | 飲 酒 代                 | ※  | S                 | 選                 | ●                 | 飲酒代及びこれに伴う料理代。飲酒を目的とした諸会費も含む。                                                                                             |
| (39X)                          | <b>1.12.2 学 校 給 食</b> |    |                   |                   |                   | 幼稚園児, 小学生, 中学生及び高校生の給食費。                                                                                                  |
| 39X                            | 学 校 給 食               | ※  | S                 | 選                 | ●                 |                                                                                                                           |
| (39Y)                          | <b>1.13 賄 い 費</b>     |    |                   |                   |                   | 下宿, 社員寮などの賄い費。                                                                                                            |
| 39Y                            | 賄 い 費                 | ※  | S                 | 基                 | ●                 | ○ 寮などの食事代                                                                                                                 |

| 符 号       | 項 目 名                  | 単位 | 財・サービス区分 | 支出弾力性区分 | 経常費支出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------|------------------------|----|----------|---------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (400～429) | <b>2 住 居</b>           |    |          |         |       | 現住居及び現住居以外の住宅並びに宅地に関するもの及びこれに伴うサービスに対する支出。ただし、事業経費である貸家に係る支出は除く。なお、住宅又は土地の購入、新築、増改築は「財産購入」、住宅ローン返済は「土地家屋借金返済」であり、住居費には含まない。                                                                                                                                                             |
| (400～409) | <b>2.1 家 賃 地 代</b>     |    |          |         |       | 住宅・土地の賃借料。家賃の前払いとしての性格を有する権利金、契約手付金、なども含む。                                                                                                                                                                                                                                              |
| 400       | 民 営 家 賃                | 1畳 | S        | 基       | ●     | 民間法人企業及び個人企業が所有する住宅の賃借料。間代・日割家賃も含む。                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 403       | 公 営 家 賃                | 1畳 | S        | 基       | ●     | 公営企業及び地方公共団体が所有する住宅の賃借料。日割家賃も含む。<br>○ 都市再生機構、公社の家賃                                                                                                                                                                                                                                      |
| 404       | 給 与 住 宅 家 賃            | 1畳 | S        | 選       | ●     | 勤務先が所有する又は借り上げている住宅の賃借料。間代・日割家賃も含む。                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 402       | 地 代                    | ※  | S        | 基       | ●     | 借地として契約してある宅地の地代。<br>○ 私道の地代<br>○ 地代の値上がり分                                                                                                                                                                                                                                              |
| 409       | 他 の 家 賃 地 代            | ※  | S        | 基       |       | 400～404の項目に分類されない家賃地代。<br>○ 借家・借間の謝礼金、権利金及び契約手付金<br>○ 借家・借間の仲介手数料<br>○ 私道の通行料<br>× 借地権・地上権の更新料→087<br>× 家賃・間代の敷金→089                                                                                                                                                                    |
| (410～429) | <b>2.2 設 備 修 繕・維 持</b> |    |          |         |       | 住宅、庭などの設備やその修繕に関するもの。ただし、居住面積が増えるようなものは「財産購入」とみなし、設備修繕・維持には含まない。                                                                                                                                                                                                                        |
| (410・419) | <b>2.2.1 設 備 材 料</b>   |    |          |         |       | 住宅、庭などの設備器具及び修繕材料。                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 410       | 設 備 器 具                | ※  | D        | 基       |       | 耐久財的要素を持つ設備・器具類などであって住宅、庭などの設備として住宅、庭などと一体となって機能するもの。分離できない工事費、設備、器具類の部品も含む。<br>○ システムキッチン<br>○ テラス バランダ<br>○ 物干台 プレハブの物置<br>○ 障子・戸・ふすま・窓枠(アルミサッシ)・網戸などの建具<br>○ アコーディオンカーテン<br>○ 便器付温水洗浄器<br>○ 洗面化粧台<br>○ 浴槽 各種風呂釜<br>○ 温水器<br>○ 庭石 庭用植木<br>○ 庭園灯 水銀灯 スポットライト 防犯灯<br>× 小型ガス湯沸器(台所用)→452 |
| 419       | 修 繕 材 料                | ※  | SD       | 基       | ●     | 主として半耐久財的要素を持つ材料。非耐久財(消耗品)も含む。<br>○ れんが ブロック<br>○ トタン 金網 ペンキ・ニス・ラッカーなどの塗料<br>○ セメント 砂<br>○ ベニヤ板<br>○ リノリウム・プラスタイルなどの床材<br>○ 防腐剤 防錆剤 防かび剤                                                                                                                                                |

| 符 号       | 項 目 名                                | 単位   | 財・サービス<br>区分 | 支出<br>弾力性<br>区分 | 経常<br>消費<br>支出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------|--------------------------------------|------|--------------|-----------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (420～429) | <b>2.2.2 工 事 そ の 他 の<br/>サ ー ビ ス</b> |      |              |                 |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ くぎ 戸車 レール</li> <li>○ 鍵</li> <li>○ 壁紙 ふすま紙 障子紙</li> <li>○ 住宅用両面テープ</li> <li>○ 人口芝 芝 土 砂利 竹材</li> <li>× 犬小屋用木材→841</li> <li>× 園芸用土・竹材・木材→847</li> </ul> <p>住宅、庭に関する設備工事、修理のためのもの。設備に関する保守サービス及び住宅に関する掛け捨て型の保険料も含む。</p> |
| 420       | 畳 替 え                                | 1畳   | S            | 基               |                | <p>既製の畳を購入した場合も含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 畳表替代 畳裏返し代</li> <li>○ 畳床修理代</li> </ul>                                                                                                                                                        |
| 424       | 給排水関係工事費                             | ※    | S            | 基               |                | <p>台所、風呂場、洗面所、トイレ、水道、排水管などの水回り設備に関する工事費、修繕維持費。保守点検費も含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 排水管清掃代</li> <li>○ 水洗トイレ工事費 トイレ水漏れ修理</li> <li>○ 浴室改修工事費</li> <li>○ 水道修理</li> <li>○ システムキッチン取付料</li> <li>○ 給水給湯工事</li> </ul>                               |
| 425       | 外壁・塀等工事費                             | ※    | S            | 選               |                | <p>家屋の外回り及び家屋に付帯する設備(門、塀、柵など)に関する工事費、修繕維持費。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外壁塗装 外壁吹き付け</li> <li>○ 外回り工事費</li> <li>○ 屋根の修理費 雨どい修理</li> <li>○ 左官屋修理 左官代金</li> <li>○ 門・塀工事 ブロック塀工事</li> <li>○ ベランダ工事代</li> </ul>                                   |
| 426       | 植木・庭手入れ代                             | ※    | S            | 選               |                | <p>植木や庭の維持、管理に必要なサービスに関するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 庭木のせん定代</li> <li>○ 庭木薬剤散布代</li> <li>○ 植木屋支払い 庭職人支払い</li> <li>○ 造園代金</li> </ul>                                                                                                      |
| 427       | 他 の 工 事 費                            | ※    | S            | 基               |                | <p>420～426の項目に分類されない工事費。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 板ガラス取替代 サッシ修理代</li> <li>○ エアコン取付料</li> <li>○ 床張替代 フローリング工事費</li> <li>○ ふすま張替・補修代</li> <li>○ ガレージ工事費</li> <li>○ 白あり駆除検査・工事費</li> </ul>                                                   |
| 429       | 火 災 保 険 料                            | ※    | S            | 基               | ●              | <p>火災やその他災害に関する掛け捨て型の保険料。戻り金制度のある保険も含む。</p>                                                                                                                                                                                                                   |
| (430～440) | <b>3 光 熱 ・ 水 道</b>                   |      |              |                 |                | <p>住宅の照明、冷暖房など家事に用いるエネルギー及び上下水道料に対する支出。</p>                                                                                                                                                                                                                   |
| (430・43X) | <b>3.1 電 気 代</b>                     | 1kWh |              |                 |                | <p>原則として、電気事業法にいう一般電気事業者が供給する電力の購入金額。</p>                                                                                                                                                                                                                     |

| 符 号                | 項 目 名                    | 単位   | 財・サービス区分 | 支出弾力性区分 | 経常消費支出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                      |
|--------------------|--------------------------|------|----------|---------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 43X                | 深夜電力電気代                  | 1kWh | ND       | 基       | ●      | ○ 深夜電力                                                                                                                                                                       |
| 430                | 他 の 電 気 代                | 1kWh | ND       | 基       | ●      | ○ 電気代<br>× 街灯費→972<br>× アパート階段電灯代→973                                                                                                                                        |
| (431・432)          | <b>3.2 ガ ス 代</b>         |      |          |         |        | 原則として、ガス事業法にいう一般ガス事業者及び簡易ガス事業者が供給するガスの購入金額並びにボンベによるガスの購入金額。                                                                                                                  |
| 431                | 都 市 ガ ス                  | ※    | ND       | 基       | ●      |                                                                                                                                                                              |
| 432                | プ ロ パ ン ガ ス              | 1m³  | ND       | 基       | ●      | × カートリッジ式ガスボンベ→439                                                                                                                                                           |
| (433・439)          | <b>3.3 他 の 光 熱</b>       |      |          |         |        | 電気代、ガス代以外の光熱費。                                                                                                                                                               |
| 433                | 灯 油                      | 1ℓ   | ND       | 基       | ●      | ストーブやセントラルヒーティングなどに用いる燃料で原油を精製して製造されたもの。配達料共も含む。                                                                                                                             |
| 439                | 他の光熱のその他                 | ※    | ND       | 基       |        | 433の項目に分類されない燃料及び冷却製品。<br>○ 石炭<br>○ まき<br>○ れん炭 木炭 豆炭<br>○ カートリッジ式ガスボンベ<br>○ ドライアイス<br>× ベンジン→539<br>× アウトドア用燃料(ブタンガス、炭など)→842<br>× ライター用ガスボンベ→932                           |
| (440)              | <b>3.4 上 下 水 道 料</b>     |      |          |         |        | 水道法にいう事業者が供給する水の購入金額及び下水道料。メーター使用料も含む。                                                                                                                                       |
| 440                | 上 下 水 道 料                | ※    | ND       | 基       | ●      | ○ 上水道料 下水道料                                                                                                                                                                  |
| (451～542)          | <b>4 家 具 ・ 家 事 用 品</b>   |      |          |         |        | 家具、家事に必要な商品及びこれに伴うサービスに対する支出。                                                                                                                                                |
| (451～489)          | <b>4.1 家 庭 用 耐 久 財</b>   |      |          |         |        | 家事用耐久財、冷暖房用器具及び一般家具。                                                                                                                                                         |
| [451～459<br>・ 45X] | <b>4.1.1 家 事 用 耐 久 財</b> |      |          |         |        | 炊事、洗濯、掃除、裁縫などに用いる耐久財。<br>× 付属品→529<br>× 処分代→541<br>× 修理代→542                                                                                                                 |
| 45X                | 電 子 レ ン ジ                | 1台   | D        | 選       |        | 高周波の電磁波を利用した加熱調理器具。オープンレンジも含む。<br>× 部品→459                                                                                                                                   |
| 451                | 炊 事 用 電 気 器 具            | 1台   | D        | 基       |        | 45Xの項目に分類されない炊事に用いる電気・電動器具。<br>○ 電気オープン 電気こんろ 電気ロースター<br>ホットプレート テーブルグリル コーヒーメーカー<br>○ 電気ポット<br>○ トースター オープントースター<br>○ 電子ジャー ジャー炊飯器<br>○ 食器洗い機 食器乾燥機<br>○ 精米機 もちつき機 ホームベーカリー |

| 符 号       | 項 目 名                    | 単位 | 財・<br>サービス<br>区分 | 支 出<br>弾力性<br>区分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                 |
|-----------|--------------------------|----|------------------|------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 452       | 炊 事 用 ガ ス 器 具            | ※  | D                | 基                |                   | ○ ミキサー ジューサー フードプロセッサ<br>× 部品→459<br><br>都市ガス用, 天然ガス用, プロパンガス用で炊事に用いるガス器具。部品も含む。<br>○ ガス炊飯器 ガスロースター ガスレンジ ガスオープン<br>ガステーブル<br>○ 小型ガス湯沸器(台所用)<br>○ ガスコンロ<br>× ガスストーブ→472 |
| 453       | 電 気 冷 蔵 庫                | 1台 | D                | 基                |                   | 冷凍庫も含む。<br>× 部品→459                                                                                                                                                     |
| 455       | 電 気 掃 除 機                | 1台 | D                | 基                |                   | 充電式も含む。<br>○ ハンディクリーナー<br>× 手動式掃除機→529<br>× 部品→459                                                                                                                      |
| 456       | 電 気 洗 濯 機                | 1台 | D                | 選                |                   | 乾燥機及び脱水機も含む。<br>× 部品→459                                                                                                                                                |
| 457       | ミ シ ン                    | 1台 | D                | 選                |                   | ○ ポータブルミシン<br>× 部品→459                                                                                                                                                  |
| 459       | 他の家事用耐久財                 | ※  | D                | 基                |                   | 451～457, 45Xの項目に分類されない家事用耐久財。<br>○ スチームアイロン ミニアイロン ズボンプレス<br>○ ふとん乾燥機<br>○ 毛糸編機 織機<br>○ 電気ドリル 電気のこぎり 電気かんな<br>○ 芝刈機<br>○ 家事用耐久財の部品(ガス器具は除く。)                            |
| (470～479) | <b>4.1.2 冷 暖 房 用 器 具</b> |    |                  |                  |                   | 住居内の冷房, 暖房など空気調整に用いる器具。<br>× 部品→479<br>× 付属品→529<br>× 処分代→541<br>× 修理代→542                                                                                              |
| 470       | エアコンディショナ                | 1台 | D                | 選                |                   | 冷房, 暖房機能を備えたもの。冷房専用のものも含む。<br>× 取付料→427                                                                                                                                 |
| 472       | ス ト ー ブ ・<br>温 風 ヒ ー タ ー | 1台 | D                | 基                |                   | 石油, ガスの強制吸排式(FF式)温風ヒーターも含む。<br>○ 各種ストーブ・温風ヒーター 温風機                                                                                                                      |
| 479       | 他の冷暖房用器具                 | ※  | D                | 基                |                   | 470, 472の項目に分類されない冷暖房用器具。<br>○ 電気あんか<br>○ 電気座ぶとん<br>○ 電気毛布(敷毛布を含む。)<br>○ 電気こたつ<br>○ ホットカーペット<br>○ 除湿機 加湿機 空気清浄機<br>○ 冷暖房用器具の部品                                          |
| (480～489) | <b>4.1.3 一 般 家 具</b>     |    |                  |                  |                   | 衣類, 履物, 食器などの収納用家具及び食事用・居間用家具類。<br>× 修理代→542                                                                                                                            |

| 符 号       | 項 目 名               | 単位 | 財・サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾 力 性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                           |
|-----------|---------------------|----|---------------|---------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 480       | た ん す               | 1個 | D             | 選                   |                   | 主に衣類を収納するもので、引き出しや戸棚を備えているもの。<br>○ 和・洋だんす 整理だんす(ベビーダンス)                                                                           |
| 481       | 食 卓 セ ッ ト           | ※  | D             | 選                   |                   | 単品のもの、部品も含む。<br>○ 食卓 座卓<br>○ 食堂セット                                                                                                |
| 482       | 応 接 セ ッ ト           | ※  | D             | 選                   |                   | 単品のもの、部品も含む。<br>○ ソファベッド                                                                                                          |
| 483       | 食 器 戸 棚             | 1個 | D             | 選                   |                   | 主に食器などを収納するものであって、引き出しや棚を備えているもの。<br>○ サイドボード 茶だんす(水屋)<br>× 部品→489                                                                |
| 489       | 他 の 家 具             | ※  | D             | 選                   |                   | 480～483の項目に分類されない一般家具。<br>○ ユニット家具 鏡台 下駄箱<br>○ ベビーサークル<br>○ 座いす<br>○ 金庫<br>○ 一般家具の部品(食卓セット・応接セットは除く。)                             |
| (490～499) | <b>4.2 室内装備・装飾品</b> |    |               |                     |                   | 主に室内に配置する備品であって装飾をも兼ねたもの又は鑑賞用備品。                                                                                                  |
| 490       | 掛 ・ 置 時 計           | ※  | D             | 選                   |                   | ○ 電子時計<br>○ 目覚時計<br>× タイマー→529<br>× 腕時計 懐中時計 指輪時計→930                                                                             |
| 491       | 照 明 器 具             | ※  | D             | 選                   |                   | ○ 蛍光灯一式<br>○ シャンデリア<br>○ 電気スタンド<br>○ 電気の笠                                                                                         |
| 492       | 室 内 装 飾 品           | ※  | D             | 選                   | ●                 | 鑑賞的又は装飾的要素のある備品。<br>○ 鑑賞用人形<br>○ 書画(日本画 油絵) 掛軸 色紙<br>○ ことう品 仏像 置物 風鎖<br>○ 木彫 剥製品                                                  |
| 493       | 敷 物                 | ※  | D             | 選                   |                   | 素材を問わない。<br>○ ムートン<br>○ 花ござ 籐製ござ<br>○ じゅうたん ラグ<br>× バスマット 玄関マット→529                                                               |
| 496       | カ ー テ ン             | ※  | SD            | 選                   |                   | ○ 遮光カーテン<br>○ カーテンのひも<br>× アコーディオンカーテン ブラインド→410                                                                                  |
| 499       | 他 の 室 内 装 備 品       | ※  | SD            | 基                   |                   | 490～496の項目に分類されない室内装備・装飾品。<br>○ のれん すだれ<br>○ 衝立(スクリーン) つり鏡(飾り鏡)<br>○ 座ぶとん クッション<br>○ こたつ掛 こたつ掛ぶとん こたつ敷ぶとん こたつ敷<br>○ 座ぶとん側 座ぶとんカバー |

| 符 号       | 項 目 名              | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|--------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (500～509) | <b>4.3 寝 具 類</b>   |    |                   |                   |                   | 就寝に必要な用具。身にまとうものは除く。                                                                                                                                                                                                                     |
| 500       | ベ ッ ド              | 1台 | D                 | 選                 |                   | 乳児用は除く。<br>○ シングル・ダブルベッド<br>○ 二段ベッド<br>× ベビーベッド→509                                                                                                                                                                                      |
| 501       | 布 団                | 1枚 | SD                | 選                 |                   | 規格を問わない。乳児用は除く。<br>○ 組ふとん<br>○ かいまき 肌掛ふとん<br>× こたつぶとん→499<br>× ベビーぶとん→509                                                                                                                                                                |
| 503       | 毛 布                | ※  | SD                | 選                 |                   | 素材及び規格を問わない。乳児用は除く。<br>○ かいまき毛布<br>× 乳児用毛布 おくるみ毛布→509                                                                                                                                                                                    |
| 505       | 敷 布                | 1枚 | SD                | 基                 |                   | 素材及び規格を問わない。乳児用は除く。<br>○ 敷布団カバー<br>× 乳児用敷布→509                                                                                                                                                                                           |
| 509       | 他 の 寝 具 類          | ※  | SD                | 基                 |                   | 500～505の項目に分類されない寝具類。<br>○ マットレス<br>○ 乳児用寝具(毛布 おくるみ毛布 敷布など)<br>○ タオルケット<br>○ 枕 枕カバー<br>○ ふとんカバー 毛布カバー<br>○ ベッドカバー<br>○ ベビーベッド                                                                                                            |
| (510～529) | <b>4.4 家 事 雑 貨</b> |    |                   |                   |                   | 炊事、洗濯、掃除、裁縫などに用いる半耐久財。消耗品は除く。                                                                                                                                                                                                            |
| 510       | 茶 わ ん ・ 皿 ・ 鉢      | 1個 | SD                | 選                 | ●                 | 素材及び規格を問わない。ただし、アルミ箔・紙製などの簡易食器は除く。<br>○ わん どんぶり<br>○ 飯わん 汁粉茶わん 茶わんむし茶わん<br>○ コーヒー・紅茶・湯のみ茶わん<br>○ 果物ざら 菓子ざら 菓子鉢<br>○ グラタンざら サラダボール<br>× アルミ箔・紙製などの簡易食器→539<br>× 点茶用茶わん→842                                                                |
| 514       | 他 の 食 卓 用 品        | ※  | SD                | 選                 | ●                 | 510の項目に分類されないもので、主として食卓で用いる用品。ただし、アルミ箔・紙製などの簡易食器は除く。<br>○ コップ 洋酒グラス<br>○ 急須 ティーポット コーヒーサイホン<br>○ 水筒<br>○ 飯台(すし桶) 重箱 弁当箱<br>○ スプーン・ナイフ・フォーク<br>○ はし はし置 楊子入れ<br>○ しょう油差し 調味料入れ 茶筒<br>○ ポット<br>○ ジャー 保温弁当(ランチジャー)<br>○ 保温水筒<br>× 電気ポット→451 |

| 符 号       | 項 目 名           | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|-----------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 515       | な べ ・ や か ん     | 1個 | SD                | 基                 | ●                 | × 楊子 割ばし ストロー→539<br>× 哺乳瓶→719<br>素材を問わない。<br>○ 湯どうふなべ おでんなべ 圧力なべ ミルクパン<br>○ 土なべ 鉄なべ 耐熱ガラスなべ(キャセロール)<br>○ フライパン 卵焼器<br>○ 鉄びん ケットル<br>× 修理代→542                                                                                                                                                                                                              |
| 517       | 他 の 台 所 用 品     | ※  | SD                | 基                 | ●                 | 515の項目に分類されない主として炊事に用いる小物類及び台所で用いる備品。<br>○ 包丁 卵切り器 パンナイフ 果物ナイフ<br>キッチンばさみ<br>○ しゃくし しゃもじ<br>○ 缶切 栓抜<br>○ おろし器<br>○ 洗桶 ざる ボール バット<br>○ 魚焼き器 もちあみ<br>○ 金ぐし さい簀<br>○ おとしぶた なべ敷 なべつかみ<br>○ すりこ木 すり鉢 まな板<br>○ キッチンスケール(台所用はかり)<br>○ 計量カップ 計量スプーン<br>○ 盆 ワゴンテーブル<br>○ 米びつ<br>○ たわし<br>○ たわし入れ ごみ入れコーナー<br>× 竹ぐし→539                                               |
| 518       | 電 球 ・ 蛍 光 ラ ン プ | ※  | SD                | 基                 | ●                 | 形態を問わない。室内の照明用に限る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 519       | タ オ ル           | ※  | SD                | 基                 | ●                 | 洗顔, 入浴, 汗ふきに用いるもので, 手ぬぐい, ガーゼ手ぬぐいなども含む。大小は問わない。<br>○ おしぼり フェイスタオル<br>○ パスタオル スポーツタオル                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 529       | 他 の 家 事 雑 貨     | ※  | SD                | 基                 |                   | 510～519の項目に分類されない家事雑貨。<br>○ 清掃用具(各種ほうき モップ トイレブラシ はたき ちりとり 雑巾 バケツ)<br>○ 洗たく用具(洗たく板 たらい 洗たくブラシ 物干ざお 洗たく干器 洗たくばさみ)<br>○ 家庭用工具(金づち きり くぎぬき かんな 糸のこ ドライバー のこぎり)<br>○ 風呂場用品(椅子 すのこ 洗面器 シャワーカーテン)<br>○ 裁縫用具(針箱 裁縫用はさみ 物差 針 編棒)<br>○ バスマット 玄関マット キッチンマット<br>○ テーブルセンター 応接セットカバー 電話機カバー<br>○ かさ立 スリッパ立 マガジンラック<br>○ 買物袋 くずかご ごみ入れ容器<br>○ 表札 郵便受(ポスト)<br>○ 脚立 踏台 はしご |
| (530～539) | 4.5 家 事 用 消 耗 品 |    |                   |                   |                   | 炊事, 洗濯, 掃除, 裁縫などの家事に用いる非耐久財。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |



| 符 号       | 項 目 名                        | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾 力 性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                            |
|-----------|------------------------------|----|-------------------|---------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 530       | ポ リ 袋 ・ ラ ッ プ                | ※  | ND                | 基                   | ●                 | ポリエチレン，ビニール，アルミ箔製の袋状のもの及び1枚のものを巻いたもの。                                                                                                                                                                              |
| 531       | ティッシュペーパー                    | ※  | ND                | 基                   | ●                 | ロール状以外の薄葉紙のもの。<br>○ ちり紙<br>× ペーパータオル→539                                                                                                                                                                           |
| 532       | トイレットペーパー                    | ※  | ND                | 基                   | ●                 | ロール状で水溶性のある薄葉紙のもの。                                                                                                                                                                                                 |
| 533       | 台所・住居用洗剤                     | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 台所，住居に用いる洗剤及び研磨剤。粉末，固形，ねり，液体を問わない。                                                                                                                                                                                 |
| 534       | 洗 濯 用 洗 剤                    | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 粉末，固形，ねり，液体を問わない。                                                                                                                                                                                                  |
| 535       | 殺 虫 ・ 防 虫 剤                  | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 形態を問わない。                                                                                                                                                                                                           |
| 539       | 他の家事用消耗品                     | ※  | ND                | 基                   |                   | 530～535の項目に分類されない家事用消耗品。<br>○ 防臭剤<br>○ 消臭剤<br>○ 芳香剤<br>○ 防湿・除湿剤<br>○ 楊子 割ばし 竹ぐし ストロー<br>○ アルミ箔・紙製などの簡易食器<br>○ 麻ひも 包装紙 たこ糸<br>○ 接着剤<br>○ ミシン油 潤滑油<br>○ 紙ナフキン めれナプキン<br>○ ペーパータオル<br>○ 油こし紙<br>○ 洗濯のり 漂白剤<br>○ 洗濯仕上剤 |
| (540～542) | <b>4.6 家 事 サ ー ビ ス</b>       |    |                   |                     |                   | 家事サービスに関するもの。                                                                                                                                                                                                      |
| 540       | 家 事 使 用 人 給 料                | ※  | S                 | 選                   |                   | 炊事，洗濯，室内，庭の掃除など通常の家事を世帯員以外の者に行わせ，そのサービスの対価として支払った賃金及び料金。<br><br>○ 家政婦・派出婦・お手伝さんなどの給料<br>○ ホームヘルパー・ハウスキーパー・ベビーシッター への料金<br>○ ハウスクリーニング<br>○ 庭の掃除代 庭の草取り賃                                                            |
| 541       | 清 掃 代                        | ※  | S                 | 基                   | ●                 | 汚物・じん介の処理料金，浄化槽の清掃料金及び粗大ゴミの処分料金。<br>○ 汲取料<br>○ 浄化槽清掃代<br>○ 粗大ゴミの回収料金                                                                                                                                               |
| 542       | 家 具 ・ 家 事 用 品<br>関 連 サ ー ビ ス | ※  | S                 | 基                   | ●                 | 家具・家事用品の賃貸，分解掃除代，修理代(加工賃，出張費)及びそれらの洗濯代。<br>○ ふとん・毛布の賃貸 ダスキンの賃貸(浄水器を含む。)<br>○ たんす・食卓セット・応接セットなどの修理代<br>○ ふとんの仕立代 座ぶとんの仕立代<br>○ エアコンクリーニング代                                                                          |

| 符 号       | 項 目 名                  | 単位 | 財・サービス区分 | 支出弾力性区分 | 経常費支出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                             |
|-----------|------------------------|----|----------|---------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (550～694) | <b>5 被 服 及 び 履 物</b>   |    |          |         |       | 被服及び履物並びにこれに伴うサービスに対する支出。大人と子供の区分については、中学生以上を大人とする。乳児は1歳未満とする。                                                                                                                                      |
| (550～558) | <b>5.1 和 服</b>         |    |          |         |       | 祭り用・和服用下着も含む。寝巻きは除く。                                                                                                                                                                                |
| 550       | 男 子 用 和 服              | ※  | SD       | 選       |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 和服用コート アンサンブル</li> <li>○ 浴衣 甚平</li> <li>○ 羽織 羽織下 はかま</li> <li>○ 長じゅばん・肌じゅばんなどの和服用下着類一切</li> <li>○ 角帯 兵児帯</li> </ul>                                        |
| 552       | 婦 人 用 着 物              | 1枚 | SD       | 選       |       | 羽織も含む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 留袖 振袖 訪問着 付下げ アンサンブル</li> <li>○ 浴衣</li> <li>○ 茶羽織</li> </ul>                                                                                        |
| 554       | 婦 人 用 帯                | 1本 | SD       | 選       |       | 帯地も含む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ でき上がり帯（丸帯、袋帯、名古屋帯など）</li> <li>○ 文化帯 つけ帯 半巾帯</li> </ul>                                                                                              |
| 557       | 他 の 婦 人 用 和 服          | ※  | SD       | 選       |       | 552, 554の項目に分類されない婦人用和服。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道行コート 雨コート</li> <li>○ はかま</li> <li>○ 羽織下 もんぺ 上っぱり 半天</li> <li>○ ねんねこ半天</li> <li>○ 長じゅばん 肌じゅばん すそよけ</li> <li>× 割ぼう着→659</li> </ul> |
| 558       | 子 供 用 和 服              | ※  | SD       | 選       |       | 乳児用着物も含む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 羽織 被布 帯 三尺帯 ちゃんちゃんこ お宮参り着物 浴衣</li> <li>○ 甚平 半天</li> <li>○ 長じゅばん, 肌じゅばんなどの和服用下着一切</li> <li>× ねんねこ半天→557</li> </ul>                                |
| (560～582) | <b>5.2 洋 服</b>         |    |          |         |       | 和服以外の被服。シャツ・セーター類, 下着類は除く。                                                                                                                                                                          |
| (560～569) | <b>5.2.1 男 子 用 洋 服</b> |    |          |         |       | 中学生以上の男子の洋服。                                                                                                                                                                                        |
| 560       | 背 広 服                  | 1着 | SD       | 選       |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 三つ揃スーツ</li> <li>○ 礼服（モーニングなど）</li> <li>× 背広上着→561</li> </ul>                                                                                               |
| 561       | 男 子 用 上 着              | 1着 | SD       | 選       |       | ジャケット, プレザークートなどの背広型の上着。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 背広上着</li> <li>× ジャンパー ブルゾン→569</li> </ul>                                                                                         |
| 562       | 男 子 用 ズ ボ ン            | 1本 | SD       | 選       |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ジーパン</li> <li>× 半ズボン→569</li> <li>× 作業ズボン→569</li> </ul>                                                                                                   |
| 563       | 男 子 用 コ ー ト            | 1着 | SD       | 選       |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ オーバー 合オーバー 半・七分コート</li> <li>○ スプリングコート スリーシーズンコート</li> <li>○ レザーコート</li> <li>○ レインコート</li> <li>○ ダスターコート</li> </ul>                                        |

| 符 号       | 項 目 名                  | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾 力 性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                              |
|-----------|------------------------|----|-------------------|---------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 565       | 男子用学校制服                | 1着 | SD                | 選                   |                   | × 学校制定のオーバー，レインコート→565<br>× ビニール製レインコート，合羽→659<br><br>学校制定又は学生用と記入のあるものに限る。<br>○ 男子学生服（上着，ズボンのみも含む。）<br>○ 学校制定のオーバー，レインコート<br>× 小学校・幼稚園制定の制服→580<br>× 学校制定のワイシャツ→590<br>× 学校制定のニット製セーター・チョッキ・ベスト→592 |
| 569       | 他の男子用洋服                | ※  | SD                | 選                   |                   | 560～565の項目に分類されない男子用洋服。<br>○ ジャンパー ブルゾン ポンチョ<br>○ 半ズボン<br>○ ガウン<br>○ 作業服（ズボンなど）<br>○ アロハシャツの上下セット Tシャツ上下セット<br>○ ダウン（ベスト ジャケット パーカー）<br>× 布製チョッキ ベスト→591<br>× バスローブ→659                              |
| (570～576) | <b>5.2.2 婦 人 用 洋 服</b> |    |                   |                     |                   | 中学生以上の女子の洋服。                                                                                                                                                                                         |
| 570       | 婦 人 服                  | 1着 | SD                | 選                   |                   | ○ ワンピース ツーピース<br>○ ニットスーツ<br>○ カクテルドレス コートドレス<br>× 婦人物ジャケット→574                                                                                                                                      |
| 574       | 婦 人 用 上 着              | 1着 | SD                | 選                   |                   | 婦人用の上着<br>○ ジャケット プレザーコート                                                                                                                                                                            |
| 571       | ス カ ー ト                | 1枚 | SD                | 選                   |                   | ○ キュロットスカート ジャンパースカート<br>× 子供スカート→580                                                                                                                                                                |
| 572       | 婦人用スラックス               | 1本 | SD                | 選                   | ●                 | ○ 七分スラックス<br>○ ジーパン スパッツ<br>× パミューダパンツ 婦人物ショートパンツ→576<br>× ゴルフズボン→834                                                                                                                                |
| 573       | 婦 人 用 コ ー ト            | 1着 | SD                | 選                   |                   | ○ オーバー 合オーバー 半・七分コート<br>○ スプリングコート<br>○ 毛皮コート<br>○ レインコート ダスターコート<br>× 学校制定のオーバー，レインコート→575<br>× ビニール製レインコート，合羽→659                                                                                  |
| 575       | 女子用学校制服                | 1着 | SD                | 選                   |                   | 学校制定又は学生用と記入のあるものに限る。<br>○ 女子制服（上着，ズボン，スカートのみも含む。）<br>○ 学校制定のオーバー，レインコート<br>× 小学校・幼稚園制定の制服→580<br>× 学校制定のワイシャツ，ブラウス→593<br>× 学校制定のニット製セーター，チョッキ，ベスト→595                                              |
| 576       | 他の婦人用洋服                | ※  | SD                | 選                   |                   | 570～575の項目に分類されない婦人用洋服。<br>○ ジャンパー ブルゾン<br>○ 半ズボン ショートパンツ（下着又は運動着的なものは除く。） パミューダパンツ<br>○ Tシャツ上下セット                                                                                                   |

| 符 号       | 項 目 名                     | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------|---------------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (580・582) | <b>5.2.3 子 供 用 洋 服</b>    |    |                   |                   |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ケープ ポンチョ</li> <li>○ 妊婦服 ガウン</li> <li>○ ママコート ママケープ</li> <li>○ ダウン（ベスト ジャケット パーカー）</li> <li>○ ホームドレス（ムームーを含む。）</li> <li>× パスローブ→659</li> </ul> <p>乳児から小学生までを対象とした洋服。</p>                                                                                                                   |
| 580       | 子 供 服                     | 1着 | SD                | 選                 | ●                 | <p>1歳以上小学生までを対象とした洋服。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ オーバー 合コート ダウン マント</li> <li>○ ジャンパー ブルゾン パーカー</li> <li>○ ワンピース ツーピース</li> <li>○ タンクトップ Tシャツ上下セット</li> <li>○ ズボン スパッツ Gパン ショートパンツ（下着又は運動着的なものは除く。）</li> <li>○ スカート キュロット型スカート</li> <li>○ 小学校又は幼稚園制定の上着,ズボン,スカート,スモック</li> <li>× 子供のビニール製レインコート, 合羽→659</li> </ul> |
| 582       | 乳 児 服                     | 1着 | SD                | 基                 |                   | <p>1歳未満を対象とした洋服。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ベビー服 ロンパース レギンス</li> <li>○ ベビースーツ ケープ</li> <li>× 乳児Tシャツ→596</li> <li>× 乳児セーター→597</li> </ul>                                                                                                                                                                         |
| (590～597) | <b>5.3 シャツ・セーター類</b>      |    |                   |                   |                   | 下着類は除く。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (590～592) | <b>5.3.1 男子用シャツ・セーター類</b> |    |                   |                   |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 590       | ワ イ シ ャ ツ                 | 1枚 | SD                | 選                 |                   | <p>半そでも含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仕立券付きワイシャツ</li> <li>○ 学校制定のワイシャツ</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                |
| 591       | 他の男子用シャツ                  | 1枚 | SD                | 選                 |                   | <p>590の項目に分類されない男子用シャツ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 半そで, 長そでの開きんシャツ スポーツシャツ</li> <li>○ ポロシャツ Tシャツ</li> <li>○ 布製チョッキ ベスト</li> <li>○ 学校制定の布製チョッキ, ベスト</li> </ul>                                                                                                                                                    |
| 592       | 男子用セーター                   | 1枚 | SD                | 選                 |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ プルオーバー タートルネック カーディガン チョッキ</li> <li>○ サマーセーター</li> <li>○ 学校制定のニット製セーター, チョッキ, ベスト</li> <li>× スポーツ用セーター→834</li> </ul>                                                                                                                                                                     |
| (593～595) | <b>5.3.2 婦人用シャツ・セーター類</b> |    |                   |                   |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 593       | ブ ラ ウ ス                   | 1枚 | SD                | 選                 | ●                 | <p>長そで, 半そで, そでなしも含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ワイシャツ レース織ブラウス ニットブラウス</li> <li>○ ボディシャツ</li> <li>○ ベスト付ブラウス</li> <li>○ 学校制定のワイシャツ, ブラウス</li> </ul>                                                                                                                                                             |
| 594       | 他の婦人用シャツ                  | 1枚 | SD                | 選                 |                   | <p>593の項目に分類されない婦人用シャツ類。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ポロシャツ スポーツシャツ</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                     |

| 符 号       | 項 目 名                                    | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾 力 性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|------------------------------------------|----|-------------------|---------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 595       | 婦 人 用 セ ー タ ー                            | 1枚 | SD                | 選                   | ●                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ Tシャツ タンクトップ</li> <li>○ 布製チョッキ ベスト ジレー</li> <li>○ 学校制定の布製チョッキ, ベスト</li> <li>○ プルオーバー タートルネック カーディガン チョッキ</li> <li>○ サマーセーター</li> <li>○ 学校制定のニット製セーター, チョッキ, ベスト</li> <li>× スポーツ用セーター→834</li> </ul> |
| (596・597) | <b>5.3.3 子 供 用 シ ャ ツ ・<br/>セ ー タ ー 類</b> |    |                   |                     |                   | 乳児から小学生までを対象としたシャツ・セーター類。                                                                                                                                                                                                                   |
| 596       | 子 供 用 シ ャ ツ                              | 1枚 | SD                | 選                   | ●                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ワイシャツ カッターシャツ スポーツシャツ</li> <li>○ ブラウス</li> <li>○ 布製チョッキ ベスト</li> <li>○ Tシャツ タンクトップ</li> <li>○ 小学校又は幼稚園制定のブラウス, ワイシャツ</li> </ul>                                                                    |
| 597       | 子 供 用 セ ー タ ー                            | 1枚 | SD                | 選                   |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ カーディガン チョッキ ベスト</li> <li>○ 小学校又は幼稚園制定のセーター</li> <li>× 布製チョッキ・ベスト→596</li> </ul>                                                                                                                    |
| (600～621) | <b>5.4 下 着 類</b>                         |    |                   |                     |                   | 寝巻きも含む。                                                                                                                                                                                                                                     |
| (600・602) | <b>5.4.1 男 子 用 下 着 類</b>                 |    |                   |                     |                   |                                                                                                                                                                                                                                             |
| 600       | 男 子 用 下 着                                | ※  | SD                | 基                   | ●                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 肌着 シャツ (毛糸 メリヤス クレープ)</li> <li>○ ランニングシャツ</li> <li>○ アンダーシャツ</li> <li>○ ズボン下 パンツ (ブリーフ) ステテコ 腹巻き</li> <li>× Tシャツ→591</li> </ul>                                                                    |
| 602       | 男 子 用 寝 巻 き                              | ※  | SD                | 基                   |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ パジャマ</li> <li>× 介護用寝巻き→719</li> </ul>                                                                                                                                                              |
| (610～614) | <b>5.4.2 婦 人 用 下 着 類</b>                 |    |                   |                     |                   |                                                                                                                                                                                                                                             |
| 610       | 婦 人 用<br>ファンデーション                        | ※  | SD                | 選                   |                   | <p>服を美しく着るために体型を整える補正下着類。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ブラジャー プラスリップ</li> <li>○ ボディースーツ</li> <li>○ コルセット ガードル</li> <li>× 医療用コルセット→719</li> </ul>                                                                             |
| 612       | 他 の 婦 人 用 下 着                            | ※  | SD                | 選                   | ●                 | <p>610の項目に分類されない婦人用下着類。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ キャミソール</li> <li>○ 肌着 スリップ (袖付も含む。)</li> <li>○ スリーマー</li> <li>○ パンティー</li> <li>○ ペチコート (パニエ)</li> <li>○ 腹帯 (岩田帯など) 妊婦用ガードル</li> </ul>                                   |
| 614       | 婦 人 用 寝 巻 き                              | ※  | SD                | 基                   |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ パジャマ ネグリジェ</li> <li>× 介護用寝巻き→719</li> </ul>                                                                                                                                                        |
| (620・621) | <b>5.4.3 子 供 用 下 着 類</b>                 |    |                   |                     |                   | 乳児から小学生までを対象とした下着類。                                                                                                                                                                                                                         |

| 符 号       | 項 目 名                | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾 力 性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|----------------------|----|-------------------|---------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 620       | 子 供 用 下 着            | ※  | SD                | 基                   | ●                 | ○ 肌着 シャツ スリッパ スリーマー<br>○ ランニングシャツ<br>○ ズボン下 パンツ パンティー ももひき<br>○ 腹巻<br>○ コンビネーション 乳児用下着                                                                                                                                   |
| 621       | 子 供 用 寝 巻 き          | ※  | SD                | 基                   |                   | ○ パジャマ ネグリジェ<br>○ スリーピングドレス<br>○ 乳児寝巻き                                                                                                                                                                                   |
| (630～640) | <b>5.5 生 地 ・ 糸 類</b> |    |                   |                     |                   | 原則として被服用の材料。ボタン、スナップ、ファスナーなども含む。手芸用であっても洋裁や和裁に一般的に用いられるものも含む。                                                                                                                                                            |
| 630       | 着 尺 地                | ※  | SD                | 選                   |                   | 着物地に限らずすべての1反、半反単位で売られている反物。<br>○ お召 ちりめん 小紋 友禅 付下げ 紬<br>○ 紺がすり ちぢみ<br>○ シルクウール（ウールシルク）<br>○ 着物裏地 布団地 浴衣地<br>○ さらし木綿 おむつ生地                                                                                               |
| 631       | 生 地                  | ※  | SD                | 基                   | ●                 | 着尺反物でない生地。<br>○ 胴裏 羽裏 裾廻（八掛）<br>○ キルティング生地 手芸用生地 パッチワーク生地<br>○ パイル コール天 ローソ 新モス（木綿） 麻<br>○ ネル モスリン（メリンス）                                                                                                                 |
| 640       | 他 の 生 地 ・ 糸 類        | ※  | SD                | 基                   |                   | 630、631の項目に分類されない生地や毛糸・糸類。ボタン、ファスナーなど洋裁、和裁などに用いる付属材料。<br>○ 綿 絹縫い糸 ミシン糸 しつけ糸<br>○ 綴じ糸 穴糸 ゴム糸<br>○ インサイドベルト 芯地（シーチング）<br>○ 皮革生地などで洋服用のもの<br>○ ゴムひも スナップ ボタン類<br>○ ファスナー バイヤステープ 綿コード<br>○ 毛糸(極細 並太 極太)<br>× ししゅう糸 レース糸→843 |
| (650～659) | <b>5.6 他 の 被 服</b>   |    |                   |                     |                   | 帽子、ネクタイ、靴下などの被服類。                                                                                                                                                                                                        |
| 650       | 帽 子                  | 1個 | SD                | 基                   |                   | 素材を問わない。<br>○ 交通安全帽<br>○ レインハット<br>× 帽子カバー→659<br>× 給食用の帽子→659<br>× スキー帽 登山帽 野球帽→834                                                                                                                                     |
| 651       | ネ ク タ イ              | 1本 | SD                | 選                   |                   | ○ 蝶ネクタイ スナップタイ<br>○ 子供用ネクタイ<br>○ 学校制定のネクタイ                                                                                                                                                                               |
| 652       | マフラー・スカーフ            | ※  | SD                | 選                   |                   | 素材を問わない。<br>○ ショール（肩掛け） ストール<br>○ 女子学生制服のスカーフ・リボン                                                                                                                                                                        |
| 653       | 手 袋                  | 1組 | SD                | 基                   |                   | ○ 軍手<br>× ゴム製手袋→529                                                                                                                                                                                                      |

| 符 号       | 項 目 名                | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------|----------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 654       | 男 子 用 靴 下            | 1足 | SD                | 選                 | ●                 | × スポーツ用手袋→834<br>○ ハイソックス<br>× スポーツ用、登山用靴下→834                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 655       | 婦 人 用<br>ス ト ッ キ ン グ | 1足 | SD                | 選                 | ●                 | 洋服用ストッキングに限る。<br>○ パンティストッキング ショートストッキング<br>× 和服用ストッキング→659                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 656       | 婦 人 用 ソ ッ ク ス        | 1足 | SD                | 選                 | ●                 | ○ ハイソックス<br>× 靴下カバー ホームカバー→659                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 657       | 子 供 用 靴 下            | 1足 | SD                | 選                 | ●                 | 乳児用靴下も含む。<br>○ ソックス ハイソックス<br>× タイツ→659                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 659       | 他の被服のその他             | ※  | SD                | 選                 |                   | 650～657の項目に分類されない「他の被服」。<br>○ 帯揚 帯締 帯板 帯枕 帯金具<br>○ だて衿 腰紐 だて締（だて巻）<br>○ 羽織のひも 羽織のかん<br>○ 半えり 袖口 コーリンベルト<br>○ バンド（ベルト） キャッシュベルト<br>○ アームバンド 腕カバー<br>○ エプロン（乳幼児用含む。） よだれかけ（スタイ）<br>前掛け 割ぼう着<br>○ たび たびカバー タビックス ホームカバー 和服用ス<br>トッキング 靴下カバー<br>○ タイツ<br>○ バスローブ<br>○ 子供給食着 給食用帽子<br>○ 帽子カバー<br>○ ビニール製レインコート、合羽<br>× 子守バンド→529<br>× 介護用エプロン→719 |
| (670～680) | <b>5.7 履 物 類</b>     |    |                   |                   |                   | 靴、ぞうり、下駄などの履物類。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 675       | 運 動 靴                | 1足 | SD                | 選                 | ●                 | 主にタウン用、通勤・通学用に使われるもの。大人用、子供用を問わない。<br>○ アップシューズ<br>○ 学校用上履 体育館シューズ<br>○ スニーカー ズック<br>○ ジョギングシューズ<br>× スパイクシューズ ゴルフシューズ→834                                                                                                                                                                                                                   |
| 679       | サ ン ダ ル              | 1足 | SD                | 基                 | ●                 | 大人用、子供用を問わない。<br>○ 木製サンダル 防寒サンダル                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 670       | 男 子 靴                | 1足 | SD                | 選                 |                   | 布製は除く。<br>○ 革靴<br>○ 防寒靴 ブーツ<br>○ 合成皮革・人工皮革靴（クラリーノ）<br>× カーシューズ→680                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 672       | 婦 人 靴                | 1足 | SD                | 選                 | ●                 | 布製は除く。<br>○ 革靴 ハイヒール カッターシューズ<br>○ 防寒靴 ブーツ                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

| 符 号       | 項 目 名               | 単位 | 財・サービス区分 | 支出弾力性区分 | 経常費支出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|---------------------|----|----------|---------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 676       | 子 供 靴               | 1足 | SD       | 基       |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ サンダル靴 カジュアルシューズ</li> <li>○ 合成皮革・人工皮革靴（クラリーノ）</li> </ul> <p>運動靴以外のすべての子供靴。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 革靴 ビニール靴 サンダル靴</li> <li>○ 雨靴 ブーツ</li> <li>○ ベビー靴</li> </ul>                                                                                 |
| 680       | 他 の 履 物             | ※  | SD       | 選       |       | <p>670～679の項目に分類されない履物類。付属品も含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大人用雨靴</li> <li>○ 草履 下駄</li> <li>○ 草履カバー</li> <li>○ スリッパ</li> <li>○ 地下たび 安全靴</li> <li>○ カーシューズ</li> <li>○ 靴中敷 靴カバー 靴紐</li> <li>× ママブーツ→529</li> <li>× 靴洗いブラシ→529</li> <li>× 靴ベラ 靴ブラシ→529</li> <li>× 靴ずみ ハンドクリーナー→539</li> </ul> |
| (690～694) | <b>5.8 被服関連サービス</b> |    |          |         |       | 「被服及び履物」に分類される商品のサービスに関するもの。                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 690       | 仕 立 代               | ※  | S        | 選       |       | <p>和服、洋服などの仕立代。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 裏返し代 リフォーム代 編み賃</li> <li>× 布団・座布団の仕立代→542</li> </ul>                                                                                                                                                                                           |
| 691       | 洗 濯 代               | ※  | S        | 選       | ●     | <p>「被服及び履物」に分類されるものの洗濯代。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洗張 湯のし しみぬき 防水代 染色代</li> <li>○ コインランドリー（乾燥代含む。）</li> <li>○ スカートの折目加工代</li> <li>× 布団、毛布の乾燥代→542</li> <li>× じゅうたん、毛布の洗濯代→542</li> <li>× スポーツ用衣服などの洗濯代→844</li> <li>× 衣類の保管料→959</li> </ul>                                              |
| 692       | 被服・履物修理代            | ※  | S        | 選       |       | <p>「被服及び履物」に分類されるものの修理代。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 和服・洋服の修理代 既製服直し代</li> <li>○ 靴みがき賃</li> <li>○ 靴などの修理・加工賃</li> <li>× スポーツ用衣服などの修理代→844</li> </ul>                                                                                                                                       |
| 694       | 被 服 賃 借 料           | ※  | S        | 選       |       | <p>「被服及び履物」に分類されるものの賃借料。なお、結婚式や披露宴に花嫁及び花婿が用いる衣装の賃借料は婚礼関係費に分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸衣装代</li> <li>○ 成人式のための貸衣装代</li> <li>× 布団・毛布の借賃→542</li> <li>× おむつ借賃→729</li> <li>× スキー用具一式の借賃→88X</li> </ul>                                                                                  |
| (700～729) | <b>6 保 健 医 療</b>    |    |          |         |       | 健康の維持、疾病の治療、身体の矯正のために必要な商品及びサービスへの支出。なお、世帯が実際に支出した金額のみとする。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (700～709) | <b>6.1 医 薬 品</b>    |    |          |         |       | 薬事法に定める医薬品及び医薬部外品。医師の処方箋により院外で購入した薬も薬の種類により、それぞれの項目に分類する。                                                                                                                                                                                                                                                   |



| 符 号   | 項 目 名               | 単位 | 財・<br>サービス<br>区分 | 支 出<br>弾力性<br>区分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------|---------------------|----|------------------|------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 700   | 感 冒 薬               | ※  | ND               | 基                | ●                 | 錠剤，ドリンクなど形状は問わない。解熱鎮痛剤も含む。<br>× 鎮痛剤→709<br>× せき止め→709                                                                                                                                                                                            |
| 701   | 胃 腸 薬               | ※  | ND               | 基                | ●                 | 錠剤，ドリンクなど形状は問わない。消化剤，整腸剤なども含む。<br>○ 胃薬 整腸剤 消化剤<br>× 便秘薬 緩下剤→709                                                                                                                                                                                  |
| 702   | 栄 養 剤               | ※  | ND               | 基                | ●                 | 錠剤，ドリンクなど形状は問わない。健康保持用摂取品は除く。<br>○ 総合保健剤 ビタミン剤 肝油 カルシウム剤<br>○ 薬事法に基づく薬用酒                                                                                                                                                                         |
| 704   | 外 傷 ・ 皮 膚 病 薬       | ※  | ND               | 基                |                   | 切傷，すり傷，火傷，皮膚の疾患などの外用治療薬。軟膏，液剤，エアゾール式も含む。はり薬，飲み薬は除く。                                                                                                                                                                                              |
| 706   | 他 の 外 用 薬           | ※  | ND               | 基                |                   | 704の項目に分類されない外用薬及びはり薬。<br>○ 打撲，くじき，肩こりなどのはり薬<br>○ 湿布薬（冷やしたり暖めたりする。）<br>○ 皮膚病用はり薬<br>○ 化膿止め（はり薬）<br>○ あせも，虫さされの予防薬<br>○ 目薬 耳鼻の薬<br>○ 座薬 浣腸薬                                                                                                       |
| 709   | 他 の 医 薬 品           | ※  | ND               | 基                |                   | 700～706の項目に分類されない医薬品及び医薬部外品。なお，主として保健医療用に用いる化学薬品も含む。<br>○ 神経安定剤 睡眠薬 神経痛薬 鎮痛剤<br>○ 駆虫薬 便秘薬 下剤 緩下剤<br>○ 避妊薬 各種ホルモン剤 性病薬 婦人病薬<br>○ 皮膚病・鼻炎用の飲み薬<br>○ せき止め<br>○ アンモニア 明ばん 酢酸 氷酢酸 硫酸 ほう酸 重曹<br>○ リバガーゼ<br>○ 消毒液 逆性石けん 苛性ソーダ                            |
| (710) | <b>6.2 健康保持用摂取品</b> |    |                  |                  |                   | 栄養成分の補給など保健，健康増進のために用いる食品であって，錠剤，カプセル，か粒状，粉末状，粒状，液（エキス）状など通常の医薬品に類似する形態をとるもの。                                                                                                                                                                    |
| 710   | 健康保持用摂取品            | ※  | ND               | 基                |                   | ○ 八つ目うなぎ まむし（乾燥粉末）<br>○ スッポン（乾燥粉末）加工食品<br>○ 熊笹，アロエ，ケール，クコなどの粉末，青汁<br>○ オタネ（高麗）ニンジン根加工食品 朝鮮人参<br>○ 小麦胚芽油 大麦胚芽油 末胚芽油<br>○ 大豆レシチン含有食品<br>○ 酵母食品<br>○ 梅エキス食品<br>○ 牡蠣加工食品<br>○ ブルーベリーエキス食品<br>○ オリゴ糖類加工食品<br>○ マンネンタケ（霊芝）加工食品<br>○ クロレラ加工食品<br>○ すいか糖 |

| 符 号       | 項 目 名                 | 単位 | 財・サービス区分 | 支出弾力性区分 | 経常費支出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------|-----------------------|----|----------|---------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (711～719) | <b>6.3 保健医療用品・器具</b>  |    |          |         |       | 健康の維持、疾病の治療、身体の矯正のために必要な用品及び器具。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 713       | 紙 お む つ               | ※  | ND       | 基       | ●     | 大人用及びパンツ型のものを含む。紙製に限る。<br>○ トレパンマン オヤスミマン<br>○ アテント サルバDパンツ                                                                                                                                                                                                                      |
| 711       | 保 健 用 消 耗 品           | ※  | ND       | 基       | ●     | 疾患手当などに用いる衛生用品、材料などの非耐久財。<br>○ 避妊用具<br>○ 乳首 布製おむつ おむつカバー<br>○ 三角巾 包帯 ガーゼ リント布<br>○ 絆創膏 バンドエイド 綿棒 マスク 油紙 眼帯<br>生理帯 T字帯<br>○ 脱脂綿 紙綿（生理用ナプキンなど）<br>○ 入浴剤<br>○ 入れ歯洗浄剤 入れ歯安定剤<br>○ コンタクトレンズの保存液、洗浄液                                                                                   |
| 712       | 眼 鏡                   | ※  | D        | 選       |       | 目の矯正用のもの。フレームも含む。コンタクトレンズは除く。<br>○ 老眼鏡 近視用眼鏡<br>× サングラス→932                                                                                                                                                                                                                      |
| 714       | コンタクトレンズ              | ※  | D        | 選       |       | ○ ハードコンタクトレンズ<br>○ ソフトコンタクトレンズ<br>○ 使い捨てコンタクトレンズ<br>× コンタクトレンズの保存液、洗浄液→711                                                                                                                                                                                                       |
| 719       | 他 の 保 健 医 療 用 品 ・ 器 具 | ※  | SD       | 基       |       | 身体の治療及び健康の維持に用いる道具、器具並びに身体補助用器具。部品、付属品も含む。<br>○ 体温計 血圧計 ヘルスメーター<br>○ 松葉杖 補聴器 胃の健康帯 ギブス コルセット<br>○ 磁器健康器（枕、サンダル、靴中敷など）<br>○ 磁器治療器（ネックレスなど）<br>○ イオン水生成器(医療用器具)<br>○ 健康布団 健康敷布<br>○ 介護用寝巻き 介護用エプロン<br>○ ほ乳びん<br>○ 氷のう 氷枕 保冷枕<br>× おむつ借賃→729<br>× 医療器具の借賃・修理代→729<br>× ぶらさがり健康器→833 |
| (720～729) | <b>6.4 保健医療サービス</b>   |    |          |         |       | 健康の維持、疾病の治療、身体の矯正のために必要なサービスに関するもの。                                                                                                                                                                                                                                              |
| 720       | 医 科 診 療 代             | ※  | S        | 基       | ●     | 医師の診断に基づく疾病の治療、身体の矯正のために必要なサービス。歯科は除く。<br>○ 初診料 手術料 処置料 注射料 往診料 助産料 整形手術料 医師より受けた薬代<br>○ 胃、心臓、脳波などの検査料（健康診断は除く。）<br>○ 病院のマッサージ・鍼代<br>○ 病院のリハビリテーション                                                                                                                              |
| 722       | 歯 科 診 療 代             | ※  | S        | 基       | ●     | 歯科医師から受けた疾病の治療などのために必要なサービス。<br>○ 歯科の初診料 歯の治療代<br>○ 義歯代                                                                                                                                                                                                                          |

| 符 号 | 項 目 名                    | 単位 | 財・<br>サービス<br>区分 | 支 出<br>弾力性<br>区分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                       |
|-----|--------------------------|----|------------------|------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 723 | 出 産 入 院 料                | ※  | S                | 基                |                   | 出産に伴う手術料，薬剤料，文書料，治療代，食事代なども含む。新生児に係るものも含む。                                                                                                                                    |
| 721 | 他 の 入 院 料                | ※  | S                | 基                |                   | 723の項目に分類されない入院料。                                                                                                                                                             |
| 724 | 整 骨（接 骨）・<br>鍼 灸 院 治 療 代 | ※  | S                | 基                |                   | 整骨院(接骨院)や鍼灸院で受けた治療代及び薬代。<br>○ 鍼 あんま 指圧療法代 マッサージ代<br>× 整骨院(接骨院)や鍼灸院以外で受けた治療代→729                                                                                               |
| 729 | 他 の 保 健 医 療<br>サ ー ビ ス   | ※  | S                | 基                |                   | 720～724の項目に分類されない保険医療サービス。<br>○ 検眼料<br>○ 診断書(死亡診断書も含む。)入院証明書<br>○ 嚙啞者の発音練習代<br>○ 派出看護師料(諸費用含む。)<br>○ 健康診断料 妊産婦の定期健康診断料<br>○ 予防注射代 検便料<br>○ 人間ドック代<br>○ おむつ借賃<br>○ 医療器具の借賃・修理代 |

| 符 号       | 項 目 名              | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                  |
|-----------|--------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (730～769) | <b>7 交 通 ・ 通 信</b> |    |                   |                   |                   | 人の移動、物の運送、情報の伝達に必要な商品及びサービスへの支出。                                                                         |
| (730～739) | <b>7.1 交 通</b>     |    |                   |                   |                   | 公共輸送機関、公共輸送施設の利用料金。                                                                                      |
| 730       | 鉄 道 運 賃 ※          | S  | 選                 | ●                 | ●                 | 鉄道利用に係る各種料金。<br>○ 普通運賃<br>○ 特急料金 急行料金 寝台料金 指定料金<br>○ イオカード オレンジカード<br>○ パスネット<br>○ モノレール運賃<br>× 駅入場料→739 |
| 731       | 鉄 道 通 学 定 期 代 ※    | S  | 選                 | ●                 | ●                 | 学校教育法に定める学校及び予備校などの学校法人への通学のための鉄道定期代。回数券も含む。<br>× 各種学校(専修学校は除く。)通学定期代→732                                |
| 732       | 鉄 道 通 勤 定 期 代 ※    | S  | 選                 | ●                 | ●                 | 通学以外の定期代及び回数券。<br>○ 各種学校(専修学校は除く。)通学定期代                                                                  |
| 733       | バ ス 代 ※            | S  | 基                 | ●                 | ●                 | 路線バス利用に係る各種料金。<br>○ 高速・深夜バス代 一日乗車券                                                                       |
| 734       | バ ス 通 学 定 期 代 ※    | S  | 選                 | ●                 | ●                 | 学校教育法に定める学校及び予備校などの学校法人への通学のためのバス定期代。回数券も含む。<br>× 各種学校(専修学校は除く。)バス定期代→735                                |
| 735       | バ ス 通 勤 定 期 代 ※    | S  | 選                 | ●                 | ●                 | 通学以外の定期代及び回数券。<br>○ 各種学校(専修学校は除く。)バス定期代                                                                  |
| 736       | タ ク シ ー 代 ※        | S  | 選                 | ●                 | ●                 | ○ ハイヤー代<br>○ 相乗り代金<br>○ タクシーチケット代<br>○ 観光用タクシー代<br>× 寝台自動車代→739                                          |

| 符 号               | 項 目 名                      | 単位 | 財・サービス<br>区分 | 支出<br>弾力性<br>区分 | 経常<br>消費<br>支出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------|----------------------------|----|--------------|-----------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 737               | 航 空 運 賃                    | ※  | S            | 選               |                | 航空機利用に係る各種料金。回数券も含む。                                                                                                                                                                                                                |
| 738               | 有 料 道 路 料                  | ※  | S            | 選               | ●              | 自動車、オートバイなどで通行の際、料金を徴収する道路。<br>○ 高速道路料金(ハイウェイカード ETC)<br>○ 自動車教習の高速料金代                                                                                                                                                              |
| 739               | 他 の 交 通                    | ※  | S            | 選               |                | 730～738の項目に分類されない運賃及びサービスに関するもの。<br>○ 船賃(遊覧船・観光船は除く。) 渡船代 渡橋料<br>○ カーフェリー・フェリーボート代<br>○ 貸切・見学バス代<br>○ 寝台自動車代<br>○ ロープウェイ・ケーブルカー(登山電車)代<br>○ 駅入場料 空港施設使用料<br>× レンタカー料金→754<br>× リフト・エレベーター料金→885<br>× 遊覧飛行料金→885<br>× 遊園地以外の乗馬料金→885 |
| [740～759]<br>・75X | <b>7.2 自動車等関係費</b>         |    |              |                 |                | 自動車、オートバイなどの輸送機器の購入金額並びにその維持、使用のために必要な商品及びサービスに関するもの。                                                                                                                                                                               |
| (740・742)         | <b>7.2.1 自動車等購入</b>        |    |              |                 |                | 自動車、オートバイなどの輸送機器の購入金額。                                                                                                                                                                                                              |
| 740               | 自 動 車 購 入                  | 1台 | D            | 選               |                | 中古車も含む。                                                                                                                                                                                                                             |
| 742               | 自 動 車 以 外 の<br>輸 送 機 器 購 入 | ※  | D            | 選               |                | 中古車も含む。<br>○ 自動車以外の原動機付の乗物<br>○ オートバイ スクーター<br>○ クルーズカー                                                                                                                                                                             |
| (745)             | <b>7.2.2 自転車購入</b>         |    |              |                 |                | 大人、子供用を問わない。中古車も含む。                                                                                                                                                                                                                 |
| 745               | 自 転 車 購 入                  | ※  | D            | 基               |                | ○ マウンテンバイク<br>○ 電動アシスト<br>× 自転車の付属品→752                                                                                                                                                                                             |
| [750～759]<br>・75X | <b>7.2.3 自動車等維持</b>        |    |              |                 |                | 輸送機器の維持、使用のために必要な商品及びサービスに関するもの。                                                                                                                                                                                                    |
| 750               | ガ ソ リ ン                    | 1ℓ | ND           | 基               | ●              | 自動車、オートバイなどの輸送機器の燃料。<br>○ レギュラーガソリン ハイオクタンガソリン<br>○ ミックスガソリン(オイルミックスドガソリン)<br>○ 軽油                                                                                                                                                  |
| 751               | 自 動 車 等 部 品                | ※  | SD           | 選               |                | 自動車などの運行に必要な部品。<br>○ タイヤ プラグ バックミラー バッテリー エンジン関係の部品<br>○ ワイパー<br>○ 自動車の電球(ルームライト テールランプなど)<br>○ オートバイ、スクーター、自転車などの部品                                                                                                                |
| 752               | 自動車等関連用品                   | ※  | SD           | 選               |                | ○ チェーン ナンバープレート<br>○ カーステレオ カーナビゲーション<br>○ ボディカバー シートカバー<br>○ 毛ばたき 洗車用具 ワックス クリーナー<br>○ ブレーキ・エンジンオイル 不凍液 蒸留水                                                                                                                        |

| 符 号       | 項 目 名                  | 単位 | 財・サービス<br>区分 | 支出<br>弾力性<br>区分 | 経常<br>消費<br>支出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|------------------------|----|--------------|-----------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 753       | 自動車整備費                 | ※  | S            | 選               |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車の付属品（子供用のいす、かご、荷物用のゴムベルトなど）</li> <li>○ バイク用ヘルメット</li> <li>○ ETC車載器</li> </ul> <p>自動車の整備，修理に必要なサービスに関するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定期点検料 車検のための整備費</li> <li>○ グリスアップ チューンナップ</li> <li>○ 車の修理代</li> </ul>                                                    |
| 755       | 自動車以外の<br>輸送機器整備費      | ※  | S            | 選               |                | <p>オートバイ，自転車などの整備，修理に必要なサービスに関するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定期点検料 車検のための整備費（250cc以上の自動二輪車）</li> <li>○ パンク修理代</li> </ul>                                                                                                                                                                                |
| 75X       | 年 極 ・ 月 極<br>駐 車 場 借 料 | ※  | S            | 基               | ●              | <p>契約により継続的に支払う料金。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 月極パーキング料</li> <li>○ 年極・月極車庫料</li> <li>○ 口座払いの駐車場料</li> </ul>                                                                                                                                                                                                |
| 756       | 他の駐車場借料                | ※  | S            | 選               | ●              | <p>75Xの項目に分類されない駐車場借料。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時間極パーキング料</li> <li>○ デパート，スーパーなどの駐車場料</li> </ul>                                                                                                                                                                                                        |
| 754       | 他の自動車等<br>関連サービス       | ※  | S            | 選               |                | <p>753, 755, 756, 75Xの項目に分類されない自動車等関連サービス。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車の登録料（登録替依頼手数料）</li> <li>○ 運転免許試験手数料 免許証交付手数料（仮免許証，免許証更新料を含む。）</li> <li>○ 代行車料</li> <li>○ バッテリー充電代</li> <li>○ レンタカー料金</li> <li>○ 洗車代</li> <li>○ 自転車の預け賃</li> <li>○ J A F の会費</li> <li>× 有料道路料金→738</li> <li>× 自動車教習料→873</li> </ul> |
| 757       | 自動車保険料<br>（自賠責）        | ※  | S            | 選               | ●              | <p>自動車損害賠償責任保険の保険料。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>× オートバイ保険→759</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                     |
| 758       | 自動車保険料<br>（任意）         | ※  | S            | 選               | ●              | <p>自動車損害賠償責任保険以外の任意加入保険の保険料。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車両保険料 対人賠償保険料 対物賠償保険料 搭乗車傷害保険料</li> <li>○ ドライバー保険</li> </ul>                                                                                                                                                                                      |
| 759       | 自動車保険料以外の<br>輸送機器保険料   | ※  | S            | 選               |                | <p>757, 758の項目に分類されない輸送機器に係る保険料。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ オートバイ保険料 原動機付自転車保険料</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                |
| (760～769) | <b>7.3 通 信</b>         |    |              |                 |                | <p>物の運送，情報の伝達のために必要な商品及びサービスに関するもの。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 760       | 郵便料                    | ※  | S            | 基               | ●              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 郵便切手</li> <li>○ 現金封筒代 書留料 小包郵便料</li> <li>○ ゆうパック料金</li> <li>○ エアメール（外国行簡易書簡も含む。）</li> <li>○ 電子郵便（レタックス）</li> </ul>                                                                                                                                                                 |

| 符 号       | 項 目 名         | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------|---------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 762       | 固 定 電 話 通 信 料 | ※  | S                 | 基                 | ●                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 官製はがき 往復はがき</li> <li>○ お年玉付年賀はがき</li> <li>× 私製はがき→826</li> <li>× 為替手数料→959</li> <li>× 郵便振込手数料→959</li> <li>○ 電話・電報料</li> <li>○ I S D N（高速通信）通信料</li> <li>○ 電話，ファクシミリの借賃</li> <li>○ テレホンカード スーパーワールドカード</li> </ul>                                                                                                                                                   |
| 763       | 移 動 電 話 通 信 料 | ※  | S                 | 選                 | ●                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 携帯電話通信料</li> <li>○ P H S 通信料</li> <li>○ 自動車電話通信料</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 769       | 運 送 料         | ※  | S                 | 基                 | ●                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引越人夫賃</li> <li>○ 愛がん動物運送料</li> <li>○ 宅配便</li> <li>○ 灯油などの配達料</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 766       | 移 動 電 話       | ※  | D                 | 選                 |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>部品，付属品及び修理代も含む。</li> <li>○ 携帯電話</li> <li>○ P H S</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 764       | 他 の 通 信 機 器   | ※  | D                 | 選                 |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>766の項目に分類されない通信機器。</li> <li>部品，付属品及び修理代も含む。</li> <li>○ 電話機 コードレスホン</li> <li>○ ファクシミリ</li> <li>○ 無線装置 無線機</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (770～792) | 8 教 育         |    |                   |                   |                   | 原則として，学校教育法に定める学校で受ける教育及びその学校の主要科目の補習に必要な商品及びサービスへの支出。各種学校の費用は除く。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (770～779) | 8.1 授 業 料 等   |    |                   |                   |                   | <p>原則として，学校教育法に定める学校で受ける教育に必要なサービスに関するもの。3歳以上の幼児に関する保育所費用，通信教育の費用，学校で行う臨海・林間学校の費用も含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 授業料</li> <li>○ 入学金 受験料 学校寄付 学校積立</li> <li>○ 学級費 P T A 会費</li> <li>○ テスト代 プリント代</li> <li>○ 卒業(卒園)アルバム代</li> <li>○ 修学旅行費 修学旅行積立金</li> <li>× 予備校費用→792</li> <li>× 家庭教師への月謝(謝礼金を含む。)→790～792</li> <li>× パザー現金寄付→953</li> <li>× 保育所費用(3歳未満)→954</li> <li>× 学校債券→089</li> </ul> |
| 770       | 国 公 立 小 学 校   | ※  | S                 | 選                 | ●                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 771       | 私 立 小 学 校     | ※  | S                 | 選                 |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 772       | 国 公 立 中 学 校   | ※  | S                 | 選                 | ●                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

| 符 号       | 項 目 名                  | 単位 | 財・サービス<br>区分 | 支出<br>弾力性<br>区分 | 経常<br>消費<br>支出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                       |
|-----------|------------------------|----|--------------|-----------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 773       | 私 立 中 学 校              | ※  | S            | 選               |                |                                                                                                                                                               |
| 774       | 国 公 立 高 校              | ※  | S            | 選               | ●              |                                                                                                                                                               |
| 775       | 私 立 高 校                | ※  | S            | 選               |                |                                                                                                                                                               |
| 776       | 国 公 立 大 学              | ※  | S            | 選               |                | 短期大学，高等専門学校，大学院も含む。<br>○ 大学入試センター試験受験料<br>○ 放送大学                                                                                                              |
| 777       | 私 立 大 学                | ※  | S            | 選               |                | 短期大学，高等専門学校，大学院も含む。<br>○ 通信大学                                                                                                                                 |
| 778       | 幼 稚 園                  | ※  | S            | 基               | ●              | 公立，私立を問わない。<br>○ 3歳以上の保育料（保育園，保育所）<br>× 幼稚園の本代→854<br>× 二重保育料→954                                                                                             |
| 779       | 専 修 学 校                | ※  | S            | 選               |                | 国公立，私立を問わない。<br>○ 高等専修学校（電気技術高等専修学校 看護師高等専修学校）<br>○ 専門学校（ビジネス専門学校 美容専門学校 調理師専門学校 鍼灸専門学校）                                                                      |
| (780・781) | <b>8.2 教科書・学習参考教材</b>  |    |              |                 |                | 原則として、学校教育法に定める学校及び国内の予備校へ通学する者を対象とした教科書及び学習参考教材。                                                                                                             |
| 780       | 教 科 書                  | ※  | ND           | 選               |                | ○ 大学のゼミの教科書<br>○ 小学校，中学校，高校，大学の教程内容をもつ通信教育のテキスト<br>○ 大学生が教科書として使用する書籍類                                                                                        |
| 781       | 学 習 参 考 教 材            | ※  | ND           | 選               |                | 3歳以上の幼児の学習参考教材も含む。<br>○ 予備校の教科書<br>○ 副読本<br>○ 問題集（ドリル，ワークブックなど）                                                                                               |
| (790～792) | <b>8.3 補 習 教 育</b>     |    |              |                 |                | 学校教育法に定める学校の主要科目の補習に必要なサービスに関するもの。ピアノ教室，英会話学校などの教養的，実用的なものは除く。3歳以上の幼児の補習教育（英語は除く。）も含む。                                                                        |
| 790       | 幼 児 ・ 小 学 校<br>補 習 教 育 | ※  | S            | 選               | ●              | 幼児・小学校の補習教育に限る。<br>○ 学習塾月謝<br>○ 家庭教師への月謝（謝礼金を含む。）<br>○ 補習のための通信添削の費用（教材を含む。）<br>× 3歳未満の通信添削教材→851<br>× 3歳未満の教育的月謝→870<br>× 珠算，習字などの月謝→870<br>× 英会話などの語学月謝→875 |
| 791       | 中 学 校 補 習 教 育          | ※  | S            | 選               | ●              | 中学校の補習教育に限る。<br>○ 学習塾月謝<br>○ 家庭教師への月謝（謝礼金を含む。）<br>○ 英語・数学塾月謝<br>○ 補習のための通信添削の費用（教材を含む。）<br>× 英会話などの語学月謝→875                                                   |



| 符 号                               | 項 目 名                 | 単位 | 財・サービス区分 | 支出弾力性区分 | 経常消費支出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------|-----------------------|----|----------|---------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 792                               | 高校補習教育・予備校            | ※  | S        | 選       | ●      | 高校の補習教育・予備校に限る。<br>○ 学習塾月謝<br>○ 家庭教師への月謝（謝礼金を含む。）<br>× 英会話などの語学月謝→875                                                                                           |
| (801～889)<br>・88A・88B<br>・88X・88Y | 9 教 養 娯 楽             |    |          |         |        | 教養、娯楽、趣味などのために必要な商品及びサービスへの支出。                                                                                                                                  |
| (801～813)                         | 9.1 教養娯楽用耐久財          |    |          |         |        | 教養、娯楽、趣味などのために用いる耐久財。                                                                                                                                           |
| 801                               | テ レ ビ                 | 1台 | D        | 基       |        | ○ 液晶テレビ ハイビジョンテレビ テレビデオ<br>× 部品→809                                                                                                                             |
| 802                               | ス テ レ オ セ ッ ト         | 1台 | D        | 選       |        | ○ ミニコンボ DVDコンボ<br>○ ホームシアターセット<br>× 部品→809                                                                                                                      |
| 803                               | 携 帯 型 音 楽 ・ 映 像 用 機 器 | 1台 | D        | 選       |        | ハンディサイズの各種オーディオ機器。映像機器を含む。<br>○ ポータブルMD（再生専用・録再・NET MD）<br>○ ヘッドホンステレオ<br>○ ポータブルMP3 ポータブルCD<br>○ ポータブルDVDプレーヤー<br>× 部品→809                                     |
| 813                               | ビ デ オ デ ッ キ           | 1台 | D        | 選       |        | テレビに接続して映像の録画・再生に使用するもの（携帯型は除く。）。<br>オーディオ系機器との一体型及びスピーカー付などのセットは除く。<br>○ DVDレコーダー・プレーヤー<br>○ ビデオテープレコーダー・プレーヤー                                                 |
| 810                               | パ ー ソ ナ ル コ ン ピ ュ ー タ | ※  | D        | 選       |        | ソフト、周辺機器、部品も含む。<br>○ 本体（デスクトップ型パソコン ノート型パソコン モバイルパソコン）<br>○ 周辺機器（プリンタ ディスプレイ キーボード モデム 増設メモリ 各種接続ケーブル）<br>○ パソコン用ソフト<br>× ゲーム用ソフト→836<br>× フロッピー CD-R DVD-R→846 |
| 804                               | カ メ ラ                 | ※  | D        | 選       |        | 部品も含む。<br>○ ポラロイドカメラ APSカメラ<br>○ デジタルカメラ<br>○ 望遠レンズ 広角レンズ ズームレンズ<br>× 使い捨てカメラ→838                                                                               |
| 811                               | ビ デ オ カ メ ラ           | 1台 | D        | 選       |        | ○ デジタルビデオカメラ<br>○ アナログビデオカメラ（8ミリビデオカメラなど）                                                                                                                       |
| 806                               | 楽 器                   | ※  | D        | 選       |        | 部品も含む。<br>○ ピアノ<br>○ 電子楽器<br>○ オルガン<br>○ 琴 三味線 尺八<br>○ ハーモニカ<br>○ バイオリン マンドリン フルート                                                                              |

| 符 号                | 項 目 名                    | 単位 | 財・サービス<br>区分 | 支出<br>弾力性<br>区分 | 経常<br>消費<br>支出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------|--------------------------|----|--------------|-----------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 807                | 書 斎 ・ 学 習 用<br>机 ・ い す   | ※  | D            | 選               |                | 事務用机，単品及び部品も含む。<br>○ 座机 和机 学習机 ライティングビューロー                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 809                | 他 の 教 養 娯 楽 用<br>耐 久 財   | ※  | D            | 選               |                | 801～807,810,811,813の項目に分類されない教養娯楽用耐久財。<br>○ ラジオ<br>○ 三輪車 ゴーカート<br>○ スライド映写機 スクリーン 引伸器<br>○ コピー機<br>○ 天体望遠鏡 双眼鏡 顕微鏡<br>○ レコードプレーヤー<br>○ カラオケ式<br>○ テレビアンテナ B S アンテナ<br>○ 電卓 電子システム手帳 電子辞書<br>○ 本箱 本棚 C D ラック<br>○ テレビキャビネット テレビ台<br>○ 製図用机 パソコン用机<br>○ 教養娯楽用耐久財の部品（カメラ，楽器，書斎・学習用机・いす，パソコンは除く。） |
| 812                | 教 養 娯 楽 用 耐 久 財<br>修 理 代 | ※  | S            | 選               |                | 801～811, 813の項目に分類されるものの修理代。手間代及び出張費も含む。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| [821～849]<br>・ 84X | 9.2 教 養 娯 楽 用 品          |    |              |                 |                | 教養，娯楽，趣味などのために用いる半耐久財及び非耐久財。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (821～829)          | 文 房 具                    |    |              |                 |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 821                | 筆 記 ・ 絵 画 用 具            | ※  | ND           | 選               | ●              | ○ サインペン マジックペン<br>○ ボールペン フェルトペン<br>○ 筆ペン 毛筆<br>○ シャープペンシル<br>○ 色鉛筆<br>○ 水彩絵の具 油絵の具 ポスターカラー<br>○ パステル クレパス<br>× 絵の具セット一式→828                                                                                                                                                                  |
| 825                | ノ ー ト ブ ッ ク              | 1冊 | ND           | 選               | ●              | 主に学習用に用いるもの。<br>○ ルーズリーフノート バインダーノート                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 826                | 他 の 紙 製 品                | ※  | ND           | 基               | ●              | ○ 半紙 わら半紙 画用紙 方眼紙 セロファン紙<br>○ 原稿用紙 レターペーパー 私製はがき 封筒<br>○ ルーズリーフ替用紙<br>○ 折紙 千代紙<br>○ のし紙 のし袋 ポチ袋 水引<br>○ アルバム<br>○ 手帳 日記帳                                                                                                                                                                      |
| 827                | 他 の 学 習 用 消 耗 品          | ※  | ND           | 基               | ●              | ○ 白ぼく 墨（墨汁） インク 替芯 スペアインク<br>○ ホッチキスの針 消ゴム ひご 版木<br>○ 教材用のねん土<br>○ 工作用のり 接着用テープ<br>○ 紙カンバス<br>× 住宅用両面テープ→419<br>× 布カンバス→828                                                                                                                                                                   |

| 符 号       | 項 目 名       | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|-------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 828       | 他の学習用文房具    | ※  | SD                | 選                 | ●                 | 半耐久性の文房具。<br>○ 鉛筆削 インクスタンド すずり 下敷 筆箱<br>○ 製図用具（定規、分度器、コンパス、カラスグチなど）<br>○ 地球儀 そろばん 本立<br>○ 昆虫セット 解剖器具<br>○ ホッチキス 彫刻刀<br>○ 絵の具セット 布カンパス<br>× 電卓→809                                                                                        |
| 829       | 他 の 文 房 具   | ※  | ND                | 選                 |                   | 821～828の項目に分類されない非耐久性の文房具。<br>部品も含む。<br>○ 印かん ゴム印 朱肉<br>○ スタンプ スタンプ台<br>○ ファイル バインダー 机上マット                                                                                                                                               |
| (832～834) | 運 動 用 具 類   |    |                   |                   |                   |                                                                                                                                                                                                                                          |
| 832       | ゴ ル フ 用 具   | ※  | SD                | 選                 |                   | ○ ゴルフクラブ<br>○ ゴルフバック<br>× ゴルフ手袋 シューズ→834                                                                                                                                                                                                 |
| 833       | 他 の 運 動 用 具 | ※  | SD                | 選                 |                   | 832の項目に分類されない運動用具類。<br>アウトドア用品も含む。<br>○ ボール<br>○ スキー板 ストック<br>○ スケート靴<br>○ 剣道面 胴 竹刀 フェンシング面<br>○ ローラースケート スケートボード 一輪車<br>○ アウトドア用具（テント ビッケル はんごう 磁石盤）<br>○ ビニールボード 水上スキー サーフボード<br>○ 釣竿 釣針 釣糸 びく<br>○ 万歩計 ストップウォッチ<br>○ 美容用具（ぶらさがり健康器など） |
| 834       | ス ポ ー ツ 用 品 | ※  | SD                | 選                 | ●                 | スポーツ専用の衣類、履物及び身の回り用品。<br>○ 海水着 ブルマー レオタード スポーツ用ユニホーム<br>○ スポーツ用ブレザーコート スポーツ用セーター<br>○ ウインドブレーカー グランドコート<br>○ スパイクシューズ サッカーシューズ 登山靴 スキー靴<br>ゴルフシューズ 釣用長靴<br>○ スポーツ用手袋<br>○ スキー帽 登山帽 野球帽 紅白帽 はちまき                                          |
| 836       | テ レ ビ ゲ ー ム | ※  | SD                | 選                 |                   | ソフト、部品及び付属品も含む。                                                                                                                                                                                                                          |
| 837       | 他 の が ん 具   | ※  | ND                | 基                 |                   | 836の項目に分類されないがん具。<br>○ ミルク呑人形 着せかえ人形<br>○ プラモデル<br>○ ぬり絵 花火 ふうせん<br>○ 電気機関車などの電気製がん具<br>○ すべり台 ブランコ<br>○ 教育がん具（積木、プレイブロックなどの造型がん具）<br>○ 卓上ピアノ<br>× 鑑賞用人形→492                                                                             |

| 符 号 | 項 目 名                        | 単位 | 財・サービス区分 | 支出弾力性区分 | 経常消費支出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                              |
|-----|------------------------------|----|----------|---------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 838 | フ ィ ル ム                      | ※  | ND       | 基       | ●      | ○ 使い捨てカメラ                                                                                                                                                            |
| 846 | 音 楽 ・ 映 像 用<br>未 使 用 メ デ ィ ア | ※  | SD       | 基       | ●      | 録音，録画されていない各種記録媒体。<br>○ カセットテープ ビデオテープ MDディスク<br>○ フロッピーディスク MOディスク CD-R CD-RW<br>○ メモリーカード                                                                          |
| 845 | 音 楽 ・ 映 像<br>収 録 済 メ デ ィ ア   | ※  | SD       | 選       |        | 録音，録画されている各種記録媒体。<br>○ CD DVDソフト ビデオレーザーディスク<br>○ 収録済みビデオテープ 収録済みカセットテープ<br>○ 文字情報が収録されたCD・FD・MD・DVD                                                                 |
| 840 | 切 り 花                        | ※  | ND       | 基       | ●      | 花とかごなどが一体となっているものも含む。<br>○ 榊 仏花 生花<br>× 造花（ドライ アートフラワーなど）→492                                                                                                        |
| 848 | ペ ッ ト フ ード                   | ※  | ND       | 選       | ●      | ○ 愛がん動物の餌代                                                                                                                                                           |
| 84X | 動 物 病 院 代                    | ※  | S        | 選       | ●      | 往診代・病院で処方される薬代も含む。<br>○ 診察代 手術代 処置料 入院料 病院での預かり代                                                                                                                     |
| 841 | 他の愛がん動物・<br>同 用 品            | ※  | ND       | 選       | ●      | 848，84Xの項目に分類されない愛がん動物，それらに関する用具及びサービス。<br>○ 熱帯魚などの水槽 蛍光灯 水草 サーモスタットヒーター<br>○ ひよこ ハムスター すずむし かぶと虫<br>○ 犬小屋（材料を含む。） 鳥かご<br>○ 愛がん動物の衣類，化粧品<br>○ 愛がん動物の美容院代，預り代，登録料，埋葬料 |
| 847 | 園 芸 品 ・ 同 用 品                | ※  | ND       | 基       | ●      | 家庭菜園に係る用品も含む。<br>○ かま くわ シャベル<br>○ せん定用はさみ 移植ごて<br>○ じょうろ 植木鉢<br>○ 草花の種 球根<br>○ 鉢植の植木 草花 苗木 盆栽<br>○ 園芸用肥料（腐葉土 鹿沼土 油粕など）<br>○ 園芸・菜園用殺虫剤・消毒剤・除草剤<br>○ 家庭菜園の借地料         |
| 843 | 手 芸 ・ 工 芸 材 料                | ※  | SD       | 基       |        | 専ら手芸及び工芸に使用する材料。<br>○ 刺しゅう糸 レース糸<br>○ 陶芸用ねん土<br>○ 手芸用・型染用染料                                                                                                          |
| 849 | 電 池                          | ※  | ND       | 基       | ●      | 用途，形態は問わない。                                                                                                                                                          |
| 842 | 他の教養娯楽用品                     | ※  | SD       | 基       |        | 821～841，843，845～849の項目に分類されない教養娯楽用品。<br>○ カメラ付属品（ケース フィルター ファインダー 露出計）<br>○ 舞台用衣装（バレエ，日本舞踊など）<br>○ 点茶道具 生花用はさみ<br>○ 収集切手 収集コイン 記念メダル<br>○ 国旗 旗ざお                     |
| 844 | 教 養 娯 楽 用 品 代<br>修 理 代       | ※  | S        | 選       |        | 821～843，845～849の項目に分類されるものの修理代及びサービスに関するもの。<br>○ 文房具修理代                                                                                                              |

| 符 号                                | 項 目 名                    | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                            |
|------------------------------------|--------------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (850～859)                          | <b>9.3 書籍・他の印刷物</b>      |    |                   |                   |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運動用具などの修理代</li> <li>○ がん具修理代</li> <li>○ スポーツ用衣服などの修理代、洗濯代</li> </ul> <p>書籍及び書籍以外の印刷物。</p>                                 |
| 850                                | 新 聞                      | ※  | ND                | 基                 | ●                 | <p>日刊新聞に限る。一部買も含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 英字新聞 スポーツ新聞</li> <li>× 工業新聞 学生新聞 宗教新聞 点字新聞→859</li> </ul>                                          |
| 851                                | 雑 誌 ・ 週 刊 誌              | ※  | ND                | 基                 | ●                 | <p>週刊誌,月刊誌,季刊誌などの定期刊行物。別冊,古本も含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門誌</li> <li>○ NHKテキスト</li> <li>○ 時刻表 住宅情報誌 テレビ情報誌</li> <li>○ 3歳未満の通信添削教材</li> </ul> |
| 854                                | 書 籍                      | ※  | SD                | 選                 | ●                 | <p>851の項目に分類されない書籍。古本も含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種辞典類</li> <li>○ 単行本 文庫本 全集 絵本</li> <li>○ 年鑑 画集 図鑑 写真集</li> <li>○ まんが本 幼稚園の本代</li> </ul>    |
| 859                                | 他 の 印 刷 物                | ※  | ND                | 基                 |                   | <p>850～854の項目に分類されない「他の印刷物」。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ プログラム カレンダー</li> <li>○ 学生新聞 宗教新聞 点字新聞</li> </ul>                                         |
| [860～889]<br>・88A・88B<br>・88X・88Y] | <b>9.4 教養娯楽サービス</b>      |    |                   |                   |                   | <p>教養, 娯楽, 趣味などのためのサービスに関するもの。</p>                                                                                                                                 |
| (860)                              | <b>9.4.1 宿 泊 料</b>       |    |                   |                   |                   | <p>宿泊料(予約料を含む。)と明記してあるものに限る。</p>                                                                                                                                   |
| 860                                | 宿 泊 料                    | ※  | S                 | 選                 |                   | <p>宿泊料に伴う奉仕料, 特別地方消費税も含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 山小屋宿泊料 バンガロー宿泊料 別荘の借料</li> </ul>                                                            |
| (861・862)                          | <b>9.4.2 パ ッ ク 旅 行 費</b> |    |                   |                   |                   | <p>交通費, 宿泊費など一括記入のもの。</p>                                                                                                                                          |
| 861                                | 国内パック旅行費                 | ※  | S                 | 基                 | ●                 |                                                                                                                                                                    |
| 862                                | 外国パック旅行費                 | ※  | S                 | 選                 |                   |                                                                                                                                                                    |
| (870～879)                          | <b>9.4.3 月 謝 類</b>       |    |                   |                   |                   | <p>学校教育法に定める学校の月謝及びその学校の主要科目の補習の月謝以外の月謝類。通信教育も含む。1回限りの講習料も含む。</p>                                                                                                  |
| 875                                | 語 学 月 謝                  | ※  | S                 | 選                 |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 英会話</li> <li>○ 小学生以下の英語教室</li> </ul>                                                                                      |
| 870                                | 他 の 教 育 的 月 謝            | ※  | S                 | 選                 |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 習字, 簿記, 珠算などの月謝</li> <li>○ パソコン, ワープロ教室の月謝</li> <li>○ 3歳未満の教育的月謝</li> </ul>                                               |
| 876                                | 音 楽 月 謝                  | ※  | S                 | 選                 | ●                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ピアノ, ギター, エレクトーンなどの月謝</li> </ul>                                                                                          |
| 871                                | 他 の 教 養 的 月 謝            | ※  | S                 | 選                 | ●                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 茶道, 華道などの月謝</li> <li>○ 着物着付教室の月謝</li> <li>○ 日舞, バレエ, 社交ダンスなどの月謝</li> <li>○ 絵画, 彫金, 皮細工, 刺しゅうなどの月謝</li> </ul>              |

| 符 号                                         | 項 目 名                            | 単位 | 財・サービス区分 | 支出弾力性区分 | 経常消費支出 | 内 容 例 示                                                                                                                                |
|---------------------------------------------|----------------------------------|----|----------|---------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 872                                         | ス ポ ー ツ 月 謝                      | ※  | S        | 選       | ●      | ○ 水泳, スキーなどの月謝<br>○ エアロビクス, ジャズダンスの月謝                                                                                                  |
| 873                                         | 自 動 車 教 習 料                      | ※  | S        | 選       |        | 自動車学校, 自動車教習所の入学金, 入所料。合宿料共のものも含む。                                                                                                     |
| 874                                         | 家 事 月 謝                          | ※  | S        | 選       |        | ○ 和裁, 洋裁, 編物, 料理などの月謝                                                                                                                  |
| 879                                         | 他 の 月 謝 類                        | ※  | S        | 選       |        | 870～876の項目に分類されない月謝類。<br>○ 講演会入場料 聴講料 大学の公開講座受講料<br>× パソコン, ワープロ教室の月謝→870                                                              |
| [ 880～889 ]<br>[ ・88A・88B ]<br>[ ・88X・88Y ] | <b>9.4.4 他 の 教 養 娛 楽 サ ー ビ ス</b> |    |          |         |        | 宿泊料, パック旅行費及び月謝類以外の教養娯楽サービスに関するもの。                                                                                                     |
| [ 880・88A ]<br>[ ・88B ]                     | 放 送 受 信 料                        |    |          |         |        |                                                                                                                                        |
| 88A                                         | N H K 放 送 受 信 料                  | ※  | S        | 基       | ●      | 衛星放送も含む。<br>○ 普通受信料<br>○ カラーテレビ受信料<br>○ B S 放送受信料<br>× B S アンテナ取付代→812<br>× 共同アンテナ維持費→973                                              |
| 88B                                         | ケ ー ブ ル テ レ ビ 受 信 料              | ※  | S        | 選       | ●      | 加入料も含む。<br>○ C T K (有線テレビ) 受信料<br>× C A T V 設備工事費→427<br>× C A T V 機器の接続取付代→812                                                        |
| 880                                         | 他 の 受 信 料                        | ※  | S        | 選       | ●      | 88A, 88Bの項目に分類されない受信料。加入料も含む。<br>○ N H K 以外の B S 視聴料<br>○ C S 視聴料<br>○ 有線放送受信料                                                         |
| (881～886)                                   | 入 場 ・ 観 覧 ・ ゲ ー ム 代              |    |          |         |        | 入場料, 観覧料などで食事代込みのものも含む。                                                                                                                |
| 882                                         | 映 画 ・ 演 劇 等 入 場 料                | ※  | S        | 選       | ●      | 映画, 演劇, コンサート, 落語などの入場料。<br>○ デイナーショー<br>○ 歌舞伎                                                                                         |
| 883                                         | ス ポ ー ツ 観 覧 料                    | ※  | S        | 選       |        | ○ 野球, サッカーなどの観覧料<br>○ サーキットレース観覧料<br>○ ゴルフ観覧料<br>○ すもう観覧料                                                                              |
| 881                                         | ス ポ ー ツ 施 設 使 用 料                | ※  | S        | 選       | ●      | ○ クレー射撃場, プール, スケート場の入場料<br>○ ボーリング代<br>○ ゴルフ練習料金 プレイ代<br>○ アスレチック入場料<br>○ テニスコート, 野球場, 体育館などのプレイ代<br>○ スポーツクラブの入会金, 会費<br>× ビリヤード→885 |

| 符 号       | 項 目 名                 | 単位 | 財・サービス区分 | 支出弾力性区分 | 経常費支出 | 内 容 例 示                                                                                                                                   |
|-----------|-----------------------|----|----------|---------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 884       | 文化施設入場料               | ※  | S        | 選       | ●     | 原則として美術館、博物館、動物園、社寺などの文化施設の入場料、拝観料。<br>○ サファリパーク、水族館、植物園などの入場料<br>○ 昆虫展、恐竜展などの入場料                                                         |
| 886       | 遊園地入場・乗物代             | ※  | S        | 選       |       | 乗物代は遊園地内のものに限る。<br>○ テーマパーク入場料<br>○ アトラクション料金                                                                                             |
| 885       | 他の入場・ゲーム代             | ※  | S        | 基       |       | 881～884、886の項目に分類されない入場・ゲーム代。<br>○ リフト・エレベーター料金<br>○ 納涼船・遊覧飛行料金 観光地の乗馬料金<br>○ パチンコ、マージャン、ビリヤードなどの料金<br>○ ジュークボックス、カラオケなどの料金               |
| 888       | 諸 会 費                 | ※  | S        | 基       | ●     | 教養娯楽的要素のあるクラブ費、会費。<br>○ 子供会・老人会などの会費<br>× 親睦会費→971                                                                                        |
| 887       | 現像焼付代                 | ※  | S        | 基       | ●     | ○ 現像代 引伸代 焼増代<br>○ 写真撮影料                                                                                                                  |
| 88X       | 教養娯楽賃借料               | ※  | S        | 選       | ●     | 801～811,813,821～843,845～859,880,88A,88B,88Yの項目に分類されるものの賃借料。<br>○ テレビ、CD、MD、DVD、ビデオテープの借賃<br>○ 貸本代<br>○ スキー用具一式、スケート靴の借賃<br>○ ボーリング靴の借賃    |
| 88Y       | インターネット接続料            | ※  | S        | 選       | ●     | インターネット接続の利用料。プロバイダ料金(加入料及びプロバイダの契約が通信料込みも含む。)<br>○加入料、使用料、月会費、接続料                                                                        |
| 889       | 他の教養娯楽サービスのその他        | ※  | S        | 選       |       | 880～888、88A、88B、88X、88Yの項目に分類されない「他の教養娯楽サービス」。<br>○ 華道、茶道、栄養士、理容師などの各種免許料（運転免許料は除く。）<br>○ 技能テスト<br>○ 宝くじ 競輪、競馬の券<br>○ コピー代<br>○ 貸スタジオの賃借料 |
| (890～981) | <b>10その他の消費支出</b>     |    |          |         |       | 消費支出のうち、大費目の食料から教養娯楽に分類されない商品及びサービスへの支出。                                                                                                  |
| (890～959) | <b>10.1 諸 雑 費</b>     |    |          |         |       | 交際費や仕送り金などの他の世帯への移転的支出以外の支出。                                                                                                              |
| (890～899) | <b>10.1.1 理美容サービス</b> |    |          |         |       | 入浴、理容、美容に対するサービスに関するもの。                                                                                                                   |
| 890       | 温泉・銭湯入浴料              | ※  | S        | 基       | ●     | 入浴施設に係る料金。入館料に入浴料以外（マッサージ・エステ・個室休憩所・館内着・食事など）の料金が含まれているものは除く。<br>○ 銭湯代 風呂回数券 温泉入浴料 日帰り温泉入館料<br>○ スーパー銭湯入浴料                                |
| 891       | 理 髪 料                 | 1回 | S        | 基       | ●     | 指名料共のものも含む。<br>○ 部分刈り代 顔そり代<br>× 理容院のパーマ代→892                                                                                             |

| 符 号       | 項 目 名                    | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾力性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                            |
|-----------|--------------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 892       | パーマネント代                  | 1回 | S                 | 基                 | ●                 | シャンプー、カット、トリートメント、セット代共のもの及び<br>指名料共のものも含む。<br>○ パーマネントの部分かけ                                                                                       |
| 894       | カ ッ ト 代                  | 1回 | S                 | 基                 | ●                 | シャンプー、トリートメント、セット代共のものも含む。<br>○ 部分カット                                                                                                              |
| 899       | 他 の 理 美 容 代              | ※  | S                 | 基                 |                   | 890～894の項目に分類されない理美容衛生に関するもの。<br>○ 美顔術料 エステティック<br>○ 衣装着付及び化粧代<br>○ セット代 毛染代（ヘア・マニキュア ヘア・カラー）<br>なでつけ代 美容院の洗髪代<br>○ 大規模な温泉施設の入場料 タオルレンタル料<br>個室使用料 |
| (900～914) | <b>10.1.2 理 美 容 用 品</b>  |    |                   |                   |                   | 衛生、理容、美容に対する商品に関するもの。                                                                                                                              |
| 900       | 理美容用電気器具                 | ※  | D                 | 選                 |                   | 電池式電動器具も含む。<br>○ ヘアドライヤー ホットカーラー 電気かみそり<br>○ 電動歯ブラシ（替歯ブラシを含む。）                                                                                     |
| 901       | 歯 ブ ラ シ                  | ※  | ND                | 選                 | ●                 | 携帯用、子供用も含む。<br>○ デンタルフロス                                                                                                                           |
| 903       | 他 の 理 美 容 用 品            | ※  | SD                | 選                 |                   | 900, 901の項目に分類されない理美容用品。<br>○ くし ヘアブラシ ヘアピン<br>○ かつら ヘアピース<br>○ 石けん箱 洗面ケース<br>○ 爪切 耳かき 毛抜き<br>○ 理髪用はさみ（そぎばさみなど）<br>○ かみそり                          |
| 904       | 浴用・洗顔石けん                 | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 形状を問わない。携帯用・詰替用も含む。<br>○ 薬用石けん ベビー石けん<br>○ ハンドソープ<br>○ ボディーシャンプー<br>○ 洗顔クリーム                                                                       |
| 905       | シ ャ ン プ ー                | ※  | ND                | 選                 | ●                 | 粉、液体、クリーム状の洗髪用シャンプー。<br>○ リンスインシャンプー                                                                                                               |
| 908       | ヘ ア リ ン ス ・<br>ヘアトリートメント | ※  | ND                | 選                 | ●                 |                                                                                                                                                    |
| 906       | 歯 磨 き                    | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 粉、ねり、液体も含む。<br>○ 薬用歯磨き 子供歯磨き                                                                                                                       |
| 907       | 整 髪 ・ 養 毛 剤              | ※  | ND                | 選                 | ●                 | ○ ポマード チック ヘアクリーム ヘアリキッド<br>ヘアローション ヘアスプレー                                                                                                         |
| 909       | 化 粧 ク リ ー ム              | ※  | ND                | 基                 | ●                 | 男性用、ベビー用クリームも含む。<br>○ ハンドクリーム<br>○ コールドクリーム<br>○ マッサージクリーム クレンジングクリーム<br>× シェービングクリーム→913<br>× 洗顔クリーム→904                                          |



| 符 号       | 項 目 名                     | 単位 | 財・<br>サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾 力 性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                                   |
|-----------|---------------------------|----|-------------------|---------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 910       | 化 粧 水                     | ※  | ND                | 基                   | ●                 | 男性用、ベビー用化粧水も含む。<br>○ アストリンゼントローション<br>○ アフターシェーブローション                                                                                     |
| 914       | 乳 液                       | ※  | ND                | 基                   |                   |                                                                                                                                           |
| 911       | ファンデーション                  | ※  | ND                | 選                   |                   | 粉、固形、ねり、水白粉も含む。                                                                                                                           |
| 912       | 口 紅                       | ※  | ND                | 選                   |                   | リップクリーム、液体（リップスモース）も含む。                                                                                                                   |
| 913       | 他 の 化 粧 品                 | ※  | ND                | 選                   |                   | 904～912、914の項目に分類されない化粧品。<br>○ 香水 オーデコロン<br>○ マニキュア液<br>○ アイシャドー まゆずみ ほお紅 マスカラ<br>○ シェービングクリーム 洗顔クリーム<br>○ 白髪染 おしゃれ染                      |
| (920～935) | <b>10.1.3 身 の 回 り 用 品</b> |    |                   |                     |                   | 傘、かばん類、装身具などの身の回り用品及びそれらに対するサービスに関するもの。                                                                                                   |
| 920       | 傘                         | 1本 | SD                | 選                   |                   | ○ 日傘<br>× 傘カバー→932                                                                                                                        |
| (924～927) | か ば ん 類                   |    |                   |                     |                   | 素材を問わない。                                                                                                                                  |
| 924       | ハ ン ド バ ッ グ               | 1個 | SD                | 選                   |                   | 大人、子供用及び性別を問わない。<br>○ セカンドバッグ ショルダーバッグ ポシェット<br>○ 和服用バッグ                                                                                  |
| 925       | 通 学 用 か ば ん               | 1個 | SD                | 選                   |                   | ○ ランドセル 肩かけかばん                                                                                                                            |
| 926       | 旅 行 用 か ば ん               | 1個 | SD                | 選                   |                   | 旅行用のかばんに限る。<br>○ オープンケース スーツケース ポストンバッグ<br>トランク                                                                                           |
| 927       | 他 の バ ッ グ                 | ※  | SD                | 選                   |                   | 924～926の項目に分類されないかばん類。紙製品は除く。<br>○ アタッシュケース<br>○ ぞうり袋 手さげ袋<br>○ 和、洋衣装ケース<br>○ ポケットダブルバッグ バスケット<br>○ スクールバッグ レッスンバッグ                       |
| 928       | 装 身 具                     | ※  | SD                | 選                   | ●                 | 貴金属類などの装飾を目的として身に付けるもの。<br>○ 指輪 カフスボタン ブローチ イヤリング ネックレス<br>プレスレット<br>○ 装身具用造花 リボン類 かんざし ヘアバンド<br>○ 帯留 はこせこ<br>○ 宝石 貴金属類<br>× 金の延べ棒、金貨→089 |
| 930       | 腕 時 計                     | ※  | D                 | 選                   |                   | ○ 懐中時計 ペンダント時計 指輪時計                                                                                                                       |
| 932       | 他の身の回り用品                  | ※  | SD                | 選                   |                   | 928、930の項目に分類されない身の回り用品及び服飾品。<br>○ 喫煙具（ライター パイプ 灰皿 フィルター）<br>○ 禁煙具<br>○ ハンカチーフ 扇子 コンパクト<br>○ 定期入 名刺入 財布 根づけ<br>○ サンガラス                    |

| 符 号       | 項 目 名                       | 単位 | 財・サービス<br>区分 | 支出<br>弾力性<br>区分 | 経常<br>消費<br>支出 | 内 容 例 示                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------|-----------------------------|----|--------------|-----------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 935       | 身 の 回 り 用 品<br>関 連 サ ー ビ ス  | ※  | S            | 選               |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ かばんのカバー 傘カバー</li> <li>○ 杖 ステッキ</li> <li>○ 時計のバンド、くさり</li> <li>× 子守バンド ベビーキャリア→529</li> </ul> <p>身の回り用品の修理代（加工賃も含む。）、賃借料、洗濯代などのサービスに関するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 腕時計の修理代</li> <li>○ 傘の修理代、加工代</li> <li>○ バッグ類の修理代、加工代、賃借料</li> <li>○ 指輪、ネックレスなどの修理代・加工代・賃借料</li> <li>○ かつらの賃借</li> </ul> |
| (940)     | <b>10.1.4 た ば こ</b>         |    |              |                 |                | 国産、外国産を問わない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 940       | た ば こ                       | ※  | ND           | 基               | ●              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (950～959) | <b>10.1.5 そ の 他 の 諸 雑 費</b> |    |              |                 |                | 890～940の項目に分類されない諸雑費。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 950       | 信 仰 ・ 祭 祀 費                 | ※  | S            | 基               | ●              | <p>寺の維持費、神社の氏子費、寺・神社への寄付及び信仰に関するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教会費 教会献金 宗教団体の会費</li> <li>○ さい銭 お札 お守 護摩 護摩木</li> <li>○ 納骨堂、墓地の管理料・使用料</li> <li>○ 寺の墓掃除代</li> </ul>                                                                                                                                                                    |
| 955       | 祭 具 ・ 墓 石                   | ※  | D            | 基               |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 神仏具 経机 提ちん 数珠 位牌 線香 ろうそく</li> <li>○ 墓石</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 956       | 婚 礼 関 係 費                   | ※  | S            | 選               |                | <p>宿泊、交通費は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 挙式の費用 結婚式費用</li> <li>○ 披露宴に用いる貸衣装代（花嫁、花婿に限る。）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                     |
| 957       | 葬 儀 関 係 費                   | ※  | S            | 基               |                | <p>宿泊、交通費は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 葬儀費用 法事費用</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 958       | 他 の 冠 婚 葬 祭 費               | ※  | S            | 基               |                | <p>956、957の項目に分類されない冠婚葬祭費。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 七五三（紐落し）、成人式費用</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 952       | 非 貯 蓄 型 保 険 料               | ※  | S            | 選               | ●              | <p>各種掛け捨て型の保険料。ただし、「429火災保険料」、「757自動車保険料（自賠償）」、「758自動車保険料（任意）」及び「759自動車保険料以外の輸送機器保険料」は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 傷害保険 旅行保険 ゴルファー保険</li> </ul>                                                                                                                                                                                     |
| 953       | 寄 付 金                       | ※  | S            | 基               | ●              | <p>世帯以外の団体などへの寄付金、祝儀などの移転的支出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般的寄付金</li> <li>○ 共同募金</li> <li>○ パザー現金寄付</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                         |
| 954       | 保 育 所 費 用                   | ※  | S            | 選               | ●              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所費用（3歳未満）</li> <li>○ 二重保育料</li> <li>○ 学童クラブ費</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 951       | 介 護 サ ー ビ ス                 | ※  | S            | 選               |                | <p>原則として、介護認定者が公的介護保険サービスを享受した時に支払う利用料。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅サービス（ホームヘルプサービス 介護器具レンタル）</li> <li>○ 通所サービス（デイサービス）</li> <li>○ 施設サービス（介護老人福祉施設 介護老人保健施設）</li> </ul>                                                                                                                                                              |

| 符 号                  | 項 目 名                           | 単位 | 財・サービス<br>区 分 | 支 出<br>弾 力 性<br>区 分 | 経 常<br>消 費<br>支 出 | 内 容 例 示                                                                                                                    |
|----------------------|---------------------------------|----|---------------|---------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 959                  | そ の 他                           | ※  | S             | 選                   |                   | 950～958の項目に分類されない「その他の諸雑費」。<br>○ 各種登録料<br>○ 各種手数料 振込手数料（郵便局，銀行）<br>○ 証明書代<br>○ 興信所調査費 弁護士依頼費<br>○ 荷物・家具などの保管料 借りロッカー代 貸金庫代 |
| (960・961)            | <b>10.2 こづかい(使途不明)</b>          |    |               |                     |                   | こづかいのうち使途が不明なもの。                                                                                                           |
| 960                  | 世 帯 主 こ づ か い<br>(単身世帯は「使途不明金」) | ※  |               | 選                   | ●                 |                                                                                                                            |
| 961                  | 他 の こ づ か い                     | ※  |               | 選                   | ●                 | 世帯主を除く世帯員こづかい。                                                                                                             |
| (970～973)<br>[2,4,6] | <b>10.3 交 際 費</b>               |    |               |                     |                   | 贈答用金品及び接待用支出並びに職場，地域などにおける諸会費及び負担費。                                                                                        |
| [2,4,6]              | <b>10.3.1 食 料</b>               |    |               |                     |                   | 贈答用品及び接待用支出<br>(注) 用途分類の場合のみ交際費として集計される。品目分類の場合は，それぞれの品目に分類される。                                                            |
|                      | <b>10.3.2 家 具 ・ 家 事 用 品</b>     |    |               |                     |                   |                                                                                                                            |
|                      | <b>10.3.3 被 服 及 び 履 物</b>       |    |               |                     |                   |                                                                                                                            |
|                      | <b>10.3.4 教 養 娛 楽</b>           |    |               |                     |                   |                                                                                                                            |
|                      | <b>10.3.5 他 の 物 品 サ ー ビ ス</b>   |    |               |                     |                   |                                                                                                                            |
| (970)                | <b>10.3.6 贈 与 金</b>             |    |               |                     |                   | 一般社会の慣行による自発的現金支出。持参金など世帯への譲渡金も含む。ただし，仕送り金，慰謝料は除く。                                                                         |
| 970                  | 贈 与 金                           | ※  |               | 基                   | ●                 | ○ せん別 香典 見舞金 謝礼金 祝儀<br>○ 持参金 結納金 財産分与金 遺産分与金                                                                               |
| (971～973)            | <b>10.3.7 他 の 交 際 費</b>         |    |               |                     |                   | 贈与金以外の交際費。                                                                                                                 |
| 971                  | つ き あ い 費                       | ※  |               | 選                   | ●                 | 親睦又は交際の要素のある会費。                                                                                                            |
| 973                  | 住 宅 関 係 負 担 費                   | ※  |               | 選                   | ●                 | 集合住宅などに住む際，必要な共益費などの負担費。<br>○ 共益費 住宅組合費 アパートの階段電灯代<br>○ マンションの冷暖房費・給湯料の負担費                                                 |
| 972                  | 他 の 負 担 費                       | ※  |               | 選                   |                   | 社会生活上やむを得ない半公課の意味をもつ定期的に支払われる会費又は負担費。<br>○ 町内費 町内自治会費 消防費 町内夜警費 街灯費<br>○ 同窓会費（クラス会は除く。） 県人会費 遺族会費<br>○ 労働組合費 職員組合費         |
| (980・981)            | <b>10.4 仕 送 り 金</b>             |    |               |                     |                   | 世帯票に記載のない者への生活費，下宿料，家賃，教育費などの全部又は一部を継続的に補助するための現金支出。                                                                       |
| 980                  | 国 内 遊 学 仕 送 り 金                 | ※  |               | 選                   | ●                 | 学校教育法に定める学校及び国内の予備校在学者に対する仕送り金。旅行費，クラブ活動費なども含む。                                                                            |
| 981                  | 他 の 仕 送 り 金                     | ※  |               | 選                   |                   | 980の項目に分類されないその他の生活補助を目的とした仕送り金。                                                                                           |

| 符 号               | 項 目 名                  | 内 容 例 示                                                                                                                  |
|-------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (070～079)         | <b>非 消 費 支 出</b>       | 勤労所得税，個人住民税などの直接税，社会保険料などの世帯の自由にならない支出及び消費支出に含まれない移転的支出。                                                                 |
| (070・071・075)     | 直 接 税                  |                                                                                                                          |
| 070               | 勤 労 所 得 税              | 所得税法第28条第1項に定める給与所得に対して課税される所得税。                                                                                         |
| 075               | 個 人 住 民 税              | 地方税法に定める個人に対する道府県民税及び市町村民税。東京都民税及び特別区民税も含む。<br>○ 道府県民税（都民税）<br>○ 市町村民税<br>○ 特別区民税（区民税）                                   |
| 071               | 他 の 税                  | 070，075の項目に分類されない直接税。<br>○ 所得税（勤労所得税を除く。） 贈与税 相続税<br>○ 不動産取得税 自動車税<br>○ 都市計画税 固定資産税<br>○ 登録免許税<br>○ 収入印紙（医師，薬剤師などの免許登録料） |
| 〔073・074・076・077〕 | 社 会 保 険 料              | 各種社会保険的性格を有する法律に基づき納入する保険料。                                                                                              |
| 073               | 公 的 年 金 保 険 料          | 国庫負担金を伴う各種年金保険料。<br>○ 厚生年金 国民年金<br>○ 各種共済組合等掛金（長期）                                                                       |
| 074               | 健 康 保 険 料              | 業務外の原因により生じた疾病，負傷などに関する医療費の給付を目的とする公的保険料。（一部，健康保険料と分割されていない介護保険料を含む。）<br>○ 国民健康保険料 健康保険料<br>○ 各種共済組合等掛金（短期）              |
| 077               | 介 護 保 険 料              | 40歳以上の人を対象とし，本人が介護を必要としたときに介護サービスが受けられる公的社会保険料。<br>○ 第1号被保険者（65歳以上）<br>○ 第2号被保険者（40歳～64歳）                                |
| 076               | 他 の 社 会 保 険 料          | 073，074，077の項目に分類されない社会保険料。<br>○ 雇用保険料（失業保険）                                                                             |
| 079               | 他 の 非 消 費 支 出          | 070～077の項目に分類されない非消費支出。<br>消費支出に含まれない移転的支出。<br>○ 盗難金 弁償金 示談金 罰金<br>○ 慰謝料<br>○ 電気・ガス・水道などの滞納金                             |
| (080～089・092)     | <b>実 支 出 以 外 の 支 出</b> | 預貯金の預け入れ，投資，資産購入，借金返済など手元から現金が支出されるが，一方で資産の増加，あるいは負債の減少を生じる支出。                                                           |
| 080               | 預 貯 金                  | 銀行，郵便局，信用金庫などの金融機関への預入金。                                                                                                 |
| (083・092)         | 保 険 掛 金                | 貯蓄的要素のある保険掛金。個人，企業年金も含む。                                                                                                 |
| 083               | 個 人 ・ 企 業 年 金 保 険 掛 金  | 個人が原資をすべて拠出する私的年金の掛金及び個人と勤務先の企業，団体が原資を共同で拠出する私的年金の掛金。<br>○ 個人年金 個人年金信託<br>○ 退職年金 適格年金 厚生年金基金<br>○ 確定拠出年金                 |

| 符 号   | 項 目 名           | 内 容 例 示                                                                                                                          |
|-------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 092   | 他 の 保 険 掛 金     | 083の項目に分類されない貯蓄的要素のある保険の掛金。<br>○ 生命保険 簡易保険                                                                                       |
| 086   | 有 価 証 券 購 入     | 株式、債券の購入金及び信託への払込金。手数料も含む。<br>○ 国債 地方債 社債 金融債<br>○ 貸付信託 金銭信託 投資信託<br>× 学校債券→089<br>× ゴルフ会員券→089                                  |
| 088   | 土 地 家 屋 借 金 返 済 | 土地、家屋購入のための借入金の返済金。<br>○ 住宅金融公庫返済金 住宅ローン<br>○ 土地・家屋購入の月賦払                                                                        |
| 082   | 他 の 借 金 返 済     | 088の項目に分類されない借入金（現金）の返済金。<br>○ 奨学金の返済<br>○ 質受出金<br>○ カードローン                                                                      |
| 084   | 分割払購入借入金返済      | 商品及びサービスの購入に伴う2回以上の分割払いのもの。<br>○ 信販払                                                                                             |
| 085   | 一括払購入借入金返済      | 商品及びサービスの購入に伴う一括払いのもの。<br>○ ボーナス時の一括払<br>○ 酒屋、米屋、雑貨屋などの掛買払                                                                       |
| 087   | 財 産 購 入         | 土地、家屋など不動産の購入金。仲介手数料も含む。                                                                                                         |
| 089   | そ の 他           | 080～088、092の項目に分類されない実支出以外の支出。<br>○ 貸金 立替金 敷金 入院保証金<br>○ ゴルフ会員権<br>○ 学校貸付金 学校債券<br>○ 生活協同組合、信用組合などの出資金、入会金、増資金、積立金<br>○ 金の延べ棒 金貨 |
| (090) | 繰 越 金           | 翌月への手持ち現金の繰越金。                                                                                                                   |
| 090   | 繰 越 金           |                                                                                                                                  |

## 再掲項目の分類内容

| 項 目           | 内 容                                                                                                                                                                                             |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教 育 関 係 費     | 39X 学校給食<br>565 男子用学校制服<br>575 女子用学校制服<br>731 鉄道通学定期代<br>734 バス通学定期代<br>770～792 教育<br>807 書斎・学習用机・いす<br>821 筆記・絵画用具<br>825 ノートブック<br>827 他の学習用消耗品<br>828 他の学習用文房具<br>925 通学用かばん<br>980 国内遊学仕送り金 |
| 教 養 娯 楽 関 係 費 |                                                                                                                                                                                                 |
| 1 耐 久 財       | 492 室内装飾品<br>801 テレビ<br>802 ステレオセット<br>803 携帯型音楽・映像用機器<br>813 ビデオデッキ<br>810 パーソナルコンピュータ<br>804 カメラ<br>811 ビデオカメラ<br>806 楽器<br>809 他の教養娯楽用耐久財                                                    |
| 2 読 書         | 850 新聞<br>851 雑誌・週刊誌<br>854 書籍<br>859 他の印刷物                                                                                                                                                     |
| 3 聴 視 ・ 観 覧   | 88A NHK放送受信料<br>88B ケーブルテレビ受信料<br>880 他の受信料<br>882 映画・演劇等入場料<br>884 文化施設入場料                                                                                                                     |
| 4 旅 行         | 730 鉄道運賃<br>733 バス代<br>737 航空運賃<br>860 宿泊料<br>861 国内パック旅行費<br>862 外国パック旅行費<br>926 旅行用かばん                                                                                                        |
| 5 ス ポ ー ツ     | 832～834 運動用具類<br>883 スポーツ観覧料<br>881 スポーツ施設使用料                                                                                                                                                   |

| 項 目           |     | 内 容                           |  |
|---------------|-----|-------------------------------|--|
| 6 月 謝         | 875 | 語学月謝                          |  |
|               | 870 | 他の教育的月謝                       |  |
|               | 876 | 音楽月謝                          |  |
|               | 871 | 他の教養的月謝                       |  |
|               | 872 | スポーツ月謝                        |  |
|               | 874 | 家事月謝                          |  |
|               | 879 | 他の月謝類                         |  |
| 7 会費・つきあい費    | 888 | 諸会費                           |  |
|               | 971 | つきあい費                         |  |
| 8 他 の 教 養 娯 楽 | 812 | 教養娯楽用耐久財修理代                   |  |
|               | 836 | テレビゲーム                        |  |
|               | 837 | 他のがん具                         |  |
|               | 838 | フィルム                          |  |
|               | 846 | 音楽・映像用未使用メディア                 |  |
|               | 845 | 音楽・映像収録済メディア                  |  |
|               | 840 | 切り花                           |  |
|               | 848 | ペットフード                        |  |
|               | 84X | 動物病院代                         |  |
|               | 841 | 他の愛がん動物・同用品                   |  |
|               | 847 | 園芸品・同用品                       |  |
|               | 843 | 手芸・工芸材料                       |  |
|               | 849 | 電池                            |  |
|               | 842 | 他の教養娯楽用品                      |  |
|               | 844 | 教養娯楽用品修理代                     |  |
|               | 886 | 遊園地入場・乗物代                     |  |
|               | 885 | 他の入場・ゲーム代                     |  |
|               | 887 | 現像焼付代                         |  |
|               | 88X | 教養娯楽賃借料                       |  |
|               | 88Y | インターネット接続料                    |  |
|               | 889 | 他の教養娯楽サービスのその他                |  |
| 移 転 支 出       | 970 | 贈与金                           |  |
|               | 980 | 国内遊学仕送り金                      |  |
|               | 981 | 他の仕送り金                        |  |
| 経 常 消 費 支 出   |     | 「Ⅲ 収支項目分類及びその内容例示」の経常消費支出欄参照。 |  |
| 情 報 通 信 関 係 費 | 762 | 固定電話通信料                       |  |
|               | 763 | 移動電話通信料                       |  |
|               | 88A | NHK放送受信料                      |  |
|               | 88B | ケーブルテレビ受信料                    |  |
|               | 880 | 他の受信料                         |  |
|               | 88Y | インターネット接続料                    |  |

## 付録11 家計調査に関する刊行物

家計調査の結果は、調査の翌月末から順次公表し、インターネットから入手することができます。

総務省統計局では、毎月の家計調査の結果をまとめた速報冊子や月報のほか、1年間の詳細な結果、調査の解説などを掲載した年報を刊行しています。

月報及び年報は、統計局統計図書館、都道府県庁統計主管課及び都道府県立図書館で閲覧できます。また、速報冊子は統計局統計図書館及び都道府県庁統計主管課で閲覧できます。

### ◎インターネット

最新の家計調査の結果のほか、家計調査に関連する各種トピックスもインターネットを通じて提供しています。ホームページのアドレスは、<http://www.stat.go.jp/>です。

### ◎刊行物

#### ●家計調査速報（公表日以降に刊行）

##### <二人以上の世帯>

直近の調査結果による収入と支出、対前年同月増減率を中心に用途分類別に掲載しています。

##### <総世帯及び単身世帯>

直近の調査結果による四半期ごとの収入と支出、対前年同期増減率などを掲載しています。

#### ●家計調査報告（月報）

毎月公表している家計収支編の二人以上の世帯の詳細な結果を掲載して



います。3月分、6月及び9月分の「月報」には四半期平均の結果を、12月分には四半期平均と年平均の結果も掲載しています。また、「年間収入五分位階級別」の結果なども掲載しています。(毎翌々月の下旬刊行)

その他、総世帯、単身世帯、貯蓄・負債編及び家計消費指数の結果も掲載しています。

## ●家計調査年報

### <<家計収支編>>

総世帯の年平均結果の時系列、地域別、世帯属性別などの結果のほか、二人以上の世帯及び単身世帯の年平均結果の時系列表などを掲載しています。また、年間の家計の動向の概要についても掲載し、英訳が付されています。(毎年6月頃刊行)

### <<貯蓄・負債編>>

二人以上の世帯の貯蓄と負債の現在高及び貯蓄・負債現在高階級別の家計収支などの結果を掲載しています。

また、以下のような家計調査以外の報告書があります。

## ●貯蓄動向調査報告

消費者世帯の貯蓄と負債の現在高及び住宅の購入計画の有無などの結果を掲載しています。(平成12年まで)

## ●単身世帯収支調査年報

単身世帯について年平均結果及び年度平均結果の平成7年からの系列のほか、世帯属性別、地域別などの結果を掲載しています。(平成13年まで)

## ●家計消費状況調査年報

IT関連の機器・サービスの保有及び利用状況について四半期及び年平均の結果を掲載した(IT関連項目)編を刊行しています。また、家計支出のうち高額消費についての結果についても刊行する予定です。

なお、付録12に示した総合報告書では、過去の調査結果を時系列にまとめています。

## ◎刊行物の入手

速報を除く刊行物は都道府県立図書館に送付されているほか、(財)日本統計協会から入手することができます。

(財)日本統計協会

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-4-6 メイト新宿ビル6階

Tel. : (03) 5332-3151 (代表)

FAX: (03) 5389-0691

E-mail: jsa@jstat.or.jp

また、速報を除く刊行物は、全国10か所の政府刊行物サービス・センター、全国各地の政府刊行物サービス・ステーション(官報販売所)でも取り扱っています。

問い合わせ先: 霞が関政府刊行物サービス・センター

Tel. : (03) 3504-3885

## 付録12 家計調査に関する資料

### 1. 家計調査の歴史

- [1] 日本統計研究会編「日本統計発達史」(昭和35年, 東京大学出版会)
- [2] 総理府統計局「総理府統計局八十年史稿」(昭和26年)
- [3] 同 「総理府統計局百年史資料集成」(第一巻上, 昭和48年)
- [4] 総務庁統計局「統計局・統計センター百二十年史」(平成4年)

の外[12], [13], [15]

### 2. 家計調査の標本設計

- [4] 総理府統計局「家計調査拡大改正について」(昭和39年)
- [5] 同 「家計調査参考資料第18号」(昭和43年)
- [6] 同 「家計調査参考資料第28号(家計調査の標本設計の概要)」  
(昭和53年)
- [7] 同 「家計調査参考資料第43号(家計調査の標本設計の概要)」  
(昭和57年)
- [8] 総務庁統計局「家計調査参考資料第51号(家計調査の標本設計の概要)」  
(昭和62年)
- [9] 同 「家計調査参考資料第57号(家計調査の標本設計の概要)」  
(平成4年)
- [10] 同 「家計調査参考資料第62号(家計調査の標本設計の概要)」  
(平成9年)
- [11] 総務省統計局「家計調査参考資料第66号(家計調査の標本設計の概要)」(平成14年)

### 3. 家計調査結果の総合報告書等

- [12] 総理府統計局「戦後10年の家計」(昭和31年)
- [13] 同 「家計調査 総合報告書(昭和21～37年)」(昭和39年)
- [14] 同 「戦後20年の品目別消費系列」(昭和49年)

- 〔15〕 同 「昭和38年～50年の家計」(昭和52年)
- 〔16〕 同 「昭和40年～50年家計調査の月次系列」(昭和52年)
- 〔17〕 同 「昭和16年10月～17年9月家計調査結果の概要」(昭和52年)
- 〔18〕 同 「昭和38年～55年の家計(新収支項目分類による遡及結果)」(昭和56年)
- 〔19〕 総務庁統計局「家計調査総合報告書(昭和21～61年)」(昭和63年)